

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

—その十三 九月九日の状、語注解—

萩原義雄

『庭訓往來註』九月九日の状〔本文翻刻〕

510 御法談之後常ニ可レ令ニ参仕言上ニ之旨相存候ノ処ニ依ニ公私念劇ニ令ルニ懈怠ニ之条越度之至リ背クニ佛意冥慮ニ改悔之外無クニ他候。抑近日執ニ行佛事大法会ヲ之事情奉リ拜^{シヤウ}請ニ貴寺ノ長老ヲ定メ申シ、當日ノニハ唱導ニ度候 礼拝ハ釈迦成道ノ時拜ルコト不レ知也。色界ノ五那含天ノ主浄居天来テ佛堂ヲ右ニ統ルコト三度又御足ヲ礼スル也。佛ニハ三礼神ニハ再拜スル也。自リレ此始也。〔謙堂文庫蔵四九左②〕

511 可ハレ被^レ召^ニ具^セ侍者 四品也。〔謙堂文庫蔵四九左⑥〕

512 聽^{チン}叫^{キヤウ} 香合ヲ持而従也。〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕

聽^{チン}叫^{キヤウ} 香合ヲ持而従也。〔左貫注四七右⑧〕

513 行者請客 請客ハ五侍者之一也。〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕

※請客頭ハ者方丈ノ行者也。司ニ法堂ニ也。〔天理図書館蔵『庭訓往來註』頭注書込〕

514 頭^{テウ}首^{シユ}斗^トリヲ光臨候者可^レ進^レ力者加輿^トヲ候可^レ有^レ御供養ニ条々 科註ニ曰^ク賤カ施^テ高ニ云^トレ供養ト云也。自^レ高施^レ賤ニ利益トハ云也。〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕

515 精舎 々々寺也。〔謙堂文庫蔵四九左⑨〕

516 一字 々々家也。〔謙堂文庫蔵四九左⑨〕

517 三重ノ塔婆 一重ハ宝級院ト云也。阿闍佛也。二重ヲ多宝ト云釈迦佛也。三重ハ彌勒五重ハ五地如来也。九重ハ大日如来也。小一重ハ支佛也。十三重ハ阿弥陀也。塔婆ハ梵語也。此ニハ云ニ方墳ト。又云レ靈廟ト。又云レ高建ト。佛滅度之時造^レ之也。即塔也。科註ニ曰^ク明大乘ヲ以テ金銀珍宝ヲ廣嚴飾シテ云ニ或ハ瓦泥土等。若ハ於廣野中積土ヲ成^レ佛廟ヲ。増一阿含ニ曰、佛ノ言四人ニ應^レ起^レ塔ヲ。輪王羅漢支佛等也。支佛ハ悟佛

法ノ因縁而入、深法性ニ。能為、世間也。輪王^ハ為^レ十善化^レ物ヲ応^レ起^レ塔。但シ未^レ晚^レ三界ノ諸有^ニ。故級也。如来塔^ハ十三層 {百尺也} 也。支佛^ハ十一層也。羅漢^ハ四層也。輪王ノ塔ニ无級云々。級^ハ重也。位也。有^レ童子二人。集^レ沙ヲ造^レ塔。戲ニ弘沙佛底沙佛ハ成也。乃至童子戯トテ仮ニ立ルモ成佛^ハ也。統紀ニ曰、佛入 - 滅ニ帝尺於^レ喜見城ニ立^レ四重^ニ也。又南史ニ曰、阿育王滅度ノ後、无^ニ佛舍利^ノ役^レ鬼神^ニ碎^レ七宝ヲ。未^レ一日一夜^ニ造^レ八方四千ノ塔^ニ云々也。〔謙堂文庫藏四九左⑨〕

518 金堂多宝塔 多宝也。釈迦也。〔謙堂文庫藏五〇右⑧〕

519 経蔵 欽明天王僧聽四年辛未ニ経自^レ唐渡蔵立也。〔謙堂文庫藏五〇右⑧〕

520 鐘楼 聖武天王天平十五年大佛殿ノ鐘数 {楼カ} 始也。〔謙堂文庫藏五〇右⑨〕

※天理図書館蔵『庭訓往來註』頭冠書込に、「左ニ鐘ハ聚也」と記載する。

521 食堂休所総門 大門ヲ云也。〔謙堂文庫藏五〇右⑨〕 {食堂僧堂也。座禅スル処一日一夜ハン也}

522 二階 上ノ付^レ門善也。〔謙堂文庫藏五〇左①〕

523 湯屋 有^レ風呂。北嶺自^レ相国寺^ニ始也。鉢陀菩薩ハ湯ノ音ニ得道故用也。

〔謙堂文庫藏五〇左①〕

※左貫注書込「湯屋風呂ト云事ハ鹿苑院ノ時ヨリ始也」

524 僧一坊金 - 色等ノ身 立像也。言ハ建ハ立且那ノ長ト等キ也。又後二条ノ関白山王ノ答ニ病ノ時北政所願ニ御身等身ノ薬師ノ像各七体作被^レ供養^ニ也。

〔謙堂文庫藏五〇左②〕

※左貫注書込「等身トハ存命ノ時我カタケナン尺ト取ソノ長ノタカサニ仏ヲ作ル也」

525 如来 止観ニ曰、垂^レ无^ニ智^ノ来^{カナフ}契^レ正覚^ニ。即如来也。〔謙堂文庫藏五〇左③〕

526 白檀 白磨云也。〔謙堂文庫藏五〇左③〕

527 座 - 像 如来座ハ一切法空也。〔謙堂文庫藏五〇左④〕

528 菩薩 自覚ノ尺ニ曰、菩ハ即上求。薩ハ即下化。又云上求菩提下化衆生云々。

〔謙堂文庫藏五〇左④〕

529 各脇侍二天 韋駄天毘沙門天也。〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕

530 刻^レ彫ス之^ニ細金彩 - 色ノ絵 - 像各一幅 上ニ佛師ト云註ニ委内典録曰、後漢明帝使^レ秦景^ニ往^ス中天竺月支国ニ上。得^レ優填王ノ彫像。尋ツイテ至^{シム}洛陽ニ。勅シテ圖^レ聖相ヲ。即漢土ノ画像始也。〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕

531 薄濃墨畫一對九曜曼多羅 唐ノ一行阿闍梨ハ玄宗ノ御持楊貴妃ニ立レ名ヲ。掛落国ニ被レ流仲ノ国ニハ三ノ道有リ。綸地道カエノ御幸ノ道遊地道トテ雜人ノ道關穴道トテ重科ノ者ノ行。一行ハ名ヲ立犯人故ニ關穴ニ遣ス。七日七夜ノ程不_レ見_二日月之光_一ヲ行也。冥々トシテ无_レ人モ深々トシテ山深行歩ニ千度迷シテ只函谷ニ鳥ノ一声計ニテ苔ノ凋衣千敢ス也。一行實ニ无_レ罪天道モ哀ミ現_二九曜ノ形ヲ給照_一一行ヲ也。一行則右ノ指ヲ食_二切テ左ノ袖ニ写ス_一九曜ヲ。和漢ノ真言之本尊也。九曜之曼多羅是也云々。

[謙堂文庫藏五〇左⑦]

532 書写摺写御經轉讀般若 慈覺大師清和天王御宇祈禱之時始也。

[謙堂文庫藏五一右②]

533 讀誦經王 看文曰讀也。不忘曰誦也。[謙堂文庫藏五一右②]

※左貫注「看_レ文曰_レ讀。不_レ忘曰_レ誦」

534 勤行ノ秘密法唱滿陀羅尼 タ々々ハ梵語也。即總持之義也。

[謙堂文庫藏五一右③]

535 護摩ノ檀 真言護摩ハ宮人湯立大爭佛ノ從子阿若橋陳如名ハ大器ト云。是人ハ先世ニ外道婆羅門火祠ノ法ヲ作ノ類俗也。今ノ真言ノ護摩ハ准_レ之。此火天ニ使ルノ事亦宮人火ノ爭ヲ自在ニスル也。仍爭_レ火謂也。護摩壇ハ四様也。息災增益敬愛調伏也。異本ニ護摩壇之三字無_レ之也。能々見合可_レ用_レ之也。[謙堂文庫藏五一右④]

536 念誦ノ真言 自_二方等部_一出也。東寺真言初祖ハ大日如来也。天武天王ノ時智鳳渡_レ之也。天台・法花經ヨリ出也。天台ハ章安妙樂傳教ト傳也。真言ハ自_二中天竺_一傳法スト也云々。[謙堂文庫藏五一右⑦]

537 稱名ノ念佛 説多。南无阿弥陀佛觀無量壽經ニ云曰、惣シテ念佛ニ付テ、至城信深信回向發願信ト、三種ノ信ヲ立ル_レ説、宝積經ニ曰、高声念佛スルハ魔軍退散也。般若經ニ曰、乱心ナレトモ念_レ佛スレハ乃至畢_レ苦。其福不_レ尽也。宝王論ニ曰、浴_二大海_一ヲ者ハ已ニ用_二百川_一ヲ有。浴トハ一枚ヲ身ニ^{アフル}浴_二ナラハ百川ヲ浴也云々。

[謙堂文庫藏五一右⑨]

538 九旬ノ供花 一夏之間ノ事也。[謙堂文庫藏五一左②]

539 一夏ノ之持齋 往来ノ者ニ施_二行食_一、又齋形ヲ護持スルヲ云也云々。

[謙堂文庫藏五一左②]

540 禪律斗藪ノ行人等 頭陀之行人。不期明日也。[謙堂文庫藏五一左③]

541 接待^{セツタイ}千僧供養非 - 人施 - 行等也。優填王始也。日本ニハ嵯峨天王始。

[謙堂文庫藏五一左③]

542 但佛布施并被物 灌頂之時、兒之黃作ノ太刀ニ素絹ヲ添テ持出也。絹布之類トモ云也云々。[謙堂文庫藏五一左④]

543 録 - 物 - 等ノ用意輕賤也 錢也。又棒録引出物等歟。[謙堂文庫藏五一左⑤]

544 且擬^{ナソラヘ}御助成ニ可^{キシテ}被^レ執^ル行^ハ之ヲ^ニ雖^レ非^ト御讚嘆^ヲノ儀ニ以^テ啓^ス白^ス斗^ハ啓白ハロ斗始コト也。[謙堂文庫藏五一左⑥]

※讚嘆 説法ナトスル様心也。[国会図書館蔵『左貫注庭訓』書込]

※——ハロバカリ始メヨト云心也。——トハ禪家ノ禪家ノ啓建ト同意也。

[国会図書館蔵『左貫注庭訓』書込]

※啓白トハ禪家ノ啓建ト同意也。又啓白ハ仏ニ白スト云心也。

[天理図書館蔵『庭訓往來註』書込]

545 可^{ナラ}被^レ鳴^ル一^ニ磬ヲ^ニ候也。一向ニ仰^テ御哀憐^ニ恐々敬白

[謙堂文庫藏五一左⑦]

546 九月九日 佩茱萸食餌飲菊酒。令長壽、又採茱萸、即万吉、又長生也。尺素日、菊花ノ辺ノ赤飯ハ九日ノ興味也。[謙堂文庫藏五一左⑩]

547 沙弥 驅烏沙弥自^ニ十歳^ニ至^ル十五^ニ。應法々自^ニ十六^ニ。至^ル十九名字沙弥ハ至^ル廿歳^ニ。六位上司ハ

當^ニ五位^ニ也。[謙堂文庫藏五二右①]

548 謹上侍者御中 [謙堂文庫藏五二右①]

《語彙一覽》

510 「法談」(2004.04.13)。「參仕」(2004.04.14)。「言上」(2004.04.15)。「相存」(2004.04.16)。「公私」(2001.10.06)。「惣劇{忿劇}」(2003.02.03)。「懈怠」(2003.05.22)。「越度」(2003.06.16)。「佛意」(2004.04.17)。「冥慮」(2004.04.18)。「改悔」(2004.04.19)。「無^レ他」(2004.04.20)。「近日」(2002.07.16)。「執行」(2003.08.09)。「佛事」(2004.04.21)。「大法會{大法會}」(2004.04.22)。「拝請」(2004.04.23)。「貴寺」(2004.04.24)。「長老」(2004.04.25)。「當日」(2004.04.26)。「唱導」(2004.04.27)。「定

申」(2004.04.28)。

511 「召具」(2004.04.29)。「侍者」(2004.04.30)。

512 「^{チンキヤ}聴叫_ケチモラウ」(2000.09.09)。

513 「行者」(2004.04.29)。「請客シンカ」(2004.05.01)。

514 「頭首」(2004.05.02)。「光臨」(2002.03.29)。「力者」(2002.01.15)「夫力者」
→(2004.05.03)。「駕輿丁」(2004.05.04)。「御供養」(2004.05.05)。「条々」(2004.05.06)。

515 「精舎」(2004.05.07)。

516 「一字」(2000.10.30)。

517 「三重」(2004.05.08)。「塔婆」(2004.05.09)。

518 「金堂」(2004.05.10)。「多宝塔」(2004.05.11)。

519 「経蔵」(2000.12.22)。

520 「鐘樓」(2000.12.21)。

521 「食堂」(2004.05.12)。「休所」(2004.05.13)。「總門」(2004.05.14)。

522 「二階」(2004.05.15)。

523 「湯殿」→「湯屋」(2000.12.23)。

524 「僧坊」(2004.05.16)。「金色」(2000.12.25)。「等身」(2004.05.17)。

525 「如来」(2000.12.24)。

526 「白檀」(2004.05.18)。

527 「座像」(2004.05.19)。

528 「菩薩」(2004.05.20)。

529 「脇侍」(2004.05.21)「二天」()。

530 「刻彫」(2004.05.22)。「細金」(2004.05.23)。「彩色」(2004.05.24)。「繪像」
(2004.05.25)。「一輻」(2004.05.26)。

531 「薄濃」(2004.05.27)。「墨畫」(2004.05.28)。「一對」(2003.05.05)。「一行阿闍
梨」(2000.10.30)。「九曜」(2000.07.15)。「曼多羅」(2004.05.29)。

532 「書寫」(2004.05.30)。「摺写」(2004.05.31)。「御經」(2004.06.01)。「転讀」
(2000.12.08)。「般若」(2004.06.02)。

533 「讀誦」(2004.06.03)。「經王」(2004.06.04)。

534 「勤行」(2004.06.05)。「秘密法」(2004.06.06)。「唱滿」(2004.06.07)。「陀羅尼」

(2004.06.08)。

535 「護摩」元 233 ④。「檀」(2004.06.09)。

536 「念誦」(2004.06.10)。「真言」(2004.06.11)。

537 「称名」(2004.06.12)。「念仏」(2004.06.13)。

538 「九旬」(2004.06.14)。「供花」(2004.06.15)。

539 「一夏」(2004.06.16)。「持齋」(2004.06.17)。

540 「禪律」(2004.06.18)。「斗藪(抖藪)」(2004.06.19)。「行人」(2004.06.20)。

541 「接待」(2004.06.21)。「千僧供養」(2000.01.01)。「非人」(2004.06.22)。「施行」(2002.09.12)。

542 「布施」(2004.06.23)。「被物」(2004.06.24)。

543 「祿物」(2004.06.25)。「用意」(2002.10.03)。「輕賤」(2003.04.02)。

544 「擬」(2004.06.26)。「助成」(2002.02.07)。「執行」(2003.08.09)。「讚嘆」(2004.06.27)。「啓白」(2004.06.28)。

545 「一磬」(2004.06.29)。「一向」(2004.06.30)。「哀憐」(2004.07.01)。「敬白」(2004.07.02)。

546 「重陽」(2000.08.00)。

547 「沙弥」(2004.07.03)。

548 「侍者」(2004.04.30)。「謹上」(021-2006.03.15)。「御中」(2004.07.04)。

語彙

0909-001 「法談(ホフダン)」(510-2004.04.13)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「保」部に、

^{ダン}法談。〔元龜二年本 42 ④〕〔静嘉堂本 46 ④〕

^{タン}法談。〔天正十七年本上 24 オ④〕

とあって、標記語「法談」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月九日の状に、

御法談之後常可令參仕言上之旨相存候之處依公私忿劇令懈怠之条越
度之至背仏意冥慮改悔外無他候〔至徳三年本〕

御法談之後常可令參仕言上之旨相存候之處依公私忿劇令懈怠之條越

度之至背佛意冥慮改悔之外無他候〔宝徳三年本〕

御法談之後常可令參仕言上之旨相存候之處依公私忿劇令懈怠之条越
度至背仏意冥慮改悔之外無他候〔建部傳内本〕

御法談ノ之後常ニ可^{ソウゲキ}參拜仕ル^ル之旨相存^シ候處ニ依テ^テ公私ノ忿劇^ニ令^レニ
懈怠^セ之条越度ノ之至背^クニ^{ガイケ}仏意冥慮ヲ^シ改悔之外無^ク他候〔山田俊雄藏本〕

御法談之後^{ソウゲキ}常^ニ可^{キレ}令^レ參仕言上^セ之旨相^イ存^シ候之處ニ依^テレ^テ公私
忿劇^ニ令^ルニ^{ソウゲキ}懈怠^セ之条越度之至^リ背^キニ^イ仏意ノ冥慮^ニ改悔之外无^クレ
他〔経覺筆本〕

御法談之後常ニ可^レ令^レ參仕言上^シ之旨相存候之處ニ依^レ公私ノ忿劇^ニ令^ルニ^{ソウゲキ}懈怠^セ之条越度ノ之至^リ背^クニ^{ソムク}仏意ノ冥慮^ニ改悔之外無^クニ^{フツイ}他
〔文明十四年本〕

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「法談」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「法談」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「法談」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{ホフダン}法談ノリ、カタル〔入・平〕。〔態藝門 102 ②〕

とあって、標記語「法談」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

^{タン}法談。〔弘・言語進退門 35 ⑦〕 ^{ホウタン}法談。〔両・言語門 38 ④〕
^{モン}法^エ文^{リヤウ}一^{ホツサウ}會^{ヨウ}。一^ケ令^{ホツケ}。一^{モン}相^{タン}。一^{デウ}用^{ラク}。一^ム家^{シキ}。一^ム華^{シキ}。一^ム門^{シキ}。一^ム談^{シキ}。一^ム條^{シキ}。一^ム樂^{シキ}。
一^ム務^{シキ}。一式。〔永・言語門 34 ⑥〕

^{ホウモン}法^{ホウ}文^{モン}一^{ホウ}會^{モン}。一^{ホウ}令^{モン}。一^{ホウ}用^{モン}。一^{ホウ}家^{モン}。一^{ホウ}華^{モン}。一^{ホウ}門^{モン}／一^{ホウ}談^{モン}。一^{ホウ}條^{モン}。一^{ホウ}樂^{モン}。一^{ホウ}務^{モン}。一式。
一^{ホウ}衣^{モン}／一^{ホウ}流^{モン}。〔堯・言語門 31 ⑦〕

とあって、弘治二年本と両足院本に標記語「法談」の語を収載し、他本は標記語「法文」の巻頭字「法」の熟語群として「法談」の語を記載する。また、易林本『節用集』には、

^{ホウタン}法談。〔乾坤門 14 ⑤〕

とあって、標記語「法談」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』・『運歩色葉集』・弘治二年本と両足院本『節用集』・易林本『節用集』などに標記語「法談」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

510 御法談之後常_ニ可_レ令_ム參仕言上_ニ之旨相存候_ノ處_ニ依_テ公私忿劇_ニ令_ル懈怠_ノ之條越度_ノ之至_リ背_ク佛意冥慮_ニ改悔_ノ之外無_ク他候。抑近日執_レ行佛事大法會_ヲ之事候奉_リ拜_シ請_シ貴寺ノ長老_ヲ定_メ申_シ、當日ノノハ唱導_ニ度候 礼拝ハ釈迦成道ノ時拜ルコト不_レ知也。色界ノ五那含天ノ主浄居天來テ佛堂_ヲ右ニ統ルコト三度又御足_ヲ礼スル也。佛ニハ三礼神ニハ再拜スル也。自_リ此始也。〔謙堂文庫蔵四九左②〕

とあって、標記語「法談」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

御法談^{ダン}之後^{ツネ}常^{サンシ}ニ可^{アイ}令^シム^{ソウケキ}參仕言上^シニ之旨^{ソウケキ}ヲ相存候處^シニ依^シテ^{ソウケキ}公私ノ忿劇^シニ令^{ケタイ}ル^{ケタイ}懈怠^{ツネ}ノ之^{ツネ}ヲ條越度^{ツネ}ノ之^{ツネ}至^{ツネ}背^{ツネ}佛意^{ツネ}冥慮^{ツネ}ニ改悔^{ツネ}ノ之外無^{ツネ}ク^{ツネ}他候^{ツネ}。抑^{ツネ}近日執^{ツネ}行^{ツネ}ノ佛事大法會^{ツネ}ヲ事^{ツネ}ニ候奉^{ツネ}リ^{ツネ}拜^{ツネ}シ^{ツネ}請^{ツネ}シ^{ツネ} 御法談トテ經論ヲ讚嘆スルナリ。〔下 27 オ①〕

とあって、この標記語「法談」とし、語注記は「御法談とて、經論を讚嘆するなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

御法談^{ごほうたんの}之後^{のち}／御法談^{ごほうたんの}之後^{のち}。法談^{ぶつたう}ハ仏道^{かうしやく}の事^ごを講釈^{だんぎせつほう}するを云^ご。談義^{だんぎ}說法^{せつほう}などしいふにおなし。〔74 オ①〕

とあって、この標記語「法談」の語を収載し、語注記は「仏道の事を講釈するを云ふ。談義・說法などしいふにおなじ」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

御法談^{ごほうたんの}之後^{のちつね}常^{さんしんじやう}ニ參仕言上^しせ令^しむ^し可^しき^し之旨^{のむねあいぜん}相存^のずる^の之^の處^の公^の私^のの^の恩劇^のに依^のテ^の依^のテ^の懈怠^のせ^の令^のむ^のる^の之^の條^の越度^の之^の至^の背^の佛意^の冥慮^のニ^の改悔^のノ^の之外^の無^のク^の他^の候^のふ。／御法談^{ごほうたんの}之後^{のち}。常^{じやう}ニ^の可^のキ^の令^のム^の參仕言上^のセ^の之旨^の。相存^{さうぞん}ズル^の之^の處^の。依^よテ^の公^の私^のノ^の忿劇^のニ^の。令^しム^のル^のニ^の懈怠^のセ^の之^の條^の。越度^{えつた}之^の至^の。背^へキ^の佛意^の冥慮^のニ^の。後悔^{ごうかい}ノ^の之外^の無^のク^の他^の候^のフ。▲法談^{だんぎせつほう}ハ談義^{だんぎ}說法^{せつほう}いづれも同じ。佛法^{ぶつぽふ}をとときさとすをいふ。

〔54 オ⑦～ウ⑤〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ごほふだん ののちつねべき しむ さんしごんじやう のむねあひぞん のところより こうし そうげき
 御法談之後常可_レ令_ニ參仕言上_セ之旨相存_ズ之_レ處依_テ公私の忿劇_ニ
 し けだい のでうおちどのいた そむ ぶついまやうりよ こうくわいのほかなく たさふらふ
 令_レむる_ニ懈怠_一之條越_レ度_ニ之_レ至_リ背_キ佛意冥慮_ニ後悔_レ之外無_レ他_一候 ▲法
 談ハ談義説法いつれも同じ。佛法をとときさとすをいふ。〔97ウ①～98オ③〕

とあって、標記語「法談」の語を収載し、その語注記は、「^{だんぎ}談義・^{せつほふ}説法いつれも同じ。
^{ぶつほふ}佛法をとときさとすをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fôdan, ホフダン（法談） 教法の説教. § Fôdanuo suru. (法談をする) 教法の説教をする. Apostolo tachiua govoqiteuo gofôdan nasareta. (アポストロたちは御掟を御法談なされた) アポストロ (Apostolos 使徒) たちは、デウス (Deos 神) の掟について説教なさった. [邦訳 256 r]

とあって、標記語「法談」の語の意味は「教法の説教」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ほふ-だん [名] 【法談】 法義の談話。殊に、一向宗にて、信徒に、其宗旨の趣意を説き聽かすること。浄土宗にて、談義と云ひ、日蓮宗にて、説法と云ふ、皆同じ。法話。易林本節用集（慶長）上、言辭門「法談、ホフダン」庭訓往來、九月「御法談之後、常可_レ令_ニ參仕言上_セ之旨、云云」太平記、二、阿新殿事「この程常に法談なんどし給ひける僧來りて、葬禮形の如く取營み」〔1850-5〕

とあって、標記語「ほふ-だん [名] 【法談】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ほう-だん【法談】 [名]（「説法談義」の意）仏語。仏法のことわりや要義を説ききかせること。また、その談話。説法。説教。談義」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

將軍家、御參壽福寺御佛事之後、於方丈、及法談〈云云〉《訓み下し》將軍家、壽福寺ニ御參り。御仏事ノ後、方丈ニ於テ、^{ホウダン}法談ニ及ブト〈云云〉。《『吾妻鏡』建暦元年七月十五日の条》

0909-002 「參仕 (サンシ)」 (510-2004.04.14)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「左」部に、

參仕。〔元龜二年本 30 ④〕

參仕。〔静嘉堂本 30 ④〕

參仕。〔天正十七年本上 16 オ④〕

とあつて、標記語「參仕」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』九月九日の状に、

御法談ノ之後常ニ可ニ參拜仕ル_ル之旨相存シ候處ニ依テ_テ公私ノ^{ソウケキ}忿劇ニ_ニ令
ニ_ニ懈怠_ニ之条越度ノ之至背_クニ_ニ仏意冥慮ヲ_ヲ改悔之外無_レ他候

〔山田俊雄藏本〕

御法談之後_チ常ニ可_キレ令_レ參仕言上_セ之旨相_イ存_シ候之處ニ依_テレ公私^{ソウケキ}
^{ソウケキ}忿劇ニ_ニ令_ルニ_ニ懈怠_セ之条越度之至_リ背_キニ_ニ仏意^{ガイケ}ノ冥慮^{ミヤウリヨ}ニ_ニ改悔之外无_ク
レ他〔経覺筆本〕

御法談之後常ニ可_レ令_レ參仕言上_セ之旨相存候之處ニ依_レ公私ノ^{ソウケキ}忿劇ニ_ニ
令_ルニ_ニ懈怠_セ之条越度ノ之至_リ背_クニ_ニ仏意^{ガイケ}ノ冥慮^{ミヤウリヨ}ニ_ニ改悔之外無_クニ_ニ他

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「參仕」と記載し、山田俊雄藏本だけが「參拜仕ル」と記載する。訓みは経覺筆本・文明十四年本に「(サン) シ」とする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

參仕 サムシ。〔平・平濁〕〔前田本・佐部疊字門 53 オ②〕

參詣 ㄱ啓。 ㄱ拜。 ㄱ進。 ㄱ洛。 ㄱ陣。 ㄱ内。 ㄱ入。 ㄱ仕。 ㄱ期。

〔左部疊字門ウ②〕

とあつて、標記語「參仕」の語を収載し、訓みは「サムジ」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「參仕」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{サンシ}參仕マイル、ツカマツル〔平・上〕。〔態藝門 784 ⑤〕

とあつて、標記語「參仕」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

參仕。〔弘・言語進退門 16 ⑧〕〔兩・人倫門 15 ①〕

參仕。〔永・天地門 15 ③〕〔堯・人倫門 13 ③〕

とあって、標記語「參仕」の語を収載し、語注記は未記載とする。また、易林本『節用集』には、

參會 一列。一候。一社。一浴。一仕。一拜。一謁。一賀。
一籠。一詣。一内。一上。一向。一集。一著。一宮。

〔言辭門 180 ⑤〕

とあって、標記語「參會」の語注記熟語群として「參仕」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「參仕」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

510 御法談之後常ニ可レ令ニ參仕言上ニ之旨相存候ノ処ニ依ニ公私忿劇ニ
令レ懈怠ニ之ヲ条越度ノ之至背ニ佛意冥慮ニ改悔ノ之外無ク他候。抑
近日執ニ行ノ佛事大法會ヲ事ニ候奉リ拜ニ請シ貴寺ノ長老ヲ定メ申シ、
當日ノノハ唱導ニ度候 禮拜ハ釈迦成道ノ時拜ルコト不レ知也。色界ノ五那含
天ノ主浄居天来テ佛堂ヲ右ニ統ルコト三度又御足ヲ礼スル也。佛ニハ三礼神ニハ
再拜スル也。自リ此始也。〔謙堂文庫蔵四九左②〕

とあって、標記語「參仕」の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

御法談之後常ニ可レ令ムニ參仕言上ニ之旨ヲ相存候處ニ依テニ公私ノ忿劇
ニ令レ懈怠ニ之ヲ条越度ノ之至背ニ佛意冥慮ニ改悔ノ之外無ク他候。
抑 近日執ニ行ノ佛事大法會ヲ事ニ候奉リ拜ニ請シ 御法談トテ經論ヲ讚
嘆スルナリ。〔下 27 オ①〕

とあって、この標記語「參仕」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

常に參仕言上せ令む可き之旨ノ常ニ可キ令ムニ參仕言上セニ之旨。常トハ示
行也。參仕ハ給仕するを言。言上トハすべて目上なる人に物申すをいふなり。

〔74 オ②～③〕

とあって、この標記語「參仕」の語を収載し、語注記は「參仕は、給仕するを言ふ」

と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、
 ごほうだんののちつねさんしごんじやうしべのむねあいぞんのところこうしそうげきより
 御法談之後常に參仕言上せ令む可き之旨相存ずる之處公私の愆劇に依て
 けだいしのでうおちどのいたそむぶつみみやうりよそむこうくわいのほかたなさふら
 懈怠せ令むる之條越度之至り佛意冥慮に背き後悔之外他無く候ふ。／御
 法談之後。常ニ可キレ令ムニ參仕言上セ之旨。相存ズル之處。依テニ公私
 ノ愆劇ニ。令ムルニ懈怠セ之條。越度之至。背キニ佛意冥慮ニ。後悔之
 外無ク他候フ。▲參仕はまいりつかふまつと訓ず。給仕の義也。

[54 オ⑦～ウ⑤]

ごほうだんののちつねべきしむさんしごんじやうのむねあいぞんのところよりこうしそうげき
 御法談之後常可レ令ニ參仕言上セ之旨相存ずる之處依テニ公私の愆劇に
 しけだいのでうおちどのいたそむぶつみみやうりよこうくわいのほかなくたさふらふ
 令むるニ懈怠ニ之條越度之至り背キニ佛意冥慮に後悔之外無レ他候 ▲參
 仕はまありつかふまつと訓ず。給仕の義也。[97 ウ①～98 オ③]

とあって、標記語「參仕」の語を収載し、その語注記は「參仕は、まいりつかふまつ
 と訓ず。給仕の義なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）には標記語「參仕」の語は未収載にする。
 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には標記語「さん-し〔名〕【參仕】
 の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「さん-し【參
 仕】〔名〕拝礼を行うために、神社の本殿の前方に設けられた社殿。拝の屋」とあって、
 この『庭訓往來』の意義である「給仕の義」にあたる語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

禁闕・仙洞さび返り、參仕拝趨の人も無かりけり。《土井本『太平記』卷第二十一・
 天下時勢粧の事の条》

0909-003「言上（ゴンジャウ）」（510-2004.04.15）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「古」部に、

言上^{ジャウ}。〔元龜二年本 232 ③〕

言上^{コンジャウ}。〔静嘉堂本 266 ⑧〕

言上。〔天正十七年本中 62 オ⑦〕

とあって、標記語「言上」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月九日の状に、

御法談ノ之後常ニ可_レ参拜仕ル_レ之旨相存シ候處ニ依テ_レ公私ノ^{ソウケキ}忿劇ニ_レ令_レ解怠_レ之条越度ノ之至背ク_レ仏意冥慮^{ガイケ}ヲ_レ改悔之外無_レ他候

〔山田俊雄藏本〕

御法談之後^シ常ニ可_レ令_レ参_レ仕_レ言_レ上_レセ_レ之旨相_レイ_レ存_レシ_レ候_レ之_レ處_レニ_レ依_レテ_レ公_レ私_レノ^{ソウケキ}忿_レ劇_レニ_レ令_レル_レ解_レ怠_レセ_レ之_レ条_レ越_レ度_レ之_レ至_レリ_レ背_レキ_レノ^イ仏_レ意_レノ^{ミヤウリヨ}冥_レ慮_レニ_レ改_レ悔_レ之_レ外_レ無_レク_レ他_レ〔経覺筆本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「言上」と記載し、山田俊雄藏本にはこの「言上」の語は見えない。いずれの諸本にも訓みは未記載とする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「言上」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「言上」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{キン}謹_ツシム^{ゴンジヤウ}テ^{ツカマツル}言_上〔〇。上。去〕^{ツカマツル}仕_(ノシ)〔上〕。〔津部・態藝門 420 ⑥〕
^{ゴンジヤウ}言_上カミノケン・イフ、ノボル・アカル〔平・上去〕。〔古部・態藝門 674 ④〕

とあって、標記語「言上」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本『節用集』には、

^{ゴンジヤウ}言_上。〔弘・言語進退門 189 ⑧〕
^{ゴンジヤウ}言_上 一^{ヒン}便。〔永・言語門 155 ④〕
^{ゴンジヤウ}言_上 一^{ヒン}便。一語道断。〔兗・言語門 145 ③〕

とあって、標記語「言上」の語を収載し語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

^{ゴンゴ}言_語 一^{セツ}説。一^ク句。一^{シヤウ}上。一^{シツ}失。〔言語門 159 ③〕

とあって、標記語「言語」の熟語群として「言上」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「言上」の語が収載されていて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「言上」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

御法談之後常^{タン ツネ}ニ可^レ令^ム參^{サンシ}仕^シ言^{コト}上^ノ之^ノ旨^ヲ相^{アイ}存^ル候^キ處^ニ依^テ公^シ私^ノ之^ノ愆^ヲ劇^クニ令^ムル^ル懈^ケ怠^{タイ}之^ノヲ条^{ヨツト}越^イ度^{ソムキ}之^ノ至^キ背^キ佛^{ミヤウリ}意^{ヨウ}冥^{カイケ}慮^ノ改^メ悔^ムノ之^ノ外^ニ無^ク他^タ候^フ。抑^{ソモヘ}近^ト日^{トリ}執^ト行^トノ佛^ト事^ト大^ト法^ト會^トヲ事^トニ候^キ奉^ルリ拜^シ請^シ御法談トテ經論ヲ讀
嘆スルナリ。〔下 27 オ①〕

とあって、この標記語「言上」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

常^{つね}に參^{さんし}仕^{ごんじやう}言^し上^べせ令^のむ可^のき之^の旨^の／常^{めうへ}ニ可^レ令^ム參^シ仕^シ言^{コト}上^ノセ^ル之^ノ旨^ヲ。常^{めうへ}とハ品^メ行^ム也。參^シ仕^シハ給^ル仕^スる^ヲを言^フ。言^{コト}上^ノとハすべて目^メ上^ノなる人^ノに物^{モノ}申^スずをいふなり。

〔74 オ①〕

とあって、この標記語「言上」の語を収載し、語注記は、「言上とは、すべて目上なる人に物申すをいふなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

御法談之後常^{ごほうだんののちつね}に參^{さんし}仕^{ごんじやう}言^し上^べせ令^のむ可^のき之^の旨^の相^の存^のずる^の之^の處^の公^の私^の之^の愆^の劇^のに依^のて
懈^{けだい}怠^しせ令^のむ可^のき之^の條^の越^の度^の之^の至^のり佛^{ぶつ}意^い冥^{みやう}慮^{りよ}に背^{そむ}き後^{こう}悔^{かい}之^の外^の他^た無^なく候^{さふら}ふ。／御
法談之後。常^{めうへ}ニ可^レ令^ム參^シ仕^シ言^{コト}上^ノセ^ル之^ノ旨^ヲ。相^{あい}存^{ぞん}ズル^の之^の處^ノ。依^たテ公^{こう}私^し
ノ愆^の劇^のニ。令^むル^ル懈^せ怠^のセ^ル之^の條^ノ。越^い度^の之^の至^の。背^き佛^{ぶつ}意^い冥^{みやう}慮^{りよ}ニ。後悔^{こうかい}之^の
外^の無^く他^た候^ふ。▲言^{ごほうだん}上^のハ下^のより上^のへ對^のして物^の申^のずをいふ。〔54 オ⑦～ウ⑤〕
御法談之後常^{ごほうだん}可^の令^の參^{さんし}仕^{ごんじやう}言^し上^べせ令^のむ可^のき之^の旨^の相^の存^のずる^の之^の處^の依^のて公^の私^の之^の愆^の劇^のに
令^むる^ル懈^せ怠^の之^の條^ノ越^い度^の之^の至^のり背^き佛^{ぶつ}意^い冥^{みやう}慮^{りよ}に後悔^{こうかい}之^の外^の他^た無^なく候^{さふら}ふ ▲言
上^{ごほうだん}ハ下^のより上^のへ對^のして物^の申^のずをいふ。〔97 ウ①～98 オ④〕

とあって、標記語「言上」の語を収載し、その語注記は「言上ハ下より上へ對して物申すをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Gonjō. ゴンジャウ（言上） Mōxi aguru. (申し上ぐる) 貴人に話すこと。例、

Gonjō tucamaturu, l, toguru. (言上仕る, または, 遂ぐる). [邦訳 307 r]

とあって、標記語「言上」の語の意味は「(申し上ぐる) 貴人に話すこと」とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ごん-じやう [名] 【言上】^{かみ}上に、申し上ぐること。宋史、顔師伯傳「詳考-政最-、以、時言上」源平盛衰記、三十二、四宮御位事「軍士等の申状を以て、言上する計りな

り」〔1551-5〕

とあって、標記語「ごん-じゃう〔名〕【言上】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ごん-じょう【言上】〔名〕目上の人に述べること。申し上げること」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

但不申其實、爲御給構、自他所招青女之由言上〈云云〉《訓み下し》但シ其ノ実ヲ申サズシテ、御給構ノ為ニ、他所ヨリ青女ヲ招クノ由言上スト〈云云〉。《『吾妻鏡』治承四年十一月十日の条》

0909-004「相存（あいづん・じ）」（510-2004.04.16）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「阿」部に、「相手。^{アイテ}相姓。^{アイシヤウ}相圖。相白^ツ」^{シライ}」の四語を収載し、標記語「相存」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月九日の状に、

御法談ノ之後常ニ可ニ參拜仕ル^ル之旨相存シ候處ニ依テ^テ公私^{ソウケキ}ノ忿劇ニ^ニ令
ニ^ニ懈怠^セ之条越度ノ之至背ク^クニ^ニ仏意冥慮ヲ^ヲ改悔之外無^レ他候

〔山田俊雄藏本〕

御法談之後チ常ニ可^キレ令^レ參仕言上セ^セ之旨相^イ存シ候之處ニ依^レテ^テ公私^{ソウケキ}
忿劇^{ソウケキ}ニ^ニ令^ルニ^ニ懈怠^セセ^セ之条越度之至^リ背^キニ^ニ仏意^イ冥慮^{ミヤウリヨ}ニ^ニ改悔之外无^ク
レ^レ他〔經覺筆本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は「相存」とし、訓みは山田俊雄藏本「相存シ」、經覺筆本「相イ存シ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「相存」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「相存」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「相存」の語は未収載にあり、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「相存」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、標記語「相存」〔下 27 オ①〕とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

相存あいぞんし候之処／相存候之處此文段を返状の首段と并せ考ふるに過し比この入道侍者の寺にて住持の説法を聞き時深く仏法に帰依して常に住持の許にありて仏道の奥義を探ん。事を誓し事あるなるへし。然るに事の障りありて其誓ひも虚言となりしゆへそれを詫たる也。言こゝろハ御説法を承りし後つねハ御側にありて仏道の事承らんと思ひたりしにと也。〔74 オ③～⑥〕

とあって、この標記語「相存」の語を収載し、語注記はその意味内容について上記の如く言及記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

ごほうだんの のちつね さんしごんじやう し べ のむねあいぞん のところこうし そうげき より
御法談之後常に参仕言上せ令む可き之旨相存ずる之處公私の愆劇に依て
けだい し のでうおちどのいた ぶつみみやうりよ そむ こうくわいのほかた な さふら
懈怠せ令むる之條越度之至り佛意冥慮に背き後悔之外他無く候ふ。／御
法談之後。常ニ可キレ令ム参仕言上セ之旨。相存ズル之處。依テ公私
ノ愆劇ニ。令ムルニ懈怠セ之條。越度之至。背キ佛意冥慮ニ。後悔之
外無ク他候フ。▲言上ハ下より上ヘ對して物申すをいふ。〔54 オ⑦～ウ⑤〕
ごほうだん のちつねべき しむ さんしごんじやう のむねあいぞん のところより こうし そうげき
御法談之後常可レ令参仕言上セ之旨相存ずる之處依テ公私の愆劇に
し けだい のでうおちどのいた そむ ぶつみみやうりよ こうくわいのほかなく たさふらふ
令むるニ懈怠ニ之條越度之至り背キ佛意冥慮に後悔之外無レ他候 ▲言
上ハ下より上ヘ對して物申すをいふ。〔97 ウ①～98 オ④〕

とあって、標記語「相存」の語を収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、標記語「相存」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』、そして、現代の『日本国語大辞典』第二版には標記語「あいぞんじ【相存】〔動〕」の語は未収載にする。因って、『庭訓往来』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

諸事可被行正道之由、所相存候也《訓み下し》諸事正道ヲ行ハルベキノ由、相ソウ存ジンジ候フ所ナリ。《『吾妻鏡』文治二年四月三十日の条》

0909-005 「公私（コウシ）」（510-2001.10.06）⇒拙稿：駒澤短期大学研究紀要第30号平成14年3月刊『庭訓往來註』卯月五日の状0405-94「公私」^{コウシ}402頁～404頁参照。

0909-006 「忿劇（ソウゲキ）」（510-2003.02.03）⇒拙稿：駒澤大學総合教育研究部第一号【分冊1】2007年3月刊『庭訓往來註』六月十一日の状0611-172「忿劇」^{ソウゲキ}{忿劇}（390:2003.02.03）418頁～421頁参照。

0909-007 「懈怠（ケダイ）」（510-2003.05.22）⇒拙稿：駒澤大學総合教育研究部第四号2010年3月刊『庭訓往來註』七月卅日の状0730-10「懈怠」（438:2003.05.22）44頁～47頁参照。

江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

懈怠^{けだい}せ^{しむ}令^{でう}ル懈怠^セ之^ノ条。懈怠ハ皆おこたると讀。給仕せざるをいえる也。〔74オ⑥・⑦〕

とあって、語注記に「懈怠は、皆おこたると讀む。給仕せざるをいえるなり」と記載する。

0909-008 「越度（ヲツド）」（510-2003.06.16）⇒拙稿：駒澤大學総合教育研究部第四号2010年3月刊『庭訓往來註』七月卅日の状0730-41「越度」（440:2003.06.16）122頁～125頁参照。

江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

越度^{おつどのいた}之^ノ至^リ／越度^セ之^ノ至^ル。越度ハ法にたかひたる事也。〔74オ⑦・⑧〕

とあって、語注記に「越度は、法にたがひたる事なり」と記載する。

0909-009 「佛意（ブツイ）」（510-2004.04.17）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「福」部に、「佛法^{フツポフ}。佛師^シ。佛餉^{ジャウ}。佛果^{クワ}。佛像^{ゾウ}。佛殿^{デン}。佛号^{ガウ}。佛名^{ミヤウ}。佛説^{セツ}。佛祖^ソ。佛神^{ジン}。佛天^{テン}。佛力^{リキ}。佛經^{キヤウ}。佛道^{ダウ}。佛母^モ。佛語^ゴ。佛具^グ。佛供^グ。佛壇^{ダン}。佛通^{ツウ}。佛体^{タイ}。佛牙^ケ」の二十三語を収載するが、標記語「佛意」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月九日の状に、

御法談之後^{ソウケキ}常ニ可^レ令^レ參^シ仕^シ言^セ上^セ之旨相イ存^シ候之處ニ依^テレ公私
 忿劇^ニ令^ルニ^レ懈怠^セ之^レ条越度之至^リ背^キニ^レ仏意^ノ冥慮^ニ改悔^ノ之外无^ク
 他〔経覺筆本〕

御法談之後常ニ可^レ令^レ參^シ仕^シ言^セ上^セ之旨相存候之處ニ依^レレ公私ノ忿劇ニ
 令^ルニ^レ懈怠^セ之^レ条越度ノ之至^リ背^ニニ^レ仏意ノ冥慮^ニ改悔^ノ之外無^クニ^レ他

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「仏意」と記載し、訓みは文明十四年本に「フツイ」、経覺筆本に「(フツ)イ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「佛意」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「佛意」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

佛意^{フツイ}ホトケ、コ、ロ〔入・去〕。〔態藝門 648 ⑧〕

とあって、標記語「佛意」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には標記語「佛意」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』には、

佛事^{フツジ}一説^{セツ}。一語^ゴ。一詣^{ケイ}。一像^{サウ}。一教^{ケウ}。一陀^ダ。一後^ゴ。一性^{シヤウ}。一物^{モツ}。一法^{ホフ}。
 一知^チ。一惠^エ。一慧^エ。一前^{ゼン}。一具^グ。一心^{シン}。一果^{クワ}。一意^イ。一祖不傳^{ソフデン}。一恩^{オン}。

〔言辞門 152 ①〕

とあって、標記語「佛事」の語注記熟語群に「佛意」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』と易林本『節用集』に標記語「佛意」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「佛意」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「佛意」〔下 27 オ①〕とし語注記は未記載にする。

時代は降って、江戸時代の訂^訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、標記語「佛意」〔74 オ⑧～74ウ②〕の語を収載し語注記は未記載にする。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭

『訓往來講釈』には標記語「佛意」〔54 オ⑦～ウ⑤〕〔97 ウ①～98 オ④〕の語を収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

But-i. ブツイ（佛意） Fotoqeno cocoro.（仏の意） 仏（fotoqe）の意図，意志，あるいは，心．〔邦訳 681〕

とあって、標記語「佛意」の語の意味は「Fotoqeno cocoro.（仏の意） 仏（fotoqe）の意図，意志，あるいは，心」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「ぶつ-い〔名〕【佛意】」の語は未記載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ぶつ-い【仏意】〔名〕 仏のこころ。仏の思召し。仏心。ぶっち」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

此條、定相叶神慮佛意歟《訓み下し》此ノ条、定メテ神慮仏意ニ相ヒ叶ハンカ。《『吾妻鏡』 寿永三年二月二十日の条》

0909-010「冥慮（ミヤウリヨ）」（510-2004.04.18）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「見」部に、^{ミヤウシヨ}「冥助」^{カン}。冥感。^{バツ}冥罰。^ガ冥加。^{フク}冥福。^{チャウ}冥帳。^フ冥府。^{グワン}冥官」の八語を収載するが、標記語「冥慮」の語は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

御法談之後^{ソウケキ}常ニ可^レ令^レ參^シ仕言上セ^ニ之旨相イ存^シ候之處ニ依^テレ公私
忿劇ニ^ル令^ル懈怠セ^ニ之条越度之至リ背^キニ^イ仏意ノ^{ミヤウリヨ}冥慮ニ^{カイ}改悔之外无ク
他〔経覺筆本〕

御法談之後常ニ可^レ令^レ參^シ仕言上^ニ之旨相存候之處ニ依^レ公私ノ忿劇ニ^{ソムク}
令^ル懈怠セ^ニ之条越度ノ之至リ背^ニニ^{フツイ}仏意ノ^{ミヤウリヨ}冥慮ニ^{カイケ}改悔之外無ク他

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「冥慮」と記載し、訓みは経覺筆本・文明十四年本に「ミヤウリヨ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』

には標記語「冥慮」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、

冥慮^{リョ}。〔言辭門 149 ②〕

とあって、標記語「冥慮」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

冥慮^{ミヤウリョ}メイ・クラシ、ヲモハカル〔去・去〕。〔神祇門 894 ①〕

とあって、標記語「冥慮」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本『節用集』には、

冥慮^{ミヤウリョ}。〔弘・言語進退門 233 ⑤〕

冥慮^{ミヤウリョ}一加。一感。一助／一罰。一顯。一敷。〔永・言語門 194 ④〕

冥慮^{ミヤウリョ}一加。一感。一助／一罰。一顯。一敷。〔寛・言語門 184 ①〕

とあって、標記語「冥慮」の語を収載し、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には、

冥顯^{ミヤウケン}一加。一助。一慮。一罰。一感。一道。一監。〔言辭門 200 ⑤〕

とあって、標記語「冥顯」の語注記熟語群に「冥慮」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、『下學集』・広本『節用集』・弘治二年本・永祿二年本・寛空本『節用集』・易林本『節用集』に標記語「冥慮」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。ただし、『運歩色葉集』だけがこの語を未収載にしている、このことがなぜなのか、今後の課題として注目視されてくるところである。

さて、真字本『庭訓往來註』九月十三日の状には、標記語「冥慮」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「冥慮^{ミヤウリョウ}」〔下 27 オ①〕とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

佛意冥慮^{ぶついめうりよ}に背^{そむ}キ佛意冥慮^{おくふかく}ニ。冥ハ奥深くして推はかられぬを云。
冥慮^{そんりよけんりよ}とハ尊慮賢慮などいふこゝろなり。僧徳なるゆへ冥の字を用ゆ。冥罰の冥の字と一義なるへし。言こゝろハ仏のこゝろにも師乃心にも背きたりと也。
〔74 オ⑧～74 ウ②〕

とあって、この標記語「冥慮」の語を収載し、語注記は「冥は、奥^{おくふかく}深くして推はか

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

られぬを云ふ。冥慮とは、尊慮・賢慮などいふこゝろなり。僧徳なるゆへ冥の字を用ゆ。冥罰の冥の字と一義なるへし。言ふこゝろは、仏のこゝろにも師の心にも背きたりとなり」と記載する。これを頭書『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、
 御法談之後常ごほうだんののちつねに参仕言上さんしごんじやうせしむ可べき之旨相存のむねあいぞんずる之處のどころ公私こうしの怨劇そうげきに依よりて
 懈怠けだいせしむる之條の越度の之至のり佛意ぶつみやうりよ冥慮そむに背こうくわいき後悔のほかた之外な他無さふらく候ふ。／御
 法談之後。常ニ可キレ令ム参仕言上セ之旨。相存ズル之處。依テ公私
 ノ怨劇ニ。令ムルニ懈怠セ之條。越度之至。背キ佛意冥慮ニ。後悔之
 外無ク他候フ。▲冥慮冥ハ幽暗也。神佛の意ハあらハに人の知るべからざるの義。〔54 オ⑦～ウ⑤〕

御法談之後常ごほうだんののちつね可べレ令ム参仕言上さんしごんじやうセ之旨相存のむねあいぞんずる之處のどころ依よりテ公私こうしの怨劇そうげきに
 令ムルニ懈怠けだいセ之條の越度の之至のり背キ佛意ぶつみやうりよ冥慮そむに後悔のほかた之外な他無さふらレ候ふ ▲冥
 慮冥ハ幽暗也。神仏の意ハあらハに人の知るべからざるの義。

〔97 ウ①～98 オ④・⑤〕

とあって、標記語「冥慮」の語を収載し、その語注記は「冥慮、冥は、幽暗。神佛ゆうあん しんぶつの意ころは、あらはに人の知るべからざるの義」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Miōrio. ミャウリヨ（冥慮）すなわち, Cami fotoqeno naixô. (神仏の内証) 神 (Camis) や仏 (Fotoques) の内心, 意志。〔邦訳 4091〕

とあって、標記語「冥慮」の語の意味は「すなわち, Cami fotoqeno naixô. (神仏の内証)、神 (Camis) や仏 (Fotoques) の内心、意志。」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

みょう-りよ〔名〕【冥慮】〔冥冥の思慮の意〕神佛のおぼしめし。神慮。庭訓往來、
 九月「越度之至、背佛意冥慮、改悔之外無他候」太平記、三十九、諸大名讒
 道朝事「終に身を被し失けるも、只春日大明神の冥慮也と覺えたり」〔1952-1〕

とあって、標記語「みょう-りよ〔名〕【冥慮】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「みょう-りよ【冥慮】〔名〕はかりしれない神仏の配慮。めいりよ」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

仍轉讀分八百部、故欲啓白佛陀、如何者覺淵申云、雖不滿一千部、被啓白條、不スレ可レ

ソムク ミヤウリヨ
背_二冥慮_一者則供香花於佛前、啓白其旨趣。《訓み下し》仍テ転読分八百部、故ニ
仏陀ニ啓白セント欲ス、如何、テイレバ覺淵申シテ云ク、一千部ニ満タズト雖モ、啓
白セラレンノ条、冥慮_二背クベカラズ、テイレバ、則チ香花ヲ仏前ニ供ケ、其ノ旨
趣ヲ啓白ス。《『吾妻鏡』治承四年七月五日の条》

0909-011 「改悔（カイゲ）」（510-2004.04.19）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「賀」部に、「^{カイネン}改年。^{ケン}改元。
^{ドウ}改動。^{ヘン}改変。^{エキ}改易。^ホ改補。^{タイ}改替」の七語を収載し、標記語「改悔」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

御法談ノ之後常ニ可_二參拜仕ル_一之旨相存シ候處ニ依テ_二公私ノ^{ソウゲキ}忿劇_一ニ_二
解怠_一之条越度ノ之至背ク_二仏意冥慮^{ガイケ}ヲ_一改悔之外無_レ他候

〔山田俊雄藏本〕

御法談之後_レ常ニ可_レ令_レ參_シ仕_シ言_セ上_セ之旨相_イ存_シ候_レ之處ニ依_レテ_レ公_レ私_レ
^{ソウゲキ}忿劇_ニ令_ル解_セ怠_セ之条越_レ度_レ之至_リ背_キ仏_ノ意_ノ冥_ノ慮_ニ改_レ悔_レ之_レ外_ニ無_ク
他〔^{ソウゲキ}經覺筆本〕

御法談之後常ニ可_レ令_レ參_シ仕_シ言_セ上_セ之旨相_イ存_シ候_レ之處ニ依_レテ_レ公_レ私_レノ^{ソウゲキ}忿劇_ニ
令_ル解_セ怠_セ之条越_レ度_レ之至_リ背_キ仏_ノ意_ノ冥_ノ慮_ニ改_レ悔_レ之_レ外_ニ無_ク他

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四
年本の古写本は「改悔」と記載し、訓みは山田俊雄藏本「ガイケ」、經覺筆本・文明
十四年本に「カイケ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』
には標記語「改悔」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「改悔」
の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

^{カイクワイ}改悔アラタメ、クユル〔上・上〕。〔態藝門 278 ⑦〕

とあって、標記語「改悔」の語を収載し、訓みを「カイクワイ」とし語注記は未記載
にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節
用集』には標記語「改悔」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、唯一広本『節用集』に標記語「改悔」の語が収載されていて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。が、訓は些か異なっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「改悔」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、標記語「改悔」〔下 27 オ①〕とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

後悔こうくわいのほかたなく之外せんひ他無わび候カイケ。前非を悔るの外せんすべなしと也。是をハ前のの詞にたがひたるを詫し也。〔74 オ①〕

とあって、この標記語「後悔」の語をもって収載し、語注記は「前非を悔るの外せんすべなしとなり。是をば、前のの詞にたがひたるを詫しなり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

御法談ごほうだん之後のちつね常さんしに参仕言上ごんじやうせ令しむ可べき之旨のむねあいぞん相存のずる之の處の公ごう私しのより怨劇そうげきに依より
懈怠けだせ令しむる之條の越度の之の至のり佛意ぶつあみやうりよ冥慮そむに背こうくわいのほかたき後悔な之外きふら他無ふ候ふ。／御
法談ごほうだん之後のちつね常さんしに参仕言上ごんじやうせ令しむる之旨のむねあいぞん相存のズル之の處の依よテごう公し私より
ノ怨劇そうげきニ。令しムルごう懈怠しセきふら之條ふ。越度の之の至の。背ごうくわいのほかたキな佛意きふら冥慮ふニ。後悔な之
外の無きふらケレふ他候ふフ。▲後悔なハ前まへになせしひがこと僻事くやを悔くやむ也。〔54 オ⑦～ウ⑥〕
御法談ごほうだん之後のちつね常さんしに参仕言上ごんじやうせ令しむる之旨のむねあいぞん相存のズル之の處の依よテごう公し私よりノ怨劇そうげきニ
令しむるごう懈怠しセきふら之條ふ越度の之の至のり背ごうくわいのほかたキな佛意きふら冥慮ふに後悔な之外きふら無ふレ他ふ候ふ▲後
悔なハ前まへになせしひがこと僻事くやを悔くやむ也。〔97 ウ①～98 オ④〕

とあって、標記語「後悔」の語をもって収載し、その語注記は「後悔は、前まへになせしひがこと僻事くやを悔むなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

‡ Gaiqe. ガイケ (改悔) 一向宗徒 (Iccōxus) がイドロ (Idoro 偶像) に対し
て行なう或る請願。〔邦訳 291 頁〕

とあって、標記語「改悔」の語の意味は「一向宗徒 (Iccōxus) がイドロ (Idoro 偶像) に対して行なう或る請願」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「かい-げ〔名〕【改悔】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「かい-げ【改悔】〔名〕(古くは「がいか」とも) ①くいあらため

ること。前非をくいあらためること。改悛。^{さんげ}懺悔。かいかい。*山王絵詞(1310頃)四「僧都則改悛の心ををこしつ」*口伝鈔(1331頃)中「聖光房^{ガイクエ}改悛の色をあらはして、負のそこよりおさむるところの抄物どもをとりいでてみなやきすて、またいとまを申いでぬ」*地藏菩薩靈驗記(16C後)六・九「光時落泣して^{ガイケ}改悛し、其後は是非を不云敬しけると、日本記^{やまとぶみ}にも見へたり」*妙好人伝(1842-52)二・上・江戸庄之助「口のゆがまざるも不思議なりと改悛懺悔し、夫より忽ち佛信になられしとなり」*北本涅槃經一六「一闍提、若受^{かいげ}苦時、或生一念改悛之心、我即当^{あんじん}為説種種法」②真宗で、報恩講の初夜など、同行の集まった席で互いに安心について告白すること。*実語記(1580)「報恩講の事、御文にもあそばしをかれ候ごとく、〈略〉のぞみの人、五人、三人残り候やうに見え候。〈略〉第一坊主衆改悛候て、次に其外人一人づつ前へ出られ」*日葡辞書(1603-04)「Gaiqe(ガイケ)〈訳〉一向宗徒が仏像に向かって行う請願」*雑俳・住吉みやげ(1708)「お改悛を側から聞いて腹をよる」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

早翻先非、可告申彼内儀之趣、及改悛。《訓み下し》早く先非ヲ翻シ、彼ノ内儀ノ趣、*及び改メ悛ユルコトヲ告ゲ申スベシト(*告ゲ申スベシト、後悔ニ及ブ)。《『吾妻鏡』建暦三年五月二日の条》

0909-012「無^レ他(タなし)」(510-2004.04.20)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「多」部に、標記語「無^レ他」の語は未収載にする。ただ、「無」〔元龜二年本 169 ⑤・静嘉堂本 189 ①・天正十七年本中 24 オ⑦〕の語として収載するだけである。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

御法談之後^シ常ニ可^レ令^レ參仕言上セ^レ之旨相^レ存^シ候之處ニ依^レテレ公私
^{ソウケキ}忿劇ニ令^ル懈怠^セ之条越度之至^リ背^キ仏意ノ冥慮^ニ改悛^ノ之外无^ク
^レ他〔経覺筆本〕

御法談之後^シ常ニ可^レ令^レ參仕言上^シ之旨相^レ存^シ候之處ニ依^レレ公私ノ忿劇ニ
^{ソムク}令^ル懈怠^セ之条越度ノ之至^リ背^キ仏意ノ冥慮^ニ改悛^ノ之外无^ク他^カ

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本、宝徳三年本、建部傳内本、文明十四年本、山田俊雄藏本は「無他」

とし、経覚筆本の古写本は「无他」と記載し、訓みは「无_レ他」「無_レ他」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「無_レ他」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「無_レ他」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「無_レ他」の語は全て未収載にあり、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「無_レ他」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

御法談^{タン}之後^{ツネ}常^ニ可^レ令^ム參^{サン}仕^シ言^ン上^ノ之^ノ旨^ヲ相^{アイ}存^ク候^ニ處^ニ依^テ私^ニ公^ノ私^ノ念^{ソウ}劇^キ
 令^ケル^{タイ}懈^ケ怠^{タイ}之^ノヲ^ヲ条^{ヨツト}越^イ度^イ之^ノ至^イ背^イ佛^{ミヤ}意^{ウリ}冥^{ヨウ}慮^カ改^カ悔^ケ之^ノ外^ノ無^ク他^ノ候^タ。
 抑^{ソモ}近^ヘ日^{トリ}執^ト行^リ佛^ハ事^ハ大^ハ法^ハ會^ハ事^ハ候^ハ奉^ハリ^ハ拜^ハ請^シ御^ハ法^ハ談^ハト^テ經^ハ論^ハヲ^ヲ讚^ム
 嘆^ムス^ルナ^リ。〔下 27 オ①〕

とあって、この標記語「無_レ他」とし、訓みが「他^タ無^ク」とあり、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、標記語「他^タ無^ク／無_レ他」[74 オ①]の語をもって収載し、語注記は「前^{ゼン}非^ヒを悔^ヒの^ノ外^ノせんすべなしとなり。是^{コト}をば、前^マの^ノ詞^ハに^ニた^ガひ^タる^ヲを^ヲ詫^ワし^ナり」と記載する。これを^頭書^ト訓^読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には標記語「他^タ無^ク／無_レ他」[54 オ⑦～ウ⑥]「無_レ他」[97 ウ①～98 オ④]の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、標記語「無_レ他」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

た〔名〕【他】(一)ほか。餘。詩經、小旻篇「人知_レ其一_ノ、莫_レ知_レ其他_ノ」大學「若有一个臣、斷斷兮無_レ他_ノ技_ヲ」宇治拾遺物語、十二、十八條「まことの心を、おこすと云ふは、他の事にあらず、佛法を信ずる也」「他の事 他_ノ物」(二)外の人。他人。白居易詩「妬_レ他_ノ似_レ火、燒_レ我_ノ鬢_ヲ如_レ霜」「他_ノの身に代る」自他 [1551-5]

とあって、標記語「た〔名〕【他】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「た【他】〔名〕 た無(な)し ほかのことではない。*孟子-告子・

上「学問立道無_レ他」とあつて、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

秀義、心中驚騒之外無_レ他、不能委細談話、歸畢〈云云〉《訓み下し》秀義、心中驚騒スルノ外他無_ク、委細ノ談話ニ能ハズ、帰リ畢_ニスト〈云云〉。《『吾妻鏡』治承四年八月九日の条》

0909-013「近日（キンジツ）」（510-2002.07.16）⇒拙稿：駒澤短期大学研究紀要第35号2007年3月25日刊『庭訓往來註』^{キンジツ}六月七日の状0607-54「近日」（323:2002.07.16）322頁～324頁参照。

0909-014「執行（シツカウ）」（510-2003.08.09）⇒拙稿：駒澤大學総合教育研究部第五号【分冊1】『庭訓往來註』^{シユギヤウ}八月七日の状0807-018「執行」（452-2003.08.09）54頁～55頁参照。

0909-015「佛事（ブツジ）」（510-2004.04.21）。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「福」部に、「^{フツボウ}佛法。佛師。^{ジヤウ}佛餉。^{クワ}佛果。^{ゾウ}佛像。^{デン}佛殿。^{ガウ}佛号。^{ミヤウ}佛名。^{セツ}佛説。^ソ佛祖。^{ジン}佛神。^{テン}佛天。^{リキ}佛力。佛經。^{キヤウ}佛道。^{ダウ}佛母。^モ佛語。^ゴ佛具。^グ佛供。^{ダン}佛壇。^{ツウ}佛通。^{タイ}佛体。^ケ佛牙。○。佛燈」の二十四語を収載するが、この標記語「佛事」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

抑近日執行仏事大法会候拜請貴寺長老定申當日唱導度候〔至徳三年本〕

抑近日執行佛事大法會之事候拜請貴寺長老定申當日唱導度相存候

〔宝徳三年本〕

抑近日執行仏事大法会事候拜請貴寺之長老定申當日唱導候

〔建部傳内本〕

抑近日執_リ行_フ仏事大法會_ヲ事候拜_ニ請_シ貴寺ノ長老_ヲ定_ニ申_ニ當日ノ唱導_ニ度相存_シ候〔山田俊雄藏本〕

抑_{ソモヘ}近日執_リ行_フ仏事大法會ノ事_ヲ候拜_ニ請_シ貴寺ノ長老_ヲ定_メ申_ニ當日ノ唱導_ニ度候〔^{タク}經覺筆本〕

抑^{トリヲコナウ}近日^{シヤウ}執行^{シヤウ}、仏^{ハイシヤウ}事^{キチ}大法^{キチ}會^{キチ}ヲ候^{キチ}拜^{キチ}請^{キチ}シレ、貴^{キチ}寺^{キチ}ノ長^{キチ}老^{キチ}ヲ定^{キチ}メ申^{キチ}シ當日^{キチ}ニ
唱^{シヤウ}導^{シヤウ}ニ度^{シヤウ}候^{シヤウ}〔於^{シヤウ}レ當日^{シヤウ}導師^{シヤウ}ニ申^{シヤウ}度^{シヤウ}存^{シヤウ}シ候^{シヤウ}〕〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「仏事」、宝徳三年本は「佛事」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「佛事」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「佛事」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

佛^{フツジ}事^{ホトケ} ホトケ、コト〔入・去〕。〔熊藝門 648 ⑦〕

とあって、標記語「佛事」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、標記語「佛事」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』には、

佛^{フツジ}事^{セツ} 一説。一語。一詣。一像。一教。一陀。一後。一性。一物。一法。
一知。一恵。一慧。一前。一具。一心。一果。一意。一祖不傳。一恩。

〔言辭門 152 ①〕

とあって、標記語「佛事」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』と易林本『節用集』に標記語「佛事」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、標記語「佛事」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「佛事」〔下 27 オ①〕とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に標記語「佛^{ぶつじ}事」〔74 ウ③～⑤〕の語をもって収載し、語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には標記語「佛^{ぶつじ}事」〔54 オ⑦～ウ⑥〕〔97 ウ①～98 オ④〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Butcuji. ブツジ(佛事) ゼンチヨ (gentio 異教徒) の方式に従って、法華經 (Foqeqiò) を読誦したりして行われる法事・法要。 § Butcujiuo suru. (仏事をする)

死者のために、坊主 (Bōzos) が上述のような法事、あるいは、追善法要をする。
 § また、俗人が坊主 (Bōzos) を招いて、仏 (Fotoqe) の経典を読誦させ、布施を贈るなどして、法事・法要の営みをする。※ 1) 3) 6) 原文は exequias. これは葬式・葬送行列の意であるが、このように法事・法要の意味にもあて用いる。羅葡日の Exequiae には葡語 Exequias と日本語「葬礼、弔イノ法事」とを対訳として示している。
 . 2) 5) Bōzos とあるべきもの。[Bōja の注] 4) 原文は comendacão (= encomendacão). 故人の霊を慰めるための祈り、埋葬前の祈りの意であるが、法事・法要にあてて用い、別条にも例がある。→ Butji (仏事) ; Itonami, u; Sajen. [邦訳 67 r]

とあって、標記語「佛事」の語の意味は「ゼンチヨ (gentio 異教徒) の方式に従って、法華経 (Foqeçio) を読誦したりして行われる法事・法要」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぶつ-じ [名] 【佛事】 佛法の祭。法會。法事。法要。書言字考節用集、三、神祇門「佛事、ブツジ」書言故事 (宋、胡繼宗) 四「維摩居士遣_レ八菩薩_レ、往_レ衆香國_レ禮_レ佛、言願得_レ世尊所_レ食之餘_レ、欲_レ以娑婆世界、施_レ作佛事_レ、於是香積如來、以_レ衆香鉢_レ盛飯與_レ之_レ」北山抄、一、正月八日御齋會始事「近例、諒闇年、依_レ供_レ佛事_レ、或不_レ止_レ之、可_レ有_レ議歟」榮花物語、十五、疑「御出家の間、未だ久しからで、せさせ給へる佛事は數を知らず」徒然草、百二十五段「四十九日の佛事に、或聖を請じ侍りしに、説法いみじくして、皆人涙を流しけり」[1551-5]

とあって、標記語「ぶつ-じ [名] 【佛事】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ぶつ-じ 【佛事】 [名] ①仏の教化。②仏の徳を発揚すること。③仏教の一切の行事。法事。法要。法會」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

於遺骨者、納播磨國山田法華堂、每七日、可修如形佛事、毎日不可修之、《訓み下し》遺骨ニ於テハ、播磨ノ国山田ノ法華堂ニ納メ、七日毎ニ、形ノ如ク仏事ヲ修スベシ。毎日之ヲ修スベカラズ。《『吾妻鏡』治承五年閏二月四日の条》

0909-016 「大法會 {大法会} (ダイホウエ)」 (510-2004.04.22)

室町時代の古辞書である『運步色葉集』(1548年)の「多」部に、標記語「大法會」

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

の語は未収載にする。ただし、「大會」^{タイエ}〔元龜二年本 141 六・静嘉堂本 151 五（能名と注記）〕の語については収載する。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、宝徳三年本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「大法會」と記載し、至徳三年本・建部傳内本・経覺筆本は「大法會」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81 年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「大法會」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））には標記語「大法會」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、



^{タイホフエ}大法會ヲ、はい也、ノリ、クワイ・アフ・アツマル〔去・〇・去〕。〔態藝門 343 ⑧〕

とあって、標記語「大法會」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「大法會」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』のみが標記語「大法會」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「大法會」〔謙堂文庫藏四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、標記語「大法會」〔下 27 オ①〕とし、語注記は未記載にする。時代は降って江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、標記語「大法會」〔74 ウ③～⑤〕の語をもって収載し語注記は未記載にする。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

^{そも}入^{きん}近^{じつ}日^{ぶつ}佛^{つじ}事^{たい}大法^い會^{ほふ}を^と執^り行^おふ^こ事^なに^{こと}候^さふ^ふ奉^らり^き貴^じ寺^ちの^ち長^{やう}老^{らう}を^{はい}拜^し請^{やう}して^は當^{たう}日^{にち}
の^{しやう}唱^{だう}導^し師^しに^{さだ}定め^も申^をし^た度^さく^ふ候^じふ。侍^じ者^{しや}聽^{ちん}叫^{けう}請^{しん}客^か頭^{ちやう}首^{しゆ}を^め召^し具^ぐせ^れら^れ被^れ光^{くわう}臨^{りん}を
許^{ゆる}し^さ候^ふハ^{ばり}者^き力^{しや}者^が駕^が輿^よ丁^{てう}を^{しん}進^べす^さ可^ふく^さ候^ふフ^御抑^お近^{じん}日^{にち}。執^{しつ}行^{ぎやう}フ^佛事^{ぶつ}大法^{だふ}會^{かい}
ヲ^事候^ふフ。拜^{はい}請^{しん}貴^き寺^じノ^長老^{らう}ヲ^定メ^申シ^當日^{にち}ノ^唱導^{だう}師^しヲ^度候^ふフ。被^れ
召^れシ^具セ^ラ侍^し者^{しや}。聽^{ちん}叫^{けう}。請^{しん}客^か。頭^{ちやう}首^{しゆ}ヲ^許シ^光臨^{くわうりん}ヲ^候ハ^者。可^くク^レ
進^{しん}ス^力者^{しや}。加^か輿^よ丁^{てう}ヲ^候フ▲大法^{だふ}會^{かい}ハ^佛事^{ぶつ}を^{しゆ}修^{しゆ}して^{しゆ}衆^{しゆ}僧^{そう}集^{じつ}會^{わい}する^をを^いふ。

〔54 オ⑦～ウ⑥〕

抑そも近日きんじつ執行じつり佛事ぶつじ大法會だいほふえを一事ことに候さふらふ拜はい請しやうして貴寺きじの長老ちやうらうを一定さだめ申まう當日したうの唱導しやうだう師しに一度たくさふ被れ召めし具ぐせら侍者じしや聽ちんけう叫しんかく請ちやう客頭きやくちゆう首しゆうを許ゆる光臨くわうりんを候さふらハ者可ま進しんザ力者りきしや駕輿かよ丁ちやうを候さふらふ▲大法會さふらふハ佛事ぶつじを修しゆうして衆僧しゆうそう集会しゆうそうするを云。〔97ウ①～98オ⑤〕

とあって、標記語「大法會」の語をもって収載し、その語注記は「大法會ふつは、佛事ぶつを修しゆうして衆僧しゆうそう集会しゆうそうするをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Daifôye. ダイホウエ（大法會） 同上。〔邦訳 178 r〕

とあって、標記語「大法會」の語の意味は「同上」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には標記語「だい-ほふえ〔名〕【大法會】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「だい-ほうえ【大法會】〔名〕大規模な法会だいえ。大会。*宇津保物語（970－999年頃）楼上上「次の巻に、女だいきやうの有様、大ほうえのことはあめりき」*宇治拾遺物語（1221年頃）八・五「東大寺に恒例の大法會あり」*隨筆・折たく柴の記（1716年頃）中「大法會行はるる事ある時に、罪犯せしものの親戚等歎申す所を、その道場において帳にしるして奉る」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

於鶴岡宮道場、行大法會ほウエ景時宿願大般若經供養也《訓み下し》鶴岡ノ宮ノ道場ニ於テ、大法會ヲ*行ハル（*遂ゲ行フ）。景時宿願ノ大般若經供養ナリ。《『吾妻鏡』文治四年三月十五日の条》

0909-017「拜請（ハイシヤウ）」（510-2004.04.23）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「波」部ハイデンに、「カン波ハ」部ハに、「ハイデン拜ハイ請シヤウ」部カンに、「メン拜面メン。拜ドク讀ドク。拜エツ闕エツ。拜ワ謁ワ。拜テイ話テイ。拜ゾウ呈ゾウ。拜フク贈フク。拜リヤウ覆リヤウ。拜ジュ領ジュ。拜シヤウ受シヤウ。拜ケン上ケン。拜ラン見ラン。拜カ覽カ。拜シン進シン。拜タク賀タク」の一七語を収載するが、標記語「拜請」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

抑ソモ近日きんじつ執しつ行ぎやう佛事ぶつじ大法會だいほふえノ事ことヲ候さふらふ拜はい請しやうシ貴寺きじノ長老ちやうらうヲ一定さだめメ申まう當たう日じつノ唱導しやうだうニ一度たく候さふらふ〔經覺筆本〕

抑^{トリヲコナウ}近日^{シヤウ}執行^{ハシヤウ}、仏事大法會ヲ候^{キチ}拜^シ請^シシレ、貴寺ノ長老ヲ定^メ申^シ當日ニ
唱^{シヤウ}導^ウニ度候^ニ、於^レ當日^{タウシ}導師^{ソン}ニ申^シ度存^シ候^ニ〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「拜請」と記載し、訓みは経覺筆本・文明十四年本に「ハイシヤウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「拜請」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「拜請」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

拜^{ハイシヤウ}請^ウ コウノヲガム、ウクル[去・平去]。〔態藝門 63 ③〕

とあって、標記語「拜請」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「拜請」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては唯一広本『節用集』に標記語「拜請」の語が収載されていて、これが古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

510 御法談之後常ニ可^レ令^レ參仕言上^ノ之旨相存候ノ処ニ依^ニ公私忿劇^ニ
令^ル懈怠^ノ之条越度之至リ背^ク佛意冥慮^ニ改悔之外無^ク他候。抑
近日^{シヤウ}執行^シ佛事大法會ヲ之^ノ事候奉^リ拜^シ請^シシレ、貴寺ノ長老ヲ定^メ申^シ、
當日ノハ唱^{シヤウ}導^ウニ度候^ニ、礼^ハ拜^ハ釈迦成道ノ時拜^ルコト不^レ知也。色界ノ五那含
天ノ主淨居天来て佛堂ヲ右ニ統^ルコト三度又御足ヲ礼^スル也。佛ニハ三礼神ニハ
再^ハ拜^スル也。自^リ此始也。〔謙堂文庫蔵四九左②〕

とあって、標記語「拜請」の語を収載し語注記には「礼拜」の語について「釈迦成道の時拜ること知らざるなり。色界の五那含天の主、淨居天来て、佛堂を右に統ること三度、又御足を礼するなり。佛には三礼、神には再拜するなり。此れより始るなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、標記語「拜^ハ請^シ」〔下 27 オ①〕とし語注記は未記載にする。時代は降って江戸時代の訂^誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

抑^{そも}近日^{きんじつ}佛事大法會^{ぶつじたいほふゑ}を執行^{とりおこな}ふ事に^{こと}候^{さふら}ふ奉^きリ貴寺^{ちやうらう}の長老^{はいしやう}を拜^は請^しシノ抑

近日。執_レ行_フ佛事大法會ヲ_レ事候_フ。拜_ニ請_ク貴寺ノ長老ヲ_レ。拜請とハ敬迎の事也。貴寺ハ侍者の寺をさして云。長老ハ衆僧の頭にして仏義を極たる僧也。〔74 ウ③～⑤〕

とあって、この標記語「拜請」の語をもって収載し、語注記は「拜請とハ敬迎の事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

抑_レ近日佛事大法會を執行ふ事に候_レふ奉_リ貴寺の長老を拜_ニ請_クして當日の唱導師に定め申し度_ク候_レふ。侍者聽_レ叫_ク請客頭首を召_ニ具_セら被_レ光臨を許_シ候_レハ者力者駕輿_ニを進_ス可_ク候_レふ_ノ抑_レ近日。執_レ行_フ佛事大法會ヲ_レ事候_フ。拜_ニ請_ク貴寺ノ長老ヲ_レ。定_メ申_シ當日ノ唱導師ヲ_レ度候_フ。被_レ召_ニ具_セら侍者。聽_レ叫_ク。請_ク客。頭首ヲ_レ許_シ光臨ヲ_レ。候_レハ者。可_クレ

進_スレ力者。加輿_ニヲ_レ候_フ▲拜_ニ請_クハ敬_テ招待_スる也。〔54 オ⑦～ウ⑦〕
抑_レ近日執行佛事大法會を_レ事_ニ候_レ拜_ニ請_クして貴寺の長老を_レ定_メ申_シ當日の唱導師に_レ度候_レ被_レ召_ニ具_セら侍者聽_レ叫_ク請客頭首を_レ許_シ光臨を_レ候_レハ者可_ク進_ス力者駕輿_ニを_レ候_レ▲拜_ニ請_クハ敬_テ招待_スる也。

〔97 ウ①～98 オ⑥〕

とあって、標記語「拜請」の語をもって収載し、その語注記は「拜請は、敬^{うやまつ}て招待^{せうだい}するなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Faixō. ハイシャウ（拜請） Vogami, vquru. （拝み，請くる）人を敬いつつしんで自分の家などへ迎えること。〔邦訳 199 r〕

とあって、標記語「拜請」の語の意味は「Vogami, vquru. （拝み，請くる）人を敬いつつしんで自分の家などへ迎えること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「はい-しゃう【名】【拜請】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「はい-しょう【拜請】【名】（「しょう」は「請」の呉音）①つつしんで^{しょうだい}請待すること。うやうやくしく人を招くこと。＊日本靈異記（810-824）上・三一「栗田の卿、使を八方に遣し、〈略〉東人に遇ひて、拜請し呪護せしむ」＊庭訓往來（1394-1428頃）「拜_ニ請_ク貴寺長老。定_メ申_シ當日唱導師_ニ度候_レ」＊日葡辞書（1603-04）「**Faixō**（ハイシャウ）。ヲガミ、ウクル」②おがんで請うこと。つつしんでお願いすること。＊正法眼藏（1231-53）山水経「黃帝これを拜請するに膝行して叩頭して広成に

とふしなり」とあって、①の意味用例として『庭訓往來』のこの語を記載する。

[ことばの実際]

唐*憲宗皇帝者、穆宗・宣宗兩皇帝の帝父なり。敬宗・文宗・武宗三皇帝の祖父なり。仏舎利を拜請して、入内供養のちなみに、夜放光明あり。皇帝大悦し、早朝の群臣、みな賀表をたてまつるにはく、「陛下の聖徳聖感なり」。《『正法眼藏』卷十五・光明、三 35 オ④》

0909-018 「貴寺（キジ）」（510-2004.04.24）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「記」部に、

貴寺^ジ。〔元龜二年本 281 ⑥〕〔静嘉堂本 321 ⑥〕

とあって、標記語「貴寺」の語を収載し語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

抑^{ソモヘ}近日^{ツク}執行^{ハク}仏事大法會ノ事ヲ候^{ハイ}拜^{シヤウ}請^キシ貴寺ノ長老ヲ定^メ申^シ當日ノ唱^{ナク}導^{タツ}ニ度候〔経覺筆本〕
抑^{ソモヘ}近日^{ツク}執行^{ハク}仏事大法會ヲ候^{ハイ}拜^{シヤウ}請^キシレ貴寺ノ長老ヲ定^メ申^シ當日ニ唱^{ナク}導^{タツ}ニ度候〔於^{タウシ}當日^{ソン}導師ニ申度存シ候〕〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「貴寺」と記載し、訓みは経覺筆本「キ（ジ）」、文明十四年本に「キチ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「貴寺」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「貴寺」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

貴寺^{キジ}タトシ、テラ〔去・去〕。〔熊藝門 821 ⑦〕

とあって、標記語「貴寺」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「貴寺」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』と『運歩色葉集』に標記語「貴寺」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている

語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「貴寺」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

貴寺ノ長老ヲ一定申シトハ貴キ寺ノ主也。〔下27才④〕

とあって、この標記語「貴寺」とし語注記は「貴タツトき寺の主なり」と記載する。時代は降って江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

抑そも近日佛事大法會ヲ執行きんじつぶつじたいほふゑふ事にとりおこな候ことふ奉さレ貴寺きじノ長老ちやうらうヲはいしやう。拜請まじトハ敬迎ちやうらうの事也。貴寺ハ侍者の寺をさして云。長老ハ衆僧の頭にして仏義を極たる僧也。〔74ウ③～⑤〕

とあって、この標記語「貴寺」の語をもって収載し、語注記は「貴寺は、侍者の寺をさして云ふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「貴き寺」〔54オ⑦～ウ⑥〕〔97ウ①～98オ⑤〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Qiji. キジ（貴寺） Tattoqi tera. （貴き寺）神聖な寺（Tera），あるいは，イグレジャ（Igreja 教会）. 寺（Tera）を敬って言う語. 〔邦訳 496 r〕

とあって、標記語「貴寺」の語の意味は「Tattoqi tera. （貴き寺）神聖な寺（Tera），あるいは，イグレジャ（Igreja 教会）. 寺（Tera）を敬って言う語」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「き-じ〔名〕【貴寺】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「き-じ【貴寺】〔名〕相手を敬ってその人のいる寺をいう語。*源平盛衰記（14c前）一四・興福寺返牒事「貴寺他寺互可レ防レ調達之魔障」*日葡辞書（1603-04）「**Qiji**（キジ）。タツトキテラ」とあって、『庭訓往来』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

法相の護持、四所の冥応なんぞ最眞を国家に加へん。貴寺もし報国の忠貞を存せば、衆徒すべからく輔君の計略を廻らすべし。《『太平記』卷第十七・山門南都に牒送する事》

0909-019「長老(チャウラウ)」(510-2004.04.25)→ことばの溜池(2000.12.12)を参照。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「地」部に、

^{チャウラウ}
長老。〔元亀二年本 65 ⑦〕

長老。〔静嘉堂本 76 ⑧〕

^{ラウ}
長老。〔天正十七年本上 38 ウ④〕

とあって、標記語「長老」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覚筆本の古写本は「長老」と記載する。

古辞書では鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「長老」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「長老」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{チャウラウ}
長老ヲサ/ナガシ、ヲイ[去・上]内^レ有^二智慧^一可^レ尊名^二長老^一。有^二三長老^一云々。
〔官位門 161 ⑦〕

とあって、標記語「長老」の語を収載し語注記は「内に智慧有り、尊ふべし。長老と名づく。三長老有り云々」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本・両足院本『節用集』には、

^{チャウラウ}
長老。〔弘・人倫門 48 ⑧〕〔永・人倫門 50 ①〕〔両・人倫門 54 ②〕
^{チャウラフ}
長老。〔兗・人倫門 45 ⑨〕

とあって、標記語「長老」の語を収載し語注記に未記載にする。また、易林本『節用集』には、

^{チャウラウ}
長老。〔人倫門 48 ⑤〕

とあって、標記語「長老」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「長老」の語が収載されていて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「長老」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

キ シ ラウ 貴寺ノ長老ヲ一定申シ トハ 貴キ寺ノ主也。〔下 27 才④〕

とあって、この標記語「長老」とし語注記は「貴^{タツト}き寺の主なり」と記載する。時代は降って江戸時代の訂^訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

抑^抑 近日佛事大法會を執行ふ事に候^候 奉^奉リ貴寺の長老を拜請^{拜請}シ／抑
 近日。執^執行^行フ佛事大法會ヲ事候^{事候}フ。拜^拜請^請貴寺ノ長老ヲ。拜請とハ敬
 迎る事也。貴寺ハ侍者の寺をさして云。長老ハ衆僧の頭にして仏義を極たる僧
 也。〔74 ウ③～⑤〕

とあって、この標記語「長老」の語をもって収載し語注記は「長老は、衆僧の頭にして
 仏義を極たる僧なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』
 には、

抑^抑 近日佛事大法會を執行ふ事に候^候 奉^奉リ貴寺の長老を拜請^{拜請}して當日
 の唱^唱導^導師^師に定め申^申し度^度候^候ふ。侍者^{侍者}聽^聽叫^叫請^請客^客頭^頭首^首を召^召具^具せら被^被光^光臨^臨を
 許^許し候^候ハ者^者駕^駕輿^輿丁^丁を進^進ず可^可候^候ふ／抑近日。執^執行^行フ佛事大法會ヲ
 事候^{事候}フ。拜^拜請^請貴寺ノ長老ヲ。定^定メ申^申シ當日ノ唱^唱導^導師^師ヲ度^度候^候フ。被^被
 レ召^召シニ具^具セラ侍者。聽^聽叫^叫。請^請客。頭^頭首^首ヲ許^許シニ光^光臨^臨ヲ。候^候ハ者。可^可ク
 進^進スレ力^力者。加^加輿^輿丁^丁ヲ候^候フ▲長老ハ一寺の頭^頭東^東堂^堂をさしていふ。年^年豫^豫老^老く
 学^学徳^徳に長^長じたるの美^美称^称也。〔54 才⑦～ウ⑦〕
 抑^抑 近日佛事大法會を一事に候^候 拜^拜請^請して貴寺の長老を一定ニ
 申^申當日の唱^唱導^導師^師に度^度候^候 被^被レ召^召具^具せら侍者^{侍者}聽^聽叫^叫請^請客^客頭^頭首^首を許^許シニ
 光^光臨^臨を候^候ハ者可^可進^進ズ力^力者^者駕^駕輿^輿丁^丁を候^候 ▲長老ハ一寺の頭^頭東^東堂^堂をさ
 していふ。年^年豫^豫老^老く学^学徳^徳に長^長じたるの美^美称^称也。〔97 ウ①～98 才⑥〕

とあって、標記語「長老」の語をもって収載し、その語注記は「長老は、一寺の頭
 東堂をさしていふ。年豫老く学徳に長じたるの美称なり」と記載する。

当代の臘『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Chōrō. チャウラウ（長老）坊主（Bonzos）の間における重立った位、または、
 その位にある坊主（Bonzos）。〔邦訳 128 頁〕

とあって、標記語「長老」の語の意味は「坊主（Bonzos）の間における重立った位、
 または、その位にある坊主（Bonzos）」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大
 言海』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ちやう-らう [名]【長老】(一) 年長けて尊むべき人の稱。先生と云はむが如し。史記、孝文帝紀「賞_レ賜長老_一、收_レ恤孤獨_一」(二) 禪家にて、齒^{よはひ}、學徳、竝に高き僧の稱號。傳燈録、禪門規式「凡具_二道眼_一、有_二可_レ尊之徳_一、者、號曰_二長老_一、如_下西域、道高臘長、呼_レ須菩提等_一之謂_上也」(三) 禪宗にて、住持、又は、先輩の僧を呼ぶ稱。庭訓往來、十月「律僧者、長老、知事」異制庭訓往來「京都、鎌倉五山、建長寺、云々、名利、禪興寺、大慶寺、東勝寺、善福寺、等長老」祖庭事苑「今禪宗住持之者、必呼_二長老_一」〔1283-3〕

とあつて標記語「ちやう-らう [名]【長老】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ちやう-らう【長老】 [名] ①年をとった人を敬つていう語。経験が豊かで知徳のすぐれた指導的な立場にある人。②仏語。㊦(梵 sthavira の意識) 比丘中の修行・学徳にすぐれた年長の大比丘。上座、上首、首座などともいう。㊧禪宗や律宗で、住持、和尚^{おしやう}を敬つていう言葉。また、特別の地位の称として、管長を退いた高僧という例がある。③初期キリスト教会で、使徒につぐ教会の指導者。また、長老教会における信徒代表をいう。」とあつて、『大言海』が引用する『庭訓往來』を引用せず、この語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

夷人長老相傳^(云) 玄《太宰府天満宮所蔵『翰苑』45 ④》

於金剛壽福寺、新圖十六羅漢被逐開眼供養導師、當寺長老、葉上房律師榮西也尼御臺所、爲御聽聞、有參堂〈云云〉《訓み下し》金剛壽福寺ニ於テ、*新図ノ十六羅漢ノ開眼供養ヲ遂ゲラル(*新図ノ十六羅漢ノ像)。導師ハ、當寺ノ長老、葉上房律師榮西ナリ。尼御台所、御聽聞ノ為ニ、參堂有リト〈云云〉。《『吾妻鏡』正治二年七月十五日の条》

0909-020「當日(タウニチ・タウジツ)」(510-2004.04.26)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「多」部に、

當日^{ニチ}。〔元龜二年本 138 ⑧〕〔天正十七年本中 5ウ④〕

當日。〔静嘉堂本 147 ⑤〕

とあつて、標記語「當日」の語を収載し、訓みを「(タウ)ニチ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文

明十四年本・山田俊雄藏本・経覚筆本の古写本は、すべて「當日」と記載し傍訓は未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「當日」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「當日」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{タウニチ}
當日 アタル、ジチ・ヒ[去・入]。〔態藝門 348 ②〕

とあって、標記語「當日」の語を収載し、訓みは「タウニチ」とし語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

^{タウニチ}
當日。〔弘・言語進退門 110 ③〕

とあって、弘治二年本にのみ標記語「當日」の語を収載し語注記未記載にする。また、易林本『節用集』には、

^{タウジ} ^{ダイ} ^{ダウ} ^{リウ} ^{フク} ^{井ン} ^{セイ} ^ザ ^{バツ} ^{バン} ^キ
當時 一代。一道。一流。一腹。一院。一世。一座。一罰。一番。一機。
^{カク} ^{ヨウ} ^ケ ^{サン} ^{コク} ^{シヨ} ^{ライ} ^キ ^{ブン}
一學。一用。一家。一山。一國。一所。一來。一季。一分。〔言語門 93 ①〕

とあって、標記語「當日」の語は未収載とする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「^{タウニチ}當日」の語が収載されていて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「當日」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

當日ノトハ其日ニ當タル事也。〔下 27 才④・⑤〕

とあって、この標記語「當日」とし、語注記は「其の日に當たる事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

^{たうにち} ^{しやうだうし} ^{さだ} ^{もを} ^た ^{さふら}
當日の唱導師に定め申し度く候ふノ定メ申シ當日ノ唱導師ヲ一度候フ。

當日ハ法会の當日也。唱導師トハ法會の衆僧の首座となるもの也。唱ハとなへ導はミちひくとす。衆僧乃手本となるこゝろ也。是ハ侍者の寺の長老を頼て導師にせんとの事事也。〔74 ウ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「當日」の語をもって収載し、語注記は「當日は、法会の當日なり」と記載する。これを^{頒書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「^{たうにち}當日」

[54 オ⑦～ウ⑥] [97 ウ①～98 オ⑤] の語をもって収載し、その語注記は「大法會は、
 佛事を修して衆僧集会するをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Tōnichi. タウニチ（當日） Ataru fi. （当たる日） ある祝祭日とか、何か事の
 行われる日とかに当たる、きまった日。例、Natalno tōnichi. （ナタルの当日）ナ
 タル（Natal キリスト降誕節）に当たる日。〔邦訳 661 〕

とあって、標記語「當日」の語の意味は「Ataru fi. （当たる日） ある祝祭日とか、何
 か事行われる日とかに当たる、きまった日」とする。明治から大正・昭和時代の
 大槻文彦編『大言海』には、

たう-じつ [名] 【當日】 その日。其事に當る日。陸游詩「惟有築城詞、哀
 怨如當日」〔1194-1〕

とあって、標記語「たう-じつ [名] 【當日】」の語を収載する。これを現代の『日本
 国語大辞典』第二版に、標記語「とう-じつ【当日】 [名] そのことのある日。その
 ことのあった日。その日」とあって、『大言海』及び『日本国語大辞典』第二版には
 見出し語「とう-にち【当日】 [名]」の語は未収載であり、因って『庭訓往來』のこ
 の語用例も未記載にする。

〔ことばの実際〕

爰江間殿、密々被示送于小山兵衛尉朝政曰、隨兵事、當日臨御出之期、可被定左右、
 以令著同色甲并直垂之者、可爲予合手之由、已申訖《訓み下し》爰ニ江間殿、密密ニ
 小山ノ兵衛ノ尉朝政ニ示シ送ラレテ曰ク、隨兵ノ事、当日御出ノ期ニ臨ンデ、左右ヲ
 定メラルベシ、同色ノ甲并ニ直垂ヲ著セシムルノ者ヲ以テ、予ガ合手タルベキノ由、
 已ニ*申サレ訖ヌ（*申シ請ケ訖ヌ）。《『吾妻鏡』建久元年十一月二十八日の条》

0909-021 「唱導（シヤウダウ）」（510-2004.04.27）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、「シヤウモンシキンクウチ唱門師金鼓擊也」
 の一語を収載するのみで、この標記語「唱導」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

トリヲコナウ 執 行 ハイシヤウ 候 拜 請 キチ 貴 寺 之 長 老 之 定 之 申 之 當 日 之
シヤウ 唱 導 之 度 候 { 於 當 日 導 師 之 申 度 存 候 } [文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「唱導」と記載し、訓みは文明十四年本に「シヤウ(タウ)」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「唱導」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「唱導」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{シヤウダウ}
將導^{ヒキイル、ミチビク}[平・去]。〔態藝門 1018 ①〕

とあって、同音異表記の標記語「將導」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「唱導」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「唱導」の語は未収載にあって、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、標記語「唱導」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

^{シヤウ}唱導^{タク}ヲ^{カシラ}度候フ。被^レ召^セグセニ^ニ具^ニ唱導トハ^{カシラ}頭ヲ取テ其節ヲナス人ナリ。

〔下 27 オ⑤〕

とあって、この標記語「唱導」とし、語注記は「唱導とは、^{カシラ}頭を取りて其の節をなす人なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

^{たうにち}當日の^{しやうだうし}唱導師に^{きだ}定め^{もを}申し^た度^{さふら}候ふ^ニ定^メ申^シ當日ノ^{カシラ}唱導師ヲ^ニ度候フ。當日ハ法會の當日也。唱導師とハ法會の衆僧の首座となるもの也。唱ハとなへ導はミちひくとす。衆僧乃手本となるこゝろ也。是ハ侍者の寺の長老を頼て導師にせんとの事也。〔74 ウ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「唱導師」の語をもって収載し、語注記は「唱導師とハ法會の衆僧の首座となるもの也。唱ハとなへ導はミちひくとす。衆僧乃手本となるこゝろ也。是ハ侍者の寺の長老を頼て導師にせんとの事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

^{そも}抑^{きんじつ}近日佛事^{たいほふゑ}大法會を^{とりおこな}執行^{こと}ふ事に^{さふら}候^{きし}ふ奉^{ちやうらう}リ^{はいしやう}貴寺の長老を^{たうにち}拝請して當日

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

しゃうだうし さだ もを た さふら じしやちんけうしんかちやうしゆ めしぐ れくはうりん
 の唱導師に定め申し度く候ふ。侍者聽叫請客頭首を召具せら被光臨を
 ゆる さふら ばりきしやがよてう しん べ さふら
 許し候ハ者力者駕輿丁を進す可く候ふ／抑近日。執_レ行_フ佛事大法會ヲ
 一_レ事候_フ。拜_二請_一貴寺ノ長老ヲ_一。定_メ申_シ當日ノ唱導師ヲ_一度候_フ。被
 召_シ具_セ侍者。聽叫。請客。頭首ヲ_一許_シ光臨ヲ_一。候ハ者。可_ク
 進_ス力者。加輿丁ヲ_一候_フ▲唱導師ハ法會の首座にして經文を唱へはじめ
 しゆそう みちび いざな やく
 衆僧を導き誘ふ役也。〔54 オ⑦～ウ⑦・⑧〕
 そもへきんじつとりおこなふつじだいほふえ こと さふらふはい しやう きじ ちやうらう さだめ
 抑近日執行佛事大法會を一事に候拜_二請_一して貴寺の長老を一定_二
 まうしたうにち しやうだうし たくさふらふれ めしぐ じしやちんけうしんかちやうしゆ ゆる
 申_シ當日の唱導師に一度候被_レ召_シ具_セ侍者聽叫請客頭首を許_シ
 くはうりん さふら まべく しん りきしやかよちやう さふらふ
 光臨を候ハ者可_ク進_ズ力者駕輿丁を候 ▲唱導師ハ法會の首座にして
 きやうもん とな しゆそう みちび いざな やく
 經文を唱へはじめ衆僧を導き誘ふ役也。〔97 ウ①～98 ウ①〕

とあって、標記語「唱導」の語をもって収載し、その語注記は、「唱導師は、法會の首座にして經文を唱へはじめ衆僧を導き誘ふ役なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

† Xōdō. シャウダウ（唱導） 法事の時に坊主（Bonzos）が行なう読經の先導者。文書語。〔邦訳 790 〕

とあって、標記語「唱導」の語の意味は「法事の時に坊主（Bonzos）が行なう読經の先導者。文書語」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しゃう-だう〔名〕【唱導・倡道】(一) 先だちとなへて、他をみちびくこと。先に、言ひ出すこと。詩經、箋「在_レ上所_一以_レ倡道_一」(佩文韻府) (二) 法門を説きて、佛道に引き入ること。説教。源平盛衰記、廿、小兒讀誦誦事「修行者を招請して、唱導を勤めけるに」〔0968-1〕

とあって、標記語「しゃう-だう〔名〕【唱導】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しょう-どう【倡道・唱導】〔名〕①（唱導）仏語。㊦（一する）教えを説いて、人を導くこと。説教・法談などを行なうこと。㊦「しょうどうし（唱導師）」の略。②（一する）さきだちとなつてとなえること。率先して言ひ出すこと。また、となえ導くこと。称道」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

於御持佛堂、被始行法華經講讀唱導、阿闍梨義慶也是爲毎月廿三日哉（云云）此日、

御臺所御祖母之忌日也《訓み下し》御持仏堂ニ於テ、法華經ノ*講讀ヲ（*講讚ヲ）始行セラル。^{シヤウダウ}唱導*（*師）ハ、阿闍梨義慶ナリ。是レ*毎月二十三日タルベキヤト（*毎月二十三日ノ式タルベシト）〈云云〉。此ノ日ハ、御台所ノ御祖母ノ忌日ナリ。《『吾妻鏡』文治四年四月二十三日の条》

0909-022 「定申（さだめまうす）」（510-2004.04.28）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、標記語「定申」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

抑^{ソモヘ}近日^{ツモヘ}執^{ツク}行^{ツク}仏事大法會ノ事ヲ候^{ハイ}拜^{シヤウ}請^キシ貴寺ノ長老ヲ定メ申シ當日ノ唱導^{ツク}ニ度候〔經覺筆本〕
抑^{トリヲコナウ}近日^{ツク}執行^{ハイシヤウ}レ仏事大法會ヲ候^{キチ}拜^シ請^シレ貴寺ノ長老ヲ定メ申シ當日ニ唱導^{シヤウ}ニ度候〔於^{ツク}レ當日導師ニ申度存シ候〕〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本は「定申」、經覺筆本・文明十四年本の古写本は「定メ申シ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「定申」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「定申」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

定申^{サダメマウス} テイシン〔去・平〕。〔態藝門 801 ③〕

とあって、標記語「定申」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「定申」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては唯一広本『節用集』に標記語「定申」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「定メ申シ」〔謙堂文庫蔵四九左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

キシ^{ラウ}ノ長老ヲ定^{タツト}申シトハ貴キ寺ノ主也。〔下 27 オ④〕

とあって、この標記語「定申」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に標記語「定め申し」〔74 ウ⑤～⑦〕の語をもって収載し、語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「定め申し」〔54 オ⑦～ウ⑥〕〔97 ウ①～98 オ⑤〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に標記語「定申」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』及び現代の『日本国語大辞典』第二版においても、標記語「さだめ-まうす〔動〕【定申】」の語は未収載にする。このことから、『庭訓往來』のこの語用例は未記載とする。

〔ことばの実際〕

此事今差遣軍士於台嶺之由、雖言上、無左右被遣勇士之條、偏可爲法滅之因、且可被仰子細於座主之由、諸卿一同、被定申之趣、具被載之（云々）《訓み下し》此ノ事今軍士ヲ台嶺ニ差シ遣ハスノ由、言上スト雖モ、左右無ク勇士ヲ遣ハサルルノ条ハ、偏ニ法滅ノ因タルベシ、且ハ子細ヲ座主ニ仰セラルベキノ由、諸卿一同ニ、定メ申サルルノ趣キ、具ニ之ヲ載セラルト（云云）。《『吾妻鏡』文治二年閏七月二十六日の条》

0909-023 「召具（めしグス）」（511-2004.04.29）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548 年）の「免」部に、^{メシトル}「召捕」^{コムル}「召籠」^{ハナス}「召放」^{ツカウ}「召使」^{イダス}「召出」^{ブミ}「召文」の六語を収載し、標記語「召具」の語については未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可被^{チンキヨシンカテウシユハカリ}召シニ^{カヨ}具サ侍者聽叫請客頭首斗^{カヨ}光臨候者。可^{カヨ}進ズ^{カヨ}力者駕輿丁ヲ候〔経覺筆本〕

被^{チンキヨシンカテウハカリ}召ニ^{シン}具セ侍者聽叫請客頭計^{シン}ヲ^{リキシヤカヨチヤウ}光臨候者可^{シン}進ヅ^{リキシヤカヨチヤウ}力者加輿丁ヲ候

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「召具」と記載し、訓みは文明十四年本に「メシ（グス）」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81 年）と十卷本『伊呂波字類抄』

には、標記語「召具」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「召具」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

^{メシグス}召具セウ、○〔去・去〕。〔態藝門 881 ⑦〕

とあって、同音異表記の標記語「召具」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

^グ召具。〔弘・言語進退門 229 ⑦〕
^{メシグス} ^{トル} ^{ハナシ} ^{ヨスル} ^{アツム} ^{イタス} ^{コムル}
^{メシグス} 召具一捕。一放。一寄／一集。一出。一籠。〔永・言語門 191 ②〕
^{メシグス} 召具一捕。一放。一寄／一集。一出。一籠。〔堯・言語門 180 ⑥〕

とあって、標記語「召具」の語を収載し、語注記に未記載にする。また、易林本『節用集』には、

^{メシトル} ^{ツカフ} ^{ツギ} ^フ ^{ブミ} ^{コムル} ^グ
 召捕一仕。一次。一符／一文ブ。一籠。一具。〔言辭門 197 ②〕

とあって、標記語「召捕」の巻頭字「召」の熟語群として「召具」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「召具」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「召具-具せ」〔謙堂文庫蔵四九左⑥〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

^{シヤウ} ^{タク} ^{カシラ}
 唱導ヲ一度候フ。被レ召グセ-具唱導トハ頭ヲ取テ其節ヲナス人ナリ。

〔下 27 オ⑤〕

とあって、この標記語「召具」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

^{じしやちんけうしんかてうしゆ} ^{めしぐ}
 侍者聽叫請客頭首を召具して／被レ召シ-具セラ侍者。召具とハ召連る事也。
 侍者は持持のかたはらに付従て事を達する役僧なり。焼香侍者湯藥侍者などして
 いろへあり。〔74 ウ⑧〕

とあって、この標記語「召具」の語をもって収載し、語注記は、「召具師とハ召連れる事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「^{めしぐ}召具せら被^れ」〔54 オ⑦～ウ⑦・⑧〕「被^れ召^{めしぐ}具せら」〔97 ウ①～98 ウ①〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Mexiguxi,suru,ita. メシグシ, スル, シタ（召し具し, する, した）自分と一緒に連れて行く。 ※これでは‘シタ’か‘イタ’か明らかでないが、サ変動詞であるから、‘した’であろう。〔邦訳 399r〕

とあって、標記語「召具」の語の意味は「自分と一緒に連れて行く」とする。明治から大正・昭和時代の大概文彦編『大言海』には、

めし-ぐ・すスル・スレ・セ・シ・セヨ〔他動・左變〕【召具】連れ行く。伴ひ行く。ともなふ。娥歌加留多（享保、近松作）五「山王と唐崎へ、七日まうでの乗物に、供人少少召しぐして」〔1988-2〕

とあって、標記語「めし-ぐ・す〔他動・左變〕【召具】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「めし-ぐ・す【召具】〔他サ変〕上位者が、目下の者を伴う。連れていращやる。召し連れる」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

仍召具山案内者、實平、并永實等經管根通、赴土肥郷給《訓み下し》仍テ山ノ案内者ヲ召シ具シテ、実平、并ニ永実等。箱根通ヲ経テ、土肥ノ郷ニ赴キ給フ。《『吾妻鏡』治承四年八月二十五日の条》

0909-024 「侍者（ジシヤ）」（511-2004.04.30）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

^{ジシヤ}
侍者 禪家之官。〔元龜二年本 311 ⑩〕
^{ジシヤ}
侍者 禪家官。〔静嘉堂本 365 ①〕

とあって、この標記語「侍者」の語を収載し、語注記に「禪家の官」と記載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「侍者」と記載し、訓みは孰れも未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「侍者」の語を未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「侍者」

の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476(文明六)年頃成立)には、

^{ジシヤ}侍者 サブライ、ヒト・モノ 即長老左右^ニ也。肇ノ云菴已順^テ命^ニ給^{スル}侍^{スル}之^一者。具^ニ八法^ヲ云々。佛命^ニ阿難^ニ為^シ侍者^ニ云々。焼香者。又云^ニ高侍者^ニ。長老方丈惣奉行也。書状侍者。或云^ニ侍状^ト。記^ニ頌録^ヲ官也。書札^ノ官也。^{シン}請客者又云^ニ侍客^ト樓客官也。湯薬侍者。又云^ニ侍薬^ト。献^ル茶官也。衣鉢侍者。又云^ニ侍衣侍丈^ト道具奉行也。〔官位門 919 ④～⑥〕

とあって、同音異表記の標記語「侍者」の語を収載し、語注記は詳細に記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

^{ジシヤ}侍者 焼香一。衣鉢一。書状一／請客一。湯薬一。〔弘・人倫門 238 ①〕
^{ジシヤ}侍者 侍丈。〔永・官名門 200 ⑧〕
^{ジシヤ}侍者。〔堯・人倫門 190 ⑦〕

とあって、標記語「侍者」の語を収載し、語注記は弘治二年本に「焼香一。衣鉢一。書状一／請客一。湯薬一」の五役の名称を記載するものと、永祿二年本のように「侍丈」と別名を記載する二種の記載が見えている。また、易林本『節用集』には、

^{ジシヤ}侍者 焼香一。書状一。請客一。湯薬一。衣鉢エハツ一。〔人倫門 203 ⑦〕

とあって、上記弘治二年本と同様に標記語「侍者」の語を収載し、語注記に五役の名を記載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「侍者」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「侍者」〔謙堂文庫蔵四九左⑥〕の語を収載し、語注記は「四品なり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

^シ侍者 トハ^{カツ}喝^キ食^キタリシ人ヲ^{カミ}髪^ソヲ^{シヤミ}剃^ゴリ沙弥ヲヘテ後一位ニアカツテ侍者ト云フナリ。禪家ノ侍僧也。〔下 27 オ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「侍者」とし語注記は、「喝食たりし人を髪を剃り沙弥をへて後一位にあがつて侍者と云ふなり。禪家の侍僧なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

^{ジシヤ}侍者 聴叫^{ウシ}請客頭首を召具して／被^メ召^シシ。具^セ侍者。召具とハ召連る事也。侍者は住持のかたはらに付従て事を達する役僧なり。焼香侍者湯薬侍者などし

ているへあり。〔74 ウ⑧〕

とあって、この標記語「侍者」の語をもって収載し語注記は、「侍者は住持のかたはらに付従て事を達する役僧なり。焼香侍者湯藥侍者などしているへあり」と記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

侍者^{じしやちんけうしんかちやうしゆ}聽叫^{めしぐ}請客^{れくはうりん}頭首^{ゆる}を召具^{さふら}せら被^{ぼりきしやがまてう}光臨^{しん}を許^べし候^{さふら}ハ者力^は者駕輿^{しん}丁^べを進^{しん}す可^べく

候^{さふら}ふ^{さふら}被^{さふら}召^{さふら}シ^{さふら}具^{さふら}セ^{さふら}ラ侍者^{さふら}。聽叫^{さふら}。請客^{さふら}。頭首^{さふら}ヲ^{さふら}許^{さふら}シ^{さふら}光臨^{さふら}ヲ^{さふら}。候^{さふら}ハ者^{さふら}。可^{さふら}ク^{さふら}進^{さふら}ス^{さふら}レ^{さふら}力^{さふら}者^{さふら}。加輿^{さふら}丁^{さふら}ヲ^{さふら}候^{さふら}フ▲侍者^{さふら}ハ沙弥^{だん}の一段^{だん}のぼり^{だん}たる者^{だん}也^{だん}。和尚^{おしやう}の傍^{そば}に付添^{つきそふ}て用^{うけたまは}を承^{やくそう}る役僧^{やくそう}也^{やくそう}。又侍者^{おしやう}とて五人^{をのへ}あり。各^{おしやう}十月^{そば}の返状^{つきそひ}に記^{しる}す。〔54 オ⑦～ウ⑧〕

被^れ召^{めし}シ^ぐ具^ぐセ^ぐラ侍者^{じしやちんけうしんかちやうしゆ}聽叫^{ゆる}請客^{くはうりん}頭首^{さふら}を^{さふら}許^{さふら}シ^{さふら}光臨^{さふら}を^{さふら}候^{さふら}ハ者^{さふら}可^{さふら}ク^{さふら}進^{さふら}ズ^{さふら}力^{さふら}者^{さふら}。加輿^{かよちやう}丁^{さふら}ヲ^{さふら}候^{さふら}▲侍者^{しやみ}ハ沙弥^{だん}の一段^{だん}のぼり^{だん}たる者^{だん}也^{だん}。和尚^{おしやう}の傍^{そば}に付添^{つきそひ}て用^{うけたまは}を承^{やくそう}る役僧^{やくそう}也^{やくそう}。又侍者^{おしやう}とて五人^{をのへ}あり。各^{おしやう}十月^{しる}の返状^{しる}に記^{しる}す。〔97 ウ①～98 ウ②〕

とあって、標記語「侍者」の語をもって収載し、その語注記は、「侍者ハ沙弥の一段のぼりたる者也。和尚の傍に付添て用を承る役僧也。又侍者とて五人あり。各十月の返状に記す」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Iix. ジシヤ（侍者） 禪宗（Lenxus）の僧院における或る位。〔邦訳 366 1〕

とあって、標記語「侍者」の語の意味は「禪宗（Lenxus）の僧院における或る位」とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

じ-しゃ〔名〕【侍者】（一）貴人に侍して、其使役に充つるもの。そばづかへのもの。左傳、襄公七年「子駟相、又不禮焉、侍者諫不聽、又諫、殺之」西宮記、臨時、五「上皇脱屣之後、云云、五位藏人爲侍者」（二）僧家にて、和尚の傍に付添ひて、用を承はる役僧。庭訓往來、九月「近日。執行佛事大法會事候。拜請貴寺長老。定申當日唱導師度候。被召具セラ侍者。聽叫。請客。頭首許シ光臨」〔0892-5〕

とあって、標記語「じ-しゃ〔名〕【侍者】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「じ-しゃ【侍者】〔名〕①貴人に近侍して雑用をとめる者。そばづきの人。おそば。おつき。②仏語。仏菩薩あるいは師僧、長老などの左右に近侍してその給仕の任に当たる者。禪寺では、焼香侍者、書状侍者、請客侍者、

とうやく えはつ
湯薬侍者、衣鉢侍者の五とする。③キリスト教で、ミサのときに司祭を手伝い、進行の補佐をする者。〔補注〕禪家ではまた、僧に対する書状の脇付に「侍者御中」などと用いた」とあって、『大言海』ではこの用例を引用するが『日本国語大辞典』は、この『庭訓往來』の語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

また、夢窓の法眷に妙吉侍者と云ふ僧あり。《『太平記』卷第二十五・藤井寺合戦の事の条》

0909-025 「聽叫（チンケウ）」（512-2000.09.09）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「知部」に、

チンキウ
聽叫 禪家童子之名。〔元龜本 65 ②〕

チンケウ
聽叫 禪家童子之名。〔静嘉堂本 76 ②〕〔天正十七年本上 38 オ⑥〕

チケウ
聽叫 禪家童子之名。〔西來寺天正十五年本〕

とある。標記語「聽叫」の語注記は「禪家童子の名」という。『庭訓往來』九月九日の状に見え、『下學集』に、

カッシキ アンダウ アンジャ チンケウ
喝食。行堂。行者。聽叫 禪以上ノ四種^{センリツ}禪律^{シレイ}ノ之使令^{ナリ}也。〔元和版人倫門 40 ⑥〕

とあって、「喝食・行堂・行者」の語と一まとめにして「禪、以上の四種は禪律の使令なり」と注記する。『節用集』類は広本『節用集』に、

チンキョ
聽叫 テイケウ、キクサケブ 禪律ノ使令。〔人倫門 159 ⑤〕

とあって、この注記内容は『下學集』の語注記をより更に簡略化して収載したものとなっている。また、印度本系統の弘治二年本『節用集』や永祿二年本『節用集』そして堯空本『節用集』兩足院本『節用集』では、

チンキョ
聽叫。〔弘・人倫 49 ①〕〔永・人倫 50 ②〕

チンケフ
聽叫。〔堯・人倫 45 ⑧〕

チンキョウ
聽叫。〔兩・人倫 54 ②〕

とあって、語注記そのものが未記載にある。また、その読み方も「チンキョ」「チンキョウ」「チンケフ」とかなり区々な読み方が確認できる。因みに「聽」を「チン」と読むのは唐宋音であり、普通は「チョウ」と発音する字である。

『庭訓往來註』に、

チン
512 聽叫^{チンキヤウ} 香合ヲ持而從也。〔謙堂文庫蔵 49 左⑦〕
チンキフ
聽叫^{クチモラウ} 香合ヲ持而從也。〔左貫注 47 右⑧〕

とあって、標記語「聽叫」の語を収載し、語注記は「香合を持って従ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

聽叫^{ハカマ}ト云ハ白袴^{ハカマ}キテハタラク者也。奏者ヲキク者也。コシメカイシヤウ等打者ナリ。〔下 27 オ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「聽叫」とし、語注記は「白袴^{ハカマ}きてはたらく者なり。奏者を^働きく者なり。こしめかいしやう等打つ者なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

聽叫^{ちんけう}／聽叫^{どうじ}住持のかたはらおみて事を達する童子なり。〔75 オ①〕

とあって、この標記語「聽叫」の語をもって収載し、語注記は「住持のかたはらおみて事を達する童子^{どうじ}なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

拜_二請_一貴寺ノ長老ヲ。定_メ申シ當日ノ唱導師ヲ_一度候フ。被_レ召シ_ニ具_一せテ侍者。聽叫。請客。頭首ヲ_一許シ_ニ光臨ヲ_一。候ハ者。可_レ進ス_レ力者。
加興丁ヲ_一候フ▲聽叫ハ和尚の小用^{つとむ こわらハ}を勤る小童也。〔54 オ⑦～ウ⑧〕
拜_二請_一して貴寺の長老^{きじ ちやうらう}を_一定_二申_一當日の唱導師^{さだめ まうしたうにち しやうだうし}に_一度候_二被_レ召_一具_二せ_一
ら侍者^{じしや ちんけうしんかくちやうしゆ}聽叫^{ゆる}請客^{くはうりん}頭首^{さふら}を_一許_二シ_一光臨^{さふら}を_一候_二ハ者_一可_レ進_二ズ_一力者^{りきしやかよちやう}駕興丁^{さふらふ}を_一
候 ▲聽叫ハ和尚の小用^{つとむ こわらハ}を勤る小童也。〔97 ウ①～98 ウ①〕

とあって、標記語「聽叫」の語をもって収載し、その語注記は「聽叫は、和尚の小用^{つとむ こわらハ}を勤る小童なり」と記載する。

『運歩色葉集』の注記説明そして、『庭訓往來註』・『下學集』と広本『節用集』の注記説明それぞれが内容を異にしている、各編纂者が独自の注記をもって説明している語とも言えよう。なぜ、こうした別資料を典拠とした編纂状況が派生するのか、所収の禪語全体を通して再度検討せねばなるまい。

[ことばの実際]

七月大旦己未。粥時托鉢。齊時同前。庭前桃樹結實。聽叫^{チンケウ}摘而獻之。風味甚美。〔『鹿苑日録』五・明應八年〕聽叫^{チンケウ}忠曰、侍_二住持左右_一聽_二其叫呼_一、受_二使令_一者。〔『禪林象器箋』職位〕

0909-026 「行者（アンジャ）」（513-2004.04.29）

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、
至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本のい
ずれの古写本も、「行者」の語は此処には未収載にする。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

513 行者請客 アン-シンカ 請客ハ五侍者之一也。〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕

※請客頭ハ者方丈ノ行者也。司_レ法堂_ニ也。〔天理図書館蔵『庭訓往來註』頭注書込〕
とあつて、標記語「行者」の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、この標記語「行者」は未収載にする。時代は降って、江
戸時代の訂_誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）、さらに、頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭
訓往來講釈』にも、標記語「行者」の語未収載にある。いわば、真名註にのみに記載
される語となっている。この語は十月三日状に見える語であり注記もそちらにある故、
後述記載に譲り、ここではことばの詳細を示さないでおくことにする。

0909-027 「請客（シンカ）」（514-2004.05.01）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、シンギ「請規〔静嘉堂本は、
シヤウギ「清規」と表記する〕」の一語を収載するのみで、この標記語「請客」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

被召具侍者聽叫請客頭許計光臨候者可進力者駕輿丁候〔至徳三年本〕

被召具侍者聽叫請客頭○許光臨候者可進力者駕輿丁候〔宝徳三年本〕

被召具侍者聽叫請客頭計光臨候者可進力者加輿丁候〔建部傳内本〕

被_レ召_ニ- 具_セ侍者聽叫請客頭計_ヲ- 光臨候者可_レ進_ヅ力者加輿丁_ヲ- 候
チンキヨ シンカ テウハカリ シン リキシヤカヨチヤウ
〔文明十四年本〕

被_レ召_ニ- 具_セ侍者聽叫請客頭首計_リヲ- 光臨候者。可_レ進_ニ力者駕輿丁_ヲ- 候
チンキヨ シンカ テウ カヨ
〔山田俊雄藏本〕

可_レ被_レ召_シ- 具_サ侍者聽叫請客頭首斗_ニ- 光臨候者。可_レ進_ズ力者駕輿
チンキヨ シンカ テウシユハカリ カヨ
丁_ヲ- 候〔経覺筆本〕

と見え、古写本は、「請客頭」と記載する至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文
明十四年本と、ただ「請客頭首」と記載する山田俊雄藏本・経覺筆本の二種に区分さ

れる。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「請客」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下学集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「請客」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{シンカテウ}請客頭^{コウ}コウノセイ・ウケル、アヅマ、カウベ[去・入・平]行堂^{アンタウ}官名奏者役也。

[態藝門 920 ①]

とあって、標記語「請客頭」の語を収載し、語注記は、「行堂。官名奏者役なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

^{シンカテウ}請客頭 行者官。[弘・人倫門 238 ②] [堯・人倫門 190 ⑧]

^{シンカテウ}請客頭^{アンシヤ} 行者官。[永・官名門 200 ⑨]

とあって、標記語「請客頭」の語を収載し語注記に「行者官」と記載する。また、易林本『節用集』は此の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』を筆頭に印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』に、この標記語「請客頭」の語が収載され、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。ここで、『運歩色葉集』の編者が此の語を収載しないことから、禪語名についてはこれを収録する意欲に欠け、ひいては此のことばを必要としない言語環境が茲には漂っていることに気づくのである。また、語注記にあっては広本『節用集』を中心とする印度本系統の語注記と、真名本の語注記とでは、それ以降の注釈書の注記内容にそれぞれの用途及び編纂者の意図に異なりを見ることができるのである。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

^{アンシヤ}513 行者請客 請客ハ五侍者之一也。[謙堂文庫蔵四九左⑦]

※請客頭ハ者方丈ノ行者也。司_レ法堂_ニ也。[天理図書館蔵『庭訓往來註』頭注書込]

とあって、標記語「請客」の語を収載し、語注記は「請客は、五侍者の一つなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

シンカテウス クハウリン
 請客頭首許_ヲ光臨候者可_ク進_ス請客頭ハ客人ヲアヒシラフ僧ナリ。

[下 27 オ⑦～⑧]

とあって、この標記語「請客頭首」とし語注記には「請客頭は、客人をあひしらふ僧なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

しんか
 請客／請客客人をあしらふ僧なり。[75 オ①]

とあって、この標記語「請客」の語をもって収載し語注記は「客人をあしらふ僧なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

奉_リ貴寺の長老を拜請して當日の唱導師に定め申し度_ク候_フ。侍者
 聽叫請客頭首を召具せら被光臨を許_シ候_ハ者力者駕輿丁を進_ズ可_ク候_フ
 ぶ／拜_ニ請_シ貴寺ノ長老_ヲ。定_メ申_シ當日ノ唱導師_ヲ度_ク候_フ。被_レ召_シ
 具_セラ侍者。聽叫。請客。頭首_ヲ許_シ光臨_ヲ。候_ハ者。可_ク進_スレ
 力_者。加輿丁_ヲ候_フ▲請客ハ客人をあしらふ役也。五侍者の内より兼帶す。

[54 オ⑦～ウ⑧]

拜_ニ請_シして貴寺の長老を定_メ申_シ當日の唱導師に度_ク候_フ被_レ召_シ具_セ
 ら侍者聽叫請客頭首を許_シ光臨を候_ハ者可_ク進_ズ力_者駕輿丁を
 候_フ▲請客ハ客人をあしらふ役也。五侍者の内より兼帶す。

[97 ウー～98 ウ③・④]

とあって、標記語「請客」の語をもって収載しその語注記は「請客は、客人をあしらふ役なり。五侍者の内より兼帶す」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

† Xınca. シンカ（請客） 禅宗（Lenxus）の宗派の坊主（Bonzos）の間における或る位。〔邦訳 769 頁〕

とあって、標記語「請客」の語の意味は「禅宗（Lenxus）の宗派の坊主（Bonzos）の間における或る位」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』及び現代の『日本国語大辞典』第二版にあっては、標記語「しんか-てう〔名〕【請客頭】」、「しん-か〔名〕【請客】」の両語とも未収載にする。これより、『庭訓往來』のこの語用例は未記載となる。ただし、『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しんか-じしゃ〔名〕【請客侍者】 禅宗寺院で住持の私的な客を接待する役の侍者」と役名全体をもって収載する語があるのみで、「請客頭」や「請客」の語では取り扱いが成されていないことを

茲に指摘せねばなるまい。

[ことばの実際]

侍〔待〕尊者之間於便所有公卿儲、主人出給、未終掌容便〔請客使〕還參、(左府不被參、依無大饗歟、) 右大臣以下被參着座 《『小右記』の永祚元年一月廿二日、1/157・670-0》

0909-028 「頭首 (テウシユ)」 (513-2004.05.02)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「天」部に、
テウシユ
頭首。〔元龜二年本 246 ①〕〔静嘉堂本 284 ③〕

×〔天正十七年〕

とあって、この標記語「頭首」の語を収載し語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可被_レ召_{シユ}-具_サ侍者聽_ル叫_ル請_ル客頭首斗_ニ光臨候者。可_レ進_ズ力者駕輿_{カヨ}
丁_ヲ候〔経覺筆本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本の古写本は「頭」と記載し、山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「頭首」の語で記載し、訓みは経覺筆本に「テウシユ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「頭首」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「頭首」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・易林本『節用集』には標記語「頭首」の語は未収載にする。印度本系統の弘治二年本『節用集』に、
テウシユ
頭首 僧。〔弘・人倫門 197 ③〕

とあって、標記語「頭首」の語を収載し、語注記にただ「僧」とだけ記載する。

このように、上記当代の古辞書においては『運歩色葉集』、弘治二年本『節用集』(他に『伊京集』・明応本・天正十八年本に収載)に標記語「頭首」の語が収載されていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「頭首」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

請客頭首シンカテウス許ク光臨クハウリン候者ク可レ進ス請客頭ハ客人ヲアヒシラフ僧ナリ。

[下 27 オ⑦～⑧]

とあって、この標記語「頭首」とし語注記は「請客頭」で記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

頭首テウシユノ頭首テウシユヲテ仏法乃宗儀を知り万事のさばきをする役僧なり。[75 オ①・②]

とあって、この標記語「頭首」の語をもって収載し、語注記は「仏法の宗儀を知り、万事のさばきをする役僧なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

奉キリシ貴寺チヤウラウの長老ハシヤウをテ拝請タウニチしてシヤウダウシ當日サダの唱導師モにタ定めシ申し度キ候フ。侍者ジシヤ聴叫チンケウ請客頭首シんカチヤウシユをメシグ召具レクせレらハ光臨クハウリンをユル許シ候フハ者サ力者バクシヤ駕輿ガヤ丁テウをシ進スすベ可ク進スレ
 夫レノテ拜シ請シ貴寺ノ長老ヲ。定メ申シ當日ノ唱導師ヲ度候フ。被レ召シニ具セテ侍者。聴叫。請客。頭首ヲ許シ光臨ヲ。候ハ者。可ク進スレ力者。加輿丁ヲ候フ▲頭首ハすカシラへテ頭ヤクソウたちたる役僧をいふ。

[54 オ⑦～55 オ①]

拜ハシヤウニテ請シしてキ貴寺チヤウラウの長老サダメをマウシ定メ申シ當日シヤウダウシの唱導師タクにタ度候シ被レ召シ具セせレらハ侍者ジシヤ聴叫チンケウ請客頭首シんカチヤウシユをユル許シ光臨クハウリンをサ候フハ者バ可ク進スズレ力者バクシヤ駕輿ガヤ丁テウをシ進ス候フ▲頭首ハすカシラへテ頭ソウたちたる役僧をいふ。[97 ウ①～98 ウ③]

とあって、標記語「頭首」の語をもって収載し、その語注記は「頭首は、すべて頭カシラだちたる役僧をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「頭首」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「てう-しゅ〔名〕【頭首】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「とう-しゅ【頭首】〔名〕①あたま。くび。首級。②集団や団体の首領、領袖。かしら。頭目。③→ちようしゅ（頭首）。」すなわち③の「とう-しゅ【頭首】〔名〕（「ちよう」は「頭」の唐宋音）仏語。禅院における首座、書紀、知浴、知殿等の六役。知事に対して修道の方面を掌る。→頭首方ちようしゅがた。*正法眼藏（1231-53）安居「知事・頭首・小師・法眷、まづ方丈内にまうでて人事す」*永平道元禪師清規（13 C中）知事清規「知事。諸頭首。及雲水。応下流オウ通共住相視。当カ如ニ世尊ノ之ノ仏語ト」*空華日用工夫略集- 応安四年（1371）二月一二

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

日「凡僧為_レ頭首_一者、必以_レ師位_一為_レ期」*伊京集(室町)「頭首 テウシユ」*禅林象器箋(1741)
職位「頭首 西序此謂_レ頭首_一、明極曰、以_レ參請多、叢林熟者_一、歸_レ西序_一謂_レ之頭首_一」^{クワウリン}辞書伊京・
明応・天正」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

かの榜、かく式あり。知事頭首によらず、戒臘のまゝにかくなり。諸方にして頭首
知事をへたらんは、おのおの「首座」「監寺」とかくなり。《『正法眼藏』安居の条、
十五 10 ウ③》

0909-029「光臨(クワウリン)」(514-2002.03.29) → 拙稿『庭訓往來註』に
みる室町時代古辞書について一その五 五月日状、語注解—0153-11「光臨」
(300:2002.03.29) 201 頁～ 203 頁〔駒澤短期大学研究紀要第 34 号、2006 年 3 月 25
日発行〕参照。

古写本『庭訓往來繪抄本』の語注記に、

△光臨トハ貴人ナトノ賤キ処へ御出有ニ、日月ノ隔ナクイツレヲモ照ス心ヲ云
也。〔静嘉堂本書き込み〕

とあって、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)には、

光臨くわうりんを許被候ゆるされハ／許クワウリン光臨クワウリンヲ上候者許ハ承知する事也。光臨とハ此方へ人の
來る事をあつめていふ詞なり。〔75 オ①〕

とあって、この標記語「光臨」の語をもって収載し、語注記は「光臨とは、此方へ人の
の來る事をあつめていふ詞なり」と記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大
言海』には、

くわう-りん〔名〕【光臨】くわうらい(光來)に同じ。曹植、七啓「幸見_レ光
臨_一」晉書、劉驥之傳「使君既枉_レ駕光臨」庭訓往來、五月「客人光臨、結構奔走、
奉_レ察候」〔0574-1〕

とあって、標記語「くわう-りん〔名〕【光臨】」の語を収載する。

0909-030「力者(リキシヤ)」(514-2002.01.15) → 「夫力者」(2004.05.03)。

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548 年)の「利」部に、

^{シヤ}力者。〔元龜二年本 72 ③〕

^{リキシヤ}力者。〔静嘉堂本 86 ⑦〕〔天正十七年本上 43 ウ①〕

とあって、この標記語「力者」の語を収載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

被^リ召^ユ-具^セ侍者^{チンキヨ}聽^シ叫^シ請^シ客^シ頭^シ計^{ハカリ}ヲ-光臨^{シン}候^リ者^リ可^シ進^{ヅレ}力^{リキシヤ}者^カ加^ヲ輿^ヲ了^ヲ候

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「力者」と記載し、訓みは文明十四年本に「リキシヤ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「力者」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「力者」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{リキシヤ}力者〔入・上〕。〔人倫門 189 ⑧〕

とあって、同音異表記の標記語「力者」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』に、

^{リキシヤ}力者。〔弘・人倫門 56 ④〕〔永・人倫門 56 ⑧〕

〔堯・人倫門 51 ⑧〕〔両・人倫門 60 ②〕

とあって、標記語「力者」の語を収載する。また、易林本『節用集』には、

^{リキシヤ}力者。〔人倫門 56 ②〕

とあって、標記語「力者」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「力者」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「力者」〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

^{リキ}力^{キヤウ}者^{さん}ハ^{ムスヒ}狂^{ムスヒ}文^{ムスヒ}ノ^{ムスヒ}衫^{ムスヒ}ニ^{ムスヒ}テ^{ムスヒ}白^{ムスヒ}ハ^{ムスヒ}カ^{ムスヒ}マ^{ムスヒ}ニ^{ムスヒ}結^{ムスヒ}ヲ^{ムスヒ}入^{ムスヒ}テ^{ムスヒ}ハ^{ムスヒ}タ^{ムスヒ}ラク^{ムスヒ}者^{ムスヒ}ナ^{ムスヒ}リ。〔下 27 才⑧〕

とあって、この標記語「力者」とし語注記は「狂文の衫にて白はかまに結を入れてはたらく者なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂訳『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

りきしやがよてう しん へく
力者駕輿丁を進す可候／可進スレ力者駕輿丁ヲ候力者ハ徒若黨の類なり。
駕輿丁ハなかえのこしをかく者也。こゝに云こゝろハ長老もし諸役僧を召連ら
れ此方に来りて尋師となる事を承知し玉ハ追ひの人と乗物などを 出んと也。

[75 オ③～⑤]

とあって、この標記語「力者」の語をもって収載し、語注記は「力者は、徒若黨の類なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「力者」[54 オ⑦～55 オ①][97 ウ①～98 ウ③]の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Riqixa. リキシヤ（力者） 力のある者。〔邦訳 536 r〕

Riqixa. リキシヤ（力者） 槍持ちの小姓のような人。上の Riqi（力）の条を見よ。
〔邦訳 536 r〕

とあって、「力者」の意味は「力のある者」とあり、もう一つの意味は「槍持ちの小姓のような人」とある。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

りき-しゃ〔名〕【力者】（一）古へ、剃髪したる一種の中間やうのもの。
こしかき かごかき
腰昇、駕丁の類。剃髪したれども、眞の法師に非ず。故に禪家にては、其長
このかうべ
を兄部と云ふ。力者法師。後に訛して、陸尺。平家物語、三、法皇御遷幸事「御
ロクシヤク
車に召されけり、公卿、殿上人、一人も供奉せられず、北面の下臈と、さては金行と
コンギヤウ
云ふ御力者ばかりぞ参りける」海人藻芥、中、僮僕事「力者十二人、牛飼一人、白丁一人」（二）
相撲取の稱。ちからびと。力士。蕪村句集、秋、「飛び入りの、力者怪しき、角力かな」
[2120-4]

とあって、標記語「りき-しゃ〔名〕【力者】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「りき-しゃ【力者】〔名〕①力の強い者。力持ち。とくに、平安末期以後、髪をそった姿をし、院・門跡・公家・武家などに仕えて力仕事にたずさわった従者。輿をかつぎ、馬の口取りをし、長刀を持つなどして主人の外出の供をした。力者法師。青法師。力士。②近世、頭を剃らないままで力役を勤めた従者。③相撲取り。力士」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

院宣、者、不可用トテ、放種々悪口、企陵礫、御使申云、我兄弟者、於伊豫國、斬院力者二人頸、《訓み下し》院宣ニ於テハ、用ユベカラズトテ、種種ノ悪口ヲ放チ、*陵

礫ヲ企テ、御使ニ申シテ云ク（*御使ニ陵礫ヲ企テテ申シテ云ク）、我が兄弟ハ、伊予ノ国ニ於テ、院ノ力者^{リキシヤ}二人ガ頸ヲ斬ル、況召使ニ於テハ、沙汰ニ及バザルノ由之ヲ申ス。《『吾妻鏡』文治二年九月二十五日の条》

0909-031「駕輿丁（カヨテウ）」（514-2004.05.04）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「賀」部に、

カヨ チヤウ
駕輿丁。〔元龜二年本 100 ⑥〕〔天正十七年本上 62 オ③〕〔西來寺本〕
カヨ チヤウ
駕輿丁 {輿敷}。〔静嘉堂本 126 ④〕

とあって、この標記語「駕輿丁」の語を収載し語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

被召具侍者聽叫請客頭許計光臨候者可進力者駕輿丁候〔至徳三年本〕

被召具侍者聽叫請客頭○許光臨候者可進力者駕輿丁候〔宝徳三年本〕

被^{チンキヨシンカテウ}レ_三召_二具侍者聽叫請客頭首計^{カヨ}リ_一光臨候者。可_レ進_二力者駕輿丁_一候〔山田俊雄藏本〕

可_レ被_レ召_二シ_一具^{チンキヨシンカテウシユハカリ}サ侍者聽叫請客頭首斗_一光臨候者。可_レ進_二ズ_一力者駕輿丁_一候〔経覺筆本〕

被召具侍者聽叫請客頭計光臨候者可進力者加輿丁候〔建部傳内本〕

被^{チンキヨシンカテウハカリ}レ_二召_一具^{シン}セ侍者聽叫請客頭計^{リキシヤカヨチヤウ}ヲ光臨候者可_レ進_二ズ_一力者加輿丁_一候〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は、「駕輿丁」、建部傳内本・文明十四年本は「加輿丁」と記載し、訓みは山田俊雄藏本・経覺筆本「カヨ（チャウ）」、文明十四年本「カヨチャウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

駕輿丁 カヨチャウ／在近衛。〔黒川本・官職門上 91 ウ②〕

駕輿丁 カヨチャウ。〔卷第三・人倫門 188 ③〕

とあって、標記語「駕輿丁」の語を収載し、三卷本の語注記に「近衛に在り」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「駕輿丁」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

カヨ チヤウ
駕輿丁 ノリモノ、コシ[○・平・平]。[人倫門 260 ⑦]

とあって、標記語「駕輿丁」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

カヨ チヤウ
駕輿丁。[弘・人倫門 77 ⑥]

とあって、弘治二年本だけに標記語「駕輿丁」の語を収載する。また、易林本『節用集』には、

カヨ チヤウ
駕輿丁。[人倫門 71 ③]

とあって、標記語「駕輿丁」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』・弘治二年本『節用集』・易林本『節用集』に標記語「駕輿丁」の語を収載して、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「加輿丁」[謙堂文庫蔵四九左⑦]の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

カヨ シンクヤウ
加輿丁ヲ候可_{アシンロ}有御供養條條駕輿丁ハ御コシカキナリ。駕輿丁ト書テコシノ足代カマヘトヨムナリ。[下 27 オ⑧～ウ①]

とあって、この標記語「加輿丁」とし、語注記は「駕輿丁は、御こしかきなり。駕輿丁と書てこしの足代かまへとよむなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

りきしやがよてう しん へく
力者駕輿丁を進す可候ノ可_{アシンロ}進ス力者駕輿丁ヲ候力者ハ徒若黨の類なり。駕輿丁ハなかえのこしをかく者也。こゝに云こゝろハ長老もし諸役僧を召連られ此方に来りて尋師となる事を承知し玉ハ追ひの人と乗物などを 出んと也。

[75 オ③～⑤]

とあって、この標記語「駕輿丁」の語をもって収載し語注記は「駕輿丁は、ながえのこしをかく者なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、
じしやちんけうしんかちやうしゆ めしぐ れくハウりん ゆる さふら ぼりきしやがよてう しん べ
侍者聽叫請客頭首を召具せら被光臨を許し候ハ者力者駕輿丁を進す可_{さふら}
候_{さふら}ふノ被_{さふら}召_{さふら}シニ具_{さふら}セラ侍者。聽叫。請客。頭首ヲ許シ光臨ヲ。候ハ者。
可_{さふら}ク_{さふら}進_{さふら}ス力者。加輿丁ヲ候_{さふら}フ▲駕輿丁ハ腰昇也。[54 オ⑦～55 オ①]

被^れ召^{めし}具^ぐせら侍^じ者^{しや}聽^{ちん}叫^{けう}請^{しん}客^{かく}頭^{ちゆう}首^{しゆ}を^を許^{ゆる}し^し光^く臨^{はりん}を^を候^{さふら}ハ^ハ者^ま可^{べく}進^{しん}ず^り力^{きしや}者^者
 駕^か輿^{よちやう}丁^{ちゆう}を^を候^{さふらふ} ▲ 駕^か輿^{よちやう}丁^{ちゆう}ハ^ハ腰^{こしかき}昇^{しやう}也^也。〔97ウ①～98ウ③〕

とあって、標記語「駕輿丁」の語をもって収載し、その語注記は「駕輿丁は、腰昇なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に標記語「駕輿丁」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

かよ-ちやう〔名〕【駕輿丁】輿^{シチヤウ}を昇^{シチヤウ}く仕^{シチヤウ}丁^{シチヤウ}。こしかき。續紀、三十六、寶龜十一年三月「諸司仕丁、駕輿丁」類聚國史、百六十五、祥瑞「駕輿丁已上、賜^カ綿^{ワタ}者^者差^差

狭衣物語、四、下29「川渡^{カハワタリ}らせたまふ程^{ほど}は、かよちやうの聲^{こゑ}も、聞^きくにくきに」〔0436-3〕

とあって、標記語「かよ-てう〔名〕【駕輿丁】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「かよ-ちやう【駕輿丁】〔名〕貴人^かの駕^か籠^ごや輿^こをか^かつぐ^つこと^{こと}を職^{しやく}として^{して}いる^い者^{もの}。こしかき」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

院宣 放生會駕輿丁^{カヨチヤウ}神人等、訴^う申^ま事^じ法^ほ印^{いん}成^{じやう}清^{しやう}申^ま状^{じやう}、遣^つ之^の《訓^くみ^み下^げし》院宣 放生會^{カヨチヤウ}駕輿丁^{カヨチヤウ}ノ神人等、訴^うへ申^まス事^じ。法^ほ印^{いん}成^{じやう}清^{しやう}ノ申^ま状^{じやう}、之^のヲ遣^つハサル。《『吾妻鏡』の文治四年七月十七日条》

0909-032 「供養（クヤウ）」（514-2004.05.05）

室町時代の古辞書である『運步色葉集』（1548年）の「久」部に、

供^{ヤウ}養^{ヤウ}。〔元龜二年本 190 ⑥〕〔静嘉堂本 214 ⑦〕〔天正十七年本中 36 ウ⑦〕

とあって、この標記語「供養」の語を収載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可^ク有^{ヤウ}御^ゴ供^ク養^{ヤウ}ノ^ノ条^{じョウ}目^{もく}。精^{シヤウ}舎^{シヤ}。一^{イチ}字^じ。三^{タウ}重^ハノ。塔^{キヤウ}婆^{サウ}金^{ハウ}堂^{ドウ}。寶^{キヤウ}塔^{サウ}。經^{キヤウ}蔵^{サウ}。
 鐘^{シユロウ}樓^{シキ}。食^{ヤスミ}堂^{トコロ}。休^{ソウ}所^カ。捲^{ソウ}門^{ハウ}。二^ニ階^カ。湯^{ソウ}屋^{ハウ}。僧^{ソウ}-坊^{ハウ}房^{ハウ}〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「供養」と記載し、訓みは文明十四年本に「クヤウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「供養」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「供養」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

^{クヤウ}供養 トモ・ヤシナフ・タテマツル、ヤシナフ〔平去・上〕^{クメニ}指要録云。佛爲
 須達^ス説法。供^ク養^{ヤウ} 百千ノ白衣^ヲ。不^レ如^ク供^ク養^{スルニハ}一^ニ浄
 行^ヲ。供^{ヤウ}養^{スルヨリ} 百千諸佛^ヲ。不^レ如^ク供^ク養^ス一^ニ無心ノ道人^ヲ大^ニ覺。

〔熊藝門 544 ⑤〕

とあって、標記語「供養」の語を収載し、訓みを「グヤウ」とし語注記は『指要録』に云ふ。佛須達の爲に説法す。百千の白衣を供養するよりは、一浄行を供養するにはしからず。百千の諸佛を供養するより、一無心の道人を供養するにしかず。と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、

^{ヤウ}供養。〔弘・言語進退門 162 ②〕
^{クヤウ}供養 一給。一奉。〔永・言語門 131 ⑧〕〔両・言語門 146 ⑧〕
^{クヤウ}供養 一給。一奉。〔亮・言語門 120 ⑨〕

とあって、標記語「供養」の語を収載する。また、易林本『節用集』には、
^{クヤウ}供養 一物。一給。一奉。〔言語門 132 ⑥〕

とあって、標記語「供養」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「供養」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本には見えている語となっている。ただ、語注記の内容では広本『節用集』と真名註とは異なった参考文献を引用していることが注目されよう。すなわち、『指要録』（＝大藏經綱目指要録）と『科註』とである。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

514 頭首斗^{テウシユ}リヲ光臨候者可^レ進^レ力者可^レ加輿丁ヲ候可^レ有^レ御
 供養 条々 科註ニ曰賤カ施^レ高ニ云^トレ供養ト云也。自^レ高施^レ
 賤ニ利益トハ云也。〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕

とあって、標記語「供養」の語を収載し、語注記は『科註』に曰く、賤が高きに施すを供養と云ふなり。高きより賤に施すを利益とは云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、標記語「供養」〔下 27 オ⑧～ウ①〕とし語注記は未記載



にする。時代は降って、江戸時代の訂訳『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

御供養有る可き條條者精舎一字／可_レ有_レ御供養_二条々者精舎一字_一精舎ハ
寺の事也。一字ハ一軒也。〔75 オ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「供養」の語をもって収載し語注記は未記載にする。これを^{単語}

訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

御供養有る可き條條者精舎一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所
そうもんにかい ゆ や そうぼうこんしきとうしん によらいひやくたんだざう ぼさつ わかし にてんこれ こくてう
總門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を彫彫す
さいきんさいしき ぬ そういつふくうすたミ すミ ぬいつつしよしやしふしや おんきやうほんにや てんごく きやうわう
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんじゆ しやうみやうねんぶつしゆんくげ
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す稱名念佛九旬供花
いちげちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとうなり
一夏持齋禪律抖擻乃行人等攝待千僧供養非人施行等也／可_レ有_レ御供養_二

條々者精舎一字三重ノ塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身ノ如來。白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。刻彫ス之ヲ。細金。彩色ノ繪像。各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺写ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ經王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗擻行人等。接待千僧供養。非人施行等也。▲供養ハ 賤^{いやしき とふとき ほとこ}が 貴^{りやく}へ 施^{りやく}すをいふ。貴か賤へ施すを利益といふ。〔55 オ①～55 ウ③〕

可_レ有_レ御供養_二一條條者精舎一字三重^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}の塔婆金堂^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}寶塔^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}經藏^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}鐘樓^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}食堂^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}休所^{たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}
やすどころそうもんにかい ゆ や そうぼうこんしきとうしん によらいひやくたんだざう ぼさつ たうし にてんこく
休所惣門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像菩薩脇士の二天刻
彫す之を細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉
讀般若を讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す
さいきんさいしき ぬ そういつふくうすたミ すミ ぬいつつしよしやしふしや おんきやうてん
眞言を稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養
ひにんせぎやうとうなり いやしき たふとき ほとこ
非人施行等也。▲供養ハ 賤^{いやしき とふとき ほとこ}が 貴^{りやく}へ 施^{りやく}すをいふ。貴か賤へ施すを利益と
いふ。〔98 ウ④～99 ウ④〕

とあって、標記語「供養」の語をもって収載し、その語注記は「供養は、^{いやしき}賤^{りやく}が^{たふとき ほとこ}貴^{りやく}へ 施^{りやく}すをいふ。貴が賤へ施すを利益といふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Cuyō. クヤウ（供養） 坊主（Bonzos）を食事に招待して、法事を執り行なうための費用とか、ある寺院を奉献したり、イドロ（idoro 偶像）〔仏像〕を安置したり

するための費用とかを寄付すること。→ Manzô ～。〔邦訳 176 r〕

Cuyô. クヤウ（供養） 寺院や仏（Fotoqe）などの奉納をする法事。 § Dōno cuyōuo suru.（堂の供養をする）ある寺院の奉献式を執り行なう。〔邦訳 176 r〕

とあって、標記語「供養」の語の意味はかなり具体的に記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

く-やう〔名〕【供養】(一) {又、きょうやう。三寶（佛、法、僧）に向ひて、財と、行とを進むるを、供^クとも云ひ、攝養する所あるを、養と云ふ。其堂舎を莊嚴するなどを、敬^{キヤウクヤウ}供養とし、讀經、禮佛するなどを、行^{ギヤウクヤウ}供養とし、飲食、衣服を供するなどを利^{リクヤウ}供養とす。（佛教辭林）一般の亡者の靈に向ひてするを、追善の供養と云ふ、其條を見よ。法華經、序品「香花伎樂、常以供養」同、授記品「供養恭敬、尊重讚歎」天武紀、下、朱鳥元年正月「請_{タダヒトノクラヒモノ}三綱律師、云云、九僧_{クシキ}、以_{クシキ}俗_{クシキ} 供養_{クシキ} 養之、仍施_{クシキ} 絁綿布_{クシキ}」源氏物語、三十四、上、若菜、上 63「院の御賀に、嵯峨野の御堂にて、藥師佛、供養し奉りたまふ」同、下 75「日ごとに、法華經一部づつ、くやうせさせたまふ」同、四十七、早蕨 01「蕨、筆頭菜、をかき籠^ゴに入れて、これは、^{わらへべ}童部のくやうじて侍る初穂なりとて、奉れり」(二) {轉じて、修行者の食物。宇津保物語、忠柱 23 山伏^イ「往ぬる七月より、修行にまかりありくに、くやう絶えて、今日三日、^たわらはべに、物もえ給ばで、疲れ臥しはべれば、とどまり申す」同、吹上、上 10「^{このミ}果、松の葉をくやうとし、木の皮、苔を衣として、^{としごろ}年比になり侍りぬ」(三) 食物の料。太平記、十一、金剛山寄手等被^{クヤウ}誅事^{たす}「口養^{クヤウ}の資^{たす}けなくして、子に後れたる老母は、僅に、^{サン}一日の餐^{サン}を求めかねて、自ら、溝壑に倒れ伏す（鎌倉武士の母なり）廿、小兒讀諷誦事「修行者を招請して、召具を勤めけるに」〔0553-1〕

とあって、標記語「く-やう〔名〕【供養】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「く-やう【供養】〔名〕（梵 Pujana の訳語。進供資養の義で、仏・法・僧の三宝や父母、師長、亡者などに供給し、資養することをいう）（サ変として用いられ場合、近世以前にはザ行にも活用した）仏語。①本来は^{こうげ}香華、灯明、^{はた}幡、あるいは飲食、衣服、資材などの施物を行なうことを主とするが、また、精神的なものをも含める。その備える物の種類、供える方法、および対象によって種々に分類され、敬供養、行供養、利供養などがある。→語誌。②^{ほうえ}法会を営むこと、死者の冥福を祈って回向する追善、^{せがき}施餓鬼などのこと。また、開眼供養、鐘供養、経供養など

の仏教行事をいう。③（僧の側から）喜捨を受けること。また、施される飲食物、衣服などの布施をいう。[語誌] (1) 讃えるべき対象に何らかの供えを行なうことをいうが、供物は多岐にわたり、①に挙げた敬供養は讃嘆・恭敬を、行供養は仏法の受持修行を供えるもので精神的な要素が大きく、利供養は財物を供えるもので物質的な供養である。利供養で代表的なものに、水・塗香・華・焼香・灯明・飲食の六つを供える六種供養がある。(2) 供養の対象もいろいろであって、②に挙げられる死者・餓鬼・仏像（開眼供養）・鐘などの他、虫や針なども供養が行われる（虫供養・針供養）」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

況彼覺助、頼助、凡僧之間、奉御佛造營事、御供養之時、昇綱位畢、《訓み下し》況彼ノ覺助、頼助ハ、凡僧ノ間、御仏造營ノ事ヲ奉^{ゴクヤウ}リ、御供養ノ時、綱位ニ昇リ畢ンヌ。《『吾妻鏡』文治二年三月二日の条》

0909-033 「条々・條條（デウデウ）」（514-2004.05.06）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「天」部に、

^{デウヘ}
条々。〔元龜二年本 245 ③〕

条々。〔静嘉堂本 283 ②〕

^{デウヘ}
条々。〔天正十七年本中 70 ウ①〕

とあって、この標記語「条々」の語を収載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有御供養条々精舎一字三重塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋僧坊〔至徳三年本〕〔建部傳内本〕

可有御供養条々精舎一字三重ノ塔婆金堂。寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋風呂僧坊〔山田俊雄藏本〕

可有御供養条々精舎一字。三重ノ塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋僧坊〔經覺筆本〕

可有御供養條々精舎一字三重塔婆寶塔經藏鐘樓食堂。〔宝徳三年本〕

可有御供養ノ条々。精舎。一字。三重ノ塔婆金堂。寶塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋。僧坊。〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本は「条々」、宝徳三年本・山田俊雄藏本・經覺筆本

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

の古写本は「條々」と記載し、文明十四年本だけが別語「^{ジョウモク}条目」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

條々 テウヘ。〔黒川本・重點門下 18 オ⑤〕

條々 。〔卷第七・重點門 239 ⑤〕

とあって、標記語「條々」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「條條」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

^{ドウク}條々 [平・〇]。〔態藝門 739 ⑥〕

とあって、標記語「條々」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

^{ドウヘ}條々 。〔弘・言語進退門 199 ⑧〕〔永・言語門 165 ②〕

^{ドウヘ}條々 。〔堯・言語門 154 ⑤〕

とあって、標記語「條々」の語を収載する。また、易林本『節用集』には、

^{ドウヘ}條々 。〔言語門 165 ⑦〕

とあって、標記語「條々」の語を収載し、語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「條々」(『節用集』類)、「条々」(『運歩色葉集』)の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「条々」〔謙堂文庫蔵四九左⑦〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、標記語「條條」〔下 27 オ⑧～ウ①〕とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

^{こくやうあべ}御供養有る可^べき^{でうへ}條々者^{はしやうしやいちう}精舎一字／可^り有^り御供養[。]条々者[。]精舎一字[。]精舎ハ寺の事也。一字ハ一軒也。〔75 オ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「条々」の語をもって収載し語注記は未記載にする。これを^頭

^{書訓読}『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には標記語「^{でうへ}條條」〔55 オ一～55 ウ三〕・「^{でうへ}條々」〔98 ウ④～99 ウ④〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、

Giôgiô. デウデウ (条々) 箇条箇条, あるいは, 項目項目. [邦訳 318r]

とあって、標記語「条々」の語の意味は「箇条箇条, あるいは, 項目項目」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

^{ジョウジョウ} ^{ガキ}
でうでう - がき [名] 【**條條書**】事の箇条を書きたるもの。かでうがき。[1350-2]

として、標記語「でうでう - がき [名] 【**條條書**】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「じょう - じょう 【**條條**】 [名] ①一つ一つの箇条。

くだり。個々。*後二条師通記 - 別記 - 寛治五年 (1091) 六月九日「条々被_レ書事如_レ常」*吾妻鏡 - 文治二年 (1186) 二月八日「被_レ申_二京都_一条々有_二其沙汰_一」*文机談 (1283 頃) 五「は

じめよりこのでうでう御問答申けり」*源平盛衰記 (14C 前) 四一・被行大嘗会「兵衛佐より^{デウデウ}条上奏聞あり」*天草本伊曾保物語 (1593) イソポの生涯の事「フシンノ giôgiôu (ヂョウヂョウヲ) カキヨクラレタ ② (形動タリ) 草や木の枝などが幾本も細長く生え茂っていること。草や木の枝が乱れ茂っているさま。*浄瑠璃・傾城反魂香 (1708 頃) 上「さながら青々^{デウデウ}条々として、松の生き木の生き生きと、若やぎ、立てる其風情」*虞美人草 (1907) <

夏目漱石> 三「柳^た柳^{デウデウ}れて条々の烟を欄に吹き込む程の雨の日である」*孟郊 - 暮秋感思詩「西風吹_二垂楊_一、条々脆如_レ藕」③筋道の通っていること。また、知恵が深いこと。*爾雅 - 釈詁「条条、秩秩、智也く注>皆智思深長」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

弘庇問之、口状条々、注進之 (云云) 《訓み下し》弘庇ニ於テ之ヲ問ヒテ、口状ノ条条、之ヲ注進スト (云云)。《『吾妻鏡』 寿永三年二月十四日の条》

[ことばの実際]

弘庇問之、口状条々、注進之 (云云) 《訓み下し》弘庇ニ於テ之ヲ問ヒテ、口状ノ条条、之ヲ注進スト (云云)。《『吾妻鏡』 寿永三年二月十四日の条》

0909-034 「精舎 (シヤウジヤ)」 (515-2004.05.07)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548 年)の「志」部に、

^{シヤウシヤ}
精舎。[元亀二年本 312 ⑨]

^{シヤウジヤ}
精舎。[静嘉堂本 366 ④]

とあって、この標記語「精舎」の語を収載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可_レキノ有_二御供養_一条々^{シヤウシヤ}精舎^ウ一字。三重ノ塔婆金堂宝塔経蔵鐘楼食堂
^{ヤスミ}休所^{ユヤ}惣門二階湯屋僧坊 [経覚筆本]

可有^{ク ヤウ}御供養^ノ 条目^{ジヨウモク} 精舍^{シヤウシヤ} 一字^{イチウ} 三重^ノ 塔婆金堂^{タウハ}。
 寶塔^{キヤウサウ} 經藏^{シユロウ} 鐘樓^{シキ} 食堂^{ヤスミトコロ} 休所^{ソウ} 捨門^{カイ} 二階^ノ 湯屋^ノ。
 僧^{ソウ} 坊房^{ハウ} [文明十四年本]



と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「精舍」と記載し、訓みは経覺筆本と文明十四年本に「シヤウシヤ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「精舍」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「精舍」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

精舍^{シヤウジヤ} クワシ、イエ/アキラカ、ステル[平・去] 息心^ニ所^レ栖^ト曰^ト。同。

[家屋門 907 ⑧]

とあって、標記語「精舍」の語を収載し、訓みは「シヤウジヤ」とし、語注記は「息心にして栖む所を精舍と曰ふ。同(釋氏要覽)「精舍 釋迦譜云。息心所棲^ト曰^レ精舍^ト」[上 19ウ② 42頁]」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本『節用集』には、

精舍^{シヤウジヤ} 寺。[弘・天地門 235 ②]
 精舍^{シヤウジヤ} 寺也。[永・天地門 195 ⑥]
 精舍^{シヤウシヤ} 寺也。[兗・天地門 185 ⑤]

とあって、標記語「精舍」の語を収載し語注記は「寺」と「寺なり」と記載する。また、易林本『節用集』には、

精舍^{シヤウジヤ} 寺也。[乾坤門 202 ④]

とあって、標記語「精舍」の語を収載し語注記は「寺なり」と記載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「精舍」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語であり、とりわけ印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本『節用集』と易林本『節用集』の語注記と真名註の語注記とが合致し、広本『節用集』については全く別の資料である『釋氏要覽』から抜粋していることが知られる。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

515 精舎 々々寺也。〔謙堂文庫蔵四九左⑨〕

とあって、標記語「精舎」の語を収載し語注記は「精舎は寺なり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

精舎シヤウジャ一字ト云ハ寺一ツノコトナリ。〔下 27 オウ①～②〕

とあって、この標記語「精舎」とし語注記は「寺一つのことなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

御供養有る可こくやうあべき條條者精舎一字／可でうへレ有ハシヤウシヤイチュウ御供養 条々者精舎一字精舎ハ寺の事也。一字ハ一軒也。〔75 オ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「精舎」の語をもって収載し、語注記は「精舎は、寺の事なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

御供養有る可こくやうあべき條條者精舎一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所たふはこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだうやすみところ 總門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／

可キレ有御供養 條々者精舎一字三重 塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身 如来。白檀座像 菩薩。

脇士ノ二天。刻彫ス之ヲ。▲精舎一字ハ寺一軒也。〔55 オ①～55 ウ③〕
可ベキ有御供養 條條者精舎一字三重の塔婆金堂宝塔經藏鐘樓食堂たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう 休所やすみところ惣門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像菩薩脇士にやらいひやくたんざうぼさつたうしにてんこれこく 之を尅彫す之を▲精舎一字ハ寺一軒也。〔98 ウ④～99 ウ④〕

とあって、標記語「精舎」の語をもって収載しその語注記は「精舎一字は、寺一軒なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xōja. シヤウジャ（精舎）すなわち、寺（Tera），寺院。〔邦訳 792 1〕

とあって、標記語「精舎」の語の意味は「すなわち、寺（Tera），寺院」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しやう-じゃ〔名〕【精舎】〔梵語、Vihara. の譯語、精妙の舎の意〕（一）寺の異名。釋氏要覽「釋伽譜曰、息心所レ棲、曰精舎」敏達紀、十四年三月「馬子、云云、新營精舎」大安寺縁起「其自小及大、蓋起上宮太子（厩戸）熊凝精舎」平家物語、一、祇園精舎事「祇園精舎の鐘の聲、諸行無常の響きあり」（二）儒者の諸生を教ふる所。

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

書齋。漢書、劉淑傳「淑少好_レ學、明_二五經_一、遂隱居立_二精舍_一、講_二授諸生_一、常數百人」
同、包感傳「感住_二東海_一、立_二精舍_一授_レ講」〔0965-4〕

とあって、標記語「しやう-じゃ〔名〕【精舍】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しょう-じゃ【精舍】〔名〕〔梵語、Vihara. の訳語、智徳を精練する者の屋舎の意〕仏語。僧侶が仏道を修行する所。てら。寺院」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

加之、聖禪於破壞精舍、雖企修造之勵、誰留安堵之踵哉《訓み下し》加之、聖禪^{ジヤ}精舍ヲ破壊スルニ於テ、修造ノ勵ヲ企ツト雖モ、誰カ安堵ノ踵ヲ留メンヤ。《『吾妻鏡』養和二年五月二十五日の条》

0909-035 「一字（イチウ）」（516-2000.10.30）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「伊」部に、

一字^{ニウ}。〔元龜本 19 ③〕〔静嘉堂本 14 ⑥〕〔天正十七年本上 8 ウ⑥〕〔西來寺（天正十五年）本 29 ⑤〕

とある。標記語「一字」の語注記は未記載にある。『庭訓往來』九月九日の状に見え、『下學集』は未収載にある。『庭訓往來註』に、

一字々々家也。〔謙堂文庫蔵四九⑨〕

とあって、語注記に「一字、家なり」とある。『節用集』類の広本『節用集』は、

一字^{イチウ}ヒトツ、ソラ家之義^{ムネ}。棟ノ之心也。〔家屋門 5 ④〕

とあって、この語を「数量門」で取り扱うのではなくして「家屋門」に収載すること、そして語注記が「家の義。棟の心なり」とあって『庭訓往來註』の語注記より更に委しい注記となっていることに気づく。印度本系統の弘治二年本『節用集』・永祿二年本『節用集』・兎空本『節用集』には未収載となってしまうことは、この語を「数量門」の語すなわち、「数助詞」として把握するのではなく、あくまで家屋用語として捉える意識が室町時代の古辞書編纂者のなかに働いていることも考えられないだろうか。

当代の『日葡辞書』に、

Ichiv. イチウ（一字） Fitotcuno iye.（一つの字）一軒の家。〔邦訳 328 頁〕

とある。

[ことばの実際]

その魚ぬしの主が家、ただ一字いちじう、その事まぬかを免まぬかるによりて、僧都のもとへ参り向ひて、この由よしを申す。《『宇治拾遺物語』七 永超僧都魚やうてうそうづうおを食ふ事 [巻第四・一五]》

さる程に、治暦四年八月十四日、内裏造営の事始めありて、後三条院の御宇、延久四年四月十五日遷幸あり。文人、詩を献じ、伶倫、楽を奏す。めでたかりしに、幾程無く、また安元二年に日吉山王の御崇りに依つて、大内の諸寮一字も残らず焼けにし後は、国の力衰へて、代々の聖主も今に至るまで造営の御沙汰も無かりつるに、今、兵革の後、世いまだ安からず、国の費え民苦しみて、馬を華山の陽に帰せず、牛を桃木の野に放たざるに、大内裏作らるべしとて、昔より今に至るまで我が朝にはいまだ用ゐざるに紙銭を作り、諸国の地頭・御家人の所領に課役を懸けらるる条、神慮にも違ひ、驕誇の端とも成りぬと、眉も顰むる智臣も多かり。《『太平記』巻第十二・書写山行幸の事付けたり新田注進の事》

[特別コラム]

国語学会(2000.10.29)においてB会場研究発表、三保忠夫さん(島根大学)ご発表の『正倉院文書』における助数詞研究”のなかで、5、国産の助数詞[建物]の部で「口」「間」そしてこの「宇」がとりわけ「付表」『正倉院文書』: 建物を数える助数詞「宇」(末尾省略に難あり)として取り扱われた。ここにご提示いただいた用例を伺うに、勝宝七年(755)から宝龜四年(773)[八世紀なかば]の資料に見られるのだが、中国側や朝鮮半島の資料に未だ見出せないことから和風助数詞の一つではないかと推定されたわけである。このときに私自身、質問をさせていただいたのだが、私の考えのなかにはこの語を当時から室町時代の長い歴史のなかで助数詞として意識していたのかという疑問があった。その読みも正しく継承されてきたのかという観点にたつて考えてみたとき、幾世代たつても文化保持の意識《ここでは建築物》が薄れない限り、この表現も継承されつづけてきたことを信じるのがなによりも第一義にしたいという立場にあり、このことをもってするに、古辞書の分類仕立ての編纂意識にあつて、単に「数量門」ではなくして「家屋門」に位置付けていることからして、数詞認定の検証意識そのものを現代人であるわたしたちの範疇理會だけで考えて果たしてよいものであろうかといった疑問であつたことをここに付記しておきたい。これは、「一紀」を「時節門」で扱う仕立て意識に通ずるものである。それは、「口」や「間」

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

といった助数詞とどう異なる用い方をするのかにも言及せねばなるまいが、そして、この「宇」は、仏教建築の「講堂・板殿・中門」といった「一字」建物を指して云うほかに『延喜式』に示された「正税帳」の書式に、「正倉若干宇」「倉若干宇」「法倉若干宇」「瓦倉若干宇」といった用例があるようだ。この「若干宇」の使用状況もこの時代だけのものなのか、「一字」と同じように後世に継承されているのかについても知りたいところであった。

0909-036 「三重（サンヂュウ）」（517-2004.05.08）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に標記語「三重」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は、「三重」と記載するのみで訓みは未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「三重」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「三重」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「三重」の語は未収載にあって、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

517 三重ノ塔婆 一重ハ宝級院ト云也。阿闍佛也。二重ヲ多宝ト云积迦佛也。三重ハ彌勒五重ハ五地如来也。九重ハ大日如来也。小一重ハ支佛也。十三重ハ阿弥陀也。塔婆ハ梵語也。此ニハ云_レ方墳ト_一。又云_レ靈廟ト_一。又云_レ高建ト_一。佛滅度之時造_レ之也。即塔也。科註ニ曰明大乘ヲ以テ_レ金銀珍宝ヲ_レ廣嚴飾シテ云ニ或ハ甃瓦泥土等。若ハ於廣野中積土ヲ成_レ佛廟ヲ_一。増一阿含ニ曰、佛ノ言四人ニ應_レ起_レ塔ヲ。輪王羅漢支佛等也。支佛ハ悟佛法ノ因縁而入_レ深法性ニ_一。能為_レ世間也。輪王ハ為_レ十善化_レ物ヲ応_レ起_レ塔。但シ未_レ晚_レ三界ノ諸有_一。故級也。如来塔ハ十三層 {百尺也} 也。支佛ハ十一層也。羅漢ハ四層也。輪王ノ塔ニ无級云々。

級ハ重也。位也。有レ童子二人。集レ沙ヲ造レ塔。戯ニ払沙佛底沙佛ハ成也。乃至童子戯トテ仮ニ立ルモ成佛ハ也。統紀ニ曰、佛入 - 滅ニ帝尺於レ喜見城ニ立レ四重也。又南史ニ曰、阿育王滅度ノ後、无レ佛舍利ノ役レ鬼神碎レ七宝ヲ。未レ一日一夜造レ八方四千ノ塔云々也。〔謙堂文庫藏四九左⑨〕

とあって、標記語「三重」の語を収載し語注記は「一重は宝級院と云ふなり。阿閼佛なり。二重を多宝と云ふ釈迦佛なり。三重は、彌勒。五重は五地如来なり。九重は、大日如来なり。小一重は、支佛なり。十三重は、阿弥陀なり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

三重ノ塔婆金堂多寶塔タウバコソタウタホウタウ三重ノ塔婆ハ莊嚴ノ塔ナリ。此塔ハ儀軌ノ塔ナリ。
〔下 27 ウ②～③〕

とあって、この標記語「三重」とし語注記は「三重の塔婆は、莊嚴の塔なり。此塔は、儀軌の塔なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

三重の塔婆ノ三重ノ塔婆三重ハ三階なり。五重にしたるものもあり。塔婆ハ塔の事也。〔75 才⑥～⑦〕

とあって、この標記語「三重」の語をもって収載し語注記は「三重は、三階なり。五重にしたるものもあり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

御供養有る可こくやう あ べき條條者精舍一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所でう へ ハ しやうしやい ちゆう さんぢゆう たふぼ こんたうほうたふきやうざうしゆらうじきだうやすみどころ
總門二階湯屋僧坊金色等身の如来白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す/
可こキレ有レ御供養條々者精舍一字三重ノ塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身ノ如来。白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。刻彫ス之ヲ。▲三重ノ塔婆ハ三階の塔をいふ。

〔55 才①～ 55 ウ③〕

可べき ある ごくやう有レ御供養條條者精舍一字三重ノ塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂でう へ ハ しやうしやい ちゆう さんぢゆう たふぼ こんたうほうたふきやうざうしゆらうじきだう
休所惣門二階湯屋僧坊金色等身の如来白檀坐像菩薩脇士の二天尅彫す之ヲ。▲三重ノ塔婆ハ三階の塔をいふ。〔98 ウ④～ 99 ウ④〕

とあって、標記語「三重」の語をもって収載し、その語注記は「三重の塔婆は、三階の塔をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「三重」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

さん-ぢゅう〔名〕【三重】(一) 平家琵琶を語るに云ふ語。語る聲に、初重、ちゅうおん中音、三重の、三音階あり、中音より、二律低きを、初重と云ひ、二律高きを、三重と云ふ。平家を習ふ小盲が、苦しきことを、河原三重、蜷汁、と云ふ。三重の聲をあぐる苦しさを、石河原を歩くと、蜷汁を食ふと、に比して、此語ありと云ふ。《用例は省略》(二) 三重と云ふ語、浄瑠璃かたりものの語物の江戸節などにも移りて、聲高くゆ揺りて發するを云ふ。長唄うたひものの謡物にも云ふは、義太夫節より取り入れたるなり。《用例は省略》(三) 義太夫節にも、種種の三重あり、文の段落に用ゐるに、何某の地に「着きにけり」など、五音を長く引くを、送り三重と云ふ。《用例は省略》〔0847-1〕※意味が異なる。

さんぢゅう-の-タフ〔名〕【三重】塔の、三重なるもの。五重の塔の條を見よ。〔0847-1〕

とあって、標記語「さん-ぢゅう〔名〕【三重】」より「さんぢゅう-の-タフ〔名〕【三重】」の語がこの用例と同じ意であることが知られる。これを現代の『日本国語大辞典』第二版においても同様に、標記語「さん-じゅう【三重】〔名〕」の小見出し「さんじゅうの塔とう 初層、第二層、第三層と三層からなる仏塔」とあって、『庭訓往來』のこの「三重の塔婆」なる語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

三重寶塔、院内莊嚴悉以所摸宇治平等院也《訓み下し》三重ノ宝塔、院内ノ莊嚴悉ク以テ宇治ノ平等院ヲ摸スル所ナリ。《『吾妻鏡』文治五年九月十七日の条》

0909-037 「塔婆（タウバ）」（517-2004.05.09）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、

バ塔婆。〔元龜二年本 137 ⑩〕

タウバ塔婆。〔静嘉堂本 146 ③〕〔天正十七年本中 5 才③〕

とあって、標記語「塔婆」の語を収載し語注記は未記載にする。ここで、下記に示す広本『節用集』印度本系統『節用集』類等に語注記があるのに対して、語は採録したものの注記を省いた『運歩色葉集』の編纂者の有する語の認定意識を此処に垣間見る

こととなる。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有^ク御供養^{ヤウ}ノ^{ジヨウモク}条^{シヤウシヤ}目^{イチウ}。精舍^{タウハ}。一字^{キヤウサウ}。三重ノ^{タウハ}塔婆^{キヤウサウ}金堂。寶塔。經藏。
鐘樓^{シユロウ}。食堂^{シキ}。休所^{ヤスミトコロ}。捨門^{ソウ}。二階^{カイ}。湯屋^{ソウ}。僧^{ハウ}-坊房〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「塔婆」と記載し、訓みは文明十四年本に「タウハ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「塔婆」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「塔婆」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

塔婆^{タフバ} イエ・タカラ、ウバ〔入・平〕——^レ梵語也。此^ニ翻^ス靈廟^{レイベウト}ト。塔與埵同。又浮圖。
浮屠。抖擻。神諸墳支提高顯樹。〔天地門 330 ②〕

とあって、標記語「塔婆」の語を収載し、訓みは「タフバ」とし語注記は「塔婆は、梵語なり。此には、^{レイベウ}靈廟と翻ず。塔與埵は同じ。又、浮圖。浮屠。抖擻。神諸墳支提高顯樹」と記載されていて、下記に示す『庭訓往來註』の語注記に近似する注記が見られるのである。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

塔婆^{タウバ} ——^レ梵語也。此^ニ翻^ス方墳ト又云^レ灵廟。塔トハ与埵同字也。〔弘・天地門 97 ⑤〕
塔婆^{タウバ} ——^レ梵語也。此^ニ翻^ス方墳ト。又云^レ灵廟ト。〔永・天地門 90 ③〕
塔婆^{タウバ} ——^レ梵語也。此^ニ翻^ス方墳ト又云^レ唐。〔堯・天地門 82 ③〕
塔婆^{タウバ} ——^レ梵語也。此^ニ翻^ス方墳ト。又云^レ唐ト。〔両・天地門 98 ⑤〕

とあって、標記語「塔婆」の語を収載し語注記は弘治二年本が広本『節用集』に近く、広本『節用集』以上に印度本『節用集』類の方が『庭訓往來註』の注記に等しい形態にあることが知られ、これらには幾分の改編はあるものの共通する継承資料であることを裏付けている。また、易林本『節用集』には、

塔婆^{タフバ} 梵語。此翻^ス方墳ト。〔乾坤門 88 ④〕

とあって、標記語「塔婆」の語を収載し語注記に「梵語。此には方墳と翻ず」と記載され、『節用集』類の継承の流れを此処に汲み取ることができる。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「塔婆」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。その語注記の一部が

近似していることに注目されたい。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

517 三重ノ塔婆 一重ハ宝級院ト云也。阿閼佛也。二重ヲ多宝ト云積迦佛也。三重ハ彌勒五重ハ五地如来也。九重ハ大日如来也。小一重ハ支佛也。十三重ハ阿弥陀也。塔婆ハ梵語也。此ニハ云ニ方墳ト。又云レ靈廟ト。又云レ高建ト。佛滅度之時造レ之也。即塔也。**科註**ニ曰明大乘ヲ以テレ金銀珍宝ヲ廣嚴飾シテ云ニ或ハ甌瓦泥土等。若ハ於廣野中積土ヲ成レ佛廟ヲ。増一阿含ニ曰、佛ノ言四人ニ應レ起レ塔ヲ。輪王羅漢支佛等也。支佛ハ悟佛法ノ因縁而入レ深法性ニ。能為レ世間也。輪王ハ為レ十善化レ物ヲ応レ起レ塔。但シ未レ晚レ三界ノ諸有。故級也。如来塔ハ十三層〔百尺也〕也。支佛ハ十一層也。羅漢ハ四層也。輪王ノ塔ニ無級云々。級ハ重也。位也。有レ童子二人。集レ沙ヲ造レ塔。戲ニ払沙佛底沙佛ハ成也。乃至童子戯トテ仮ニ立ルモ成佛ハ也。**統紀**ニ曰、佛入レ滅ニ帝尺於レ喜見城ニ立レ四重也。又**南史**ニ曰、阿育王滅度ノ後、无レ佛舍利レ役レ鬼神レ碎レ七宝ヲ。未レ一日一夜ニ造レ八方四千ノ塔云々也。

〔謙堂文庫藏四九左⑨〕

とあつて、標記語「塔婆」の語を収載し、語注記は「塔婆は、梵語なり。此には、方墳と云ふ。又靈廟と云ふ。又高建と云ふ。佛、滅度の時之を造るなり。即ち塔なり。**科註**に曰く、明大乘を金銀珍宝を以つて廣嚴飾して云ふに或は、甌瓦泥土等。若しくは廣き野中に積土の佛廟を成せり。増一阿含に曰く、佛の言四人に塔を起せと應ず。輪王羅漢支佛等なり。支佛は、悟佛法の因縁にして深く法性に入る。能く世間と為すなり。輪王は、十善を為し物を化し、まさに塔を起つべし。但し、未だ三界の諸有を遅れず。故に級なり。如来塔は、十三層〔百尺なり〕なり。支佛は、十一層なり。羅漢は、四層なり。輪王の塔に級無し云々。級は、重なり。位なり。童子二人有り。沙を集め塔を造る。戯れに沙を払ふ。佛底沙佛は、成なり。乃至、童子の戯れとて仮に立つるも成佛はなり。**統紀**に曰く、佛入滅に帝尺喜見城に於いて四重を立つるなり。又、**南史**に曰く、阿育王滅度の後、佛舍利無く鬼神役し、七宝を碎く。未だ一日一夜八方四千の塔を造らず云々なり」と詳細な記載がなされている。

古版『庭訓往來註』では、

三重ノ^{タウバコクタウタホウタウ}塔婆^{トウバ}金堂^{シヤウコン}多寶塔^{キキ}三重ノ塔婆ハ莊嚴ノ塔ナリ。此塔ハ儀軌ノ塔ナリ。

〔下 27 ウ②～③〕

とあって、この標記語「塔婆」とし語注記は「三重^{トウバ}の塔婆^{シヤウコン}は、莊嚴の塔なり。此塔は、儀軌^{キキ}の塔なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤^{訂誤}『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

三重^{さんちゆう}の塔婆^{とうば}／三重^{さんちゆう}の塔婆^{とうば}三重ハ三階なり。五重にしたるものもあり。塔婆ハ塔の事也。〔75 オ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「塔婆」の語をもって収載し、語注記は「塔婆は、塔の事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

御^{こくやう}供^あ養^べ有^{でう}る^ハ可^しき^{やう}條^ハ條^し者^{やい}精^{ちゆう}舎^{さん}一^{ちゆう}字^{さん}三^{ちゆう}重^{ちゆう}乃^た塔^ふ婆^ぼ金^{はう}堂^た寶^ふ塔^き經^{やう}藏^{ぎゆう}鐘^{しゆう}樓^{ろう}食^{じき}堂^{だう}休^{しゆう}所^{じき}
總^{そう}門^{もん}二^{にかい}階^ゆ湯^や屋^{そう}僧^{ぼう}坊^{こん}坊^{しき}金^{とう}色^{しん}等^に身^よの^ら如^い來^は白^た檀^ふ坐^を像^を菩^ぼ薩^{さつ}脇^わ士^し乃^に二^に天^{てん}之^{これ}を^こ尅^く彫^{てう}す^す／
可^キレ^レ有^レ御^レ供^レ養^レ條^々者^々精^舎一^字三^重塔^婆金^堂。寶^塔。經^藏。鐘^樓。食^堂。休^所。惣^門。二^階。湯^屋僧^坊。金^色等^身。如^來。白^檀座^像。菩^薩。脇^士。二^天。刻^彫之^ヲ。▲三^重塔^婆ハ三^階の^塔を^いふ。

〔55 オ①～55 ウ③〕

可^レ有^レ御^レ供^レ養^レ條^々者^々精^舎一^字三^重塔^婆金^堂寶^塔經^藏鐘^樓食^堂休^所惣^門二^階湯^屋僧^坊坊^{金色}等^身の^如來^白檀^坐像^{菩薩}脇^士の^二天^尅彫^す之^を。▲三^重塔^婆ハ三^階の^塔を^いふ。〔98 ウ④～99 ウ④〕

とあって、標記語「塔婆」の語をもって収載し、その語注記は「三重の塔婆は、三階^{がい}の塔^{たふ}をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Tōba. タフバ(塔婆) すなわち, Tō. (塔) ある種の高い木造の塔。(邦訳 651 I) とあって、標記語「塔婆」の語の意味は「すなわち, Tō. (塔) ある種の高い木造の塔」と収載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

タフバ〔名〕【塔婆】(一)そとば(卒塔婆)の條を見よ。釋氏要覽「浮屠、梵語塔婆、此云高顯、今稱塔」源平盛衰記、十九、聞生檢八員事「藥王菩薩は八萬の塔婆を立て」因果物語、上、二「幽靈夢中に僧に告げて、塔婆を書直す事」(二)五輪塔の稱。(三)墓の稱。〔1235-4〕

とあって、標記語「タフバ〔名〕【塔婆】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版においても同様で、標記語「^{タフバ}とうば【塔婆】〔名〕①仏舎利を安置する建造物。また、供養・報恩などのために建立する塔。卒都婆。塔廟。塔。②供養

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

のために墓に立てる上部の塔形をした細長い平板。梵字・戒名などを書く。卒都婆。板塔婆。また、広く墓。墓標。」の小見出し「さんじゅうの^{とう}塔 初層、第二層、第三層と三層からなる仏塔」とあって、『庭訓往來』のこの「三重の塔婆」なる語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

鶴岳八幡宮之傍、此間被建^{タフバ}塔婆今日上空輪二品監臨給主計允行政、故奉行之還御之後、被整去十一日院宣御請文〈云云〉《訓み下し》鶴岡八幡宮ノ傍ニ、此ノ間^{タフバ}塔婆ヲ建テラレ、今日*空輪ヲ(*九輪ヲ)上グ。二品監臨シ給フ。主計ノ允行政、故ニ之ヲ奉行ス。還御シタマフノ後、去ヌル十一日ノ院宣ノ御請ケ文ヲ整ヘラルト〈云云〉。《『吾妻鏡』文治五年三月十三日の条》

0909-038 「金堂(コンダウ)」(518-2004.05.10)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「古」部に、「^{ダイ}金泥。^{コンガウ}金剛。金色」の三語を収載するだけで、この標記語「金堂」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有御供養条々精舎一字三重塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋僧坊〔至徳三年本〕〔建部傳内本〕

可有御供養条々精舎一字三重ノ塔婆金堂。寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋風呂僧坊〔山田俊雄藏本〕

可有御供養条々精舎一字。三重ノ塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋僧坊〔経覺筆本〕

可有御供養条々精舎。一字。三重ノ塔婆金堂。寶塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋。僧坊。〔文明十四年本〕

可有御供養條々精舎一字三重塔婆寶塔經藏鐘樓食堂。〔宝徳三年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「金堂」と記載し、宝徳三年本だけが脱語している。訓みはいずれも未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

^{コンタウ}金堂。〔黒川本・地儀門下1ウ⑧〕

金堂。〔巻第七・地儀門107③〕

とあって、標記語「金堂」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「金堂」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』には、

^{コンダウ}金堂。〔乾坤門153⑦〕

とあって、標記語「金堂」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』、易林本『節用集』に標記語「金堂」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「金堂」〔謙堂文庫藏五〇右⑧〕の語を収載し、語注記は「多宝なり。釈迦なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、標記語「金堂」〔下27ウ②～③〕とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{こんだう}金堂／^{きんぱく}金堂とハひらはしらなどへ金箔を重たる堂の事也。〔75オ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「金堂」の語をもって収載し語注記は「ひらはしらなどへ金箔を重たる堂の事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{こくやう あべ であう へしやうしやいちうさんぢう たふはこんたうほうたふきやうざうしゆらうじきだうやすみところ}
御供養有る可き條條者精舎一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所
^{そうもんにかい ゆや そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんだござう ぼさつわかし にてんこれ こくてう}
總門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／

可^{キレ}有^レ御供養條々者精舎一字三重塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身。如來。白檀座像。菩薩。脇士。二天。刻^ス彫^之之^ヲ。▲^{きんぱく}金堂^{たみ}金箔^{なつ}にて濃たるゆへ名く。

〔55オ①～55ウ③〕

^{べき ある ごくやう であう へしやうしやいちうさんぢう たふはこんたうほうたふきやうざうしゆらうじきだう}
可^レ有^レ御供養條條者精舎一字三重塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂
^{やすみところそうもんにかい ゆや そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんだござう ぼさつ たうし にてんこく}
休所惣門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像菩薩脇士の二天尅^ス
^{てう これ}彫^之之^ヲ。▲^{きんぱく}金堂^{たみ}金箔^{なつ}にて濃たるゆへ名く。〔98ウ④～99ウ④〕

とあって、標記語「金堂」の語をもって収載しその語注記は「金堂は、^{きんぱく}金箔^{たみ}にて濃たるゆへ名く」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Condô. コンダウ（金堂） この名で呼ばれる礼拝堂。または、寺院。〔邦訳 146〕とあって、標記語「金堂」の語の意味は「この名で呼ばれる礼拝堂。または、寺院」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

コン-ドウ [名] 【金堂】〔東寶記「金堂、亦名_レ佛殿_一、佛稱_レ金人_一、名異、體同、是故配_レ佛室_一〕 法相宗、眞言宗の寺院にて、本堂の稱。（ほんだうの條を見よ）
推古記、十四年四月「銅繡丈六佛像、云云、坐_レ於_二元興寺_一金堂_一」箋注倭名抄、五 4 伽藍具、金堂「梁元帝入佛日殿禮拜詩云「玳瑁金堂柱、云云」註「楊氏云、佛殿金堂也」東寶記、一「舊記云、延暦十五年、造_レ東寺_一云云、金堂、藥師等形像、云云」野山名靈集、一、「金堂、云云、本尊は、藥師如来」（高野山）源平盛衰記、十五、高倉宮出寺事「高倉宮は、云云、南都を憑みて落ちさせ給ひけるが、先づ、金堂に御入堂あり」〔0773-3〕

とあって、標記語「コン-ドウ [名] 【金堂】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「コン-ドウ 【金堂】 [名] ①（堂内に金色の仏像を安置し、また、その装飾も金色に光り輝いていたために名づけられたもの。一説に、仏を金人というため、本尊仏を安置した堂をこのように名づけたともいう）伽藍の中心で、一寺の本尊を安置した堂。平安中期頃までは、本尊を安置する堂を一般に「金堂」と称していたが、以後は「本堂」と呼ばれるようになっていった。なお、禅宗では「仏殿」と呼ばれた。②金箔（きんぱく）を押ししたり、または、金銀をちりばめた殿堂。金色の堂」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

今日園城寺爲平家焼失金堂以下堂舎塔廟并大小乗經卷、顯密聖教、大略以化灰燼（云云）
《訓み下し》今日園城寺平家ノ爲ニ焼失ス。金堂以下堂舎塔廟并ニ大小乗經卷、顯密ノ聖教、大略以テ灰燼ニ化スト（云云）。《『吾妻鏡』治承四年十二月十二日の条》

0909-039 「寶塔（ホウタウ）」（518-2004.05.11）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「保」部に、「^{ホウデン}寶殿。^{ザウ}寶藏。^{ケン}寶劍。^{イン}寶印。^{アマツミツキノ}寶祖 天子之御位也。日本記。^{ガウ}寶号。^{ドウ}寶幢 武具。^{チヤク}寶鐸 塔。^{ホウサウ}寶倉」の九語を収載し、この標記語「寶塔」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有御供養条々精舎一字三重塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所惣門二階湯屋僧坊〔至徳三年本〕〔建部傳内本〕

可有御供養條々精舎一字三重塔婆寶塔經藏鐘樓食堂^〇。〔宝徳三年本〕

可^{キノ}有^レ御供養^ユ条々^{シヤウシヤ}精舎^ウ一字。三重ノ塔婆金堂宝塔經藏鐘樓食堂^{ヤスミ}休所^{ユヤ}惣門二階湯屋僧坊〔經覺筆本〕

可有^ク御供養^{ヤウ}ノ^{ジヨウモク}条^{シヤウシヤ}目^{イチウ}。精舎。一字。三重ノ^{タウハ}塔婆金堂。寶塔。經藏。^{キヤウサウ}鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋。僧-坊房〔文明十四年本〕

可有^{シユロウ}御供養^{シキ}条々^{ヤスミトコロ}精舎^{ソウ}一字^{カイ}三重ノ^{ソウ}塔婆金堂。多^{ハウ}寶塔經藏鐘樓食堂休所^ニ惣門^ニ二階湯屋風呂僧-坊〔山田俊雄藏本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は「寶塔」と記載し、このうち、山田俊雄藏本には「多」を添える形態で示されている。訓みはいずれも未記記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「寶塔」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「寶塔」の語は未収載にする。また、饅頭屋本『節用集』には、

宝塔^{ホウタウ}。〔保部財宝門初版本 11 才④・増刊本 21 ④〕

とあって、標記語「宝塔」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、饅頭屋本『節用集』だけに標記語「寶塔」の語を収載して、これが古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

518 金堂多宝ノ塔 多宝也。釈迦也。〔謙堂文庫藏五〇右⑧〕

とあって、標記語「多宝塔」の語を収載し、語注記は「多宝なり。釈迦なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

三重ノ^{タウバ}塔婆^{シヤウコン}金堂^{ホウタウ}多^{トウバ}寶塔^{シヤウコン}三重ノ^{キキ}塔婆^{キキ}ハ^{キキ}莊嚴ノ塔ナリ。此塔ハ儀軌ノ塔ナリ。

〔下 27 ウ②～③〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、この標記語「多寶塔」とし、語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ほうたう
寶塔／寶塔佛舍利などを入置塔なり。〔75 オ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「寶塔」の語をもって収載し、語注記は「佛舍利などを入れ置く塔なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

こくやう あ べ であう へ ハしやうしやい ちうさんちう たふはこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだうやすみところ
御供養有る可き條條者精舎一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所
そうもんにかい ゆ や そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんざざう ぼさつわかし にてんこれ こくたう
總門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／

可_{キレ}有_レ御供養_レ條々者精舎一字三重_ノ塔婆金堂_ノ。宝塔_ノ。經藏_ノ。鐘樓_ノ。食堂_ノ。休所_ノ。惣門_ノ。二階_ノ。湯屋僧坊_ノ。金色等身_ノ。如來_ノ。白檀座像_ノ。菩薩_ノ。脇士_ノ。二天_ノ。刻_レ彫_ス之_ヲ。▲宝塔ハ佛舍利などを納む。一に多宝塔に作る。

〔55 オ①～55 ウ③〕

べき ある こくやう であう へ ハしやうしやい ちうさんちう たふぼこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう
可_{キレ}有_レ御供養_レ條條者精舎一字三重_ノ塔婆金堂_ノ。宝塔_ノ。經藏_ノ。鐘樓_ノ。食堂_ノ。
やすみどころそうもんにかい ゆ や そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんざざう ぼさつたうし にてんこく
休所_ノ。惣門_ノ。二階_ノ。湯屋僧坊_ノ。金色等身_ノ。如來_ノ。白檀坐像_ノ。菩薩_ノ。脇士_ノ。二天_ノ。尅_レ彫_ス之_ヲ。▲宝塔ハ佛舍利などを納む。一に多宝塔に作る。〔98 ウ④～99 ウ⑤〕

とあって、標記語「寶塔」の語をもって収載し、その語注記は「宝塔は、佛舍利などを納む。一に多宝塔に作る」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

† Fôto. ホウタウ（寶塔） 二層から成る一種の小さな塔。〔邦訳 265 r〕

とあって、標記語「寶塔」の語の意味は「二層から成る一種の小さな塔」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ほう-たふ〔名〕【寶塔】珍寶もて裝飾したる塔。法華經、寶塔品「佛前有_レ七寶塔_ノ、云云、種種寶物而莊_レ校之_ヲ、云云、三十三天、雨_レ曼陀羅華_ヲ、供養_レ寶塔_ノ」扶桑略記、三、推古天皇元年「起_レ立寺塔_ノ、云云、寶塔壹基、五重瓦葺、金堂一字、二重瓦葺、金銅救世觀音像一軀、云云、金塗六重寶塔一基」〔1826-3〕

とあって、標記語「ほう-たふ〔名〕【寶塔】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ほう-たう【寶塔】〔名〕①珍宝で飾った塔。②塔をほめていう語。塔の美称。③「たほうとう（多宝塔）」に同じ」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

無量光院（號新御堂）事、秀衡建立之其堂内四壁扉、圖繪觀經大意加之秀衡自圖繪狩獵之鉢佛者阿彌陀丈六也三重寶塔、院内莊嚴悉以所摸宇治平等院也《訓み下し》無量光院ノ（新御堂ト号ス）事、秀衡之ヲ建立ス。其ノ堂ノ内ノ四壁ノ扉、觀經ノ大意ヲ図繪ス。加之秀衡自ラ狩獵ノ体ヲ図繪ス。*仏（*本仏）ハ阿彌陀ノ丈六ナリ。三重ノ^{ホウタフ}寶塔、院内ノ莊嚴悉ク以テ宇治ノ平等院ヲ摸スル所ナリ。《『吾妻鏡』文治五年九月十七日の条》

0909-040「經藏（キヤウザウ）」（519-2000.12.22）

室町時代の古辞書『運歩色集』の「記」部に、

^{ニザウ}經藏。〔静嘉堂本 325 ⑦〕※元龜本は未収載。

とある。標記語「經藏」には語注記は未記載にある。古写本『庭訓往来』に見え、『下學集』には、

^{キヤウサウ}經藏。〔家屋門 57 ⑥〕

とあって、語注記は未記載にある。『庭訓往来註』九月九日の状に、

經藏 欽明天王僧聽四年辛未ニ經自唐渡藏立也。

〔謙堂文庫藏五〇右⑧〕

とあって、「欽明天皇、僧聽四年辛未に、經唐より渡り、藏を立つるなり」という。広本『節用集』にも、

^{キヤウクラ}經藏^{ザウ}ケイ、ヲサム又云ニ輪藏ト。欽明天皇僧聽四年辛未自唐渡藏立也。〔家屋門 810 ⑥〕

とあって、冒頭語注記「又輪藏と云ふ」が付加されているが、後

半部「欽明天皇、僧聽四年辛未、唐より渡り藏立するなり」と『庭訓往来註』の語注記に共通する。さらに、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・兗空本『節用集』については未収載にあり、両足院本『節用集』の「久」部に、

^{クラ}藏 經一。土一。〔天地 141 ①〕

とあって、「經一」の語があるにすぎない。すなわち、「經藏」の語注記において『庭訓往来註』と広本『節用集』の語注記が連関していることがここでも判明する。



0909-041 「鐘樓（シユロウ）」（520-2000.12.21）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「志」部に、

^{シユロウ}鐘樓。〔元龜本 313 ⑥〕〔静嘉堂本 367 ⑤〕

とある。標記語「鐘樓」の語注記は未記載にある。『庭訓往來』九月九日の状に見え、『下學集』には、

^{シユロウ}鐘樓。〔家屋 57 ⑥〕

とあって、やはり語注記を未記載にする。これを『庭訓往來註』九月九日の状に、

鐘樓 聖武天王天平十五年大佛殿ノ鐘数ノ樓カ 始也。〔謙堂文庫藏五〇右⑨〕

とあって、語注記に「聖武天王の天平十五年、大佛殿の鐘樓に始まるなり」という。

広本『節用集』は、

^{シユロウ}鐘樓シヨウ・カネ、タカトノ 聖武天皇天平十五大佛殿之鐘樓立始也。

〔家屋門 908 ①〕

とあって、『庭訓往來註』とその語注記が合致する。いわば、『下學集』そして『運歩色葉集』では語注記の記載が無いことから、この注記内容はやはり『庭訓往來註』と広本『節用集』との連関性を大いに結びつけるものとして、その検証語の一つとなるものである。さらに、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』については、

^{シユロウ}鐘樓。〔弘・天地 235 ③〕〔永・天地 195 ⑤〕〔堯・天地 185 ⑥〕

とあって、此処には広本『節用集』の影響は見られず、いずれも語注記は未記載にあって『運歩色葉集』と共通する。

0909-042 「食堂（ジキダウ）」（521-2004.05.12）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

^{ダウ}食堂。〔元龜二年本 313 ①〕

^{ジキダウ}食堂。〔静嘉堂本 366 ⑥〕

とあって、この標記語「食堂」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有^ク御^{ヤウ}供^{ジヨウモク}養^{シヤウシヤ}ノ^{イチウ}条^{タウハ}目^ハ。精^{キヤウサウ}舍^ハ。一^ハ字^ハ。三^ハ重^ハノ。塔^ハ婆^ハ金^ハ堂^ハ。寶^ハ塔^ハ。經^ハ藏^ハ。
^{シユロウ}鐘樓。食^{シキ}堂。休^{ヤスミトコロ}所。捲^{ソウ}門。二^{ソウ}階。湯^{ソウ}屋。僧^{ハウ}-坊^{ハウ}房〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「食堂」と記載し、訓みは文明十四年本に「シキ(ダウ)」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

食堂 シキタウ。〔黒川本・地儀門下 68 オ③〕
シキタウ
食堂。〔卷第九・地儀門 127 ②〕

とあって、標記語「食堂」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「食堂」の語を未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)には、

ジキダウ
食堂クラウ、イエ[入・〇]。〔家屋門 908 ①〕

とあって、同音異表記の標記語「食堂」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「食堂」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』には、

ジキダウ
食堂。〔乾坤門 203 ③〕

とあって、標記語「食堂」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「食堂」の語は未収載にあって、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「食堂」〔謙堂文庫藏五〇右⑨〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ジキタウキウシヨ
食堂休所シユトハ一寺ノ衆徒同會ノ時食事ノ処ナリ。〔下 27 ウ③～④〕

とあって、この標記語「食堂」とし語注記は「一寺の衆徒同會の時食事の処なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

ジキダウ
食堂／**食堂**僧徒の食事する所なり。〔75 ウ①〕

とあって、この標記語「食堂」の語をもって収載し語注記は「僧徒の食事する所なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

こくやう あべ であん へしやうしやいちうさんちう たふはこんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだうやすみところ
 御供養有る可き條條者精舍一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓**食堂**休所
そうもんにかい ゆや そうぼうこんしきとうしん によらいひやくたんざぞう ぼさつわきし にてんこれ こくてう
 總門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／

可キレ有レ御供養條々者精舍一字三重塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。

食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身ノ如来。白檀座像ノ菩薩。

脇士ノ二天。刻彫^ス之ヲ。▲食堂ハ僧衆^{そうしゆ しよくし}ノ食事する所。〔55 オ①～55 ウ④〕
可^{べき}有^{ある}御供養^{ごくやう}。條條者精舎^{でう へ}一字三重^{はしやうしや いちう さんちう}の塔婆^{たふば}金堂^{こんたう}宝塔^{ほうたふき}経蔵^{ぎやうざう}鐘樓^{しゆろう}食堂^{じきだう}
休所^{やすみどころ}惣門^{そうもん}二階^{にかい}湯屋僧坊^{ゆ そうぼう}金色等身^{こんじきとうしん}の如来^{によらいびやくだん}白檀座像^{びさう}菩薩^{ぼさつ}脇士^{たうし}の二天^{にてん}冠^{こく}
彫^{でう}す之^{これ}を。▲食堂ハ僧衆^{そうしゆ しよくし}ノ食事する所。〔98 ウ④～99 ウ⑤・⑥〕

とあって、標記語「食堂」の語をもって収載し、その語注記は「食堂は、僧衆^{そうしゆ}の食事^{しよくし}する所」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

liquidō. ジキダウ（食堂） 食堂。〔邦訳 364r〕

とあって、標記語「食堂」の語の意味は「食堂」とする。明治から大正・昭和時代の
大槻文彦編『大言海』には、

じき-だう〔名〕【食堂】シヨクダウ（食堂）に同じ。寺に云ふ。法隆寺伽藍
起并流記資料帳「堂二口（一口、金堂、一口、食堂）字鏡抄「食堂、在諸寺、安置
殊聖像」増補下學集、上、二、家屋門「食堂」〔0883-1〕

とあって、標記語「じき-だう〔名〕【食堂】」の語を収載する。これを現代の『日本
国語大辞典』第二版に、標記語「じき-だう【食堂】〔名〕（「じき」は「食」の呉音）
①仏語。寺院で僧たちが食事をする堂舎。金堂、講堂とともに寺院建築の重要な建物
で、多くは本堂の東廊に続き、廊下には魚板をかけて、食事の合図にたたく。堂内に
びんずるそんじや もんじゆぼさつ
賓頭盧尊者または文殊菩薩を安置する。齋堂。②「しよくどう（食堂）」に同じ」と
あって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

前唐院聖教、寶物等奉取出法華常行堂、供養法於食堂修之、放火事、堂衆所行歟之由、
有其疑（云云）《訓み下し》前唐院ノ聖教、宝物等ヲ法華常行堂ニ取り出シ奉り、供
養法ヲ食堂ニ於テ之ヲ修ス、放火ノ事、堂衆ノ所行カノ由、其ノ疑ヒ有リト（云云）。
《『吾妻鏡』元久二年十月十三日の条》

0909-043 「休所（やすみところ）」（521-2004.05.13）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「屋」部に、標記語「休所」
の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、

可^キ有^レ御^ノ供^ク養^{ヤウ}条^{ジョウ}々^々精^{シヤウ}舎^{シヤ}一^ウ字。三重ノ塔婆金堂宝塔経蔵鐘楼食堂
 休^{キヤウ}所^{サウ} 惣^{ソウ}門^{モン}二階湯屋僧坊〔経覺筆本〕
 可有^キ御^ノ供^ク養^{ヤウ}条^{ジョウ}目^{モク}。精^{シヤウ}舎^{シヤ}一^ウ字。三重ノ塔婆金堂。寶塔。経蔵。
 鐘樓。食堂。休^{キヤウ}所^{サウ}。惣^{ソウ}門^{モン}。二階。湯屋。僧^{ソウ}-坊^{ハウ}房〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は、「休所」と記載し訓みは経覺筆本に「ヤスミ（トコロ）」、文明十四年本に「ヤスミトコロ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「休所」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立）には未収載であるが元和三年版（1617年）には、

休^{キヤウ}所^{サウ}。〔元和版・家屋門 57①〕

とあって、標記語「休所」の語を収載して増補語の語例の一語といえる。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「休所」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては元和三年版『下學集』にのみ標記語「休所」の語が収載されていて他の古辞書は未収載にする。この語が古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、標記語「休所」〔謙堂文庫藏五〇右⑨〕の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

食堂休^{ジキタウキウシヨ}所^{シユト}ハ一寺ノ衆徒同會ノ時食事ノ処ナリ。〔下 27 ウ③～④〕

とあって、この標記語「休所」とし、訓みを音読みして「キウシヨ」とし、語注記は「一寺の衆徒同會の時食事の処なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

休^{ヤスミトコロ}所ノ休所勤行の間に休息する所なり。〔75 ウ①～②〕

とあって、この標記語「休所」の語をもって収載し、語注記は「勤行の間に休息する所なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

こくやうあべでうへハしやうしやいちうさんちう たふはこんたうほうたふきやうざうしゆるうじきだうやすみどころ
御供養有る可き條條者精舎一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所
そうもんにかい ゆ や そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんだざう ぼさつわきし にてんこれ こくてう
總門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／

可^キ有^レ御供養^ニ條々者精舎一字三重ノ塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。
食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身ノ如來。白檀座像ノ菩薩。

脇士ノ二天。刻^ス彫^ス之^ヲ。▲休所ハ^{こんきやうきうそ}勤行休息の所。〔55オ①～55ウ④〕
べきある ごくやう でうへハしやうしやいちうさんちう たふぼ こんたうほうたふきやうざうしゆるうじきだう
可^キ有^レ御供養^ニ條條者精舎一字三重ノ塔婆金堂宝塔經藏鐘樓食堂
やすみどころそうもんにかい ゆ や そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんだざう ぼさつたうし にてんこく
休所 惣門二階湯屋僧坊金色等身の如來白檀坐像菩薩脇士ノ二天尅^ス彫^ス之^ヲ。▲休所ハ^{こんきやうきうそ}勤行休息の所。〔98ウ④～99ウ⑥〕

とあって、標記語「休所」の語をもって収載し、その語注記は「休所は、^{こんきやうきうそ}勤行休息の所」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Yasumidocoro. ヤスミドコロ（休所） 休止したり、休息したりする所。〔邦
訳 812r〕

とあって、標記語「休所」の語の意味は「休止したり、休息したりする所」とする。
明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

やすみ-どころ〔名〕【休所】休憩する場所。休憩所。大嘗祭式^{ヤスミドコロ}「祝部 憩屋 一字」
〔2037-5〕

とあって、標記語「やすみ-どころ〔名〕【休所】」の語を収載する。これを現代の『日
本国語大辞典』第二版に、標記語「やすみ-どころ【休所】〔名〕 休息する所。休憩所。
やすみじよ。やすみどこ。やすみば。やすみばしよ」とあって、『庭訓往來』のこの
語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

此秀清者、去治承四年石橋合戦之時、兄義秀令與景親謀叛之後、牢籠之處、母〈二品
官女、號京極局〉相計而暫隱其號、置休所之傍《訓み下し》此ノ秀清ハ、去ヌル治承
四年石橋合戦ノ時、兄義秀景親ガ謀叛ニ与セシムルノ後、牢籠スルノ処ニ、母〈二品
ノ官女、京極ノ局ト号ス。〉相ヒ計ツテ暫ク其ノ号ヲ隱シ、休所^{キウ}ノ傍ニ置ク。《『吾妻鏡』
文治五年八月十二日の条》

0909-044 「惣門（ソウモン）」（521-2004.05.14）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「楚」部に、

^{モン}
惣門。〔元亀二年本 152 ②〕〔天正十七年本中 14 ウ④〕

惣門。〔静嘉堂本 166 ②〕

とあって、この標記語「惣門」の語をもって収載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有^{ク ヤウ}御供養^{ジヨウモク}ノ^{シヤウシヤ}条^{イ チウ}目。精舎。一字。三重^{タウハ}ノ。塔婆金堂。寶塔^{キヤウサウ}。經藏。
鐘樓^{シユロウ}。食堂^{シキ}。休所^{ヤスミトコロ}。惣門^{ソウ}。二階^{カイ}。湯屋^{ソウ}。僧^{ソウ}-坊房^{ハウ}〔文明十四年本〕

と見え、古写本については至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本に「惣門」と記載し、経覺筆本の「惣門」と記載し、文明十四年本は「惣門」と記載する。訓みは、山田俊雄藏本に「惣テ門」、文明十四年本には「ソウ（モン）」とある。宝徳三年本は此の語を欠落する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「惣門」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、

^{ソウモン}
惣門。〔室町古写本・家屋門〕

^{ソウモン}
総門。〔村口四郎藏本・元和版・家屋門 56 ①〕

とあって、標記語「惣門」「総門」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には、

^{ソウモン}
總門^{ソウモン}スベテ・フサ、カド〔上・平〕。〔態藝門 383 ⑧〕

とあって、標記語「総門」の語を収載し、語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』には、

^{ソウモン}
惣門。〔弘・天地門 117 ⑧〕〔言語進退門 122 ③〕〔永・天地門 100 ③〕〔堯・天地門 90 ⑧〕〔兩・天地門 110 ④〕

とあって、標記語「惣門」の語を収載する。また、易林本『節用集』には、

^{ソウモン}
惣門。〔乾坤門 99 ③〕

とあって、標記語「惣門」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「総門」「總門」「惣門」の語をもって収載していて、このうち古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語は、

表記の点で『下學集』と共通している。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

521 食堂休所総門 大門ヲ云也。〔謙堂文庫藏五〇右⑨〕〔食堂僧堂也。座禅スル処一日一夜ハン也〕

とあって、標記語「総門」の語を収載し、語注記は「大門を云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

^{ソウモン カイユヤ}
惣門二階湯屋如シレ常ノ。〔下 27 ウ④〕

とあって、この標記語「惣門」とし、語注記は「常の如し」とだけ記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

^{そうもんにかい}
惣門二階／惣門二階二階にしたる門也。〔75 ウ⑥〕

とあって、この標記語「惣門」の語をもって収載し、語注記は、「二階にしたる門なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

^{こくやう あ べ であう へ ハしやうしやい ちうさんちう たふぼ こんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだうやすみところ}
御供養有る可き條條者精舎一字三重乃塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂休所
^{そうもんにかい ゆ や そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんざぞう ぼきつわきし にてんこれ こくやう}
總門二階湯屋僧坊金色等身の如来白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／

可^{キレ}有^レ御供養^レ條々者精舎一字三重ノ塔婆金堂。宝塔。經藏。鐘樓。食堂。休所。惣門。二階。湯屋僧坊。金色等身ノ如来。白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。刻^{にかい}彫^づス之ヲ。▲惣門二階ハ二階作り乃大門也。

[55 才①～55 ウ④]

^{べき ある ごくやう であう へ ハしやうしやい ちうさんちう たふぼ こんたうほうたふきやうざうしゆろうじきだう}
可^{キレ}有^レ御供養^レ條條者精舎一字三重ノ塔婆金堂寶塔經藏鐘樓食堂
^{やすみところそうもんにかい ゆ や そうぼうこんじきとうしん によらいひやくたんざぞう ぼきつたうし にてんこく}
休所惣門二階湯屋僧坊金色等身の如来白檀坐像菩薩脇士の二天尅^{こく}彫^づ之^を。▲惣門二階ハ二階作り的大门也。〔98 ウ④～99 ウ⑥〕

とあって、標記語「惣門」の語をもって収載し、その語注記は「惣門二階は、二階作り的大门なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Sômon. ソウモン（惣門） 皆が、すなわち、すべての種類の人々が、そこを通って出入りする主な門。〔邦訳 572 r〕

とあって、標記語「惣門」の語の意味は「皆が、すなわち、すべての種類の人々が、そこを通って出入りする主な門」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

そう-もん〔名〕【**總門**】外構への第一の正門。大門。おおみかど。平家物語、四、信連合戦事「三條表の總門をも、高倉表の小門をも、共に開きて、待ちかけたり」徒然草、四十四段、「山の際に、總門のある内に入りぬ」〔1143-3〕

とあって、標記語「**そう-もん**〔名〕【**惣門**】」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版に、標記語「**そう-もん**【**総門・惣門**】〔名〕①外構えの大門。総構えの第一の正門。大門。②禅寺の表門。③特に、江戸の遊里、根津遊郭の入口の門をさしている」とあって、『**庭訓往来**』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

勝長壽院惣門、依風破損今日加修理、仍二品監臨給《訓み下し》勝長寿院ノ惣門、風ニ依テ破損ス。今日修理ヲ加フ、仍テ二品監臨シ給フ。《『**吾妻鏡**』文治二年八月九日の条》

0909-045 「**二階**（ニカイ）」（522-2004.05.15）

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「爾」部に、

二階。^{カイ}〔元龜二年本 40 ⑤〕〔静嘉堂本 44 ③〕〔天正十七年本上 22 ウ④〕

とあって、この標記語「**二階**」の語を収載する。

古写本『**庭訓往来**』九月十三日の状に、

可有^ク御^{ヤウ}供養^{ジョウモク}ノ^{シヤウシヤ}条^{イチウ}目。精^{タウハ}舎。一^{キヤウサウ}字。三^{キヤウサウ}重^{キヤウサウ}ノ。塔^{キヤウサウ}婆^{キヤウサウ}金^{キヤウサウ}堂。寶^{キヤウサウ}塔。經^{キヤウサウ}蔵。
^{シヨロウ}鐘^{シキ}樓。食^{ヤスミトコロ}堂。休^{ソウ}所。捻^{カイ}門。二^{ソウ}階。湯^{ハウ}屋。僧^{ソウ}-坊^{ハウ}房〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「**二階**」と記載し、訓みは文明十四年本に「(ニ) **カイ**」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『**色葉字類抄**』（1177-81年）と十卷本『**伊呂波字類抄**』には標記語「**二階**」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「**二階**」の語は未収載にする。次に広本『**節用集**』（1476（文明六）年頃成立）には、

^{ニカイ}二^{ニカイ}階^{ニカイ}ジ・フタツ、キダハシ〔去・平〕。〔**態藝門** 85 ⑦〕

とあって、標記語「**二階**」の語を収載し語注記は未記載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『**節用集**』・易林本『**節用集**』には、

^{カイ}二階 家上。〔弘・天地門 27 ⑧〕

^{ニカイ}二階 家。〔永・天地門 28 ②〕

^{カイ}二階 。〔堯・天地門 25 ②〕

^{ニカイ}二階 。〔兩・天地門 29 ②〕

とあって、標記語「二階」の語を収載し、語注記としては弘治二年本が「家上」、永祿二年本が「家」と記載する。また、易林本『節用集』には、

^{ニカイ}二階 。〔乾坤門 25 ③〕

とあって、標記語「二階」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「二階」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

522 二階 上ノ付レ門善也。〔謙堂文庫藏五〇左①〕

とあって、標記語「二階」の語を収載し語注記は「上の門を付け善きなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

^{ソウモン カイユヤ}惣門二階湯屋如シレ常ノ。〔下 27 ウ④〕

とあって、この標記語「二階」とし語注記は「常の如し」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{そうもんにかい}惣門二階／惣門二階にしたる門也。〔75 ウ⑥〕

とあって、この標記語「二階」の語をもって収載し、語注記は、「二階にしたる門なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

▲惣門二階ハ二階作り乃大門也。〔55 オ①～ 55 ウ③〕

▲惣門二階ハ二階作り的大门也。〔98 ウ④～ 99 ウ⑥〕

とあって、標記語「二階」の語をもって収載し、その語注記は、「惣門二階は、^{にかいづく}二階作り的大门なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Nicai, ニカイ（二階） 二階. § Nicaizzucurino iye. （二階造りの家）二階建ての家。〔邦訳 462 1〕

とあって、標記語「二階」の語の意味は「二階」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

に - かい [名] 【二階】 (一) { 二階廚子の略。二層に造りたる廚子。又、その廚子の棚。類聚雜要抄、二、調度「大治五年、云云、北庇二階」源氏物語、三十八、夕霧 71「沈の二階」同、四十九、東屋 18「廚子二かいなど、あやしきまでしくはへ」今昔物語集、廿七、第四語「二階に、蒔繪の硯箱をも置き、火取に空薫の匂、馨ばしくきこゆ」蜻蛉日記、上 21「云云、と書きつけて二かいに置きたり」(二) 平家の上に、なほ一層重ねて造りたる所。又、その家。たかどの。重家。樓。思儘日記「水の上に二かいを作りかけ」二階から目薬をさすとハ、二階より階下の人に目薬をさす如く、思ふやうに届きかぬる意。又、迂遠なる喩に云ふ語。御前義經記「二階から目薬さす仕掛け、さりとは急な戀ぞかし」[1484-2]

とあって、標記語「に - かい [名] 【二階】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「に - かい 【二階】 [名] ①上・下の二層になっているもの。②室内用の調度のひとつで、二層の棚を設け、日用品などを置くもの。棚の二段ある廚子。また、とびらのあるのを「廚子」、とびらのないものを「二階」と区別して呼ぶこともある。③平屋の上にさらに一層重ねて作った家屋、または、その上層の部屋。④ (一する) 二つの段階。転じて、位をひとつ跳び越えて昇進すること。⑤近世、特殊な建物で③の構造になっているもの。㊦湯女風呂の場合。二階が浴客の遊び場になっている。㊧楽屋の場合。実際は三階で、座頭はじめ立役その他のいる所。㊨遊女屋の場合。そこに部屋を持っている遊女をもいう。⑥高層建築で下から二層目」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

先之、備州、逃到後山、入或民家二階之上《訓み下し》之ヨリ先、備州ハ、逃ゲテ後ノ山ニ到リ、或民家ノ二階ノ上ニ入ル。《『吾妻鏡』文治二年五月二十五日の条》

0909-046 「湯屋 (ゆや)」 (523-2000.12.23)

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「遊」部に、

湯屋。〔元龜本 292 ④〕

湯屋。〔静嘉堂本 339 ③〕

とある。標記語「湯屋」には語注記は未記載にある。『庭訓往來』に見え、『下學集』は未収載にある。『庭訓往來註』九月九日の状に、

523 湯屋 有_レ風呂_一。北嶺自_レ相国寺_一始也。鉢陀菩薩ハ湯ノ音ニ得道故用也。
〔謙堂文庫藏五〇左①〕

※左貫注書込「湯屋風呂ト云事ハ鹿苑院ノ時ヨリ始也」

とあって、語注記は「風呂にあり。北嶺相国寺より始るなり。鉢陀菩薩は湯の音に得道す。故に用いるなり」という。広本『節用集』に、

湯殿ユドノタウデン浴室。又作_二湯屋_一ト。自_二相国寺_一始也。鉢陀菩薩ハ因_二湯沸音_一得道。
故風呂掛像。〔家屋門 858 ③〕

とあって、標記語を「湯屋」から「湯殿」に置換しているが、かなり『庭訓往來註』の語注記に近似した語注記の内容であり、同一資料からの引用もしくはこの『庭訓往來註』からの引用ということになる。

〔ことばの実際〕

御行水候へとて湯屋へすかし入れて、橋七五郎は美濃尾張に聞えたる大ぢからなれば、くみてにて候べし。《金刀毘羅宮蔵『平治物語』下、大系 262 ②》

御きやうすい候へとてゆとのに入奉り、橋七五郎は美濃尾張にきこえたる大ぢからなれば、くみてにて候へし。《『平治物語』下、京大本》

0909-047 「僧坊（ソウバウ）」（524-2004.05.16）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「楚」部に、

僧房バウ。僧坊バウ。〔元龜二年本 153 ③〕

とあって、この標記語「僧坊」の語を収載する。但し、静嘉堂本と天正十七年本にはこの語は未収載とすることは注意されたい。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

可有_二御供養_一ノ条目。精舍ク ヤウ ジョウモク シヤウシヤ イチウ。一字。三重ノ塔婆金堂タウハ。寶塔キヤウサウ。經藏シユロウ シキ ヤスミトコロ ソウ カイ。鐘樓ソウ ハウ。食堂。休所。捲門。二階。湯屋。僧-坊房〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は、「僧坊」と記載し、訓みは文明十四年本に「ソウハウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

僧坊 同/ソウハウ。〔前田本・暈字門中 18 ウ⑥〕

僧侶 〃徒。〃衆。〃正。〃祇。〃房。〃器。〃事。〃綱。〃供。

〔十卷本・暈字門 56 ②〕

とあって、標記語「僧坊」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、

僧坊。〔家屋門 57 ⑥〕

とあって、標記語「僧坊」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）には標記語「僧坊」の語を未収載にする。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、

僧房。〔弘・天地門 117 ⑧〕

とあって、弘治二年本にだけ標記語「僧房」の語を収載する。また、易林本『節用集』には、

僧坊 一堂。〔乾坤門 99 ③〕

とあって、標記語「僧坊」の語を収載し語注記は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「僧坊」乃至「僧房」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には前者の「僧坊」の語が用いられている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「僧坊」〔謙堂文庫藏五〇左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

僧坊金色等身ノ如來僧坊ハ寺中ノ房也。金色ノ如來ノ事夫五智圓滿ノ如來ハ紫摩金也。身ノ御形チナリ。作り立ル処ヲ泥佛ニ作ルナリ。〔下 27 ウ④～⑤〕

とあって、この標記語「僧坊」とし語注記は「僧坊は、寺中の房なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

僧坊／僧坊寺中の坊なり。精舎といふよりこゝまでハ皆普請成就ふしんじやうじゆの供養なり。

〔75 ウ③〕

とあって、この標記語「僧坊」の語をもって収載し、語注記は「寺中の坊なり。精舎といふよりこゝまでは皆普請成就ふしんじやうじゆの供養なり」と記載する。これを頭書『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ゆ や そうぼう 湯屋僧坊／湯屋僧坊。▲僧坊しちう ほうしやハ寺中の坊舎也。[55 オ①～55 ウ④・⑤]
ゆ や そうぼう 湯屋僧坊▲僧坊しちう ほうしやハ寺中の坊舎也。[98 ウ④～99 ウ⑥]

とあって、標記語「僧坊」の語をもって収載し、その語注記は「僧坊は、寺中の坊舎なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「僧坊」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

そう-ぼう [名]【僧坊】僧の居る別室。僧侶の房室。佛國記（晉、釋法顯）「作四方僧坊、供給客僧」晉書、鳩摩羅什傳「不住僧坊」倭名類聚抄、十三 伽藍具「僧坊、法華經云、起塔寺、及造僧坊、（注、他經等或云僧坊）供養衆僧、其徳最勝、無量無邊」源氏物語、五、若紫 3「高き所にて、此處彼處、僧坊ども、あらはに見下さるる」平家物語、一、清水炎上事「山門の大衆、六波羅へは寄せずして、漫なる清水寺に押し寄せて、佛閣、僧坊、一字も残さず、焼き拂ふ」[1142-4]

とあって、標記語「そう-ぼう [名]【僧坊】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「そう-ぼう【僧坊】[名] ①僧たちが止住し起居する寺院内の家屋。僧尼の宿所。坊舎。②戒律を専門とする道場。河内の野中寺、和泉の神鳳寺、山城の最明寺を三僧坊という。③キリスト教会で、僧尼が住む独居室」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

武藏國威光寺者、依爲源家數代御祈禱所、院主僧々圓相承之、僧坊寺領如元被奉免之（云云）《訓み下し》武藏ノ国威光寺ハ、源家数代ノ御祈禱所タルニ依テ、院主ノ僧増円之ヲ相承ス。僧坊ソウバウ寺領元ノ如ク之ヲ免ジ奉ラルト（云云）。《『吾妻鏡』治承四年十一月十五日の条》

0909-048 「金色（コンジキ）」（524-2000.12.25）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「古」部に、

ージキ 金色。[元龜本 231 ②] [静嘉堂本 265 ③]
ーシキ 金色。[天正十七年本中 61 ウ②]

とある。標記語「金色」の語注記は未記載にある。『庭訓往來』に見え、『下學集』は未収載にある。『庭訓往來註』九月九日の状に、

僧-坊金-色等ノ身 立像也。言ハ建ハ立。且那ノ長ト等キ也。又後二条ノ関白山王ノ咎ニ病ノ時北政所願ニ御身等身ノ薬師ノ像各七体作被_レ供養_一也。

〔謙堂文庫藏五〇左②〕

とある。その語注記は、「立像なり。言は建は立つ。且那の長と等しきなり。又、後二条の関白、山王の咎に病ひの時、北政所、願に御身等身の薬師の像、各七体を作り供養せらるるなり」という。広本『節用集』及び印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』は、『下學集』と同じく未収載にある。そして、『運歩色葉集』にはこの語注記はないものの、この語をここから独自に収載するものとみたい。易林本『節用集』には、

コングウ ジキ
金剛 一色。〔器財門 157 ⑥〕

とその収載を見る。当代の『日葡辞書』にも、

Conjiqui. コンジキ（金色） Coganeno iro.（金の色）金の色。〔邦訳 146 r〕

とある。

江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

こんじきとうしん によらい
金色等身乃如来／金色等身ノ如来衣もはたへも皆金色にしたる仏像なり。
又建立する人の身の丈と等しくしたる如来なりともいふ。〔75 ウ③〕

とあって、この標記語「金色」の語をもって収載し、語注記は「衣もはたへも皆金色にしたる仏像なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

こんじきとうしん によらい ころも はたへ ひとし
金色等身の如来／金色等身ノ如来。▲金色等身ノ如来ハ衣も肌も等く
きんいろ ふつざう
金色にしたる仏像をいふ。〔55 オ①～55 ウ⑤〕

こんじきとうしん によらい ころも はたへ ひとし きんいろ ふつざう
金色等身の如来▲金色等身ノ如来ハ衣も肌も等く金色にしたる仏像をい
ふ。〔98 ウ④～100 オ①〕

とあって、標記語「金色」の語をもって収載し、その語注記は「金色等身の如来は、ころも はたへ ひとし きんいろ ふつざう 衣も肌も等く金色にしたる仏像をいふ」と記載する。

0909-049 「等身（トウシン）」（524-2004.05.17）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「登^{トウカン}部^{ブン}に、「等閑間。等分。等輩。等同」の四語を収載し、この標記語「等身」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

金色等身如来白檀座像菩薩各脇侍二天刻彫之〔至徳三年本〕

金色等身如来白檀座像菩薩各脇侍二天剋彫之〔宝徳三年本〕

金色等身如来白檀座像菩薩各脇士二天刻彫之〔建部傳内本〕

金色ノ等身ノ如来白檀座像ノ菩薩各脇侍二天刻^{コウシ}彫^{テウ}ス之ヲ。

〔山田俊雄藏本〕

金色等身ノ如来白檀^{タン}座像各菩薩。脇侍^{ケフジ}ノ二天刻^{コク}彫^{テウ}ス之ヲ。〔経覚筆本〕

金色^{トウ}。等身ノ如来。白檀^{タン}ノ座像^{ザサウ}。菩薩。各。脇侍^{ヨノヘ}ノ二天。剋^{ケウシ}彫^{コクテウ}スレ之ヲ。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覚筆本・文明十四年本の古写本は「等身」と記載し、訓みは文明十四年本に「トウ（シン）」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「等身」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「等身」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書において標記語「等身」の語は未収載にあつて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

524 僧 - 坊金 - 色等ノ身 立像也。言ハ建ハ立且那ノ長ト等キ也。又後二条ノ関白山王ノ咎ニ病ノ時北政所願ニ御身等身ノ薬師ノ像各七体作被レ供養ニ也。

〔謙堂文庫藏五〇左②〕

とあつて、標記語「等身」の語を収載し、語注記は「立像なり。言は、建立は旦那の長と等しきなり。また、後二条の関白、山王の咎に病ひの時、北政所願に御身等身の薬師の像、各七体を作り供養せらるるなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

僧坊金色等身ノ如来僧坊ハ寺中ノ房也。金色ノ如来ノ事夫五智圓滿ノ如来ハ紫摩金也。身ノ御形チナリ。作り立ル処ヲ泥佛ニ作ルナリ。〔下 27 ウ④～⑤〕

とあつて、この標記語「等身」とし、語注記は「金色の如来の事、夫れ五智圓滿の如来は、紫摩金なり。身の御形ちなり。作り立つる処を泥佛に作るなり」と記載する。時代は

降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

こんじきとうしん によらい
金色等身乃如来／金色等身ノ如来衣もはたへも皆金色にしたる仏像なり。

又建立する人の身の丈と等しくしたる如来なりともいふ。〔75 ウ③〕

とあって、この標記語「等身」の語をもって収載し語注記は「また、建立する人の身の丈と等しくしたる如来なりともいふ」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

こんじきとうしん によらい
金色等身の如来／金色等身ノ如来。▲金色等身ノ如来ハ衣も肌も等く
きんいろ ふつそう
金色にしたる仏像をいふ〔55 オ①～55 ウ⑤〕

こんじきとうしん によらい
金色等身の如来▲金色等身ノ如来ハ衣も肌も等く金色にしたる仏像をい
ころも はたへ ひとし きんいろ ぶつざう
ふ。〔98 ウ④～100 オ①〕

とあって、標記語「等身」の語をもって収載しその語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に標記語「等身」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

とう-しん〔名〕【等身】己が身の高さと、等しきこと。升菴集（明、楊慎）「宋賈黄中、幼日聽悟過人、父師取書、與其身相等、令讀之、謂之等身書、張子野詞、等身金誰能意、買此好光景」役行者靈驗記、上「等身ノ藏王の形像を作り」更級日記「とうしんに薬師佛を造りて」〔1385-5〕

とあって、標記語「とう-しん〔名〕【等身】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「とう-しん【等身】〔名〕（古くは「とうじん）」人の身の丈（たけ）と等しい高さ。等身大」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

先今日中、造立等身千手菩薩之像、有供養之儀《訓み下し》先ヅ今日中ニ、等身ノ千手菩薩ノ像ヲ造立シ、供養ノ儀有リ。《『吾妻鏡』弘長三年十一月八日の条》

0909-050「如来（ニヨライ）」（525-2000.12.24）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「丹」部に、

ニヨライ
如来 乗シテ如ニ来。乗シテレ如ニ去之心也。〔元龜本 38 ⑨〕

如来 乗如来。乗如去之心也。〔静嘉堂本 42 ③〕

とある。標記語「如来」の語注記は「如に乗じて来る。如に乗じて去るの心なり」という。

『庭訓往来』に見え、『下學集』は未収載にある。『庭訓往来註』九月九日の状に、

525 如来 止観ニ曰、垂_レ无二ノ智_ニ来_ニ契_レ正覚ニ_一。即如来也。

〔謙堂文庫藏五〇左③〕

とあって、その語注記は「止観に曰く、无二の智を垂れ、来正覚に契ふ。即ち如来なり」という。広本『節用集』には、

^{ニヨライ}
如来_ニジヨ・ゴトシ、キタル。〔態藝門 89 ③〕

とあって、語注記は未記載にある。さらに、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』については未収載とする。ということで、『庭訓往来註』は『止観』を以て収載し、『運歩色葉集』は孰れの文献資料を以て収載したのか定かでは無いが、孰れもその語注記はそれぞれ異なった資料をもって注記していることになる。次に古版『庭訓往来註』に、

僧坊金色等身ノ如来僧坊ハ寺中ノ房也。金色ノ如来ノ事夫五智圓滿ノ如来ハ紫摩金也。身ノ御形チナリ。作り立ル処ヲ泥佛ニ作ルナリ。〔下 27 ウ④～⑤〕

とあって、この標記語「如来」とし、語注記は「金色の如来の事、夫れ五智圓滿の如来は、紫摩金なり。身の御形ちなり。作り立つる処を泥佛に作るなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

^{こんじきとうしん} ^{によらい}
金色等身ノ如来ノ金色等身ノ如来衣もはたへも皆金色にしたる仏像なり。
又建立する人の身の丈と等しくしたる如来なりともいふ。〔75 ウ③〕

とあって、この標記語「如来」の語をもつて収載し語注記は「また、建立する人の身の丈と等しくしたる如来なりともいふ」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

^{こんじきとうしん} ^{によらい}
金色等身の如来ノ金色等身ノ如来。▲金色等身ノ如来ハ衣も肌も等く
^{きんいろ} ^{ぶつぞう}
金色にしたる仏像をいふ。〔55 オ①～55 ウ⑤〕
^{こんじきとうしん} ^{によらい}
金色等身の如来▲金色等身ノ如来ハ衣も肌も等く金色にしたる仏像をい
^{ころも} ^{はたへ} ^{ひとし} ^{きんいろ} ^{ぶつぞう}
ふ。〔98 ウ④～100 オ①〕

とあって、標記語「如来」の語をもつて収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に標記語「如来」の語を、

Nhorai. ニョライ (如来) 仏 (Fotoque) の名前。〔邦訳 461 L〕

とあって、標記語「如来」の語をもって収載しその語注記は「仏の名前」と記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

にヨらい〔名〕【如来】〔梵語、多陀阿伽陀 (Tathāgata) の譯語。如は眞如、即ち、眞如の道に乗じて三界に來り、化を垂るるもの、即ち、眞理の具象化したるもの意と云ふ。成實論、一「如来者、乘_レ如實道_一、來成_レ正覺_一、故曰_レ如来_一〕佛の最美稱。^{ダイシヤモン}大沙門。轉法輪論「涅槃名_レ如、知解名_レ來、正覺_レ涅槃_一、故名_レ如来_一、」榮花物語、十五、疑「夫寺廟者如来之墳墓也」冥途の飛脚 (正徳、近松作) 三「拜み願ふは、今參る如来様御開山、佛に謹はつかぬぞ」「阿彌陀如来」大日本如来」薬師如来」釋迦如来」〔3-724-3〕

とあって、標記語「ニョ-ライ〔名〕【如来】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「にょ-らい【如来】〔名〕(〔梵〕Tathāgata 多陀阿伽度の訳語。眞如より現われてきた者の意) 仏語。仏 (仏陀) のこと。」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

0909-051 「白檀 (ビヤクダン)」 (526-2004.05.18)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「飛」部に、

白檀^{ダン}。〔元龜二年本 342 ③〕〔静嘉堂本 410 ④〕

とあって、標記語「白檀」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

金色等身ノ如来白檀^{タン}座像各菩薩。脇侍^{ケフジ}ノ二天^{コク}刻^{テウ}彫^ス之ヲ。〔経覺筆本〕
金色^{トウ}。等身ノ如来。白檀^{タン}ノ。座像^{ザサウ}ノ。菩薩。各^{ヲノ}。脇侍^{ケウシ}ノ二天。スレ之ヲ。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は、「白檀」と記載し、訓みは経覺筆本と文明十四年本に「(ビヤク) タン」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

白檀 ヒヤクタン 俗／梅檀白者／—。〔黒川本・植物門下 87 ウ⑤〕

白檀 ヒヤクタン。〔卷第十・植物門 322 ④〕

とあって、標記語「白檀」の語を収載する。そして、三卷本には語注記として「俗に梅檀の白きものを白檀」と記載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））には、標記語「白檀」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

ヒヤクタン
白檀 ハク・シロシ、マユミ〔入・平〕。〔草木門 1030 ⑤〕

とあって、標記語「白檀」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

ヒヤクタン
白檀。〔永・草木門 215 ①〕

ヒヤクタン
白檀。〔堯・草木門 200 ④〕

とあって、標記語「白檀」の語を収載する。また、易林本『節用集』に、

ヒヤクタン
白檀。〔草木門 223 ⑦〕

とあって、標記語「白檀」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「白檀」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本に見えている語となっている。但し、真字本に見える「白磨云也」の語注記は継承されていない。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

526 白檀 白磨云也。〔謙堂文庫藏五〇左③〕

とあって、標記語「白檀」の語を収載し語注記は「白磨を云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

ヒヤク ンササウ ホサツノ ハ
白檀座像ノ菩薩各 ナメ アラハ タト ホ
フケンモンシユクハンヤンチサウ
條普賢文殊觀音地藏ノ事也。〔下 27 ウ⑤〕

とあって、この標記語「白檀」とし語注記は「白檀は、さいしきなし。刀目を頭すなり。タト 喩へば、菩薩と云ふ條普賢文殊觀音地藏の事なり」と記載する。時代は降って江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

びやくだんざせう ぼさつ
白檀坐像の菩薩／白檀座像ノ菩薩 ナメ アラハ
すわ かたち さそう りうそう
座りて居る形を座像と云。立て居るを立像といふ。〔75 ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「白檀」の語をもって収載し語注記は「白檀は、木の名」と記

載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫す／白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。
 刻彫ス之ヲ。▲白檀坐像ノ菩薩ハ白檀にて刻ミたる坐らせ給ふ木像也。菩薩ハ菩提薩埵を略せる也。[55 オ①～55 ウ⑤]
 白檀坐像菩薩脇士ノ二天尅彫す之を▲白檀坐像ノ菩薩ハ白檀にて刻ミ
 たる坐らせ給ふ木像也。菩薩ハ菩提薩埵を略せる也。[98 ウ④～100 オ①]

とあって、標記語「白檀」の語をもって収載し、その語注記は、「白檀坐像の菩薩は、白檀にて刻みたる坐らせ給ふ木像なり。菩薩は、菩提薩埵を略せるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Biacudan. ビャクダン（白檀） 白檀の木。※原文は sandalo. sandalo branco ことで白檀。なお、この条下にあるべき一項が次条に混入している。→ Xitan. [邦訳 54 r]

とあって、標記語「白檀」の語の意味は「白檀の木」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

びやく-ダン [名] 【白檀】〔梅檀の條を見よ。紫檀。黒檀などに對す〕（一）
 { 熱地に産ずる樹。梅檀の類、其材を舶來す。色、白くして黄を帶ぶ、香料、藥料、などとし、又、器具を作る。一種、油色なるを黄檀と云ふ、亦、藥料とす。新唐書、南蠻傳「單單在攝州東南多羅磨之西、亦有州縣、木多白檀」倭名抄、廿 25 木類「白檀、梅檀白者謂之白檀」古事談、二、釋教「紫檀、白檀等皆唐土之物也、云云、白檀は梅檀之白也」（二）わびやくだん（和白檀）に同じ。次次條の語を見よ。[1703-4]

とあって、標記語「びやく-ダン [名] 【白檀】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「びやく-だん 【白檀】 [名] ①ビャクダン科の半寄生の常緑高木。インド原産で、熱帯各地で栽培されている。高さ七メートルに達する。葉は柄をもち対生し、葉身は黄緑色を帯び卵状披針形で、長さ五～八センチメートル。雌雄異株。花は枝先か葉腋に円錐状につき、はじめ緑白色で、すぐに赤変。果実は径約一センチメートルの球形で黒く熟す。心材は黄白色で、芳香があり、古くから香料として珍重される。また、仏像や美術品の彫刻材とされる。材を蒸留し白檀油を製する。梅檀。白檀の木。学名は Santalum album ②「びやくだんこう（白檀香）の略。」③植物「いぶぎ（伊吹）」

の異名」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

故二位家御本尊、白壇釋迦像、更有供養儀導師、法印道禪也是相州御願（云云）《訓
み下し》故二位家ノ御本尊、^{ヒヤクダン}白壇ノ釈迦ノ像、更ニ供養ノ儀有リ。導師ハ、法印道
禪ナリ。是レ相州ノ御願ト（云云）。《『吾妻鏡』建長二年七月十五日の条》

0909-052 「坐像（ザゾウ）」（527-2004.05.19）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、^{ゼン}「坐禪」^{ザグ}「坐具」
の二語を収載し、この標記語「坐像」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

金色。^{トウ}等身ノ如来。白檀^{タン}ノ^{ザサウ}座像ノ。菩薩。各^{ヨノヘ}。脇侍^{ケウシ}ノ二天。剋彫^{コクテウ}スレ之ヲ。

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四
年本の古写本は「座像」と記載し、訓みは文明十四年本に「ザサウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』
には、標記語「坐像」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「坐像」
の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{ザザウ}坐像アル、シヤウ[去・上]。〔態藝門 792 ③〕

とあって、標記語「坐像」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・
堯空本・兩足院本『節用集』は、標記語「坐像」の語は未収載にする。また、易林本『節
用集』に、

^{ザゼン}坐禪^{ザウ}一像。〔言語門 181 ⑥〕

とあって、標記語「坐禪」の巻頭字「坐」の熟語群のなかに「坐像」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「坐像」の語は広本『節用集』
と易林本『節用集』の語注記に収載して、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に
用いられている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

526 坐像 白磨云也。〔謙堂文庫藏五〇左③〕

とあって、標記語「坐像」の語を収載し語注記は「白磨を云ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

ヒヤクンササウ ホサツヲノ人 ナメ アラハ タト ホ
 白檀座像ノ菩薩各 白檀ハサイシキナシ刀目ヲ 顯ス也。 喩ヘバ菩薩ト云
 フケンモンシユクハンヨウチサウ
 像普賢文殊 觀音 地藏ノ事也。〔下 27 ウ⑤〕

とあって、この標記語「座像」とし語注記は未記載にする。時代は降って江戸時代の

訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

びやくだんざせう ぼさつ
 白檀坐像の菩薩ノ白檀座像ノ菩薩 白檀ハ木の名此木にてほりたるほさつ也。
 すわ かたち させう りうせう
 座りて居る 形を座像と云。 立て居るを立像といふ。〔75 ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「坐像」「座像」の両表記をもって収載し、語注記は「座りて居る形を座像と云。立て居るを立像といふ」と記載する。これを^{頌書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

ひやくだんざせう ぼさつわかし にてんこれ こくてう
 白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫すノ白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。
 刻彫ス之ヲ。▲白檀坐像ノ菩薩ハ白檀にて刻ミたる坐らせ給ふ木像也。菩
 ほたいざつた りやく
 薩ハ菩提薩埵を略せる也。〔55 オ①～55 ウ⑤〕
 びやくだんざせう ぼさつたうし にてんこく てう これ
 白檀坐像菩薩脇士の二天尅彫之を▲白檀坐像ノ菩薩ハ白檀にて刻ミ
 すわ もくざう ぼさつ ほたいざつた りやく
 たる坐らせ給ふ木像也。菩薩ハ菩提薩埵を略せる也。〔98 ウ④～100 オ①〕

とあって、標記語「坐像」の語をもって収載し、その語注記は「白檀坐像の菩薩は、白檀にて刻みたる坐らせ給ふ木像なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、標記語「坐像」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ざ-ざう〔名〕【坐像】坐りて居る像。（立像に對す）冥報記「爲畫坐像於寺西壁」
 [0795-1]

とあって、標記語「ざ-ざう〔名〕【坐像】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ざ-ざう【坐像・座像】〔名〕すわっている姿の像」とあって、『庭訓往來』のこの語用例を記載する。

〔ことばの実際〕

過去四佛。已坐其下。今猶現有四佛坐像。賢劫之中。九百九十六佛。皆當坐焉。《『大唐西域記』》

0909-053 「菩薩（ボサツ）」（528-2004.05.20）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「保」部に、

菩薩 ^{サツ} 一^レ救^上一化^下也。〔元龜二年本 44 ④〕

菩薩 一救上一化下。〔静嘉堂本 49 ③〕

菩薩 一救上一化^下也。〔天正十七年本上 25 ウ③〕

とあって、標記語「菩薩」の語を収載する。語注記は「菩は、上を救ひ、薩は、下に化すなり」と記載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「菩薩」と記載する。訓みは諸写本ともに未収載とする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

菩薩 ^{ホサツ}。〔黒川本・人倫門上 34 オ⑦〕

菩薩。〔卷第二・人倫門 303 ⑥〕

とあって、標記語「菩薩」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「菩薩」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

菩薩 ^{ボサツ} -ノリ〔平輕・入〕菩提薩埵唐言^レ覺有情^レ覺者所求^レ果也。有情者所度^レ境也。薩埵^レ勇猛精進之義也。〔態藝門 104 ⑤〕

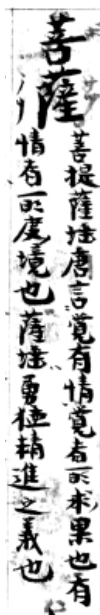
とあって、標記語「菩薩」の語を収載し語注記に「菩提薩埵、唐に覺有情と言ひ覺者所求の果なり。有情は、所度の境なり。薩埵は、勇猛精進の義なり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』も、

菩薩 ^{ホサツ}。〔弘・人倫門 32 ⑧〕〔永・人倫門 33 ③〕

菩薩。〔堯・人倫門 29 ⑨〕

とあって、標記語「菩薩」の語を収載する。また、易林本『節用集』には標記語「菩薩」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「菩薩」の語を収載し



ていて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。但し、真字本に見える語注記の内容を最も継承しているのは『運歩色葉集』となっていることに留意しておきたい。広本『節用集』は詳細のなる語注記を記載しているが別な『佛説觀彌勒菩薩上生兜率天經講經文』の「應云菩提薩埵。唐言好略菩下去提薩下去埵、故名菩薩。此云覺有情。故疏云、梵云菩提薩埵、此略云菩薩。菩提、覺義、智所求果。菩薩、有情義、悲所度生。依弘誓語、故云菩薩。(中略)為此、菩薩要證菩提、三十二相、八十種好、永受法樂、不屬生死、遂即修行、勇猛精進」といったような典拠資料からの引用となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

528 菩薩 自覺ノ尺ニ曰、菩ハ即上求。薩ハ即下化。又云上求菩提下化衆生云々。

〔謙堂文庫藏五〇左④〕

とあって、標記語「菩薩」の語を収載し、語注記は「自覺の釈に曰く、菩は、即ち上に求むる。薩は、即ち下に化す。また云く、上求菩提下化衆生云々」と記載し、天台宗の祖智顛の『摩訶止観』卷第一の説く菩薩の精神である「上求菩提、下化衆生」の文言を注記記載する。

古版『庭訓往來註』では、

^{ヒヤク} ^{ンササウ} ^{ホサツヲノ} ^ハ
白檀座像ノ菩薩各 ^{ナメ} ^{アラハ} ^{タト} ^ホ 白檀ハサイシキナシ刀目ヲ顯ス也。喩ヘバ菩薩ト云
^{フケンモンシユクハンワンチサウ}
條普賢文殊觀音地藏ノ事也。〔下 27 ウ⑤〕

とあって、この標記語「菩薩」とし、語注記は「喩へば、菩薩と云ふ條普賢文殊觀音地藏の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{びやくだんざせう} ^{ぼさつ} ^{すわ} ^{かたち} ^{させう} ^{りうせう}
白檀坐像の菩薩ノ白檀座像ノ菩薩 白檀ハ木の名此木にてほりたるほさつ也。
座りて居る形を座像と云。立て居るを立像といふ。〔75 ウ⑤～⑥〕

とあって、この標記語「菩薩」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。これを

頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{ひやくだんざせう} ^{ぼさつわかし} ^{にてんこれ} ^{こくてう}
白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を尅彫すノ白檀座像ノ菩薩。 脇士ノ二天。
刻彫ス之ヲ。 ▲白檀坐像ノ菩薩ハ白檀にて刻きざみたる坐すわらせ給たまふ木像也。菩
^{ほたいさつた} ^{りやく}
薩ハ菩提薩埵を略せる也。〔55 オ①～55 ウ⑤〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

びやくだんざさう ぼさつ たうし にてんこく てう これ
白檀坐像菩薩脇士の二天冠彫す之を ▲白檀坐像ノ菩薩ハ白檀にて刻ミ
たる坐らせ給ふ木像也。菩薩ハ菩提薩埵を略せる也。〔98ウ④～100オ①〕

とあって、標記語「菩薩」の語をもって収載し、その語注記は「菩薩は、菩提薩埵を略せるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Biacudan. ボサツ（菩薩） Tasuqe, uru. （善け，くる）仏（Fotoqe）よりも下の位．※善たすく（落葉集）．〔邦訳 62 頁〕

とあって、標記語「菩薩」の語の意味は「Tasuqe, uru. （善け，くる）仏（Fotoqe）よりも下の位」と記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぼ-さつ〔名〕【菩薩】〔金剛經、注「善、善也、薩、濟也、善普濟ノ衆生」梵語、Bodh-isattva. 即ち、菩提（佛道）薩埵（大心衆生、又、覺衆生）の略、開士、大士などと義釋す〕（一）又、ぼさち。大慈悲心を以て、菩提の道を求め、衆生を化し、自行、化他の行ひをする人の義にて、佛の次に位する號。或は、薩埵とのみも云ふ。佛地論、二「縁菩薩薩埵爲境、故名菩薩、具足自利利他大願、求大菩提、利有情故」同「薩埵者、是勇猛義、精進勇猛、求大菩提、故名菩薩」淨名疏、一「菩提爲無上道、薩埵名大心、謂無上道大心、此人發大心、爲衆生、求無上道、故名菩薩」、宇津保物語、俊蔭 15「この琴を、佛よりはじめ奉りて、菩薩に一つづつ奉る」源氏物語、三十七、鈴蟲 2「あみだ佛、脇士の菩薩、おのおのびやくだんして造り奉りたり」「觀世音菩薩 勢至菩薩 文殊菩薩 普賢菩薩 虚空藏菩薩」（二）米の異名。（人の命をつなぐより云ふ）。物類稱呼、三、生殖「米、遠江國天龍の川上にて「ぼさつ」と稱す」東雅、十三、穀「民間の語に、穀を呼びて菩薩「ぼさつ」といふ事あり、此語は、もと韓地方言に出しなり、雞林類事に、かの方言、白米を漢菩薩といひ、粟を田菩薩といふとせるせり」（菩薩の字の韓音、ボサル、今、米をさると云ふ）文化の川柳「いつれ菩薩は、道明寺、満願寺」（道明寺は、糰、満願寺は銘酒の名）〔1835-5〕

とあって、標記語「ぼ-さつ〔名〕【菩薩】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ぼ-さつ【菩薩】」〔名〕（梵 bodhisattva 「菩提薩埵」の略。覚有情・開士・大士・大心衆生などと訳す）①仏語。もと、釈迦牟尼の前生における呼称。大乘仏教が興って、修行を経た未来に仏になる者の意で用いる。悟りを求め修行するとともに、他の者も悟りに到達させようと努める者。また、

仏の後継者としての、観世音、彌勒、地藏など。②昔、朝廷から碩徳の高僧に賜った号。③本地垂迹説の勃興以後、神につけられた号。④菩薩に扮する雅楽の舞人。⑤米の異称。⑥転じて、飯炊き下女。⑦遊女の異称。■雅楽の曲名。唐楽、壹越調の曲。林邑僧仏哲が伝えたものといわれている。今日宮内庁の選定楽譜には同曲の破^はだけが残り、舞は残されていない。菩薩楽」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

御堂佛後壁畫圖、終彩色之功、所奉圖浄土瑞相、并二十五菩薩像也《訓み下し》御堂ノ仏ノ後壁ノ画図、彩色ノ功ヲ終ヘテ、浄土ノ瑞相、并ニ二十五ノ菩薩ノ像ヲ図シ奉ル所ナリ。《『吾妻鏡』文治元年十月十一日の条》

0909-054 「脇侍(ケウシ)」(529-2004.05.21)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「氣」部に、

脇^ジ士。〔元龜二年本 217 ③〕
 ケフ^シ脇士〔静嘉堂本 247 ⑤〕

とあって、標記語「脇士」の語を収載し、訓みは「(ケフ) ジ」「ケフシ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

金色等身如来白檀座像菩薩各脇士二天刻彫之〔建部傳内本〕

金色ノ等身ノ如来白檀座像ノ菩薩各^{コウシ}脇侍^{テウ}二天刻^{テウ}彫ス之ヲ。

〔山田俊雄藏本〕

金色等身ノ如来白檀座像各菩薩。脇^{ケフジ}侍^シノ二天刻^{コクテウ}彫ス之ヲ。〔経覚筆本〕

金色^{トウ}。等身^{タン}ノ如来。白檀^{ザサウ}ノ座像^{ヲノヘ}ノ菩薩。各^{ケウシ}脇侍^{コクテウ}ノ二天。剋^{スレ}彫ス之ヲ。

〔文明十四年本〕

と見え、表記を至徳三年本・宝徳三年本・山田俊雄藏本・経覚筆本・文明十四年本の古写本は「脇侍」と記載し、建部傳内本だけが「脇士」の表記を示す。訓みは山田俊雄藏本「コウシ」、経覚筆本「ケフジ」と文明十四年本「ケウシ」とそれぞれ異なる表記で記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「脇侍」の語は未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「脇侍」及び「脇士」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、『運歩色葉集』だけが標記語「脇士」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』の建部傳内本の表記と合致している。但し、真字本には、「脇侍」として扱われている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

529 各脇侍二天 韋駄天毘沙門天也。〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕

とあって、標記語「脇侍」の語を収載し語注記は「韋駄天・毘沙門天なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

脇士ノ二天剋彫之ヲ脇士トハツキ立ナリ。不動毘沙門等ナリ。

〔下 27 ウ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「脇士」とし語注記は「脇士とは、つき立なり。不動毘沙門等なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

脇侍の二天ノ脇侍ノ二天脇侍ハ仏のわきに立なり韋駄天毘沙門天などを二つ左右に立るゆへ二天といふ。〔75 ウ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「脇侍」の語をもって収載し語注記は「脇侍は、仏のわきに立なり。韋駄天・毘沙門天などを二つ左右に立るゆへ二天といふ」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を剋彫すノ白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。刻彫ス之ヲ。▲脇士ハ左右の脇だち也。二天ハ韋駄天をいふ。

〔55 才①～ 55 ウ⑥〕

白檀坐像菩薩脇士の二天剋彫す之を▲脇士ハ左右の脇だち也。二天ハ韋駄天毘沙門天をいふ。〔98 ウ④～ 100 才②〕

とあって、標記語「脇侍」の語をもって収載し、その語注記は「脇士は、左右の脇だちなり。二天は、韋駄天毘沙門天をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「脇侍」の語のは未収載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

けふーじ〔名〕【挟侍・俠侍】〔挟み侍る意、脇侍、脇士、とも書く、挟、俠、

相、通ず、陳書、韋載傳「素有_二名望_一、每_二大事_一、恒令_レ狹_二侍左右_一」唐書、禮樂志「侍臣夾侍」（狹侍とあるは、誤字なり）脇侍ハ、音通にて記すなるべし、わきだちハ、其訓讀ならむ、脇士とあるは、脇侍大士の意か、菩薩を、大士と云ふ、脇仕とも記したるあるは、俗なり〕脇立。^{わきだて}脇立。如來の左右に侍り立つ二菩薩の稱。阿彌陀如來に、觀世音菩薩、勢至菩薩、釋迦如來に、文殊菩薩、普賢菩薩、の類なり。又、不動明王の制吒迦童子、^{コンガラ}矜羯羅童子などをも云ふ。續日本紀、十二、天平九年三月「釋迦佛像一驅、挾侍菩薩二驅」孝徳紀、白雉元年十月「丈六_レ繡像挾侍」用明紀、二年四月「南淵坂田寺_レ木丈六佛像_レ挾侍菩薩」大安寺資財帳「脇侍」源氏物語、三十七、鈴蟲 1「阿彌陀佛、けうじの菩薩、各、白檀して造り奉りたる」靈異記、中、題三十六縁「聖武太上天皇_レ世、奈良_レ京、下毛野寺金堂_レ脇士_レ觀音之項、无_レ故斷落也」同、

下、第十七縁「彌勒脇士之菩薩」運歩色葉集、「脇立、ワキダチ、佛神」〔0621-2〕

とあって、標記語「けふ-じ〔名〕【挾侍・狹侍】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「きょう-じ【夾侍・脇士】〔名〕①（一する）左右両脇に侍すること。わきじ。②仏像で、中尊をはさんで左右に侍する菩薩または比丘などのこと。阿彌陀如來の觀音、勢至、^{せいし}釈迦仏の迦葉、阿難、不動明王の制吒迦、^{こんがら}矜羯羅の二童子など。わきじ。わきだち」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

次兩界堂兩部諸尊、皆爲木像皆金色也次二階大堂、〈高五丈、本尊、三丈金色弥陀像、脇立九軀、同丈六也〉《訓み下し》次ニ兩界堂兩部ノ諸尊ハ、皆木像タリ。皆金色ナリ。次ニ二階大堂、〈高サ五丈、本尊ハ、三丈金色ノ弥陀ノ像、*脇立（*脇士）九体、同キ丈六ナリ。〉《『吾妻鏡』文治五年九月十七日の条》

0909-055「二天（ニテン）」（529-2012. 11. 27）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、

二天 日天月天。〔元龜二年本 40 ④〕〔静嘉堂本 45 ②〕〔天正十七年本上 22 ウ③〕
〔西來寺（天正十五年）本 73 ②〕

とあって、標記語「二天」の語を収載し、訓みは未記載とし、語注記は「日天。月天」と記載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

金色等身如来白檀座像菩薩各脇士^{ケウシ}二天^{コクテウ}刻彫之〔建部傳内本〕

金色ノ等身ノ如来白檀座像ノ菩薩各脇侍^{ケウシ}二天^{コクテウ}刻彫ス之ヲ。

〔山田俊雄藏本〕

金色等身ノ如来白檀^{タン}座像各菩薩。脇侍^{ケフジ}ノ二天^{コクテウ}刻彫ス之ヲ。〔経覚筆本〕

金色。等身ノ如来。白檀^{タン}ノ座像^{ザサウ}。菩薩。各^{ヲノヘ}。脇侍^{ケウシ}ノ二天^{コクテウ}。刻彫スレ之ヲ。

〔文明十四年本〕

と見え、表記を至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覚筆本・文明十四年本の古写本は「二天」と記載し、訓みは未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「二天」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「二天」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、『運歩色葉集』だけが標記語「二天」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』の表記と合致している。但し、次に示す真字本には、「二天」として扱われている語の内容を異にする。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

529 各脇侍二天 韋駄天毘沙門天也。〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕

とあって、標記語「二天」の語を収載し、語注記は「韋駄天・毘沙門天なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

脇士^{ケウシ}ノ二天^{コクテウ}刻彫^シ之ヲ。脇士トハツキ立ナリ。不動毘沙門等ナリ。

〔下27ウ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「二天」の語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の

訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

脇侍^{けうじ}の二天^{にてん}ノ脇侍ノ二天脇侍ハ仏のわきに立なり韋駄天毘沙門天などを二つ左右に立るゆへ二天といふ。〔75ウ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「二天」の語をもって収載し、語注記は「韋駄天・毘沙門天などを二つ左右に立るゆへ二天といふ」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭

『**訓往來講釈**』には、

ひやくたんだざう ぼさつわきし にてんこれ こくてう
 白檀坐像の菩薩脇士乃二天之を剋彫す／白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。
 刻彫ス之ヲ。▲脇士ハ左右の脇だち也。二天ハ韋駄天毘沙門天をいふ。

〔55 オ①～55 ウ⑥〕

びやくたんだざう ぼさつたうし にてんこく てう これ さいう わき
 白檀坐像菩薩脇士の二天剋彫す之を▲脇士ハ左右の脇だち也。二天ハ
 いだてん びしやもんでん
 韋駄天毘沙門天をいふ。〔98 ウ④～100 オ②〕

とあって、標記語「二天」の語をもって収載し、その語注記は「二天は、^{いだてん}韋駄天^{びしやもんでん}をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「二天」の語のは未収載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

に - てん [名] 【二天】 (一) 四天王の二、即ち増長天王と、多聞天王との稱。
 してんわう (四天王) の條の (一) をも見よ。 (二) 日天子と、月天子との稱。 (三)
 梵天と、帝釋天の稱。 (四) 毘沙門天王と、持國天王との稱。 [3-704-3]

とあって、標記語「に - てん [名] 【二天】」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版に、標記語「に - てん 【二天】 【一】 [名] 【二】 [一] 仏語。日天子と月天子。【二】 四天王のうち持国と多聞など、二天王を組み合わせたもの。【三】 梵天と帝釈天。【四】 摩醯首羅天と毘紐天。【五】 人と一緒に生まれる同生天と同じ名の同名天。【六】 「におう (仁王) 【一】 [一]」に同じ」とあって、『**庭訓往來**』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

二聖二天、十羅刹女も、十三大会菩薩聖衆もいかに哀と覚しけん《『源平盛衰記』〔14 C前〕 一二・一院鳥羽籠居事》

0909-056 「剋彫・刻彫 (コクテウ)」 (530-2004.05.22)

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』(1548年)の「古」部に、「刻限。刻付」の二語を収載するが、標記語「刻彫」の語は未収載にする。

古写本『**庭訓往來**』九月十三日の状に、

金色ノ等身ノ如来白檀座像ノ菩薩各脇侍二天刻彫ス之ヲ。

〔山田俊雄藏本〕

金色等身ノ如来白檀座像各菩薩。脇侍ノ二天刻彫ス之ヲ。〔経覺筆本〕
金色等身ノ如来。白檀座像ノ菩薩。各脇侍ノ二天。剋彫スレ之ヲ。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「刻彫」と記載し、宝徳三年本・文明十四年本が「剋彫」と記載する。訓みは山田俊雄藏本が「(コク)テウ」、経覺筆本と文明十四年本に「コクテウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「刻彫」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「刻彫」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「刻彫」の語は未収載なっていて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、標記語「刻彫」〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕の語を収載し、語注記は未記載にする。古版『庭訓往来註』では、

脇士ノ二天剋彫シ之ヲ脇侍トハツキ立ナリ。不動毘沙門等ナリ。

〔下27ウ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「剋彫」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

之を剋彫すノ剋彫シ之ヲ剋彫ハ木にてきさみほる事也。如来菩薩二天ともに木像ゆへ剋彫すといふ。〔75ウ⑥～⑦〕

とあって、この標記語「剋彫」の語をもって収載し、語注記は「剋彫は、木にてきさみほる事なり。如来菩薩二天ともに木像ゆへ剋彫すといふ」と記載する。これを^{頭書訓}

読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

金色等身の如来白檀座像の菩薩脇士乃二天之を剋彫すノ金色等身ノ如来。白檀座像ノ菩薩。脇士ノ二天。刻彫ス之ヲ。▲剋彫ハ木にて刻ミ作るをいふ。〔55オ①～55ウ⑥〕

金色等身の如来白檀座像菩薩脇士の二天剋彫す之を▲剋彫ハ木にて刻ミ作るをいふ。〔98ウ④～100オ①〕

とあって、標記語「刻彫」の語をもって収載し、その語注記は「剋彫ハ木にて刻ミ作るをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Cocugiô. コクヂョウ（刻彫）すなわち、Yeri qizamu.（彫り刻む）金属や木などに彫刻すること、あるいは、〔文字などを〕彫りつけること。→ Cocuchô. [邦訳 137 r]

とあって、標記語「刻彫」の語の意味は「すなわち、Yeri qizamu.（彫り刻む）金属や木などに彫刻すること、あるいは、〔文字などを〕彫りつけること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「こく-てふ〔名〕【刻彫】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「こく-ちよう【刻彫】〔名〕（「こくちよう」とも）ほりきざむこと。彫刻。＊妙一本仮名書き法華経（鎌倉中）一・方便品第二「もしひとほとけのためにゆへに、もろもろの形像きやうさう こんりうを建立しコクテウ刻彫（く注）カタチヲツクリタテキザミエリ）して」＊庭訓往来（1394-1428頃）「各脇土二天刻彫之。細金彩色絵像各一鋪」＊三国伝記（1407-46頃か）一・六「又法印尊弁を以て鼻那夜迦天を刻彫せしめ」＊地藏菩薩靈驗記（16C後）一〇・一〇「忽たちまち利生にあづかる草木の心なき刻彫コクテウを加ふれば賞罰を頭はし」＊日葡辞書（1603-04）「Cocuchô（コクチョウ）、または、Cocugiô（コクヂョウ）。キザミ エルく訳＞金属や木などに彫刻する」とあって、『庭訓往来』のこの語用例を記載する。

[ことばの実際]

若人為仏故 建立諸形像 刻彫成衆相 皆是成仏道 《『法華経』方便品》

0909-057「細金（ほそがね・サイキン）」（530-2004.05.23）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、サイク セツ「細工。細説。細談。細々。細美。○。細石。○。細栗。細浪」の八語と「保」部に、ホソビキ「細引。細口。細路。○。細鱗」の四語を収載するが、標記語「細金」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、

細金彩色絵像各一幅薄濃墨畫一對書寫摺寫御經轉讀般若讀誦經王勤
行秘法唱滿陀羅尼念誦真言〔至徳三年本〕

細金彩色繪像各一鋪薄濃墨繪一對書寫摺寫御經轉讀般若讀誦經王勤

行秘法唱滿陀羅尼念誦真言〔宝徳三年本〕

細金彩色畫像各一幅薄濃墨畫一對書寫摺寫御經轉讀般若讀誦經王勤
行秘法唱滿陀羅尼念誦真言〔建部傳内本〕

細金彩色、繪像各一鋪薄濃^{フク}墨畫一對書寫摺写、妙典。轉讀、般若讀
誦^{ワウ}經王。勤行、秘法唱滿陀羅尼念誦真言〔山田俊雄藏本〕

細金彩色、繪像各一幅薄濃^{フク}墨畫一對書寫、御經轉讀、般若讀誦、經
王勤行、秘法唱滿、陀羅尼念誦、真言〔經覺筆本〕

細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃^{フク}。墨畫。一對。書寫。摺写、御經。
轉讀^{テトク}。般若^{ハンニヤ}。讀誦^{ドクシユ}、經王^{コン}。勤行^ヒ、秘法^{シヤウマン}。唱滿^タ、陀羅尼^{ラニ}。念誦^{シユ}、真言^{シン}。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は「細金」と記載し、訓みは經覺筆本「ホソ（カネ）」、文明十四年本に「ホソカネ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「細金」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「細金」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「細金」の語は未収載にして、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、標記語「細金」〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕の語を収載し、訓みは「ホソ（カネ）」とし語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

細金彩色、繪像各一幅薄濃^{フク}墨畫一對^{ツイ}常の事也。〔下 27 ㊦⑦～⑧〕

とあって、この標記語「細金」とし、訓みは「ホソガネ」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂^訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

細金彩色の画像 各 一幅／細金彩色、画像各一幅、細金ハ金泥の事□□□

の画像と彩色の画像と二つゆへ各と云懸物壺つを一輻と云。〔75 ㊦⑧～76 ㊦①〕

とあって、この標記語「細金」の語をもって収載し訓みは「サイキン」と音読み、語

注記は「きんてい細金ハ金泥の事なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき 細金彩色のえいざう繪像一幅うすあつ薄濃のすみ墨画一對しやうしやふしや書寫摺寫のおんきやうはん御經般若をてんどう轉讀しきやうわう經王をどくじゆ讀誦しひほふ秘法をこんぎやう勤行しだらに陀羅尼をしやうまん唱滿ししんごん眞言をねんじゆ念誦す／細金。彩色ノ繪像。各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。▲細金彩色繪像各一幅ハ金泥がきと彩色がきとの掛物すへて二軸也。〔55オ①～55ウ⑤〕
さいきんさいしき 細金彩色のえいざう繪像 各一幅うすあつ薄濃のすみ墨畫一對しやうしやふしや書寫摺寫のおんきやうてん御經轉讀般若をどくじゆ讀誦しきやうわう經王をこんぎやう勤行しひほふ秘法をしやうまん唱滿しだらに陀羅尼をねんじゆ念誦す▲細金彩色ノ繪像各一幅ハ金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸也。〔100オ③〕

とあって、標記語「細金」の語をもって収載し、その語注記は、「細金彩色の繪像各一幅は、きんてい金泥がきといろどり彩色がきとのかけもの掛物すべて二軸なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「細金」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ほそ-がね [名] 【細金】 金銀の箔を、ほそく切りて、彫刻せる物などに埋めて、模様をなすこと。又、そのもの。(佛畫、木佛などに) 人倫訓蒙圖彙、五、細工人部「ほそがねし細金師、諸の彩色に有事なれども、専ら佛像の繪に、これを用ゆ、金銀の薄を細に刻みて、衣紋をなし、花の筋を分つ、細金師は繪師に従ふ也」〔1839-1〕

とあって、標記語「ほそ-がね [名] 【細金】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ほそ-がね【細金】[名] 金銀の箔を細く切ったもの。木彫物・仏画・衣服の模様などに用いる」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

(頭書)「建永前左馬助定清源氏、其外今三人皆藤氏、召執事、先令開印櫃、取出印并細金、(是鷹董也、) 覽之、見之返給、如本返納、次開赤辛櫃、取出庄券一通、覽之、披見了以頭弁雅言朝臣(源)(十四日曆注ノ左ニ記《『深心院閑白記』文永5年3月30日の条、1/160・561-0》

0909-058「彩色(サイシキ)」(530-2004.05.24)

室町時代の古辞書である『運步色葉集』(1548年)の「佐」部に、

サイシキ
彩色。〔元亀二年本 271 ⑥〕〔静嘉堂本 310 ①〕

とあって、標記語「彩色」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、

細金^{ホソカネ}彩色^{サイシキ}、絵像^{エゾウ}各一幅^{タミ}薄濃^{ウスダミ}、墨畫^{スミエ}一對^{ツイ}書寫^{シヨシヤ}、御經^{シツシヤ}轉讀^{シツシヤ}、般若^{テントク}讀誦^{ハンニヤ}、經王^{ドクシユ}。勤行^{コン}、秘法^ヒ、唱滿^{シヤウマン}、陀羅尼^{タラニ}念誦^{シユ}、真言^{シン}。

王勤行、秘法唱滿、陀羅尼念誦、真言〔經覺筆本〕
細金、彩色、繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写、御經。
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は、「彩色」と記載し、訓みは、經覺筆本に「サイ（シキ）」と文明十四年本に「サイシキ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

イロトル
綵色 同／サイシキ。〔黒川本・暈字門下 41 ウ⑥〕

彩色 一乍采綵。〃艶。〃雲。〃繪。〃緻。〃飾。〔卷第八・暈字門 443 ①〕

とあって、三卷本は標記語「綵色」の語を収載し、十卷本は標記語「彩色」の語をもって収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「彩色」の語は未収載にする。また、天正十八年本と易林本『節用集』に、

サイシキ
彩色 畫。〔言語進退門下 21 ウ⑥〕

サイシキ
彩色。〔言辞門 182 ③〕

とあって、標記語「彩色」の語を収載する。天正十八年本には語注記に「畫」を記載する。

このように、上記当代の古辞書においては『運歩色葉集』、十卷本『伊呂波字類抄』、『節用集』類では、天正十八年本と易林本『節用集』に標記語「彩色」の語を収載して、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

530 刻_レ彫_ス之^{ホソ}細^ソ金^ニ彩^ニ色^ノ繪^ノ像^ノ各^ノ一^ノ幅^ノ 上ニ佛師ト云註ニ委内典録
 曰、後漢明帝使_レ秦景_ニ往_ス中天竺月支国ニ上。得_レ優填王ノ彫像_ニ。尋_ツテ至_シム
_レ洛陽_ニ。勅_シテ圖_レ聖相_ヲ。即漢土ノ画像始也。〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕

とあって、標記語「彩色」の語を収載し、語注記は卯月五日の状に見える 214 「佛師」の注記「内典録ニ云、後漢明帝使_下秦景往_中天竺月支国ニ上。得_レ優填王ノ彫像_ヲ。尋_ツテ至_シム_レ洛陽_ニ」を取り上げて注記の記載とする。

古版『庭訓往來註』では、

細^{ホソ}金^ガ彩^ネ色^{サイ}の繪^エ像^{ザウ}各^{フク}一^ス幅^ミ薄^ス濃^{ミエ}ノ墨^{ツイ}畫^ノ一^ノ對^ノ常^ノの事也。〔下 27 ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「彩色」とし語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}の画像^{ゑい}各^お一^の幅^い薄^つ濃^{ふく}ノ細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}ノ画像^{ゑい}各^お一^の幅^い細^{さい}金^{きん}ハ金^{きん}泥^{でい}の事也。金泥の画像と彩色の画像と二つゆへ各と云懸物壺つを一幅と云。

〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「彩色」の語をもって収載し語注記は未記載にする。これを^{頭書}

訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}の繪^ゑ像^い各^お一^の幅^い薄^つ濃^{ふく}ノ墨^{すみ}畫^ゑ一^の對^あ書^し寫^{やう}摺^お寫^うノ御^{おん}經^{きやう}般^{はん}若^{にや}を轉^{てん}讀^{どく}し經^{きやう}王^{わう}
 を讀^{どく}誦^{じゆ}し秘^ひ法^{ぽふ}を勤^{こん}行^{ぎやう}し陀^だ羅^ら尼^にを唱^{しやう}滿^{まん}し眞^{しん}言^{ごん}を念^{ねん}誦^{しゆ}すノ細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}ノ繪^ゑ像^い各^お一^の幅^い薄^つ濃^{ふく}ノ墨^{すみ}畫^ゑ一^の對^あ書^し寫^{やう}摺^お寫^うノ御^{おん}經^{きやう}轉^{てん}讀^{どく}般^{はん}若^{にや}を
 讀^{どく}誦^{じゆ}し經^{きやう}王^{わう}を勤^{こん}行^{ぎやう}し秘^ひ法^{ぽふ}を唱^{しやう}滿^{まん}し陀^だ羅^ら尼^にを念^{ねん}誦^{しゆ}す▲細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}繪^ゑ像^い各^お一^の幅^い金^{きん}泥^{でい}がきと彩^{さい}色^{しき}がきとの掛^{かけ}物^{もの}すへて二^に軸^{ちく}也。〔55 オ①～55 ウ⑤〕
 細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}の繪^ゑ像^い各^お一^の幅^い薄^つ濃^{ふく}ノ墨^{すみ}畫^ゑ一^の對^あ書^し寫^{やう}摺^お寫^うノ御^{おん}經^{きやう}轉^{てん}讀^{どく}般^{はん}若^{にや}を
 讀^{どく}誦^{じゆ}し經^{きやう}王^{わう}を勤^{こん}行^{ぎやう}し秘^ひ法^{ぽふ}を唱^{しやう}滿^{まん}し陀^だ羅^ら尼^にを念^{ねん}誦^{しゆ}す▲細^{さい}金^{きん}彩^{さい}色^{しき}ノ
 繪^ゑ像^い各^お一^の幅^い金^{きん}泥^{でい}がきと彩^{さい}色^{しき}がきとの掛^{かけ}物^{もの}すべて二^に軸^{ちく}也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「彩色」の語をもって収載し、その語注記は「細金彩色の繪像各一幅は、金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Saixiqi. サイシキ (彩色) Irodoru. (彩る) 種々の色で描くこと、あるいは、
 彩ること. 例, Saixiquo suru. (彩色をする). 〔邦訳 551 r〕

とあって、標記語「彩色」の語の意味は「Irodoru. (彩る) 種々の色で描くこと、あるいは、

彩ること」とする。 明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

さい-しき〔名〕【采色・彩色】繪に、繪具ゑのぐを用ゐて、色取ること。ゑどり。着色。
設色うす。淡く色取りたるを、薄彩色うすと云ふ。淡彩。濃厚、精密なるを、極彩色ゴクと
云ふ。濃彩。傾城反魂香（寶永、近松作）上「親の繪筆の彩色に、生れつきたる美男なり」〔0757-4〕

とあって、標記語「さい-しき〔名〕【彩色】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「さい-しき【彩色・綵色】〔名〕①（一する）いろどること。物に色を塗って飾ること。また、そのいろどり。着色。さいしょく。②彩色に用いる顔料、絵の具。しみのもの。③「さいしきしゅぶん（彩色衆分）」の略。④（「いろえ」に「彩色」の漢字を当てて音で読んだ語）能で、大鼓、小鼓、笛または太鼓はやしの囃子でシテが静かに舞台を一巡する舞。また、その囃子。謡曲の主要部分のクセの前に舞われることが多い。「楊貴妃」「桜川」など。⑤能楽の特殊演出（小書き＝こがき）の一つ。一曲の舞の部分を「イロエ」に替えたり（「西行桜」「羽衣」など）、たんに「イロエ」を一曲のうちに入れて舞ったりする演出（「江口」「恋重荷こいのおもひ」）など」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

御堂佛後壁畫圖、終彩色之功、所奉圖浄土瑞相、并二十五菩薩像也《訓み下し》御堂ノ仏ノ後壁ノ画図、彩色サイシキノ功ヲ終ヘテ、浄土ノ瑞相、并ニ二十五ノ菩薩ノ像ヲ図シ奉ル所ナリ。《『吾妻鏡』文治元年十月十一日の条》

0909-059 「繪像・畫像（エザウ）」（530-2004.05.25）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「衛」部に、

エザウ
畫像。〔元龜二年本 336 ⑧〕 ×〔静嘉堂本〕

とあって、元龜二年本のみで標記語「畫像」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

ホソカネ サイシキ エサウ フク ウスタミ スミエ ツイ シヨシヤ シツシヤ
細金。彩色サイシキノ繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写ノ御經。
テントク ハンニヤ ドクシユ コン ヒ シヤウマン タラ ニ シユ シン
轉讀。般若。讀誦ノ經王。勤行ノ秘法。唱滿ノ陀羅尼。念誦ノ真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四

年本の古写本は「繪像」乃至「絵像」と記載し、訓みは文明十四年本に「エサウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「繪像」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「繪像」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、唯一、元龜二年本『運歩色葉集』に標記語「畫像」の語を収載していて、この表記語としては古写本『庭訓往來』建部傳内本に見えている語である。他古写本類及び、下記真字本には「繪像」と表記されている語である。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

530 刻_レ彫_ス之_{ホソ}細金彩_色ノ_色繪_像各一幅 上ニ佛師ト云註ニ委内典録曰、
後漢明帝使_レ秦景_王往_ス中天竺月支国ニ上。得_レ優填王ノ彫像。尋ツイテ至シム_レ洛陽ニ。勅シテ圖_レ聖相ヲ。即漢土ノ画像始也。〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕

とあって、標記語「繪像」の語を収載し、語注記は「上に「佛師」と云ふ註に委し。『内典録』に曰く、後漢の明帝、秦に使ひして、天竺の月支国に景往す。優填王の彫像を得て。尋ねついで、洛陽に至らしむ。勅して聖相を圖す。即ち漢土の画像の始めなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

細金彩色_{ホソカネサイシキ}ノ_{エザウ}繪像各一幅_{フクウスタミ}薄濃_{スミエ}ノ_{ツイ}墨畫一對_常の事也。〔下27ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「繪像」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降つて、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

細金彩色_{さいきんさいしき}の画像_{ゑざう}各一幅_{へいつふく}ノ_{さいきんさいしき}細金彩色_{さいきんさいしき}ノ_{さいきんさいしき}画像_{さいきんさいしき}各一幅_{さいきんさいしき}ノ_{さいきんさいしき}細金_{さいきんさいしき}ハ金泥_{さいきんさいしき}の事也。金泥の画像と彩色の画像と二つゆへ各と云懸物壱つを一輻と云。

〔75ウ⑧～76オ①〕

とあって、この標記語「画像」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。これを

頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

細金彩色_{さいきんさいしき}の繪像_{ゑざう}一幅_{さいきんさいしき}薄濃_{ゑぞう}の墨畫_{すみゑ}一對_{さいきんさいしき}書寫_{さいきんさいしき}摺寫_{さいきんさいしき}の御經_{おんきやう}般若_{はんにや}を轉讀_{てんどう}し經王_{きやうわう}

どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんしゆ
 を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱満し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。
 各一幅。薄濃。墨畫一對。書寫摺写。御經。轉讀般若ヲ。讀誦。經
 王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱満陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲細金彩色繪
 像各一幅ハ金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸也。〔55 オ①～ 55 ウ⑤〕
 さいきんさいしき ゑざうおのへいつふうすだみ すみゑいつみしよしやふしや おんきやうてん どく ほんにや
 細金彩色の繪像 各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺写の御經轉讀般若を
 どくじゆ きやうわう こんぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんじゆ
 一讀誦し經王を勤行し秘法を唱満し陀羅尼を念誦す▲細金彩色ノ
 繪像各一幅ハ金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「繪像」の語をもって収載し、その語注記は「細金彩色の繪像各一幅は、金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Yezō. エザウ（繪像） Caita catachi. （かいた像）絵に描いた姿形で、絵画の意に解せられる。〔邦訳 822 頁〕

とあって、標記語「繪像」の語の意味は「Caita catachi. （かいた像）絵に描いた姿形で、絵画の意に解せられる」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、
 ゑ-ぞう〔名〕【繪像・畫像】人物の姿を繪に寫したるもの。にせゑ。にがほ。
 にがほゑ。ゑすがた。ぐわぞう。肖像。平家物語、灌頂卷、小原御幸事「左に普賢の繪像、右に善導和尚、竝に先帝の御影をかけ、云云」〔2189-2〕

とあって、標記語「ゑ-ぞう〔名〕【繪像】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「え-ぞう【繪像】〔名〕絵にかいた肖像。画像」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

於南御堂、爲一條殿追善、被修佛事導師、信救得業、被供養繪像阿弥陀三尊《訓み下し》
 南ノ御堂ニ於テ、一條殿ノ追善トシテ、仏事ヲ修セラル。導師ハ、信救得業、繪像ノ
 阿弥陀ノ三尊ヲ供養セラル。《『吾妻鏡』建久元年五月三日の条》

※江戸時代の恩田仲任撰『常語藪』（寛政六年刊）「江」部に、

エサウ
 畫像 唐韋臯傳ニ見テ畫像ヲ必ス拝ス〔13 オ②〕
 エサウ
 繪像 唐郭英又傳ニ輒壞ス繪像ヲ〔13 オ④〕

と記載する。

0909-060 「一幅（イップク）」（530-2004.05.26）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「伊」部に、

^{フク}
一幅 繪。〔元龜二年本 18 ⑤〕

^{フク}
一幅 繪。〔静嘉堂本 13 ④〕

^{フク}
一幅 繪。〔天正十七年本上 8 才③〕

とあって、標記語「一幅」の語を収載する。語注記は「繪」と記載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細金彩色^{フク}、繪像各一鋪^{ダミ}薄濃、墨畫一對書寫摺写、妙典。轉讀、般若讀
誦、經王。勤行、秘法唱滿陀羅尼念誦真言〔山田俊雄藏本〕
細金。彩色^{フク}繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写、御經。
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。
ホソカネ サイシキ エサウ フク ウスタミ スミエ ツイ シヨシヤ シツシヤ
テントク ハンニキ トクシユ コン ヒ シヤウマン タラニ シユ シン

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・経覺筆本の古写本は「一幅」と記載し、宝徳三年本・山田俊雄藏本・文明十四年本は「一鋪」と記載する。訓みは、山田俊雄藏本と文明十四年本に「(イツ) フク」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「一幅」の語は、未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「一幅」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{イチフク}
一幅ハク・シロシ、マユミ〔入・平〕繪。〔數量門 12 ③〕

とあって、標記語「一幅」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』は、標記語「一幅」・「一幅」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

^{フク}
一幅 繪。〔言語門 4 ⑦〕

とあって、標記語「一幅」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「一幅」の語表記で収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語とは異なっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、標記語「一幅」〔謙堂文庫藏五〇左⑤〕の語を収載し語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ホソガネサイシキ エザウ フクスダミ スミエ ツイ
細金彩色の**繪像**各**一幅**薄濃ノ**墨畫**一**對**常の事也。〔下 27 ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「一幅」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降
 つて、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

さいきんさいしき ゑざうおのへいつふく きんてい
 細金彩色の**画像** 各 **一幅**／細金彩色ノ**画像**各**一幅**ノ細金ハ金泥の事也。金
 泥の画像と彩色の画像と二つゆへ各と云懸物壱つを一幅と云。

〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「一幅」の語をもって収載し、語注記は「(金泥)の画像と彩
 色の画像と二つゆへ各と云ひ、懸物壱つを一幅と云ふ」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭
 訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき ゑざういつふくうすだミ すみゑいつつひよしやしふしや おんきやうはんによ てんどく きやうわう
 細金彩色の**繪像**一幅薄濃の**墨畫**一**對**書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
 を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金**彩色**ノ**繪像**。
 各**一幅**。薄濃ノ**墨畫**一**對**。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦經
 王ヲ。勤行秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦眞言ヲ。▲細金彩色繪
 像各一幅ハ金泥がきと彩色がきとの掛物すへて二軸也。〔55 オ①～55 ウ⑤〕
 さいきんさいしき ゑざうおのへいつふくうすだミ すみゑいつつひよしやしふしや おんきやうてん どく はんによ
 細金彩色の**繪像**各**一幅**薄濃の**墨畫**一**對**書寫摺寫の御經轉讀般若を
 讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す▲細金彩色ノ
 繪像各一幅ハ金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「一幅」の語をもって収載し、その語注記は「細金彩色の繪像各一
 幅は、金泥がきと彩色がきとの掛物すべて二軸なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

† Ippucu. イップク（一服・一幅）茶（Cha）や薬を飲む回数 of の言い方、ま
 た、表補絵（Fiôfoye）に表装された繪像や書、その他の繪画を数える言い方。〔邦
 訳 338 I〕

とあって、標記語「一幅」の語の意味は「茶（Cha）や薬を飲む回数 of の言い方、また、
 表補絵（Fiôfoye）に表装された繪像や書、その他の繪画を数える言い方」とする。明
 治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いっ-ぷく〔名〕【一幅】〔薄く、幅の廣きものなれば、幅と云ふか〕書、畫の
 掛物、ひとつ。庭訓往來（元弘）九月「細金彩色ノ繪像、各、一幅」同じ畫工が、一

筆にて、左右に、二幅、花鳥など書けるを、二幅對と云ひ、其中に、佛像など加ふるを、三幅對と云ふ。(後には、佛像ならぬをも、然^{しか}云ふ) 槐記(近衛家熙)享保十年正月廿一日「御床に、尚信が(狩野)三幅對の(註「中、文殊、右、枯木に尾長鳥、左、枯木に鳩)左右の表具は齋しく、云云、中に限りては、兩脇とは、別にするが作法なり」[0192-1]

とあって、標記語「いっ-ぷく [名]【一幅】」の語を収載する。これを現代の『日本語大辞典』第二版に、標記語「いっ-ぷく【一幅】[名] 書画などの掛け軸一つ。また、一つの画題、場面」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

大悲胎藏三昧耶略曼荼羅一鋪(一幅、苗、) 金剛界九界曼荼羅一鋪、(一幅、苗、) 釈迦牟尼仏菩提樹像一鋪(一幅、綵色、) 仏頂尊勝壇像一鋪(二幅、苗、) 水自在天像一鋪(一幅、苗、) 大悲胎藏手契一卷金剛寺口(義イ) 真和尚真影一鋪(一幅、綵色、) 壇龕涅槃浄土(一合) 壇龕西方浄土(一合) 壇龕僧伽誌公邁廻三廻三聖像(一合) 鍮鈿印仏一面(一合) 白銅印泥塔(一合) 金銅五鈿金剛鈴(一口) 金銅五鈿金剛杵(一口) 《『入唐新求聖教目録』承和14年の条 4455)

0909-061「薄濃(うすだみ)」(531-2004.05.27)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「宇」部に、「薄白。薄様。薄縁^{ベリ}疊^{ハタ}。薄端^{タハミ}花立。薄疊。薄氷。薄雲^{コヨリ}源氏巻^{グモ}」の七語を収載し、標記語「薄濃」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細金彩色^{ホソカネ サイシキ}、繪像^{エサウ}各^{フク}一鋪^{ダミ}薄濃^{ウスダミ}、墨畫^{スミエ}一對^{ツイ}書寫^{シヨシヤ}摺写^{シツシヤ}、妙典。轉讀^{テンダク}、般若讀^{ハツパツ}誦^{ソウ}、經王^{キョウオウ}。勤行^{キンギョウ}、秘法^{ヒフフ}唱滿^{シヤウマン}陀羅尼^{タラニ}念誦^{ネンソウ}真言^{シンゴン}〔山田俊雄藏本〕
細金彩色^{ホソカネ サイシキ}、繪像^{エサウ}各^{フク}一幅^{ウスダミ}薄濃^{ウスダミ}、墨畫^{スミエ}一對^{ツイ}書寫^{シヨシヤ}、御經^{ミキョウ}轉讀^{テンダク}、般若^{ハツパツ}讀誦^{ダクソウ}、經王^{キョウオウ}。勤行^{キンギョウ}、秘法^{ヒフフ}。唱滿^{シヤウマン}、陀羅尼^{タラニ}。念誦^{ネンソウ}、真言^{シンゴン}。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

年本の古写本は「薄濃」と記載し、訓みを山田俊雄藏本、経覺筆本は「(ウス) ダミ」、文明十四年本は「ウスタミ」と記載する。

古辞書では鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「薄濃」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には標記語「薄濃」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

^{ウス}薄 ^{クレナヒ}一 ^{ダミ}紅。一 ^{ズミ}濃。一 ^{タテ}墨。一 ^{ムラサキ}豎。一 ^{キヌ}紫。一衣。〔食服門 117 ⑦〕

とあって、標記語「薄」の熟語群として「薄濃」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、唯一易林本『節用集』(他に天正十八年本)に標記語「薄濃」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本には見えていない語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

531 薄濃墨畫一對九曜曼多羅 唐ノ一行阿闍梨ハ玄宗ノ御持楊貴妃ニ立レ名ヲ。掛落国ニ被レ流仲ノ国ニハ三ノ道有リ。綸地道カエノ御幸ノ道遊地道トテ雜人ノ道闇穴道トテ重科ノ者ノ行。一行ハ名ヲ立犯人故ニ闇穴ニ遣ス。七日七夜ノ程不_レ見_二日月之光ヲ_一行也。冥々トシテ无_レ人モ深々トシテ山深行歩ニ千度迷ノヲ只函谷ニ鳥ノ一声計ニテ苔ノ凋衣千散ス也。一行實ニ无_レ罪天道モ哀ミ現_二九曜ノ形ヲ給照_一一行ヲ也。一行則右ノ指ヲ食_一切テ左ノ袖ニ写ス_二九曜ヲ_一。和漢ノ真言之本尊也。九曜之曼多羅是也云々。〔謙堂文庫藏五〇左⑦〕

とあって、標記語「薄濃」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

^{ホンガネサイシキ}細金彩色^{エザウ}、^{フクウスダミ}繪像各一幅^{スミエ}薄濃ノ^{ツイ}墨畫一對常の事也。〔下 27 ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「薄濃」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

^{うすごふ}薄濃^{すみゑいつづい}の墨画一對ノ^{うすごふ}薄濃ノ^{すみゑいつづい}墨畫一對薄濃の繪像と濃き墨繪乃像と一對にしたる懸物也。〔76 オ①～②〕

とあって、この標記語「薄濃」の語をもって収載し、語注記は「薄濃の繪像と濃き墨繪の像と一對にしたる懸物なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓

『往來講釈』には、

さいきんさいしき ゑそういつふくうすだみ すみゑいつつみよしやしふしや おんきやうほんにや てんごく きやうわう
 細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王

どくじゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんじゆ
 を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。

各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ經

王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲薄濃墨画一

對トハ只墨画の二幅對をいふ。〔55 オ①～55 ウ⑥・⑦〕

さいきんさいしき ゑさうおのへいつふくうすだみ すみゑいつつみよしやしふしや おんきやうてん どく ほんにや
 細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を

どくじゆ きやうわう こんぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんじゆ しんごん
 一讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す眞言を▲薄

濃墨画一對トハ只墨画の二幅對をいふ。〔100 オ③・④〕

とあつて、標記語「薄濃」の語をもつて収載し、その語注記は「薄濃墨画一對トハ只墨画の二幅對をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Vsudami. ウスダミ（薄濃）例, Vsudamino ye.（薄濃の繪）水彩画すなわち墨繪の上にところどころ薄い色やあまり目立たない色で彩色を施した繪. §

Gocudami.（極濃）完全に彩色を施した繪. § また, Vsudami.（薄濃）墨繪, すなわち, 水彩画の上に軽く金箔や金粉を塗つたもの.〔邦訳 734 1〕

とあつて、標記語「薄濃」の語の意味は「例, Vsudamino ye.（薄濃の繪）水彩画すなわち墨繪の上にところどころ薄い色やあまり目立たない色で彩色を施した繪」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

うす-だみ〔名〕【薄彩】〔「だむ（彩）の條を見よ】淡く彩みたること。薄彩色。

淡彩。〔0232-4〕

とあつて、標記語「うす-だみ〔名〕【薄彩】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「うす-だみ【薄彩】〔名〕薄くいろどること。また、そうして描かれた繪。⇔極彩（ごくだみ）＊河海抄（1362年頃）一三「うすたんはうすたみなり」＊易林本節用集（1597）「薄濃 ウスダミ」＊日葡辞書（1603-04）「Vsudamino（ウスダミノ）エ」とあつて、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

一、古今承り及ばざる珍奇の御肴出て候て、又御酒あり。去年、北国にて討ちとらせられ候 一、朝倉左京大夫義景首 一、浅井下野首 一、浅井備前首 已上、三ッ薄

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

濃にして公卿に居ゑ置き、御肴に出され候て御酒宴。各々御誦御遊興、千々万々目出度御存分に任せられ御悦びなり。《『信長公記』巻七》

0909-062 「墨畫（すみゑ）」（531-2004.05.28）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「須」部に、「墨俣」^{スミマダ}の一語を収載し、標記語「墨畫」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、

細^{ホソ}金^{サイ}彩色、繪^エ像^{サウ}各^{オノオノ}一^{イツ}幅^{フク}薄^{ウス}濃^{タミ}、墨^{スミ}畫^エ一^{イツ}對^{タイ}書^{シヨ}寫^{シヤ}、御^ミ經^{キョウ}轉^{テン}讀^{ダク}、般^{パン}若^{ニヤク}讀^{ダク}誦^{ソウ}、經^{キョウ}王^{オウ}勤^{キン}行^{コウ}、秘^ヒ法^{ポフ}唱^{シヤウ}滿^{マン}、陀^ダ羅^ラ尼^ニ念^{ネン}誦^{ソウ}、真^{シン}言^{ゴン}〔經^{キョウ}覺^{カク}筆^{ヒツ}本^{ホン}〕
細^{ホソカネ}金^{サイシキ}。彩^{エサウ}色^{フク}。繪^{ウスタミ}像^{スミエ}。各^{ツイ}。一^{シヨシヤ}鋪^{シツシヤ}。薄^{フク}濃^{ウスタミ}。墨^{スミエ}畫^{スミエ}。一^{ツイ}對^{シヨシヤ}。書^{シツシヤ}寫^{シツシヤ}。摺^{シツシヤ}写^{シツシヤ}、御^ミ經^{キョウ}。
轉^{テン}讀^{ダク}。般^{パン}若^{ニヤク}。讀^{ダク}誦^{ソウ}。經^{キョウ}王^{オウ}。勤^{キン}行^{コウ}。秘^ヒ法^{ポフ}。唱^{シヤウ}滿^{マン}。陀^ダ羅^ラ尼^ニ。念^{ネン}誦^{ソウ}。真^{シン}言^{ゴン}。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は「墨畫」と記載し、宝徳三年本が「墨繪」と記載する。訓みを経覺筆本は「すみゑ」、文明十四年本は「すみえ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「墨畫」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「墨畫」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

默^{モク}庵^{アン}モダス、イヲリ〔入・平〕宋人畫觀音山水人物鳥牧溪弟子墨^{スミ}繪^エ能^ネ似^ニリ。

〔草木門 1030 ⑤〕

とあって、標記語「默庵」の注記語の文中に「墨繪」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』は、標記語「墨畫」の語を未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、広本『節用集』の語注記箇所に「墨繪」の語を収載しているだけであり、これが古写本『庭訓往来』及び、下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

531 薄濃墨畫一對九曜曼多羅 唐ノ一行阿闍梨ハ玄宗ノ御持楊貴妃ニ立レ名ヲ掛落国ニ被レ流仲ノ国ニハ三ノ道有リ。綸地道カエノ御幸ノ道遊地道トテ雜人ノ道闇穴道トテ重科ノ者ノ行。一行ハ名ヲ立犯人故ニ闇穴ニ遣ス。七日七夜ノ程不レ見レ日月之光ヲ行也。冥々トシテ无レ人モ深々トシテ山深行歩ニ千度迷ノヲ只函谷ニ鳥ノ一声計ニテ苔ノ凋衣千敢ス也。一行實ニ无レ罪天道モ哀ミ現レ九曜ノ形ヲ給照レ一行ヲ也。一行則右ノ指ヲ食レ切テ左ノ袖ニ写ス九曜ヲ。和漢ノ真言之本尊也。九曜之曼多羅是也云々。〔謙堂文庫藏五〇左⑦〕

とあって、標記語「墨畫」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ホソガネサイシキ エザウ フクスダミ スミエ ツイ
細金彩色ノ繪像各一幅薄濃ノ墨畫一對常ノ事也。〔下27ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「墨畫」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷註』（寛政十二年版）に、

うすごふ オミゑいつつい
薄濃の墨画一對ノ薄濃ノ墨畫一對薄濃の繪像と濃き墨繪乃像と一對にしたる懸物也。〔76オ①～②〕

とあって、この標記語「墨畫」の語をもって収載し、語注記は、「(金泥)の画像と彩色の画像と二つゆへ各と云ひ、懸物壱つを一輻と云ふ」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき ゑそういつふくうすだミ スミゑいつついしよしやしふしや おんきやうはんいや てんどう きやうわう
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經轉讀の御經轉讀し經王
どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんじゆ しやうみやうねんぶつくしゆんくげ
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す稱名念佛九句供花
いちけちさいせんりつとさう きやうにんどうせつたいせんぞうくやう ひにんせぎやうとうなり
一夏持齋禪律抖擻乃行人等攝持千僧供養非人施行等也ノ細金。彩色ノ繪
像。各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦
シ經王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。稱名念佛。
九句供花。一夏持齋。禪律。斗擻行人等。接待千僧供養。非人施行等
也。▲薄濃墨画一對トハ只墨画の二輻對をいふ。〔55オ①～55ウ⑥・⑦〕

さいきんさいしき ゑさうおのへいつふくうすだミ スミゑいつつみしよしやしふしや おんきやうてん どう はんいや
細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若
どくしゆ きやうわう こんぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんじゆ しんごん
を讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す眞言を
しやうみやうねんぶつくしゆんくげ いちけちさいせんりつとさう ぎやうにんどうせつたいせんぞうくやう ひにん
稱名念佛九句供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人
せぎやうとうなり
施行等也。▲薄濃墨画一對トハ只墨画の二輻對をいふ。〔100オ③〕

とあって、標記語「墨畫」の語をもって収載し、その語注記は、「薄濃墨画一對トハ

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

たゞ 只墨画の二幅對をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Sumiye. スミエ（墨畫） 黒インク〔墨〕で描いた水彩画．〔邦訳 588 1〕

とあって、標記語「墨畫」の語の意味は「黒インク〔墨〕で描いた水彩画」とする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

すみ-系〔名〕【墨畫】（一）彩色なく、墨のみにて畫きたる畫。（彩色繪に對す）
水墨畫。扶木抄、二、霞「朝霞、鄙の長道に、立ちにけり、すみ系に見ゆる、遠の旅人」
紙に、墨の模様を染むる法、古きは、淡墨にて、一條の烟の、風に靡くが如き
文をなせり、今は、墨汁の淡きに、桐の白灰一匁、明礬三分、松脂五分を雜ぜ
あはせ、五彩にせむとならば、紅、藍など、加へ、先づ、油氣なき器に、水を
盛りおきて、筆を墨に漬して、筆先を水の上に入れば、墨、圓く浮ぶ、竹串
の先に油を少し着けて、其圓に差入れば、墨開き散りめぐる、其時、器を靜
かに動かせば、色色に渦卷く、其上に白紙を浸して、移し取るなり。金泥は、
紙を板に張り、乾かして、墨の間を色取る。（二）彩色せざる繪。白繪。白描。
築花物語、八、初花「白裝束どもの、種種なるは、ただ、すみ系の心地して、いとなま
めかし」〔1064-1〕

とあって、標記語「すみ-系〔名〕【墨畫】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「すみ-え【墨絵・墨画】〔名〕①墨の濃淡だけで描いた絵。水墨画。②墨で輪郭だけを描いた絵。白描画」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

日本最古の墨絵は、法隆寺三尊像台座部材に落書きされた「鳥」と「魚」の絵が知られています。

ですが、「墨畫」「墨繪」漢字表記された文献資料は意外と新しいことに気づきます。日国（第二版）は、初出用例として、『明月記』貞永二年（1233）三月二〇日「更級墨絵、隆経朝臣娘右京大夫尼書之」を記載しています。

『暁斎畫談内篇』（明治二〇年）卷之上に、「○墨繪艸筆之事、一艸筆ノ繪ハ水ト墨ノ加減ヲ心得一點ノ中ニ墨ノ濃キ薄キノ紋ヲ顯スヲ肝要也繪テノ物ヲ一筆ニテ書習フベシ幾筆モ塗テハ艸筆ニアラズ The Ink Paint (Sumie) The Ink Paint must be diawn by a

single movement of a pencil. So as to represent the light and thick colours of figure, which are made by mixing water with ink. It is important to draw all parts of an object at a time, for if it is drawn by many movements, it can not be said the ink-paint.」〔内上三ノ十七〕と記載する。

0909-063 「一對（イツツイ）」（531-2003.05.05）→拙稿『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その九、七月日状、語注解—0700-119 「一對（イツツイ）」（423-2003.05.05）114 頁～117 頁を参照。

0909-064 「一行阿闍梨（イチギヤウアジャリ）」（531-2000.10.30）

今回、室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「伊」部に、

一行阿闍梨^{イチギヤウアジャリ} 唐玄宗ノ箕楊貴妃ニ名立テ。掛羅國^{クワラ}ニ被レ流。彼國ニ有リ^ニ三ノ道。綸地道御幸道也。遊地道雜人道也。闍穴道重科ノ者行ク。一行名立。犯人ノ故ニ。被レ遣^ニ闍穴道ニテ。七日七夜不^レ見日月ノ光ヲ。冥々トシテ而無^{メー}人。暗々トシテ而谷深シ。一行實ニ無^{アワレン}罪。天^{アワレン}愍^テ之九曜現シテ照^レ形ヲ。即食^{クイキツ}切^{ユヒ}テ右ノ指ヲ。左ノ袖ニ写ス^{ウツ}九曜ヲ。和漢真言ノ本尊曼荼羅是也。當ル^ニ日本ニ元正女帝養老三年己未十月十八日ニ。至天文十六戊申八百四十九年也。〔元龜本 17 ⑥〕

一行阿闍梨 唐玄宗時楊貴妃名立。掛羅國へ被流。彼ノ國ニ有三道。綸地道御幸道也。遊地道雜人道也。闍穴道重科者一行。一行名立。犯人ノ故ニ。被レ遣^ニ闍穴道ニ。七日七夜不^レ見日月ノ光。冥々トシテ而無人。暗々トシテ而谷深^{ケタシ}。蓋一行實無罪。天愍之九曜現照^レ形。即食^{クイキツ}切^{ユヒ}右指。左袖写九曜。和漢真言ノ本尊曼荼羅是也。當^ニ日本元正女帝養老三己未十月十八日寂ス。至天文十七戊申八百四十年也。〔静嘉堂本 11 ⑧〕

一行阿闍梨 唐玄宗ノ箕楊貴妃名立掛羅國^{クワラ}ニ被レ流彼ノ國ニ有^ニ三^リ道。綸地道御幸ノ道也。遊地道雜人道也。闍穴道重科ノ者行。一行名立犯人ノ故ニ被^レ遣^ニ闍穴道ニ。七月七夜。不^レ見^ニ日月ノ光ヲ。冥々トシテ無人。暗々トシテ而谷深。蓋シ一行實無罪天愍之九曜現照形。即食切右指左袖写九曜。和漢真言之本尊曼荼羅是也。當日本元正女帝養老三己未十月十八日寂。至天文十七戊申八百四十年也。〔天正十七年本〕

一行阿闍梨 唐ノ玄宋ノ箕ニ楊貴妃ニ名ヲ立。掛羅國エ被^{クワロー}レ流。彼国ニ有リ
 三^{リン}道^ニ。綸地道御幸道也。遊地道ハ雜人ノ道也。闍穴道ハ重科ノ者ノ行ク。
 一行名立ツ。犯人ノ故ニ被^{ユウチ}レ遣^ナ。闍穴道ニ。七日七夜不^{ヤラ}レ見^ナ。日月光ヲ。冥々ト
 シテ無シ^テ人。暗々トシテ谷ニ深シ。蓋シ一行實トニ無シ^テ罪。天^{アハレンテ} 愍^テレ之九曜
 照^{テラス}ニ形ヲ。即チ食イ^ナ。切り右ノ指ヲ。左ノ袖ニ写ス^ナ。九曜ヲ。和漢之真言ノ
 本尊曼荼羅是也。當ニ日本元正女帝。養老三巳未十月十八日寂。至天文十七戊
 申八百四十季也。〔西來寺本〕

とある。標記語「一行阿闍梨」の語注記は、「唐の玄宋の時楊貴妃に名を立つ。掛羅國へ流さる。彼の國に三道あり。綸地道は御幸の道也。遊地道は雜人の道なり。闍穴道は重科者行く。一行名立。犯人ノ故ニ。被^レ遣^ニ。闍穴道ニ。七日七夜不^レ見^ニ日月光。冥々トシテ而無人。暗々トシテ而谷深^{ケタシ}。蓋 一行實無罪。天愍之九曜現照^レ形。即食イ^ナ。切り右指^ニ。左袖写九曜。和漢真言ノ本尊曼荼羅是也。當ニ日本元正女帝養老三巳未十月十八日寂ス。至天文十七戊申八百四十年也」とあって、これは『庭訓往來』に見え、『下學集』は未収載にある。『庭訓往來註』九月九日の状に、

薄濃墨畫一對九曜曼多羅 唐ノ一行阿闍梨ハ玄宗ノ御持楊貴妃ニ立^レ名ヲ。掛落國ニ被^レ流仲ノ國ニハ三ノ道有リ。綸地道カエノ御幸ノ道遊地道トテ雜人ノ道闍穴道トテ重科ノ者ノ行。一行ハ名ヲ立犯人故ニ闍穴ニ遣ス。七日七夜ノ程不^レ見^ニ日月光ヲ行也。冥々トシテ无^レ人モ深々トシテ山深行歩ニ千度迷シヲ只函谷ニ鳥ノ一声計ニテ苔ノ凋衣干敢ス也。一行實ニ无^レ罪天道モ哀ミ現^ニ九曜ノ形ヲ給照^ニ一行ヲ也。一行則右ノ指ヲ食^ニ切テ左ノ袖ニ写ス^ニ九曜ヲ。和漢ノ真言之本尊也。九曜之曼多羅是也云々。〔謙堂文庫藏五〇左⑦〕

とあって、この箇所からの引用であることが知られる。『節用集』類の広本『節用集』や印度本系統の弘治二年本『節用集』・永祿二年本『節用集』・兗空本『節用集』には『下學集』と同じく未収載にある。ここからは、『運歩色葉集』と『庭訓往來註』との繋がりがしかないことになる。いずれにせよ、室町時代にあつて、「一行阿闍梨」の譚をかくも伝える本邦の資料とはいえば、下記に示す『平家物語』ということになる。これをもって見るに、「行歩に前途まよひ、深々として山ふかし。只澗谷に鳥の一聲ばかりにて、苔のぬれ衣ほしあへず」箇所がある『庭訓往來註』が本であり、これを引用する『運歩色葉集』には、この箇所未記載にすることから成立過程を裏付けること

ができよう。すなわち、原資料『佛祖統記』（中国資料）⇒『宝物集』⇒『平家物語』⇒『庭訓往來註』⇒『運歩色葉集』の順である。今後この原資料をもとに「一行阿闍梨」説話の細分析をしていく必要がある。

[ことばの実際]

昔大唐の一行阿闍梨は、玄宗皇帝の御持僧にておはしけるが、玄宗の後楊貴妃に名を立給へり。○昔もいまも、大国も小国も、人の口のさがなさは、跡かたなき事なりしか共、其疑によって果羅国へながされ給。○件の国へは三の道あり。○林池道とて御幸みち、幽地道とて雑人のかよふ道、闍穴道とて重科の者をつかはす道也。○されば彼一行阿闍梨は大犯の人なればとて、闍穴道へぞつかはしける。○七日七夜が間、月日の光をみずして行く道なり。○冥々として人もなく、行歩に前途まよひ、深々として山ふかし。○只澗谷に鳥の一聲ばかりにて、苔のぬれ衣ほしあへず。○無實の罪によって遠流の重科をかうぶる事を、天道あはれみ給て、九曜のかたちを現じつゝ、一行阿闍梨をまもり給。○時に一行右の指をくひきつて、左の袂に九曜のかたちを寫れけり。○和漢兩朝に眞言の本尊たる九曜の曼陀羅是也。《『平家物語』大系・上 149 ②～⑫》

シテッ傳へ聞く、かの一行の 果羅の旅、かの一行の 果羅の旅、闍穴道の 巷にも、九曜の曼荼羅の 光明、赫奕として 行く末を、照らし給ひ けるとかや。《謡曲集『弱法師』大系・上 407 ①》

0909-065 「九曜」（クエウ）」（531-2000.07.15）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「久部」に、

^{-ユウ}九曜 羅。土。水。金。日。火。計。月。木。〔元龜本 194 ③〕

^{-ユウ}九曜 羅。土。水。金。日。火。計。月。木。〔静嘉堂本 220 ③〕

^{-ヨウ}九曜 羅。土。水。金。日。火。計。月。木。〔天正十七年本中 39 ㉓〕

とある。標記語「九曜」は「羅。土。水。金。日。火。計。月。木」という略表記にあり、その排列順が「羅睺星」という日月の光を蔽って蝕する星を先頭に土・水・金・日・火、そして、計都という昴宿の星を置いて、月・木としている。この「九曜」については古写本『下学集』には未収載だが、元和三年版に、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

クヨウ ラコフセイ トヨウ[セイ] スイ[エウセイ] コン[エウセイ]
九曜 羅睺星。土曜星。水曜星。金曜星。日曜星。火曜星。
ケイト[セイ] モク[エウセイ]
計都星。月曜星。木曜星也。〔元和版數量門 143 ①〕

九曜
羅睺星
土曜星
水曜星
金曜星
日曜星
火曜星
計都星
月曜星
木曜星也

とあって、『**下学集**』からの継承注記であることが確認できる。『**節用集**』類はこの語を未収載にする。この語注記は「七曜星」または「七星」に、「ラゴフセイ羅睺星＝蝕星」と「ケイトセイ計都星＝彗星」を加え九つとしている。当代の『**日葡辞書**』には、

Cuyô, クヨウ（九曜） Coconotcuno foxi.（九つの曜）空にある，或る九つの星.〔176 r〕

と記載されている。江戸時代の『**書字考節用集**』には、

九曜 又云一執。○羅睺。土曜。水曜。金曜。日曜。火曜。計都。月曜。木曜。〔十三 60 ⑤〕

とあって、ここでも排列順序は、元和版『**下学集**』に一致している。

[ことばの実際]

無實の罪によって遠流の重科をかうぶる事を、天道あはれみ給て、九曜のかたちを現じつゝ、一行阿闍梨をまもり給。時に一行右の指をくひきつて、左の袂に九曜のかたちを寫れけり。和漢兩朝に眞言の本尊たる九曜の曼陀羅是也。〔『**平家物語**』卷第二、大系上 149 ⑩⑪⑫〕

『**庭訓往来註**』九月九日の状

薄濃墨畫一對九曜曼多羅 唐ノ一行阿闍梨ハ玄宗ノ御持楊貴妃ニ立レ名ヲ掛落国ニ被レ流仲ノ国ニハ三ノ道有リ。綸地道カエノ御幸ノ道遊地道トテ雜人ノ道闍穴道トテ重科ノ者ノ行。一行ハ名ヲ立犯人故ニ闍穴ニ遣ス。七日七夜ノ程不レ見ニ日月之光ヲ行也。冥々トシテ无レ人モ深々トシテ山深行歩ニ千度迷ノヲ只函谷ニ鳥ノ一声計ニテ苔ノ凋衣千敢ス也。一行實ニ无レ罪天道モ哀ミ現ニ九曜ノ形ヲ給照ニ一行ヲ也。一行則右ノ指ヲ食ニ切テ左ノ袖ニ写スニ九曜ヲ。和漢ノ眞言之本尊也。九曜之曼多羅是也云々。〔謙堂文庫藏五〇左⑦〕

[補遺]「九曜（クヨウ）の紋」平将門「公の紋章が九曜紋であり、のちに縁起紋として、平安時代末期より衣装や牛車の紋様に見ることができる。中村屋の社章、右馬の図上に「九曜の紋」<相馬氏 陸奥中村六万石 九曜>。

0909-066 「曼陀羅（マンダラ）」（531-2004.05.29）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「滿」部に、

^{マンダラ}
曼荼羅。〔元龜二年本 208 ⑧〕

^{マンダラ}
曼荼羅。〔静嘉堂本 238 ①〕〔天正十七年本中 48 オ⑦〕

とあって、標記語「曼陀羅」の語を収載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

^{ホソカネ}細金。^{サイシキ}彩色。^{エサウ}繪像。各。一鋪。^{フク}薄濃ノ。^{ウスタミ}墨畫。一對。^{スミエ}書寫。^{ツイ}摺写ノ。^{シヨシヤ}御經。^{シツシヤ}轉讀ノ。^{テントク}般若。^{ハンニヤ}讀誦ノ。^{ドクシュ}經王ノ。^{コン}勤行ノ。^ヒ秘法。^{シヤウマン}唱滿ノ。^{タラニ}陀羅尼。^{シユ}念誦ノ。^{シン}真言。

〔文明十四年本〕

と見え、古写本にはこの箇所に「曼陀羅」の語は未記載になっている。実際には「滿陀羅尼」の語を以て収載し、訓みは文明十四年本に「唱滿^{シヤウマン}陀羅尼^{タラニ}」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「曼陀羅」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』は標記語「曼荼羅・曼陀羅」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、『運歩色葉集』そして天正十八年本『節用集』に「曼陀羅」の語を収載しているだけであり、これが古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

531 薄濃墨畫一對九曜曼多羅 唐ノ一行阿闍梨ハ玄宗ノ御持楊貴妃ニ立レ名ヲ掛落国ニ被レ流仲ノ国ニハ三ノ道有リ。綸地道カエノ御幸ノ道遊地道トテ雜人ノ道闍穴道トテ重科ノ者ノ行。一行ハ名ヲ立犯人故ニ闍穴ニ遣ス。七日七夜ノ程不見レ日月之光ヲ行也。冥々トシテ无レ人モ深々トシテ山深行歩ニ千度迷ノヲ只函谷ニ鳥ノ一声計ニテ苔ノ凋衣千散ス也。一行實ニ无レ罪天道モ哀ミ現レ九曜ノ形ヲ給照レ一行ヲ也。一行則右ノ指ヲ食レ切テ左ノ袖ニ写スレ九曜ヲ。和漢ノ真言之本尊也。九曜之曼多羅是也云々。〔謙堂文庫藏五〇左⑦〕

とあって、古写本類には見えない標記語「曼陀羅」の語を茲に収載し、語注記は末文に「九曜の曼多羅、是なり云々」と記載する。真字本の諸本全てにこの語が収載され

ており、真名本独自の増補と云うことになる。

古版『庭訓往來註』、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）、^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「曼陀羅」の語は、古写本類同様未収載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Mandara. マンダラ（曼荼羅） 仏法語（Bub.）肖像，あるいは，何か物を描いた絵．〔邦訳 383 1〕

とあって、標記語「曼荼羅」の語を収載し、意味は「仏法語（Bub.）肖像，あるいは、何か物を描いた絵」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

マンダラ〔名〕【曼陀羅・曼荼羅】〔又、まだら。梵語、Mandala. 舊譯は、壇、又は、道場、新譯は輪圓具足、又は、聚集となす〕（一）方圓の土壇を築きて、諸尊を安置して祭ること。獅子莊嚴王菩薩諸問經「道場之處、當_レ作_二方壇_一、名_二曼荼羅_一、廣狹隨_レ時」探玄記、廿「曼荼羅、云道場也、圓壇也」（二）佛所を始め、十方世界の状を畫き集めたるもの。又、淨土の實相を具圖せるものの稱。即ち、觀經（觀無量壽經）一部を具さに寫しあらはしたるもの。由來、我が國には、極樂世界の曼陀羅、即ち淨土曼陀羅に二様あり、一は、當麻寺の中將姫の織れると云ふ當麻曼陀羅と、他は、俊乘房重源の善導の所圖を將來せしと云ふ觀經曼陀羅となり。又、密教の金剛界の現圖曼陀羅を、九會曼陀羅とも云ひ、東方を正面とし、第一會は、大日如來が五相を以て現に等正覺を成じ、金剛三摩地より三十七尊、乃至、外部の諸衆を現出し、衆生を攝化せる状を説きたるもの、故に之を成身會と名づく。第二會は、成身會の諸尊、其本誓を示したるもの、之を羯磨會^{こんま}と名づく。第三會は、諸尊、各五智等の微細の徳を標したるもの、故に之を微細會（又は三昧耶會）と名づく。第四會は、諸尊、各寶冠、華鬘等を以て、大日尊を供養する作業を述べたもの、之を大供養會と名づく。第五會は、以上の四會を一會に合集したるものなれば、四印會と名づく。第六會は、大日如來の獨一法界を示したるものなれば、一印會と名づく。第七會は、金剛薩埵を中臺として、欲觸愛慢の四煩惱を轉じて、欲觸愛慢の四菩薩となす如き深密の理趣を示したるものなれば、之を理趣會（一に普賢會）と名づく。第八會は、大日如來が強剛難化の衆生を折伏せんが爲に、金剛薩埵より更に降三世明王の忿怒身

に現じたるものなれば、之を降三世明王羯磨會と名づく。第九會は、降三世明王の三昧耶形を列ねたるものなれば、之を降三世三昧耶會と名づく。又、以上の金剛界曼陀羅に對して、胎藏曼陀羅あり。胎藏界の諸尊を、其位の如く壇場、即ち、四重圓壇、十三大院に四百十四尊を安置し、即ち、中臺八葉院を第一重とし、遍知院、持明院、觀音院、金剛手院の四院を第二重とし、釋迦院、地藏院、虚空院、除蓋障院、蘇悉地院、文殊院の六院を第三重とし、外金剛部院を第四重とす。以上の二曼陀羅を合はせて、金胎兩部曼陀羅と云ふ。大日經疏、四「曼陀羅者、名爲_二聚集_一、今以_二如來眞實功德_一、集在_二一處_一、云云、十方世界微塵數差別、智印輪圓輻輳、翼_二輔大日心王_一、使_二一切衆生普門進趣_一、是故說爲_二曼陀羅_一也」榮花物語、十八、玉鬘「ある所を見れば、曼陀羅を懸け奉りて、阿彌陀の護摩、尊勝の護摩を行ふ」平家物語、三、大塔建立事「娑婆世界の思出にとて、高野の金堂に、曼陀羅を書かされるが」

[1902-3]

とあって、標記語「マンダラ [名]【曼陀羅】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「まん-だら【曼荼羅・曼陀羅】 [名] (梵 Mandala の音訳。本質を有するものの意。壇・道場・輪円具足・聚集などと訳す) 仏語。①悟りのための修行の道場。また、壇をいう。②密教で、宇宙の真理を表わすために、仏・菩薩を一定の枠(わく)の中に配置して図示したもの。金剛界曼荼羅・胎藏界曼荼羅や四種曼荼羅などがあるが、転じて浄土の姿その他を図画したものにもいう。手書きの図、ぬいとりしたもの、文字によるものなど種々の様式がある。墨の濃淡だけで描いた絵。水墨画。②墨で輪郭だけを描いた絵。白描画」とあって、真字本『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

信濃ノ国、善光寺ノ供養、曼荼羅供。大阿闍梨中納言、阿闍梨忠豪。請僧ハ、当寺ノ住侶ナリ。治承三年回祿ノ後、適新造有リト〈云云〉。《訓み下し》信濃國、善光寺供養、曼荼羅供大阿闍梨中納言、阿闍梨忠豪請僧、當寺住侶也治承三年回祿之後、適有新造〈云云〉《『吾妻鏡』建久二年十月二十二日の条》

今日永福寺供養也有曼陀羅供、導師、法務大僧正公顯〈云云〉《訓み下し》今日永福寺ノ供養ナリ。曼陀羅供有リ、導師ハ、法務大僧正公顯ト〈云云〉。《『吾妻鏡』建久三年十一月二十五日の条》

0909-067 「書寫 (シヨシヤ)」 (532-2004.05.30)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、「^{シヨキ}書記^{シヨシヤ}禪家^{シツシヤ}官。書^{イン}院。書^{ジャク}籍。書^{サツ}札。書^{ジャウ}狀。書^{シン}信」の六語を収載し、標記語「書寫」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

ホソカネ サイシキ エサウ フク ウスタミ スミエ ツイ シヨシヤ シツシヤ
細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写。御經。
テントク ハンニヤ ドクシユ コン ヒ シヤウマン タラニ シユ シン
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は、「書寫」と記載し、訓みは文明十四年本に「シヨシヤ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

書寫。〔前田本下巻・志部量字門 82 ウ⑥〕

書寫 ㄱ札。 ㄱ狀。 ㄱ契。 ㄱ卷。 ㄱ帳。 ㄱ信。 ㄱ寫。 ㄱ帶。

[卷第九・志部量字門 193 ④]

とあって、標記語「書寫」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「書寫」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

シヨシヤ
書寫カク、ウツス[平・上]。〔態藝門 957 ⑧〕

とあって、標記語「書寫」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』は、標記語「書寫」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

シヨジャウ サツ ジャク ハン シヤ
書狀 一札。一籍。一判。一寫。〔言辭門 214 ⑤〕

とあって、標記語「書狀」の巻頭字「書」の熟語群に「書寫」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、広本『節用集』・易林本『節用集』に標記語「書寫」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本に見える語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「書寫」〔謙堂文庫藏五一右②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

シヨシヤ
書寫ト云ハ書事ナリ。〔下 27 ウ⑧〕

とあって、この標記語「書寫」とし語注記は「書く事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

しよしやうしや おんきやう
書寫摺寫の御經ノ書寫摺寫ノ御經書寫の經ハかき本也。摺寫の經ハすり本也。金色等身の如来といふよりこゝ迄ハ開眼供養也。〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「書寫」の語をもって収載し、語注記は「書寫の經は、かき本なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき ぬそういつふくすだみ すみぬいつつみしよしやふしや おんきやうほんにや てんごく きやうわう
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
どくじゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんじゆ しやうみやうねんぶつくしゆんくげ
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す稱名念佛九句供花
いちけ ちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやう ひにんせぎやうとうなり
一夏持齋禪律抖擻乃行人等攝待千僧供養非人施行等也ノ細金。彩色ノ繪

像。各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ
經王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。稱名念佛。
九句供花。一夏持齋。禪律。斗擻行人等。接待千僧供養。非人施行等
也。▲書寫の經ハかき本。摺寫の經ハ板本也。〔55 オ①～55 ウ⑦〕

さいきんさいしき ぬそうおのいつふくすだみ すみぬいつつみしよしやふしや おんきやうてんごく ほんにや
細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀し般若
どくじゆ きやうわう こんぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんじゆ しんごん
を讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す眞言を
しやうみやうねんぶつくしゆんくげ いちけ ちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやう ひにん
稱名念佛九句供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人
せぎやうとうなり
施行等也。▲書寫の經ハかき本。摺寫の經ハ板本也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「書寫」の語をもって収載し、その語注記は、「書寫の經は、かき本」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xoxa. シヨシヤ（書寫） Caqi vtusu（書き写す）筆写すること。〔邦訳 796 r〕

あって、標記語「書寫」の語の意味は「Caqi vtusu（書き写す）筆写すること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しよ-しや【名】【書寫】（一）書き、寫すこと。筆寫。順宗實録、「求入集賢、爲書寫吏。」古今著聞集、二、釋教、大中臣親守「年來、大般若、一筆書寫の志ありけれども、空しくて、止みにけり」〔1014-4〕

とあって、標記語「しよ-しや【名】【書寫】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しよ-しや【書寫】■【名】①（古くは「しよじゃ」

とも)書き写すこと。多く、文献を一字一字書き写して同じものを作ることをいう。

②小学校・中学校の国語科の科目の一つ。字を正確に速く美しく書くことを学習する。従来の「書き方」「習字」にあたるもので、昭和三三年(一九五八)の学習指導要領で改訂。四つの言語活動のうち「書くこと」が作文と書写に分けられる。■「しよしゃざん(書写山)」の略」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

毎月屈十口僧侶、一字三禮、令書寫如法經、納銅筒、奉籠寶殿事《訓み下し》毎月十口ノ僧侶ヲ屈シ、一字三札シテ、如法經ヲ書写セシメ、銅筒ニ納レ、殿ニ籠メ奉ル事。《吾妻鏡》文治二年六月十五日の条)

0909-068 「摺写(シツシヤ)」(532-2004.05.31)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、標記語「摺写」の語は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細^{ホソ}金^{サイ}彩色^{ダミ}、繪^{スミエ}像各一幅薄濃、墨^{スミエ}畫一對書寫、御^{ツイ}經轉讀、般^{シツシヤ}若^{シツシヤ}讀誦、經
 王^{ホソカネ}勤^{サイシキ}行、秘^{エサウ}法唱滿、陀^{フク}羅^{ウスタミ}尼念誦、真^{スミエ}言〔經覺筆本〕
 細^{ホソカネ}金。彩^{サイシキ}色、繪^{エサウ}像。各。一^{フク}鋪。薄^{ウスタミ}濃。墨^{スミエ}畫。一^{ツイ}對。書^{シツシヤ}寫。摺^{シツシヤ}写、御^{シツシヤ}經。
 轉^{テントク}讀。般^{ハンニヤ}若^{トクシユ}。讀^{ゴン}誦。經^ヒ王。勤^{シヤウマン}行。秘^{タラ}法。唱^ニ滿。陀^{シユ}羅^{シン}尼。念^{シユ}誦。真^{シン}言。

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「摺写」と記載し、經覺筆本は此の語を欠脱する。訓みは文明十四年本に「シツシヤ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「摺写」の語は未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には標記語「摺写」の語は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

摺^{シツシヤ}写。〔言辞門 218 ③〕

とあって、標記語「摺写」の語を記載する。

このように、上記当代の古辞書においては、唯一易林本『節用集』に標記語「摺写」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

532 書写摺写御經轉讀般若 慈覺大師清和天王御宇祈禱之時始也。〔謙堂文庫藏五一右②〕

とあって、標記語「摺写」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

^{シヨシヤ}摺写ノ御經ハスリホンナリ。〔下 27 ウ⑧〕

とあって、この標記語「摺写」とし、語注記は「すりほんなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{しよしやうしや おんきやう}書写摺寫の御經ノ書写摺写ノ御經書写の經ハかき本也。摺写の經ハすり本也。金色等身の如来といふよりこゝ迄ハ開眼供養也。〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「摺写」の語をもって収載し、語注記は「摺写の經は、すり本なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{さいきんさいしき ゑそういつふくうすだミ すミゑいつつみしよしやしふしや おんきやうはんによ てんどう きやうわう}細金彩色の繪像一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
^{どくじゆ ひほふ こんぎやう たらに しやうまん しんごん ねんじゆ しやうみやうねんぶつくしゆん くげ}を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す稱名念佛九旬供花
^{いちけ ちさいぜんりつとさう きやうにんどうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとうなり}一夏持齋禪律抖數乃行人等攝待千僧供養非人施行等也ノ細金。彩色ノ繪

像。各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺写ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ

經王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。稱名念佛。

九旬供花。一夏持齋。禪律。斗數行人等。接待千僧供養。非人施行等

也。▲書写の經ハかき本。摺写の經ハ板本也。〔55 オ①～55 ウ⑦〕

^{さいきんさいしき ゑさうおのへいつふくうすだミ すミゑいつつみしよしやしふしや おんきやうてん だく はんによ}細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若

^{どくじゆ きやうわう こんぎやう ひほふ しやうまん たらに ねんじゆ しんごん}を讀誦し經王を一勤行し秘法を一唱滿し陀羅尼を一念誦す眞言を

^{しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちけ ちさいぜんりつとさう きやうにんどうせつたいせんぞうくやうひにん}稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖數乃行人等攝待千僧供養非人

^{せぎやうとうなり}施行等也。▲書写の經ハかき本。摺写の經ハ板本也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「摺写」の語をもって収載し、その語注記は、「摺写の經は、板本なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「摺写」の語は未収載にする。

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「シッ-しゃ〔名〕【摺写】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「シッ-しゃ【摺写】〔名〕すり写すこと。文字などを紙にすりつけ写しとること。しょうしゃ。＊塙囊鈔(1445-46)一〇「作善の庭に、多以_レ法華經_二供_レ養_一之_レ。書写_レ摺写_二の中には、以_レ何を為_レ能そや」＊易林本節用集(1597)「摺写 シツシャ」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

佛、繪像釋迦三尊一鋪、阿字一鋪、〈以御臺所御除髮、被奉縫之〉經、金字法華經六部、摺寫五部大乘經、導師、葉上房律師榮西請僧十二口《訓み下し》仏ハ、繪像ノ釈迦ノ三尊一鋪、阿字一鋪、〈御台所御除髮ヲ以テ、之ヲ縫ヒ奉ラル〉經ハ、金字ノ法華經六部、摺写五部ノ大乘經、導師ハ、葉上房律師榮西。請僧十二口《『吾妻鏡』正治二年正月十三日の条》

0909-069 「御經(オホンキヤウ)」(532-2004.06.01)

室町時代の古辞書である『運步色葉集』(1548年)の「遠」部に、「御衣。御伴友。御供主。御成。御晴。御乳。御足錢ノ名。御坪」の八語を収載し、標記語「御經」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細金彩色ノ繪像各一鋪薄濃^{フク}墨畫一對書寫摺写ノ妙典。轉讀ノ般若讀^{ワウ}誦ノ經王。勤行ノ秘法唱滿陀羅尼念誦真言〔山田俊雄藏本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・経覚筆本・文明十四年本の古写本は「御經」と記載し、ただ、山田俊雄藏本だけが「妙典」と置換がなされている。訓みはいずれも未記載とする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「御經」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年)) 広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「御經」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「御經」の語はいずれも未収載

して、古写本『庭訓往来』及び、下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「御經」〔謙堂文庫藏五一右②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

^{シヨシヤ}
摺写ノ御經ハスリホンナリ。〔下 27 ウ⑧〕

とあって、この標記語「御經」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

^{しよしやしうしや おんきやう}
書写摺寫の御經ノ書写摺写ノ御經書写の經ハかき本也。摺写の經ハすり本也。金色等身の如来といふよりこゝ迄ハ開眼供養也。〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「御經」の語をもって収載し、語注記は未記載にする。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「御經」〔55 オ①～55 ウ⑤〕〔100 オ③〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「御經」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「おん-きやう〔名〕【御經】」「おほん-きやう〔名〕【御經】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版にも、標記語「おん-きやう【御經】〔名〕」「おおん-きやう【御經】〔名〕」とも未収載の語であり、依って『庭訓往来』のこの語用例も未記載にする。

〔ことばの実際〕

二品、御參鶴岡宮其儀如例御臺所、并若公、同參給有御經供養導師、別當法限也《訓み下し》二品、鶴岡ノ宮ニ御參り。其ノ儀例ノ如シ。御台所、并ニ若公、同ク參り給フ。
^{ンキヤウ}
御經 供養有リ。導師ハ、別當法限ナリ。《『吾妻鏡』文治三年正月一日の条》

0909-070「轉讀（テンドク）」（532-2000.12.08）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「天」部に、

^{テンドク}
轉讀。〔元龜本 245 ⑨〕〔静嘉堂本 284 ①〕〔天正十七年本中 70 ウ⑦〕

とある。標記語「轉讀」の語注記は未記載にある。『庭訓往来』に見え、『下學集』には未収載の語である。『庭訓往来註』九月九日の状に、

532 書写摺写御經轉讀般若 慈覚大師清和天王御宇祈祷之時始也。〔謙堂文庫藏五一右②〕

とあって、標記語「轉讀」の語注記に「慈覚大師、清和天王の御宇、祈禱の時始まるなり」という。これを広本『節用集』には、

^{テントク}
轉讀ウタハ、ヨム 慈覚大師清和天皇自_レ御祈念之時_レ始也。〔態藝門 731 ⑦〕

とあって、その語注記「慈覚大師、清和天皇御祈念の時より始まるなり」については、この『庭訓往來註』の語注記に共通する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

^{テンドク}
轉讀。〔弘治二年本・言語進退 199 ⑧〕
^{テンドク} ^{エツ} ^イ ^{キヤウ}
轉讀 一閱。一位。一經。〔永祿二年本・言語 164 ⑨〕
^{テントク}
轉讀 一閱。一位。一經。一変。〔堯空本・言語 154 ③〕

とあって、『運歩色葉集』と同じく語注記を未記載にする。『庭訓往來註』の「轉讀」の語注記については、広本『節用集』との編纂に深く関わりを持っていることが明らかとなっている。

古版『庭訓往來註』では、

轉讀之般若常の事也。〔下 27 ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「轉讀」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{はんにや} ^{てんどく}
般若を轉讀し／轉_二讀_一シ般若ヲ_レ轉讀ハくり返し_レ入_レして讀む事也。般若ハ經の名也。〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「轉讀」の語をもつて収載し、語注記は「轉讀は、くり返し入

して讀む事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{さいきんさいしき} ^{ゑそうおのへいつふくうすだミ} ^{すみゑいつつみしよしやしふしや} ^{おんきやうはんにや} ^{てんどく} ^{きやうわう}
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王

^{どくじゆ} ^{ひほふ} ^{こんぎやう} ^{だらに} ^{しやうまん} ^{しんごん} ^{ねんしゆ}
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。

各一幅。薄濃。墨畫一對。書寫摺寫。御經。轉_二讀_一シ般若ヲ_レ。讀_二誦_一シ經

王ヲ_レ。勤_二行_一シ秘法ヲ_レ。唱_二滿_一陀羅尼ヲ_レ。念_二誦_一ス眞言ヲ_レ。▲轉讀ハくり

かへして讀むをいふ。般若ハ^{きやう}經^なの名也。〔55 オ①～55 ウ⑦〕

^{さいきんさいしき} ^{ゑそうおのへいつふくうすだミ} ^{すみゑいつつみしよしやしふしや} ^{おんきやうてん} ^{どく} ^{はんにや}
細金彩色の繪像 各 一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉_二讀_一シ般若を

^{どくじゆ} ^{きやうわう} ^{こん} ^{ぎやう} ^{ひほふ} ^{しやうまん} ^{だらに} ^{ねん} ^{じゆ} ^{しんごん}
讀_二誦_一シ經王を_レ勤_二行_一シ秘法を_レ唱_二滿_一陀羅尼を_レ念_二誦_一ス眞言を_レ▲轉

讀ハくりかへして讀むをいふ。般若ハ^{きやう}經^なの名也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「轉讀」の語をもつて収載し、その語注記は「轉讀ハくりかへして

讀むをいふ」と記載する。

また、明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

てん-どく〔名〕【轉讀】〔圓光大師行狀翼贊十三「轉讀とは、云云、轉は轉法輪の轉に同じくて、只よむを轉ずと云ふなり、略讀を云ふにあらずと見えたり〕大部の經文の初中、終の數行を讀みて、經本を轉向すること。之れに對して、全部を漏さず讀むを、^{シンドク}眞讀と云ふ。地藏本願經、下「或轉讀尊經」高僧傳〔梁、慧皎〕經師傳「詠經則稱爲轉讀、歌讚則爲梵音」主稅寮式「凡諸國春秋二仲月、各一七日、於金光明寺、請部内衆僧、轉讀金剛般若經」續紀、廿八、神護景雲元年十月「御大極殿屈僧六百、轉讀大般若經」平家物語、一、鹿谷事「眞讀の大般若を七日讀ませられける」甲斐國志、八十七、佛寺、身延山久遠寺「年中行事の次第、二月彼岸會、十月十二日、一部眞讀法華經」〔1374-1〕

とあって、標記語「てん-どく〔名〕【轉讀】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「てん-どく【轉讀】〔名〕①とびとびに読むこと。②仏語。經典を讀誦すること。また、ていねいに読むこと。眞讀。③仏語、大部の經典本文讀誦を省略し、經題・訳者名あるいは經典の初・中・終の要所を読むことによつて全体を讀むのに代えること。多くは大般若經（六〇〇卷）に対して行なう読み方⇔眞讀。④芸道で、順序をふまないであちこちをかじつて不完全な芸を演ずること」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

仍不能鼻首、只爲囚人、送日之處、定景令持法華經、每日轉讀、敢不怠《訓み下し》
仍テ鼻首スルコト能ハズ、只囚人トシテ、日ヲ送ルノ処ニ、定景法華經ヲ持タシメ、
毎日^{テンドク}転讀シテ、敢テ怠ラズ。《『吾妻鏡』治承五年七月五日の条》

0909-071「般若（ハンニヤ）」(532-2004.06.02)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「波」部に、

^{ハンニヤ}般若 佛此年説之。〔元龜二年本 30 ①〕

^{ハンニヤ}般若 佛此季説也。〔静嘉堂本 30 ①〕

^{ハンニヤ}般若 佛卅季説之。〔天正十七年本上 18 才⑥〕

^{ハンニヤ}般若 佛十四季^ノ説法也。〔西來寺(天正十五年)本 52 ③④〕

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

とあって、標記語「般若」の語を収載する。語注記は元龜本「佛、此の年之を説く」、静嘉堂本「佛、此の年説くなり」、天正十七年本「佛、卅年之を説く」、西來寺（天正十五年）本「佛、十四季の説法なり」と諸本各稍異なる記載をする。そして、この注記については真字本『庭訓往來註』とは別個の資料からの引用となっていることに注目しておきたい。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写。御經。
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「般若」と記載し、訓みは文明十四年本に「ハンニヤ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「般若」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「般若」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては『運步色葉集』のみに標記語「般若」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。但し、注記内容は一致しない。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

532 書写摺写御經轉讀般若 慈覺大師清和天王御宇祈祷之時始也。

[謙堂文庫藏五一右②]

とあって、標記語「般若」の語を収載し、語注記は「慈覺大師、清和天王の御宇、祈祷の時始むるなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

轉讀之般若常の事也。〔下 27 ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「般若」とし、語注記は「常の事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

はんにや てんどう
般若を轉讀し／轉讀般若ヲ轉讀ハくり返し入して讀む事也。般若ハ經の
名也。〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「般若」の語をもって収載し、語注記は「般若ハ經の名なり」

と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき 系そういつふうくすだミ すミ 系いつつみよしやしふしや おんきやうはんにや てんどう きやうわう
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。

各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦經
王ヲ。勤行秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦眞言ヲ。▲轉讀ハくり
かへして讀むをいふ。般若ハ經の名也。〔55 オ①～55 ウ⑦〕

さいきんさいしき 系ざうおのへいつふうくすだミ すミ 系いつつみよしやしふしや おんきやうてん どう はんにや
細金彩色の繪像 各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を
讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿陀羅尼を念誦す眞言を▲轉
讀ハくりかへして讀むをいふ。般若ハ經の名也。〔100 オ③〕

とあって、標記語「般若」の語をもって収載し、その語注記は、「般若は、^{きやう な}經の名なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「大般若」の語は収載するが、
標記語「般若」の語は未記載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』
には、

はん-にや [名] 【般若】(一) 梵語、鉢羅者那 (Prajñā.) の略。(般は音、鉢の
音便) 智慧の義。心經、註「般若者、梵語、此日智慧、逐諸境界、心背_レ眞、故不知无我、
我即愚痴全體也、離愚痴謂智、有其方便謂慧、智者慧之體、慧者智之用也、衆生本來具足矣」
大智度論、四十三「般若者、秦言_二智慧_一、一切諸智慧中、最爲_二第一_一」南蠻傳「單單在
_二播州東南多羅磨之西_一、亦有_二州縣_一、木多_二般若_一」(二) 俗に、恐るべき相をなせる
鬼女の稱。謡曲「葵の上」に、婦人の怨靈、人を惱ますを、僧、祈りて、經文
(般若經)を唱ふ、祈りこめられ、怨靈「あら恐しの般若聲や」と云ひて消ゆ。
般若經に、菩薩の魔怨を摧伏することありと云ふ。般若聲は經文の聲なるを誤
りて、怨靈の聲としたるか(般若聲云々の説は、山本北山の説なりと、善庵隨
筆に云へり)と云ふ。或は云ふ、昔、或女房の、妬心深きを濟度せむとて、般若坊
と云ふ僧の打ちし面ありしに起る、其面、現に今春の家^{こんばる}にありと。外面如菩薩、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

内心如夜叉の意を表せるかと云ふ。(海録、十八)或は云ふ、梵語、^{ハンツア}般若の轉、怪物の義なりと。女夜叉。嬉遊笑覽、六、下「今春の家に、傳來の鬼女の古面、南都の般若坊の作と云ふ」柳樽「大はんにゃ、時時でかい、聲を出し」大行事筆記「都般若寺の上人、はじめて般若の面を造る、女の心、嫉妬深くして、恐しとの意を形に寓したるなり」〔1626-5〕

とあって、標記語「はん-にゃ〔名〕【般若】」の語を収載する。これを現代の『日本語大辞典』第二版に、標記語「はん-にゃ【般若・波若】■〔名〕①(梵 Prajñā. の音訳。智慧と訳す)仏語。あらゆる物事の本来のあり方を理解し、仏法の真実の姿をつかむ知性のはたらき。最高の真理を認識する智慧。②(面打ちの般若坊の始めたところから)女性の嫉妬を表わした面。鬼女の面。また、鬼女。般若の面。③「はんやづら(般若面)」の略。④香木の名。分類は伽羅^{きやら}。香味は辛苦。六十一種名香の一つ。⑤紋所の一つ。般若の面を図案化したもの。■[-]「はんにゃきょう(般若経)」の略。[二]「はんにゃじ(般若寺)の略」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

其ノ嫡女有テ、母ヲ恋ヒ悲ム程ニ、夢ニ、「神母告テ云ク、『我レ、死シテ閻魔王ノ御前ニ至レリ。我ガ身ニ悪業ノミ有テ全ク少分ノ善根无シ。而ルニ、王、札ヲ[カムガヘ]テ、笑テ宣ハク、「汝ヂ、般若ノ名ヲ聞キ奉レル善有り。速ニ人間ニ還テ般若ヲ受持シ可奉シ」ト。《『今昔物語集』巻第七、震旦預洲神母、聞般若生天語、48》

0909-072「讀誦(ドクジュ)」(533-2004.06.03)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「登」部に、

^{ドクジュ}
讀誦。〔元龜二年本 56 ⑦〕

^{ドクシユ}
讀誦。〔静嘉堂本 63 ⑦〕

^{トクシユ}
讀誦。〔天正十七年本上 32 ウ六〕

讀誦。〔西來寺(天正十五年)本上 101 ④〕

とあって、標記語「讀誦」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

ホソカネ サイシキ エサウ フク ウスタミ スミエ ツイ シヨシヤ シツシヤ
細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写。御經。
テントク ハンニヤ ドクシユ コン ヒ シヤウマン タラニ シユ シン
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「讀誦」と記載し、訓みは文明十四年本に「トクシユ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「讀誦」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「讀誦」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

ドクジユ
讀誦ヨミ、ヨム〔入・〇〕對レ文曰レ讀。背レ文曰レ誦。〔熊藝門 139 ⑦〕

とあって、標記語「讀誦」の語を収載し、語注記は下記真字本『庭訓往來註』に近似した「文に對て讀むを曰ふ。文に背きて誦ふるを曰ふ」と同等の文意の語釈を茲に記載していることに注目したい。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』も、

ドクジユ
讀誦。〔弘・言語進退門 47 ②〕
ドクジユ トツキヤウ トツカウ
讀誦 一經。一合。〔永・言語門 45 ②〕
ドクジユ
讀誦 一經。一合。〔堯・言語門 41 ⑧〕
ドクシユ
讀誦。〔兩・言語門 50 ①〕

とあって、標記語「讀誦」の語を収載する。また、易林本『節用集』に標記語「讀誦」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「讀誦」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。なかでも広本『節用集』に語注記が記載されていて、この注記内容が非常に真字本の語注記に近似した内容であることに気づくのである。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

533 讀誦經王 看文曰讀也。不忘曰誦也。〔謙堂文庫藏五一右②〕

とあって、標記語「讀誦」の語を収載し、語注記は「文を看着讀むを曰ふなり、忘れずして誦へて曰ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ドクジュ
讀誦ハ讀トハ向レ文テヨム。誦トハ誦ニヨム事ナリ。〔下28オ①〕

とあって、この標記語「讀誦」とし、語注記は「讀とは、^{モンニ}文に^{ムカウ}向てよむ。誦とは、^{ソラ}誦によむ事なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

きやうわう どくしゆ
經王を讀誦し／讀誦シ經王ヲ文字を見てよむを讀と云。そらよみするを誦と云。されともこゝはかゝはるへからず。經王ハ法華經の事なり。〔75ウ⑧～76オ①〕

とあって、この標記語「讀誦」の語をもって収載し、語注記は「文字を見てよむを「讀」と云ふ。そらよみするを「誦」と云ふ。されども、こゝはかゝはるべからず」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき 系さういつふくうすだミ すミ系いつつみよしやしふしや おんきやうはんにや てんどく きやうわう
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しゃうまん しんごん ねんしゆ
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。各一幅。薄濃。墨畫一對。書寫摺寫。御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ經王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲讀誦文字を見つゝよむを讀といひそらよみするを誦といふ。經王ハ法華經也。

〔55オ①～55ウ⑦・⑧〕

さいきんさいしき 系さうおのへいつふくうすだミ すミ系いつつみよしやしふしや おんきやうてん どく はんにや
細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を
どく じゆ きやうわう こん ぎやう ひほふ しゃう まん だらに ねん じゆ しんごん
讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す眞言を▲讀誦文字を見つゝよむを讀といひそらよみするを誦といふ。經王ハ法華經也。

〔100オ④～⑤〕

とあって、標記語「讀誦」の語をもって収載し、その語注記は「讀誦は、^{きやう}經の^な名なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Docuju. ドクジュ（読誦） Yomi yomu. （読み誦む）読むこと。例、Qiôuo docuju suru. （經を読誦する）ある經を読む。→ Iuxi, suru; Sangô. 〔邦訳 186 1〕

とあって、標記語「読誦」の語の意味は「Yomi yomu. （読み誦む）読むこと」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

どく-じゆ [名] 【讀誦】 [文字に就きてよむを、讀と云ひ、文字を離れてよむを、誦と云ふ] 經文を讀み誦ふること。法華經、法師品「受持讀誦解説書五寫法華經

乃至一偈」**庭訓往來**、九月「**轉讀般若**、**読誦經王**」**御經讀誦**〔1397-4〕

とあって、標記語「どく-じゅ〔名〕**【讀誦】**」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版に標記語「どく-じゅ**【讀誦】**〔名〕（「じゅ」は「誦」の呉音。「読」は目で見てよむこと、「誦」はそらで唱えること）仏語。声を出して経文をよむこと。読経。どくず」とあって、『**大言海**』には所載するが、『**日本国語大辞典**』第二版では『**庭訓往來**』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

武衛被談仰于件龍象而云、吾有插心底、而法華經之讀誦、終一千部之功後、宜顯其中丹之由、雖有兼日素願緯已火急之間、殆難延及後日〔訓み下し〕武衛件ノ龍象ニ談ジ仰セラレテ云ク、吾心底ニ挿ムコト有テ、法華經ノ**讀誦**、一千部ノ功ヲ終ヘテノ後ニ、其ノ中丹ヲ顕スベキノ由、兼日ニ素願有リト雖モ、緯已ニ火急ノ間、殆ト延バテ後日ニ及ボシ難シ。《『**吾妻鏡**』治承四年七月五日の条》

0909-073「**經王**（キヤウワウ）」（533-2004.06.04）

室町時代の古辞書である『**運步色葉集**』（1548年）の「幾」部に「**經藏**。經師。經衆。經木」（**静嘉堂本**）の四語を収載するが標記語「**經王**」の語は未収載にする。

古写本『**庭訓往來**』九月十三日の状に、

細金彩色、**繪像各一鋪薄濃**、**墨畫一對書寫摺写**、**妙典**。轉讀、**般若讀誦**、**經王**。勤行、**秘法唱滿陀羅尼念誦真言**〔**山田俊雄藏本**〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「**經王**」と記載し、訓みは山田俊雄藏本に「（キヤウ）ワウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の**三卷本**『**色葉字類抄**』（1177-81年）と**十卷本**『**伊呂波字類抄**』には、標記語「**經王**」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『**下學集**』（1444年成立・元和本（1617年））・**広本**『**節用集**』（1476（文明六）年頃成立）・**印度本**系統の**弘治二年本**・**永祿二年本**・**堯空本**・**両足院本**『**節用集**』・**易林本**『**節用集**』には、標記語「**經王**」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「**經王**」の語は未収載にして、古写本『**庭訓往來**』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『**庭訓往來註**』九月九日の状には、

533 讀誦經王 看文曰讀也。不忘曰誦也。〔謙堂文庫藏五一右②〕

とあって、標記語「經王」の語を収載し、語注記は「文を見て讀むを曰ふなり、忘れずして誦へて曰ふなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

經王ハ法華經也。〔下 28 オ①・②〕

とあって、この標記語「經王」とし、語注記は「法華經なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

きやうわう どくしゆ
經王を讀誦し／讀誦經王ヲ文字を見てよむを讀と云。そらよみするを誦と云。されともこゝハかゝるへからず。經王ハ法華經の事なり。

〔75 ウ⑧～76 オ①〕

とあって、この標記語「經王」の語をもって収載し、語注記は「經王は、法華經の事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき 蘇ぞうおのへいつふくうすだミ すミ蘇いつつあしよしやしふしや おんきやうはんにや てんどく きやうわう
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんしゆ
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。
各一幅。薄濃。墨畫一對。書寫摺写。御經。轉讀般若ヲ。讀誦經
王ヲ。勤行秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦眞言ヲ。▲讀誦文字を
見つゝよむを讀といひそらよみするを誦といふ。經王ハ法華經也。

〔55 オ①～55 ウ⑦・⑧〕

さいきんさいしき 蘇ぞうおのへいつふくうすだミ すミ蘇いつつあしよしやしふしや おんきやうてん どく はんにや
細金彩色の繪像 各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を
どくしゆ きやうわう こん ぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんしゆ しんごん
讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿陀羅尼を念誦す眞言を▲讀
誦文字を見つゝよむを讀といひそらよみするを誦といふ。經王ハ法華經也。

〔100 オ④～⑤〕

とあって、標記語「經王」の語をもって収載し、その語注記は「經王ハ法華經なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Qiōuō. キャウワウ（經王） すなわち、Foqeqiō.（法華經） 釈迦（Xaca）の著わした教法の主要な經典。〔邦訳 503 r〕

とあって、標記語「經王」の語の意味は「すなわち、Foqeqiō.（法華經） 釈迦（Xaca）の著わした教法の主要な經典」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦

編『大言海』には、標記語「きやう-わう〔名〕【經王】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「きやう-わう【經王】〔名〕①仏語。經典中もっとも勝れた貴いもの。法華經を指すことが多いが、大般若經や金光明經、最勝王經などの場合もある。＊本朝文粹(1060頃)一三・朱雀院被修御八講願文(大江維時)「多造_{けちえん}尊像_。。数写_。經王_。」＊太平記(14C後)二三・大森彦七事「吾朝の楠正成は、大般若講院の結縁_{けちえん}に依て三毒を免るる事を得たりき。誠に鎮護_{りやく}国家の經王、利益人民の要法也」＊幸・いるか(室町末・近世初)「ぢやうろくのしゃかのごうを作り、けう王をいのり国家をごこくすべしと大願をたて」＊金光明最勝王經經一「金光妙法、最勝諸經王」とあつて、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

導師、大學法眼行慧者^{キヤウワウ}經王^功、能々施主懇志、所述旨趣、已編富樓那之辨智《訓み下し》
 導師ハ、大学法眼行慈テイレバ、*^{キヤウワウ}經王^ノ功、能ク能ク施主ノ懇志(*^{キヤウワウ}經王^ノ功能ト云ヒ、施主ノ懇志ト云ヒ)、述ブル所ノ旨趣ハ、已ニ富樓那ノ弁智ヲ編ス。《『吾妻鏡』建久五年十月二十五日の条》

0909-074「勤行(ゴンギヤウ)」(533-2004.06.05)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「古」部に、

^{ゴンギヤウ}勤行。〔元龜二年本 233 ③〕

^{ゴンギヤウ}勤行。〔静嘉堂本 268 ③〕

^{ゴンギヤウ}勤行。〔天正十七年本中 63 才②〕

とあつて、標記語「勤行」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

^{ホソカネ}細金。^{サイシキ}彩色。^{エサウ}繪像。各。一^{フク}鋪。^{ウスタミ}薄濃。一^{スミエ}墨畫。一^{ツイ}對。一^{シヨシヤ}書寫。一^{シツシヤ}摺写。御經。
^{テントク}轉讀。一^{ハンニヤ}般若。一^{ドクシユ}讀誦。一^{ゴン}經王。一^ヒ勤行。一^{シヤウマン}秘法。一^{タラニ}唱滿。一^{シユ}陀羅尼。一^{シン}念誦。一^{シユ}真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は「勤行」と記載し、訓みは文明十四年本に「コン(ギヤウ)」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「勤行」の語を収載する。

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「勤行」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

^{ゴンギヤウ}
勤行ヲコナウ／キンカウ・ツトム、ユク・ツラナル[平・去]。[熊藝門 690 ①]

とあって、標記語「勤行」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

^{ゴンギヤウ}
勤行。[弘・言語進退門 190 ②] [堯・言語門 145 ⑧]
^{ゴンギヤウ}
勤行。[永・言語門 155 ⑧]

とあって、標記語「勤行」の語を収載する。訓みは「ゴンギヤウ」と「ゴンキヤウ」。また、易林本『節用集』に、

^{ゴンギヤウ} ^{シユ} ^ク
勤行 一修。一苦。[言辞門 159 ④]

とあって、標記語「勤行」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「勤行」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「勤行」[謙堂文庫藏五一右②]の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

^{ゴンギヤウヒボウシヤウマン} ^タ ^ラ ^ニ ^{ネンジユ}
勤行秘法唱滿陀羅尼念誦如シレ常ノ。[下 28 才②]

とあって、この標記語「勤行」とし、語注記は「常の如し」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

^{ひほう} ^{こんぎやう}
秘法を勤行シ[勤]の訓書込に「キン」／**勤行**シ**秘法**ヲ勤行とハ精力を盡して執行する也。秘法とハ秘密の法也。[75 ウ八～76 オ⑤・⑥]

とあって、この標記語「勤行」の語をもって収載し、語注記は「勤行とは、精力を盡して執行するなり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{さいきんさいしき} ^{ゑそう} ^{いつふくうすだミ} ^{すみ} ^{ゑいつつしよしやしふしや} ^{おんきやうはん} ^{にや} ^{てん} ^{どく} ^{きやうわう}
細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
^{どくしゆ} ^{ひほふ} ^{こんぎやう} ^{だらに} ^{しやうまん} ^{しんごん} ^{ねんしゆ}
を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。
各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺写ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ經
王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲勤行ハ精力
^{はけ} ^{しゆきやう} ^{ひみつ} ^{ほふ}
を励まして執行するをいふ。秘法ハ秘密の法也。[55 オ①～55 ウ⑧]
^{さいきんさいしき} ^{ゑさう} ^{おのへ} ^{いつふくうすだミ} ^{すみ} ^{ゑいつつみしよしやしふしや} ^{おんきやうてん} ^{どく} ^{はん} ^{にや}
細金彩色の繪像 各 一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を

どく じゆ きやうわう ごん ぎやう ひほふ しゃう まん だらに ねん じゆ しんごん
 讀誦經王を勤行し秘法を唱満陀羅尼を念誦真言を▲勤
 行ハ精力を励まして執行するをいふ。秘法ハ秘密の法也。〔100オ④～⑤〕

とあって、標記語「勤行」の語をもって収載し、その語注記は「勤行は、精力を励まして執行するをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Gonguiō. ゴンギヤウ（勤行） Tçutome voconō.（勤め行ふ） 善い勤め・修行。
 [邦訳 307r]

とあって、標記語「勤行」の語の意味は「善い勤め・修行」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ごん-ぎやう [名] 【勤行】 [勤の呉音、ごん（金、こん）勤とは、勇悍に勤むる義、精進の意、懈怠の反なり] 佛教の語。精進の意、通常には、佛像に向ひて、定時に回向する誦經、禮拜、焼香、等の儀式を云ふ。無量義經「盍下棄二世事一勤行、求中道徳」源平盛衰記、十八、文覺清水狀天神金事「如何に殿原、自今以後は、知るべし、勤行、精進の在俗よりは、無智無行の比丘は勝りたり」〔0730-3〕

とあって、標記語「ごん-ぎやう [名] 【勤行】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ごん-ぎょう【勤行】 [名] 仏語。①努力して仏道修行すること。②仏前で時を定めて読経、礼拝、焼香などをする儀式をいう。おつとめ」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

武衛、年來之間不論諍、不有毎日御勤行等怠《訓み下し》武衛、年來ノ間*論諍セズ（*浄不浄ヲ論ゼズ）、毎日ノ御勤行等怠り有ラズ。《『吾妻鏡』治承四年八月十八日の条》

0909-075 「秘法（ヒホウ）」（534-2004.06.06）※「秘密法」

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「飛」部に、「秘計。秘事。秘曲。秘術。秘蔵。秘密。秘書。秘本。秘薬。秘方。秘傳。秘鍵心經之秘捷弘法作」の十二語を収載するが、標記語「秘法」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

ホソカネ サイシキ エサウ フク ウスタミ スミエ ツイ シヨシヤ シツシヤ
細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写。御經。
テントク ハンニヤ ドクシユ コン ヒ シヤウマン タラニ シユ シン
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「秘法」と記載し、訓みは文明十四年本に「ヒ（ホフ）」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「秘法」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「秘法」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

ヒホフ
秘法 ヒソカ・カクス・ノリ〔平・去〕。〔態藝門 1039 ①〕

とあって、標記語「秘法」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

ヒハウ
秘法。〔弘・言語進退門 256 ④〕

ヒサウ ケイ ジュツ ジ ヤク ミツ キョク
秘藏 一計。一術。一事。一薬／一密。一法。一曲。〔永・言語門 218 ⑤〕

秘藏 一計。一術。一事。一曲／一薬。一蜜。一法。〔堯・言語門 203 ⑦〕

とあって、弘治二年本に標記語「秘法」の語を収載し、他本は熟語群として此の語を収載する。訓みは「ヒハウ」とする。また、易林本『節用集』に、

ヒミツ ケイ ヨウ デン ジュツ キョク ショ ジ サウ
秘密 一計。一要。一傳。一術／一曲。一書。一事。一藏。〔言辞門 226 ③〕

とあって、標記語「秘法」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「秘法」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

534 勤行ノ秘密法唱滿陀羅尼 ヲ々々ハ梵語也。即總持之義也。

〔謙堂文庫藏五一右③〕

※国会図書館蔵『左貫注庭訓往来』・天理図書館蔵『庭訓往来註』は、古写本と同じく「秘法」と記載する。

とあって、標記語「秘密法」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

ゴンギヤウヒボウシヤウマン タラ ニ ネンジュ
勤行秘法唱滿陀羅尼念誦如シレ常ノ。〔下 28 オ②〕

とあって、この標記語「秘法」とし、語注記は「常の如し」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ひほう こんぎやう
秘法を勤行し〔「勤」の訓書込に「キン」〕／**勤行**シ**秘法**ヲ勤行とハ精力を盡して執行する也。秘法とハ秘密の法也。〔75 ウ⑧～76 オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「秘法」の語をもって収載し、語注記は「秘法とは、秘密の法なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

うすたみ すみゑいつついしよしやしふしや おんきやうはんにや てんごく きやうわう どくしゆ ひほふ こんぎやう
 薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王を讀誦し**秘法**を勤行
 だらに しやうまん しんごん ねんしゆ
 し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／**細金**。彩色ノ**絵像**。各一幅。薄濃ノ**墨畫**一對。書寫摺寫ノ**御經**。轉讀般若ヲ。讀誦シ經王ヲ。勤行シ**秘法**ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲勤行ハ精力を励まして執行するをいふ。秘法ハ秘密の法也。〔55 オ①～55 ウ⑧〕

さいきんさいしき ぶざうおのへいつふくうすだみ すみゑいつつあしよしやしふしや おんきやうてん どく はんにや
細金彩色の**絵像** 各一幅薄濃の**墨畫**一對書寫摺寫の**御經**轉讀般若を
 どくじゆ きやうわう こんぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんじゆ しんごん
 讀誦し經王を勤行し**秘法**を唱滿陀羅尼を念誦す眞言を▲勤
 行ハ精力を励まして執行するをいふ。秘法ハ秘密の法也。〔100 オ④～⑤〕

とあって、標記語「秘法」の語をもって収載し、その語注記は「秘法は、秘密の法なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Fifô. ヒホウ（秘法）人間の力では及ばないような奇蹟的なわざ。〔邦訳 230 r〕

とあって、標記語「秘法」の語の意味は「人間の力では及ばないような奇蹟的なわざ」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひ-ほう〔名〕【秘法】（一）秘密の方法。用明天皇職人鑑（寶永、近松作）一「これ究竟の時節たり、我我が秘法を以て毒氣を吹きこみ」（二）密教にて行ふ秘密の祈禱。源平盛衰記、廿五、西京座主祈禱事「やや暫くありて、御返事申されけるは、何れの大法、秘法と申し候とも、是れに過ぎたる御祈禱侍るまじ」古今著聞集、二、釋教「三部の大法會、諸尊別行護摩秘法を受け、秘密灌頂を傳へ給へり」太平記、一、中宮御産御祈之事「事を中宮の御産に寄せて、かやうに秘法を修せられけると也」〔1693-2〕

とあって、標記語「ひ-ほう〔名〕【秘法】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ひ-ほう【秘法】〔名〕〔一〕（一ハフ）秘密の方法。また、

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

ふしぎなやり方。[二]（一ホフ）①広義には眞言密教で行なう、護摩などの秘密の修法。②狭義には、密教の修法を三類に分けるその一つ。相伝によってその内容を異にするが、如法愛染・如法尊勝・如意法輪の四法を挙げるものはその一つ」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

爲平家追討御祈請於鶴岡寶前聚鎌倉中僧徒、被轉讀大般若經京都又被行廿壇之秘法（云云）《訓み下し》。平家追討ノ御祈請ノ爲ニ鶴岡ノ宝前ニ於テ鎌倉中ノ僧徒ヲ*聚メ（*召シ聚メ）、大般若經ヲ転読セラル。京都ニモ又二十壇秘法ヲ*行ハルト（云云）*（*始行セラルト（云云））。《『吾妻鏡』元暦二年二月十三日の条》

0909-076 「唱滿（シヤウマン）」（534-2004.06.07）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、標記語「唱滿」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写。御經。
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覚筆本・文明十四年本の古写本は「唱滿」と記載し、訓みは文明十四年本に「シヤウマン」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「唱滿」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「唱滿」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「唱滿」の語は未収載にして、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「唱滿」〔謙堂文庫藏五一右③〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ゴンギヤウヒボウシヤウマン タラ ニ ネンジュ
勤行秘法唱滿陀羅尼念誦如シレ常ノ。〔下 28 オ②〕

とあって、この標記語「唱滿」とし語注記は「常の如し」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

だらに しやうまん
 陀羅尼を唱滿し／唱滿シ陀羅ニヲ唱滿とハ一部の經をことへく讀終る事をいふにや疑し。陀羅尼といふも經乃名なり。〔75 ウ⑧～76 オ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「唱滿」の語をもって収載し、語注記は「唱滿とハ一部の經をことへく讀終る事をいふにや疑し」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき ゑそういつふくうすだミ すミゑいつつしよしやしふしや おんきやうはんによ てんどく きやうわう
 細金彩色の繪像一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
 どくじゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんしゆ
 を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。
 各一幅。薄濃／墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ經
 王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲唱滿爰にハ
 た せんふ よみはつ
 陀羅尼經全部を讀果るをいふとぞ。〔55 オ①～55 ウ⑧〕

さいきんさいしき ゑさうおのへいつふくうすだミ すミゑいつつみしよしやしふしや おんきやうてん どく はんによ
 細金彩色の繪像各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若
 どくじゆ きやうわう こん ぎやう ひほふ しやうまん だらに ねんじゆ しんごん
 を讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す眞言を▲
 一 こん だらに せんふ よみはつ
 唱滿爰にハ陀羅尼經全部を讀果るをいふとぞ。〔100 オ④～⑤〕

とあって、標記語「唱滿」の語をもって収載し、その語注記は「唱滿爰には、陀羅尼經全部を讀果るをいふとぞ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に標記語「唱滿」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』にも、標記語「しょう-まん【唱滿】〔名〕」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しやう-まん〔名〕【誦滿・唱滿】神仏を供養するためなどに經文か陀羅尼を讀誦して、予定の卷数を完了すること。＊古今著聞集（1254）一五・四八四「前生に、法花經六万部読奉らんと願をおこしてく略く其願を誦滿せむがために、猶誦する也。＊庭訓往來（1394-1428頃）「勤行秘法、唱滿陀羅尼、念誦眞言、称名念仏」＊玉かがみ（1662）「いはんや唱滿シヤウマンの人においてをや」とあって、『庭訓往來』のこの語用例を記載する。

〔ことばの実際〕

十七日被果之口、一於西院可奉唱滿尊勝陀羅尼一千遍事、文龜三年九月十七日被果口一於不動堂可奉誦滿慈救呪可奉誦滿慈救呪一洛叉事、同日被果畢、右三ヶ条立願志趣

者、為社頭繁榮、庄家無事、寺内安全、人法紹隆、所奉立願如件。《『東寺百合文書・を函』
文龜元年九月吉日の条 499・7/147》

0909-077 「陀羅尼（ダラニ）」（534-2004.06.08）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「多」部に、

^{ダラニ}
陀羅尼。〔元龜二年本 143 ④〕〔静嘉堂本 153 ⑦〕

×。〔天正十七年本中 63 オ②〕

とあって、標記語「陀羅尼」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

^{ホソカネ} 細金。 ^{サイシキ} 彩色。 ^{エサウ} 繪像。 ^{フク} 各。 ^{ウスタミ} 一鋪。 ^{スミエ} 薄濃。 ^{ツイ} 墨畫。 ^{シヨシヤ} 一對。 ^{シツシヤ} 書寫。 ^{シツシヤ} 摺写。 ^{シツシヤ} 御經。
^{テントク} 轉讀。 ^{ハンニヤ} 般若。 ^{ドクシユ} 讀誦。 ^{ゴン} 經王。 ^ヒ 勤行。 ^{シヤウマン} 秘法。 ^{タラニ} 唱滿。 ^{シユ} 陀羅尼。 ^{シン} 念誦。 ^{シン} 真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「陀羅尼」と記載し、訓みは文明十四年本に「タラニ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「陀羅尼」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「陀羅尼」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては唯一『運歩色葉集』に標記語「陀羅尼」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

534 勤行ノ秘密法唱滿陀羅尼 々々々ハ梵語也。即総持之義也。

〔謙堂文庫藏五一右③〕

とあって、標記語「陀羅尼」の語を収載し、語注記は「陀羅尼は、梵語なり。即ち、総持の義なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

^{ゴンギヤウヒボウシヤウマン} ^{タラニ} ^{ネンジュ}
勤行秘法唱滿陀羅尼念誦如シレ常ノ。〔下 28 オ②〕

とあって、この標記語「陀羅尼」とし、語注記は「常の如し」と記載する。時代は降

って江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

陀羅尼を唱満し／唱満陀羅尼ヲ唱満とハ一部^の經をことへく讀終る事をいふにや疑し。陀羅尼といふも經乃名なり。〔75 ウ⑧～76 オ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「陀羅尼」の語をもって収載し、語注記は「陀羅尼といふも經の名なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱満し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。各一幅。薄濃。墨畫一對。書寫摺寫。御經。轉讀般若ヲ。讀誦經王ヲ。勤行秘法ヲ。唱満陀羅尼ヲ。念誦眞言ヲ。▲唱満爰にハ陀羅尼經全部を讀果るをいふとぞ。〔55 オ①～55 ウ⑧〕

細金彩色の繪像 各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を讀誦し經王を勤行し秘法を唱満し陀羅尼を念誦す眞言を▲唱満爰にハ陀羅尼經全部を讀果るをいふとぞ。〔100 オ④～⑤〕

とあって、標記語「陀羅尼」の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「陀羅尼」の語は未記載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

だら-に〔名〕【陀羅尼】〔梵語、Dhāraṇi。能持、又、總持多含、等の義。善法を持して散ぜざらしめず、惡法を持して起こらざらしめざる力用を云ふ。智度論、五「陀羅尼者、秦曰能持、云云、能持ト集種種善法、能持令不_レ散不_レ失」) 諷誦すべき經文の名。其用、聲音にあり。これ佛、菩薩の説ける呪語にして、萬徳を包藏す。呪は、如來眞實の語なれば眞言と言ひ、呪語なれば、誦すべく解すべからず、故に翻譯せず。初に那謨、或は俺^{ナモ}の如き、敬禮を表する語を置き諸佛の名號を列ね、二三の秘密語を繰返し、末に娑縛訶^{ソハカ}の語を以て結ぶを常とす。又、阿鑊覽哈欠の五字は、大日如來の眞言にて、五字陀羅尼とも云ひ、この五字は阿鼻羅吽の如く、池、水、火、風、空の五大にして、大日如來の自證となす。秘藏記「諸經中說陀羅尼、或陀羅尼、或明、或呪、或密語、或眞言、如_レ是五義、其義如何、陀羅尼者、佛放_レ光、光之中所_レ說也、云云、今持_レ此陀羅尼人、能發_レ神通、除_レ災患、與_レ呪禁法相似、是故曰_レ呪、云云」源氏物語、五、若紫十九「功づきてだらによみたり」〔1253-3〕

とあって、標記語「だら-に〔名〕【陀羅尼】」の語を収載する。これを現代の『**日本語大辞典**』第二版に、標記語「だら-に【陀羅尼】〔名〕（梵、Dhāraṇī. の音訳。総持または能持と訳す。よく種々の善法を固くたもつこと、また、種々のさわりをさへぎることの意）仏語。すべてのことを心に記憶して忘れない力、それを得る技法、または修行者を守護する力のある章句。特に密教で、一般に長文の梵語を訳さないで、原語のまま音写されたものをいう。陀羅尼経。陀羅尼呪。秘密呪。呪。だらり。〔語誌〕(1) 術としての「陀羅尼」の形式が呪文を唱えることに似ているところから、呪文としての「真言」そのものと混同されるようになった。区別する際には、長文のものを「陀羅尼」、教句からなるものを「真言」、一字二字のものを「種字」とするのが一般的。(2) 日本における「陀羅尼」は、形式的に見ると、原語の句を訳さずに漢字の音を写したまま読誦するが、中国を経たために発音が相当に変化し、また意味自体も不明なものが多い」とあって、『**庭訓往來**』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

又於御所、有尊勝陀羅尼書寫供養導師、岡崎僧正成源《訓み下し》又御所ニ於テ、
ソンショウ ダラニ
 尊勝陀羅尼書写ノ供養有リ。導師ハ、岡崎ノ僧正成源。《『吾妻鏡』延応二年三月九日の条》

0909-078 「護摩（ゴマ）の壇（ダン）」（535-2004.06.09）

室町時代ゴマの古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「古」部に、

ゴマ
 護摩 天竺曰焼ト。〔元龜二年本 233 ④〕

ゴマ
 護摩 天竺曰焼。〔静嘉堂本 268 ④〕

ゴマ
 護摩 天竺曰焼。〔天正十七年本中 63 オ③〕

とあって、標記語「護摩」の語を収載する。語注記は「天竺に焼と曰ふ」と記載する。

古写本『**庭訓往來**』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本には「護摩の壇」という記載は見られないのである。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本護持『**色葉字類抄**』（1177-81年）と十卷本『**伊呂波字類抄**』には、

護摩 ^{ゴマ}。〔疊字門下 8 ウ⑦〕

護持 〃身。〃法。〃命。〃摩。〃惜。〔卷七・疊字門 168 ②〕

とあって、標記語「護摩」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444 年成立・元和本（1617 年））には、

^{ゴマ}護摩 梵ニハ護摩此ニハ云フニ^ゴ焚ト^{ハン}言^{イフコハロ}ハ^{メツ}焼滅スル一切ノ惡事ノ之根本ヲ也。

〔熊藝門 84 ③〕

とあって標記語「護摩」の語を収載し、語注記に「梵には、^ゴ護摩此には、^{ハン}焚ト^{イフコハロ}言^{メツ}ハ、一切の惡事の根本を燒滅するを云ふなり」と記載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{ゴマ}護摩 マボル、ナヅル〔去・平〕——ハ梵語也。此ニ翻シ^{メツ}燒ト言ハ^{メツ}燒ニ滅スル一切ノ魔惡ノ事ヲ故也。〔熊藝門 690 ①〕

とあって、標記語「護摩」の語を収載し、語注記に「護摩は梵語なり。此に燒と翻し言は、一切の魔惡の事を燒滅する故なり」とあって、『下學集』の語を幾分置換して記載する。

印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』も、

^{ゴマ}護摩 護摩梵語也。此ニハ翻スレ^{メツ}燒ト言ハ^{メツ}燒ニ滅一切ノ惡魔ノ之根本ヲ。

〔弘・言語進退門 190 ④〕

^{ゴマ}護摩 ——梵語也。此ニハ翻^{ホン}シ^{メツ}燒ト言ハ^{メツ}燒ニ滅ス也一切ノ魔惡ノ之根本ヲ。

〔永・言語門 155 ⑨〕

とあって、標記語「護摩」の語を収載し、語注記は「護摩梵語なり。此には燒と翻ず。言は一切の惡魔の根本を燒滅す」と記載する。また、易林本『節用集』に、

^{ゴマタウ}護摩堂。〔乾坤門 153 ⑥〕

とあって、標記語「護摩堂」の語を収載するのみである。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「護摩」の語を収載していて、下記真字本には見えている語となっている。だが、語注記は大いに異なりを見せていることが判明する。この語については古辞書と没交渉と云うことになる。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

535 護摩ノ檀 真言護摩ハ宮人湯立大爭佛^{イトコ}從子阿若橋陳如名ハ大器ト云。是人ハ先世ニ外道婆羅門火祠ノ法ヲ作ノ類俗也。今ノ真言ノ護摩ハ准レ之。此火天ニ使ルノ事亦宮人火ノ事ヲ自在ニスル也。仍爭^レ火謂也。護摩壇ハ四様也。息災

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

増益敬愛調伏也。異本ニ護摩壇之三字無_レ之也。能々見合可_レ用_レ之也。〔謙堂文庫藏五一右④〕

とあって、標記語「護摩」の語を収載し、その語注記には「真言護摩は、宮人湯立大^{イトコ}事佛の従子阿若橋陳如名は大器と云ふ。是の人は先世に外道婆羅門火祠の法を作の類俗なり。今の真言の護摩は、之れに准らふ。此の火天に使ふるの事、亦宮人火の事を自在にするなり。仍って火の事を謂ふなり。護摩壇は、四様なり。息災、増益、敬愛、調伏なり。異本に護摩壇の三字之れ無きなり。能々見合せ之れを用ゆべきなり」と記載し、「護摩壇」の三字は、異本に無いとしている点が真字本の典拠となる『庭訓往來』の古本を考えていく上で注目されよう。

古版『庭訓往來註』では、

ゴンギヤウヒボウシャウマン タラ ニ ネンジュ
勤行秘法唱滿陀羅尼念誦如_レ常ノ。〔下 28 才②〕

とあって、この標記語「護摩」は未収載にする。時代は降って、江戸時代の訂^訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）・^{頭書}訓誦『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』にも、標記語「護摩壇」の語は未収載にすることから、現況では真字本のみでの標記語となっている。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Goma. ゴマ（護摩） 眞言宗僧（Xingonjùs）が悪魔に対して祈祷しながら行なうある種の儀式。例、Goma^{しきみ}u taqu.（護摩を焚く）、胡麻（Coma）の油と櫛の皮などを火にくべながら、この儀式を行なう。 ※ 原文は loureiro. [Xiqimi（櫛）の注] → Gomagui. [邦訳 306 r]

とあって、標記語「護摩」の語の意味は「眞言宗僧（Xingonjùs）が悪魔に対して祈祷しながら行なうある種の儀式」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ご-ま [名] 【護摩】〔梵語、護摩（Homa.）焚燒、又、火祭と譯す、希麟音義「護摩二字、或云呼麼、梵語也、唐云_二火祭_一」一切煩惱の根本を燒滅する意〕けしやき。けしたき。眞言宗にて修する行法。護摩の法に、息災、増益、降伏、鉤召、敬愛、の五種あり、各、其目的に因りて行ふ、多くは、不動尊を本尊として、安置し、其前に、護摩壇と云を設け、中央に、火爐あり、護摩木とて、檀木、^{ニユウボク}乳木（ぬるでの木）と云ふ、長、短、二種の薪木を焚き、香、五穀、芥子、蘇油、等の供養物を捧げて、修法す。護摩を修するに設けたる建物を、護摩堂

と云ふ。大日經疏、十五「護摩、是、燒義也、由_レ護摩_一、能燒_レ除諸業_一」〔0723-4〕

ゴマ-だん〔名〕【護摩壇】護摩の條を見よ。〔0725-1〕

とあって、標記語「ご-ま〔名〕【護摩】」「ゴマ-だん〔名〕【護摩壇】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ご-ま【護摩】〔名〕（梵、homa 焚焼、火祭の意）仏語。真言密教の修法の一つ。不動明王または愛染明王の前に護摩壇を設け、護摩木を焚いて、息災、増益、降伏などを祈るもの。しかし護摩には内外の二種があって、実際に護摩壇を設けて行なう修法を外護摩といい、内心に智火をもやして煩惱を焼除するのを内護摩という。〔語誌〕（1）元来、バラモン教で火神アグニを供養するために、供物を焚焼する儀礼があり、これが密教にとり入れられたもの。（2）密教の護摩は人間の煩惱を智慧の火で焼尽する修法である。祈願を書いた板や紙を護摩札といい、護符として用いられた。また、護摩木の燃え残りや灰を服用したり、お守りとすることがあり、高野山奥院の護摩の灰は有名であった。（3）修験道や神道でも行なわれ、修験道では、屋外で火を焚く採燈護摩（本山系修験）・柴燈護摩（当山系修験）が行なわれた」「ごま-だん〔名〕【護摩壇】護摩をたく炉をすえる壇。大壇、水壇、木壇の三種類がある。火壇。炉壇」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

十一面護摩鳥羽法印大白衣、法眼承證北斗護摩、法印明辨御當年星供法橋珍譽等也《訓み下し》十一面ノ護摩ハ鳥羽ノ法印。*大白衣（*大白祭）ハ、法眼*承証（*承澄）。北斗ノ護摩ハ、法印明弁。御當年ノ星供ハ法橋珍譽等ナリ。《吾妻鏡》嘉禎元年十二月二十六日の条》

0909-079「念誦（ネンジュ）」（536-2004.06.10）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「禰」部に、

念誦^{ジュ}。〔元龜二年本 163 ②〕〔静嘉堂本 180 ②〕

念誦^{ジュ}。〔天正十七年本中 21 オ②〕

とあって、標記語「念誦」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

細金。彩色^{サイシキ}繪像^{エサウ}。各。一鋪^{フク}。薄濃^{ウスタミ}ノ。墨畫^{スミエ}。一對^{ツイ}。書寫^{シヨシヤ}。摺写^{シツシヤ}ノ御經。

テントク ハンニヤ ドクシュ コン ヒ シヤウマン タラニ シュ シン
轉讀ノ 般若ノ 讀誦ノ 經王ノ 勤行ノ 秘法ノ 唱滿ノ 陀羅尼ノ 念誦ノ 真言ノ

[文明十四年本]

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「念誦」と記載し、建部傳内本だけが「念珠」と記載する。訓みは文明十四年本に「(ネンシユ)」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

念誦 佛法部ノネンシユノ僧侶分。〔三卷本・疊字門中 31 ウ②〕

念佛 〃誦。〃念。〃人。〃珠。〔堯・言語門 145 ⑧〕

とあって、標記語「念誦」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「念誦」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

一ジユ
念誦 ヲモフ、シヨウ・ヨム[去・去] 佛事。〔態藝門 428 ①〕

とあって、標記語「念誦」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』も、

ネンジユ
念誦 。〔弘・言語進退門 135 ①〕

ネンジユ グハン リキ
念誦 一願。一力。〔永・言語門 107 ⑨〕

ネンジユ
念誦 一願。一仏ノ一力。〔堯・言語門 98 ⑦〕

ネンジユ
念誦 一願。一佛ノ一力。〔兩・言語門 120 ⑦〕

とあって、標記語「念誦」の語を収載する。訓みは「ネンジユ」と記載する。また、易林本『節用集』に、

ネンジユ グワン ジユ サウ リキ ジャ ゴロ
念誦 一願。一珠。一想ノ一力。一者。一比。〔言辭門 108 ③〕

とあって、標記語「念誦」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「念誦」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。そして、語注記については共通性を見ない語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

536 念誦ノ真言 自二方等部一出也。東寺真言初祖ハ大日如来也。天武天王ノ時智鳳渡レ之也。天台・法花經ヨリ出也。天台ハ章安妙楽傳教ト傳也。真言ハ自

〔中天竺〕傳法スト也云々。〔謙堂文庫藏五一右⑦〕

とあって、標記語「念誦」の語を収載し、語注記は「方等部より出るなり。東寺真言初祖は、大日如来なり。天武天王の時智鳳之渡るなり。天台・法花經より出るなり。天台は、章安妙樂傳教と傳ふるなり。真言は、中天竺より傳法すと云々」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

ゴンギヤウヒボウシヤウマン タラ ニ ネンジュ
勤行秘法唱滿陀羅尼念誦如シレ常ノ。〔下 28 才②〕

とあって、この標記語「念誦」とし、語注記は「常の如し」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

しんごん ねんじゆ
眞言を念誦しノ念誦シ眞言ヲ念誦とハ念じて唱る事也。眞言ハ眞言宗の呪なり。不動乃眞言大日の眞言などゝて色々在。〔75 ウ⑧～76 才⑦・⑧〕

とあって、この標記語「念誦」の語をもって収載し、語注記は「念誦とは、念じて唱る事なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

さいきんさいしき ゑそういつふくうすだみ すみゑいつつしよしやしふしや おんきやうほんにや てんごく きやうわう
 細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺寫の御經般若を轉讀し經王
 どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんしゆ
 を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦すノ細金。彩色ノ繪像。
 各一幅。薄濃ノ墨畫一對。書寫摺寫ノ御經。轉讀般若ヲ。讀誦經
 王ヲ。勤行秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲念誦ハ心に
 きねん じゆもん ほんご とな
 祈念してよむをいふ。眞言ハ呪文也。梵語のまゝにて唱ふ。

〔55 才①～55 ウ⑧・56 才①〕

さいきんさいしき ゑさうおのへいつふくうすだみ すみゑいつつみよしよしふしや おんきやうてん づく ほんにや
 細金彩色の繪像 各一幅薄濃の墨畫一對書寫摺寫の御經轉讀般若を
 どく じゆ きやうわう こん ぎやう ひほふ しやうまん だらに ねん じゆ しんごん
 讀誦經王を勤行秘法を唱滿陀羅尼を念誦す眞言を▲念
 誦ハ心に祈念してよむをいふ。眞言ハ呪文也。梵語のまゝにて唱ふ。

〔100 才④～⑥、ウ①〕

とあって、標記語「念誦」の語をもって収載し、その語注記は「念誦は、心に祈念してよむをいふ」と記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Nenju. ネンジュ（念誦） 信仰の心をもって或る經を読むこと。すなわち、誦すること。例、Nenju suru.（念誦する）同上。〔邦訳 458 r〕

とあって、標記語「念誦」の語の意味は「信仰の心をもって或る經を読むこと。すな

わち、誦すること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、
ねん-じゅ〔名〕【念誦】〔念佛誦經の略。普賢觀行經記「在_レ心曰_レ念、發_レ言
曰_レ誦、言由_レ於_レ心、故曰_レ念誦_レ」〕佛教の語。心に佛を念じ、口に經を讀むこ
と。又、禪林にては、十佛名を念誦することを云ふ。ネンズ。孟蘭盆經疏記、上
「念誦、即通_レ佛名經呪_レ」大日經演密鈔「梵語、羅醯、此云_レ念誦_レ」易林本節用集（慶長）
上、言辭門「念誦、ネンジュ」續日本紀、廿一、天平寶字二年八月「宣_下告_上天下諸國_レ云云、
念_上誦_下摩訶般若波羅密_上」榮花物語、十八、玉臺「御念佛の志、絶えさせ給ふ可きにもあ
らず、御念誦の時に控へさせ給ひて」義經記、五、靜吉野山に被捨事「藏王權現、云云、
勤も果てしかば、靜も起き居て、念誦してぞ居たりける」〔1528-3〕

とあって、標記語「ねん-じゅ〔名〕【念誦】」の語を収載する。これを現代の『日本
国語大辞典』第二版に、標記語「ねん-じゅ【念誦】〔名〕仏語。仏の加護を祈り、
經文や仏の名号または真言などを口に唱えること。密教では、念は心、誦は口のはた
らきであるが、広く身・口・意にわたる三密の行と解する。念仏誦經。念珠。ねんず^{ねんじゅ}」
とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

迎法皇初七日忌景、於幕府、被修御佛事義慶房阿闍梨、爲御導師請僧七口也幕下、每七々
日、御潔齋、有御念誦〈云云〉《訓み下し》法皇初七日ノ御忌景ヲ迎ヘテ、幕府ニ於テ、
御仏事ヲ修セラル。義慶房阿闍梨、御導師タリ。請僧七口ナリ。幕下、七七日毎ニ、
御潔齋シタマヒ、御^{ネンジュ}念誦等有リト〈云云〉。《『吾妻鏡』建久三年三月十九日の条》

0909-080「真言（シンゴン）」（536-2004.06.11）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、

真言。〔元龜二年本 305 ⑧〕

真言^{ゴン}。〔靜嘉堂本 356 ①〕

とあって、標記語「真言」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

ホソカネ サイシキ エサウ フク ウスタミ スミエ ツイ シヨシヤ シツシヤ
細金。彩色。繪像。各。一鋪。薄濃。墨畫。一對。書寫。摺写。御經。
テントク ハンニヤ ドクシユ コン ヒ シヤウマン タラニ シユ シン
轉讀。般若。讀誦。經王。勤行。秘法。唱滿。陀羅尼。念誦。真言。

〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「真言」と記載し、訓みは文明十四年本に「シン（ゴン）」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

真言 シンゴン。〔三卷本（黒川本）・疊字門下 77 ウ②〕

真偽 〃實。〃如。〃諦。〃金。〃説。〃珠。〃珠。〃圖。〃言。

〔十卷本・言語門 155 ③〕

とあって、標記語「真言」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「真言」の語は未収載にする。易林本『節用集』に、

眞實 ^{シンジツ}一信。一俗。一讀 ^{ソク}／一 ^{ドク}如。一言。一草行。〔言辞門 159 ④〕

とあって、標記語「眞實」の巻頭字「眞」の熟語群として「真言」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては『運歩色葉集』易林本『節用集』に、標記語「真言」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えていない語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

536 念誦ノ真言 自_二方等部_一出也。東寺真言初祖ハ大日如来也。天武天王ノ時智鳳渡_レ之也。天台・法花經ヨリ出也。天台ハ章安妙楽傳教ト傳也。真言ハ自_二中天竺_一傳法スト也云々。〔謙堂文庫藏五一右⑦〕

とあって、標記語「真言」の語を収載し、語注記は「真言は、中天竺より傳法すとなり云々」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

眞言^{シンゴン}等ハ觀念ヲ以テ本トスルガ故ニ念誦ト云フ。〔下 28 オ②〕

とあって、この標記語「真言」とし、語注記は「觀念を以って本とするが故に念誦と云ふ」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂^訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

眞言^{しんごん}を念誦^{ねんじゆ}しノ念誦^ニ眞言^ヲ念誦トハ念じて唱る事也。眞言ハ眞言宗の呪なり。不動乃真言大日の真言などゝて色々在。〔75 ウ⑧～76 オ⑦・⑧〕

とあって、この標記語「真言」の語をもって収載し、語注記は「陀羅尼といふも經の

名なり」と記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、
さいきんさいしき ゑそういつふうすだみ すみゑいつつしよしやしふしや おんきやうはんによ てんごく きやうわう
 細金彩色の繪像一幅薄濃の墨画一對書寫摺写の御經般若を轉讀し經王
どくしゆ ひほふ こんぎやう だらに しやうまん しんごん ねんしゆ
 を讀誦し秘法を勤行し陀羅尼を唱滿し眞言を念誦す／細金。彩色。繪像。
 各一幅。薄濃。墨畫一對。書寫摺写。御經。轉讀般若ヲ。讀誦シ經
 王ヲ。勤行シ秘法ヲ。唱滿陀羅尼ヲ。念誦ス眞言ヲ。▲念誦ハ心に
きねん じゆもん ほんご とな
 祈念してよむをいふ。眞言ハ呪文也。梵語のまゝにて唱ふ。

[55 オ①～55 ウ⑧・56 オ①]

さいきんさいしき ゑざうおのへいつふうすだみ すみゑいつつみしよしやしふしや おんきやうてん どく はんによ
 細金彩色の繪像 各 一幅薄濃の墨畫一對書寫摺写の御經轉讀般若を
どく じゆ きやうわう こん ぎやう ひほふ しやう まん だらに ねん じゆ しんごん
 讀誦し經王を勤行し秘法を唱滿し陀羅尼を念誦す眞言を▲念
きねん じゆもん ほんご とな
 誦ハ心に祈念してよむをいふ。眞言ハ呪文也。梵語のまゝにて唱ふ。

[100 オ④～⑥、ウ①]

とあって、標記語「眞言」の語をもって収載し、その語注記は「眞言は、^{じゆもん}呪文なり。
ほんご とな
 梵語のまゝにて唱ふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Xingon. シンゴン（眞言） Faxxūno vchino xū. （八宗の中の宗）大日（Dainichi）
 を信仰する眞言宗徒（Xingonxus）の宗派。→ Faxxū [邦訳 770]

とあって、標記語「眞言」の語の意味は「Faxxūno vchino xū. （八宗の中の宗）大日
 （Dainichi）を信仰する眞言宗徒（Xingonxus）の宗派」とする。明治から大正・昭和時
 代の大槻文彦編『大言海』には、

しん-ごん [名] 【眞言】〔眞實言説の義〕大日如來の三密中の、語密に屬す、即ち、
 大日如來、自らの眷屬のために、如義眞實の語を以て説きたまふ所の、唯佛與
 佛の法門を云ふ。（佛教辭林）源氏物語、十九、薄雲 22 「更に、佛の諫め守り給ふ、
 しんごむの深き道をだに、隠しとどむる事なく、弘め仕うまつり侍り」〔0940-4〕

とあって、標記語「しん-ごん [名] 【眞言】」の語を収載する。これを現代の『日本
 国語大辞典』第二版に、標記語「しん-ごん【眞言】 [名] 仏語。①（梵 mantra の訳語）
 仏菩薩などの、いつわりのない眞實のことば。種々の異名があり、明（梵 vidyā の訳語）・
 陀羅尼（梵 dhāraṇī の訳語）・呪などともいう。明は眞言のはたらきが無明煩惱を破す
 るに比したるもの。また身に現ざるものを明、口に説くものを眞言陀羅尼、短いものを
 眞言といい、一字二字などのものを種子という。ただし普通は互いに混用する。呪は

これを誦するとき、靈験が現われるところからいう。②「しんごんしゅう（真言宗）」の略。〔語誌〕①は総じてインドの婆羅門の祭祀に用いられる、神々への讃頌や呪文などをいうところから、神仏に対して発する神聖な語句、祈禱の際に唱える呪文をもいい、現世利益的な祈願に対しても用いられた。例えば、「大日経一七」によれば、初めに「唵」、終わりに「莎訶」のある真言は息災法（災いを防ぐ法）を意味し、初めに「吽」、終わりに「吽発吒」のある真言は降伏法（真言の威力で悪魔・鬼を押えつけ、鎮める法）を意味するなど、一定の形式によって真言の唱えられたことが知られる。また、「総釈陀羅尼義讃」には真実の字数について「或有一字真言乃二字三字乃至百字千字万字、復過此数乃無量無辺」と説く」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

故城介入道願智周闕期、立塔婆遂供養導師、右大臣法印嚴惠真言、供養也布施、南庭十馬一疋（銀鞍、厚総）銀劔（入袋、）單重一領、加布施錦被物一重、（布衣、頭方卿取之）布施取廿五人（云云、）《訓み下し》故城ノ介入道願智ノ*周闕ノ期ニ（*周闕）、塔婆ヲ立テ供養ヲ遂グ。導師ハ、*右大臣法印嚴惠（*左大臣）、^{シゴゴン}真言ノ供養ナリ、布施、南庭十馬一疋（銀ノ鞍、*厚総）銀劔（袋ニ入ル、）單重一領（*厚総鞆）、加布施ニ錦ノ被物一重、（布衣、頭方卿之ヲ取ル）布施取り二十五人ト（云云）。《『吾妻鏡』建長六年六月三日の条》

0909-081 「稱名（シヤウミヤウ）」（537-2004.06.12）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「志」部に、標記語「稱名」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

稱名念仏九句供花一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔至徳三年本〕

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔宝徳三年本〕

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗藪之行人等接待千僧供養非人施行等也〔建部傳内本〕

稱名念仏。九句供花一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施

行等也〔山田俊雄藏本〕

稱名ノ念佛九旬ノ供華一夏之持齋禪律斗數ノ行人等接待千僧ノ供養非人ノ施行等也〔經覺筆本〕

稱名ノ念佛。九旬ノ供華。一夏ノ持齋。禪律斗數ノ行人等。接待千僧ノ供養。非人施行等也〔文明十四年本〕 ※斗數トソウヤフ。稱名。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・經覺筆本・文明十四年本の古写本は「稱名」と記載し、訓みは文明十四年本に「タラニ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「稱名」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「稱名」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

唱名シヤウミヤウトナエ、メイ・アキラカナリ〔去・平〕。或唱ヲ作ラ聲非ヲン音曲也。〔態藝門 690 ①〕

とあって、標記語「唱名」の語を以て収載し、語注記には「或唱を聲に作る。音曲にあらざるなり」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

唱名シヤウメヤウ音曲唱ヲ作色非也。〔弘・言語進退門 248 ⑦〕

唱名シヤウミヤウ唱作レ声非也。〔永・言語門 211 ⑧〕

唱名シヤウミヤウ唱作声非也。〔堯・言語門 195 ⑧〕

とあって、標記語「唱名」の語を以て収載する。また、易林本『節用集』に、

稱念シヨウネン一嘆。一揚。一美。一讚。一名ミヤウ。一ガウ号。〔言辞門 215 ③〕

とあって、標記語「稱念」巻頭字「稱」の熟語群として「稱名」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては易林本『節用集』が標記語「稱名」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

537 稱名ノ念佛 説多。南无阿弥陀佛觀無量壽經ニ云曰、惣シテ念佛ニ付テ、至城信深信回向發願信ト、三種ノ信ヲ立ルレ説、宝積經ニ曰、高声念佛スルハ魔軍退散也。般若經ニ曰、乱心ナレトモ念一佛スレハ乃至畢レ苦。其福不レ尽也。宝王論ニ曰、浴ニ大海ヲ一者ハ已ニ用ニ百川ヲ一有。浴トハ一枚ヲ身ニ浴アフルナラハ百川ヲ浴也云々。〔謙堂文庫藏五一右⑨〕

とあって、標記語「稱名」の語を収載し、語注記は「説多し。南无阿弥陀佛觀無量壽經に云に曰く、惣じて念佛に付て、至城信深信回向發願信と、三種の信を説を立る、宝積經に曰く、高声念佛するは、魔軍退散なり。般若經に曰く、乱心なれども念一佛すれば乃至苦しく畢んぬ。其の福尽きざるなり。宝王論に曰く、大海を浴す者は、已に百川を用ゆこと有り。浴とは、一枚を身に浴アフルならば百川を浴するなり云々」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

セウミヤウ

稱名念佛ハ阿弥陀ノ御名ヲトナフ故ニ稱名ト云也。名ニカナフトヨムナリ。

[下 28 才③]

とあって、この標記語「稱名」とし、語注記は「阿弥陀の御名をととなふ故に稱名と云ふなり。名にかなふとよむなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

しやうみやうねんぶつ

稱名念佛／**稱名念佛**。皆佛名をととなへ参する事なり。

[75 才⑧～76 才⑧・ウ①]

とあって、この標記語「稱名」の語をもって収載し、語注記は「皆佛名をととなへ参する事なり」と記載する。これを頭書訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

しやうみやうねんぶつ くげ いちげ ちさい ぜんりつとさう きやうにんとうせつたい せんぞうくやう ひにん せぎやうとう

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗敷乃行人等攝待千僧供養非人施行等

也／**稱名念佛。九句供花。一夏持齋。禪律。斗敷行人等。接待千僧供養。非人施行等也。**▲稱名念仏ハ弥陀の名号を念じ稱ふる也。

[55 才①～56 才①]

しやうみやうねんぶつ くげ いちげ ちさい ぜんりつとさう きやうにんとうせつたい せんぞうくやう ひにん

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗敷の行人等接待千僧供養非人施行等也。▲稱名念仏ハ弥陀の名号を念じ稱ふる也。[100 才④～ウ①]

とあって、標記語「稱名」の語をもって収載し、その語注記は「稱名は、弥陀の名号を念じ稱ふるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xômiô. シャウミヤウ（稱名） デウス（Deos 神）やサントス（Sanctos 聖人たち）の頌歌などを、調子を合わせて歌いながら、ほめたたえること。[邦訳 793 r]

とあって、標記語「稱名」の語の意味は「デウス（Deos 神）やサントス（Sanctos 聖人たち）の頌歌などを、調子を合わせて歌いながら、ほめたたえること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しゃう-みゃう〔名〕【唱名】佛の名號を、となふること。南無阿弥陀佛と云ふが如し。念佛。承久記「一人、御供にさぶらひけるが、小賢しく、しゃうみゃうを勸め奉る」〔0972-4〕

とあって、標記語「しゃう-みゃう〔名〕【唱名】」の語を以て収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しょう-みょう【称名・唱名】〔名〕①仏語。仏菩薩の名をとなえること。「南無釈迦仏」「南無阿彌陀仏」「南無觀世音菩薩」などととなえること。念仏。②その名が広く知られていること。名高いこと。有名。著名」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

聲聞の人におきて、また、なを稱して、その過惡をとかざれ。また、なを稱して、そのよきことを讚歎せざれ。《訓み下し》於聲聞人。亦不稱名。説其過惡。亦不稱名。讚歎其美。《『妙法蓮華經』勸持品・第十三》

0909-082「念佛（ネンブツ）」（537-2004.06.13）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「禰」部に、

^{ネンブツ}
念佛。〔元龜二年本 163 ②〕〔静嘉堂本 180 ②〕
^{フツ}
念佛。〔天正十七年本中 21 オ②〕

とあって、標記語「念佛」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔至徳三年本〕

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔宝徳三年本〕

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗藪之行人等接待千僧供養非人施行等也〔建部傳内本〕

稱名念佛九句供花一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔山田俊雄藏本〕

稱名念佛九句供華一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔経覺筆本〕

^{セウ}稱名ノ^{シユン}念佛。九^{クウケケ}旬ノ^{チケ}供^{チサイ}華^{センリツトソウ}花。一^{トソウ}夏ノ^{セウミヤウ}持^{セツタイ}齋^{ソウ}。禪^{トソウ}律^{セウミヤウ}斗^{セツタイ}藪^{ソウ}ノ^{セツタイ}行人^{ソウ}等。接^{セツタイ}待^{ソウ}千^{セツタイ}僧^{ソウ}。
^{クヤウ}供^{ヒニン}養^セ。非^{トソウ}人^{セウミヤウ}施^{セツタイ}行^{ソウ}等^{セツタイ}也〔文明十四年本〕※斗^{トソウ}藪^{セウミヤウ}。稱^{セツタイ}名^{ソウ}。

と見え、至徳三年本・山田俊雄藏本・経覧筆本は、「念仏」とし、宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本の古写本は「念佛」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「念佛」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「念佛」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

^{ネフツ}念佛^{ヲモフ}。ホトケ〔去・入〕。〔態藝門 428 ①〕

とあって、標記語「念佛」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

^{ネフツ}念佛。〔弘・言語進退門 135 ①〕

^{ネンジュ}念誦。一願。一仏ノ一力。〔堯・言語門 98 ⑦〕

^{ネンジュ}念誦。一願。一佛ノ一力。〔両・言語門 120 ⑦〕

とあって、弘治二年本が標記語「念佛」の語を収載し、他本は標記語「念誦」の巻頭字「念」の熟語群として収載する。訓みは「ネンフツ」。また、易林本『節用集』には、標記語「念佛」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては広本『節用集』・『運歩色葉集』・弘治二年本『節用集』に標記語「念佛」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。但し、語注記はいずれも未記載にする。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

537 稱名ノ念佛 説多。南无阿弥陀佛觀無量壽經ニ云曰、惣シテ念佛ニ付テ、至城信深信回向發願信ト、三種ノ信ヲ立ルレ説、宝積經ニ曰、高声念佛スルハ魔軍退散也。般若經ニ曰、乱心ナレトモ念一佛スレハ乃至畢レ苦。其福不レ尽也。宝王論ニ曰、浴大海ヲ一者ハ已ニ用一百川ヲ一有。浴トハ一^{アフル}枚ヲ身ニ浴ナラハ百川ヲ浴也云々。〔謙堂文庫藏五一右⑨〕

とあって、標記語「念佛」の語を収載し、此の語の語注記は「説多し。南无阿弥陀佛觀無量壽經に云に曰く、惣じて念佛に付て、至城信深信回向發願信と、三種の信を説立る、宝積經に曰く、高声念佛するは、魔軍退散なり。般若經に曰く、乱心なれども念

一佛すれば乃至苦しく畢んぬ。其の福尽きざるなり。宝王論に曰く、大海を浴す者は、已に百川を用ゆこと有り。浴とは、一枚を身にアフル浴ならば百川を浴するなり云々と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

せうみやう
稱名念佛ハ阿弥陀ノ御名ヲトナフ故ニ稱名ト云也。名ニカナフトヨムナリ。

[下 28 才③]

とあって、この標記語「念佛」とし、語注記は「觀念を以て本とするが故に念誦と云ふ」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂註『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

しやうみやうねんぶつ
稱名念佛／**稱名念佛**。皆佛名をとなへ參する事なり。[75 ウ⑧～76 才①]

とあって、この標記語「念佛」の語をもって収載し、語注記は「皆佛名をとなへ參する事なり」と記載する。これを頭書『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちけ ちさい ぜんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとう
稱名念佛九句供花一夏持齋禪律抖擻乃行人等攝待千僧供養非人施行等
なり
也／**稱名念佛。九句供花。一夏持齋。禪律。斗擻行人等。接待千僧供養。**

非人施行等也▲ミタ ミやうがう ねん とな稱名念仏ハ弥陀の名号を念じ稱ふる也。[55 才①～56 才①]

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちけ ちさい ぜんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにん
稱名念佛九句供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人
せぎやうとうなり
施行等也▲ミダ ミやうがう ねん とな稱名念仏ハ弥陀の名号を念じ稱ふる也。[100 才④～ウ①]

とあって、標記語「稱名」の語をもって収載し、その語注記は「稱名は、ミダ弥陀の名号を念じ稱ふるなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Nenbut, ネンブツ (念佛) Fotoqueo nenzuru. (仏を念ずる) 仏 (Fotoque) の名を唱えること, すなわち, 称名念仏すること. [邦訳 458]

とあって、標記語「念佛」の語の意味は「Fotoqueo nenzuru. (仏を念ずる) 仏 (Fotoque) の名を唱えること, すなわち, 称名念仏すること」と記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ねん-ぶつ [名]【念佛】[念は口に唱ふる意] 佛教の語。佛名を唱ふること。南無阿彌陀佛の六字の名號を唱へて祈ること。ねぶつ。寶積經「高聲念佛、魔軍退散」起心論「以專心念佛因緣、隨願得生、他方淨土」李商隱雜纂、朱本體「不早晚禮拜念佛」選擇本願念佛集（法然上人）二「稱名念佛、是彼佛本願行也、故修之者、乘彼佛願、必得往生也」玉葉（藤原兼實）建久元年七月廿三日「先講・法然房源空上人

「受戒、次始恒例念佛」**榮花物語**、十二、玉村菊「念佛、懺法など聞かまほしうせさせ給へば、さるべき僧どもして、聲絶えず行はせ給ふ」**源平盛衰記**、十、赤山大明神事「赤山大明神と申すは、慈覺大師渡唐時、清涼山の引聲の念佛を傳へ給しに、此念佛を爲守護」とて、大師に成芳契給ひ、忽異朝の雲を出でて、正に叡山の月に住給ふ〔1529-2〕とあって、標記語「ねん-ぶつ〔名〕【念佛】」の語を収載する。これを現代の『**日本国語大辞典**』第二版に、標記語「ねん-ぶつ【念佛】〔名〕仏語。①仏を憶念すること。三念・六念などの一つ。②特に、阿彌陀仏を念ずるもので、これに理観と事観と口称の三つが含まれるが、通常、南無阿彌陀仏の六字を口に唱える口称の意に用いられる。ねぶつ」とあって、『**庭訓往來**』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

故左典厩（義朝）墳墓、在尾張國野間庄無人于奉訪没後、只荆棘之所掩也而此康頼任中赴其國時、寄附水田三十町、建小堂、令六口僧、修不断念佛（云々）《訓み下し》故左典厩ノ（義朝）墳墓、尾張ノ国野間ノ庄ニ在リ。没後ヲ訪ヒ奉ルニ人無シ、只荆棘ノ掩フ所ナリ。而ルニ此ノ康頼任中ニ其ノ国ニ赴ク時、水田三十町ヲ寄附シ、小堂ヲ建テ、六口ノ僧ヲシテ、不断念仏ヲ修セシムト（云云）。《『**吾妻鏡**』文治二年閏七月二十二日の条》

0909-083「九旬（クシユン）」（538-2004.06.14）

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「久」部に、「九里。九クリ献クコン酒名。九月季・秋暮・秋菊日・玄月・無射。九シヤ曜ユウ・羅ニウ・土・水・金・日・火・計キウ・月・木。九宮伏門・生門・陽門・社門・死門・宗門・驚門・開門・東・馬・南・酉・西・卯。北・鼠校之可リン知方吉凶也。九輪塔一」の六語を収載し、標記語「九旬」の語は未収載にする。

古写本『**庭訓往來**』九月十三日の状に、

称名ノ念佛。九旬ノ供華花。一夏持齋。禪律斗センリツトソウ數ノ行人等。接待千僧セツタイソウ
 供養クヤウ。非人施行等也〔文明十四年本〕※斗數トソウヤフ。稱名セウミヤウ。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「九旬」と記載し、訓みは文明十四年本に「（ク）シユン」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『**色葉字類抄**』（1177-81年）と十卷本『**伊呂波字類抄**』には標記語「九旬」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』には標記語「九旬」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「九旬」の語を未収載にあって、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

538 九旬ノ供花 一夏之間ノ事也。〔謙堂文庫藏五一左②〕

とあって、標記語「九旬」の語を収載し、語注記は「一夏之間の事なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

九旬ノ供花一夏ノ持齋禪律九旬ノ供花ト云事ハ一夏ノ中身ヲイマシムル時也。四月十五日ヨリ七月十五日マデ道ニ入り勤行ヲ定ルナリ。是ハ九十日十日ヲ一旬ト云ナリ。爰ヲ以テ九旬ト云也。抑 釈尊靈鷲山ニ御座セシ時 御母摩耶夫人ノ御爲ニ切利天ニモ摩耶經ヲ説給フ也。是ヲ安居ノ御法ト申也。四月十四日ニ 諸 大ラカンヲ引具ノ切利天ニ上ラセ給フ也。七月十六日ノ朝 下界ヘクダリ給フ也。サテコソ十六日六トテ開夏僧ハ立去リ此夏中ヲ持齋ト云フナリ。〔下 28 オ③～⑦〕

とあって、この標記語「九旬」とし、語注記は「九旬の供花と云ふ事は、一夏の中身をいましむる時なり。四月十五日より七月十五日まで道に入り勤行を定るなり。是は、九十日、十日を一句と云ふなり。爰を以て九旬と云ふなり。抑 釈尊靈鷲山に御座せし時 御母摩耶夫人の御爲に切利天にして摩耶經を説給ふなり。是を安居の御法と申すなり。四月十四日に 諸 大らかんを引具して切利天に上らせ給ふなり。七月十六日の朝 下界へくだり給ふなり。さてこそ、十六日六とて開夏僧は、立ち去り此の夏中を持齋と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

九旬の供花ノ九旬ノ供花。十日を一句といへハ九旬は九十日也。四月十五日より七月十五日迄をいふ。むかし釈迦如来靈鷲山におはせし時四月十五日にとりてん切利天に登り七月十六日の朝帰り玉ふ。此九十日の間ハ釈尊の御留守なりしゆへ羅漢達別て懈怠なく勤行ありしといえり。是によりて今の世に至るまで此勤行をなすなり。九旬の供花とハ此日限の内前日仏に能つかへ香花をそなへる事

をいふなり。〔76 ウ①～④〕

とあって、この標記語「九句」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、
 しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげ ちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやう ひにんせぎやうとう
 稱名念佛九句供花一夏持齋禪律抖擻乃行人等攝待千僧供養非人施行等
 なり也／稱名念佛。九句供花。一夏持齋。禪律。斗擻行人等。接待千僧供養。
 非人施行等也。▲九句供花句八十日也。爰に四月十五日より七月十六日まで
 九十日を指す。又一夏と名く。其間花を仏に供ふる也。是を夏花を摘むといふ。

〔55 オ①～ 56 オ①・②〕

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげ ちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやう ひにん
 稱名念佛九句供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人
 せぎやうとうなり
 施行等也。▲九句供花句八十日也。爰に四月十五日より七月十六日まで九十
 日を指す。又一夏と名く。其間花を仏に供ふる也。是を夏花を摘むといふ。

〔100 オ④～ウ①・②〕

とあって、標記語「九句」の語をもって収載し、その語注記は「九句供花句八十日也。
 爰に四月十五日より七月十六日まで九十日を指す。又一夏と名く。其間花を仏に
 供ふる也。是を夏花を摘むといふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「九句」の語は未収載にする。
 明治から大正・昭和時代の大概文彦編『大言海』には、標記語「く-しゆん〔名〕【九句】」
 の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「く-じゆん【九
 句】〔名〕①「きゅうじゆん（九句）」に同じ。②仏語。夏安居の期間。一夏九句。また、
 安居をいう。*大日本国法華經驗記（1040-44）上・一六「籠居深山、作九句勤数十余度」*
 正法眼藏（1231-53）安居「九句坐夏しつれば、すでに夏法を正伝するなり。*庭訓往來（1394-
 1428頃）「念誦真言、称名念佛、九句供花、一夏持齋」とあって、『庭訓往來』のこの語
 用例を記載する。

〔ことばの実際〕

依將軍家之仰、神宮寺始結一夏九句安居是當寺供華最初也鶴岳供僧等、奉仕之。《訓
 み下し》將軍家ノ仰セニ依テ、神宮寺ニ始メテ一夏九句ノ安居ヲ結ブ。是レ當寺供
 花ノ最初ナリ。鶴岡ノ供僧等、之ヲ奉仕ス。《『吾妻鏡』承元三年四月十四日の条》

0909-084 「**供花**（クゲ）」（538-2004.06.15）

室町時代の古辞書である『**運歩色葉集**』（1548年）の「久」部に、「^{クゴ}供御。 ^フ供奉。 ^{ヤウ}供養。 ^{ギヤウ}供嚮。 ^{クク}供具。 ^{ソウ}供僧。 ^{マイ}供米」の七語を収載しているが、この標記語「**供花**」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

稱名念仏九句**供花**一夏持齋禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔至徳三年本〕

稱名念佛九句**供花**一夏**持齋**禪律斗藪行人等接待千僧供養非人施行等也〔宝徳三年本〕

稱名念佛九句**供花**一夏持齋禪律斗藪之行人等接待千僧供養非人施行等也〔建部傳内本〕

稱名念仏。九句**供花**一夏^{サイ}持齋^{トソウ}禪律斗藪^{セツタイ}行人等接待千僧供養非人施行等也〔山田俊雄藏本〕

稱名^ノ念仏九句^ノ供華一夏之^{チサイ}持齋^{トソウ}禪律斗藪^{セツタイ}行人等接待千僧^ノ供養非人^ノ施行等也〔経覺筆本〕

稱名^{セウ}念佛。九句^{シユン}ノ^{クウケ}供華^ケ花。一夏^{チケ}ノ^{チサイ}持齋^{センリツ}禪律^{セツタイ}ノ^{ソウ}行人等。接待千僧^{セウ}供養。非人^{ヒニン}施行等也〔文明十四年本〕※斗藪^{トソウ}ヤッ。稱名。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本の古写本は「**供花**」と記載し、経覺筆本・文明十四年本は「**供華**」とし、そのうち、文明十四年本は小表記にて「花」の文字を添えている。訓みは文明十四年本に「クウケ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『**色葉字類抄**』（1177-81年）と十卷本『**伊呂波字類抄**』には、標記語「**供花**」の語を収載する。

室町時代の古写本『**下學集**』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『**節用集**』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『**節用集**』には、標記語「**供花**」の語は未収載にする。また、易林本『**節用集**』に、

^{クゴ}供御 一^{マイ}米。一^グ具。一^グ華。〔衣服門 131 ②〕
^{クヤウ}供養 一^{モツ}物。一^{キフ}給。一^フ奉。〔言辞門 132 ⑥〕

とあって、衣服門の標記語「**供御**」の熟語群として「**供華**」の語を以て収載する。

このように、上記当代の古辞書においては**易林本**の「**供華**」のみであり、古写本『庭

『訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

538 九旬ノ供花 一夏之間ノ事也。〔謙堂文庫藏五一左②〕

とあって、標記語「供花」の語を収載し、語注記は「一夏之間の事なり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

九旬ノ供花一夏ノ持齋禪律シユン クケ ケ チサイセンリツ九旬ノ供花ト云事ハ一夏ノ中身ヲイマシムル時也。四月十五日ヨリ七月十五日マデ道ニ入り勤行ヲ定ルナリ。是ハ九十日十日ヲ一旬ト云ナリ。爰ヲ以テ九旬ト云也。抑ソモヘ 積尊靈鷲山ニ御座セシ時ヲ 御母ヲホン 摩耶夫人ノ御爲ニマヤフニン 切利天ニタメ タウリ 摩耶經ヲマヤ トキ 説給フ也。是ヲ安居ノミノリ 御法ト申也。四月十四日ニ 諸モロヘ 大ラカンヲ引具メタリ 切利天ニ上ラセ給フ也。七月十六日ノ朝アシタ 下界ヘクダリ給フ也。サテコソ十六日六トテ開夏僧イダ ハ立去リ此夏中ヲ持齋ト云フナリ。〔下28オ③～⑦〕

とあって、この標記語「供花」とし、語注記は「九旬の供花と云ふ事は、一夏の中身をいましむる時なり。四月十五日より七月十五日まで道に入り勤行を定るなり。是は、九十日、十日を一句と云ふなり。爰を以て九旬と云ふなり。抑ソモヘ 積尊靈鷲山にヲ 御座せし時ヲホン 御母摩耶夫人の御爲マヤフニン に切利天にして摩耶經をタメ タウリ 説給ふなり。是を安居のミノリ 御法と申すなり。四月十四日に 諸モロヘ 大らかんを引具して切利天に上らせ給ふなり。七月十六日の朝アシタ 下界へくだり給ふなり。さてこそ、十六日六とて開夏僧イダ は、立ち去り此の夏中を持齋と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

九旬の供花ノ九旬ノ供花。十日を一句といへハ九旬は九十日也。四月十五日より七月十五日迄をいふ。むかししやか 釈迦如来れうしゆせん 靈鷲山におハせし時四月十五日にとうりてん 切利天に登り七月十六日の朝帰り玉ふ。此九十日の間ハ積尊の御留守なりしゆへらかんたちわけ 羅漢達別て懈怠なく勤行ありしといえり。是によりて今の世に至るまで此勤行をなすなり。九旬の供花とハ此日限の内前日仏に能つかへ香花をそなへる事をいふなり。〔76ウ①～④〕

とあって、この標記語「供花」の語をもって収載し語注記も上記の如く記載する。これ

を頭書 訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律しやうみやうねんぶつくしゆん く げ いちげちさいせんりつとさう 毘沙門天きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとう 等攝待千僧供養非人施行等

なり也／稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗藪行人等。接待千僧供養。非人施行等也。▲九旬供花旬八十日也。爰こゝに四月十五日より七月十六日まで九十日さを指す。又一夏そのあいたと名く。其間花げばなを仏つに供ふる也。是を夏花を摘むといふ。

[55 オ①～56 オ①・②]

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげ ぢさいぜんりつとさう ぎやうにんとうせつたいせんそうくやうひにん
稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪の行人等接待千僧供養非人
施行等也。▲九旬供花旬八十日也。爰こゝに四月十五日より七月十六日まで九十日さを指す。又一夏いちげ なづと名く。其間花そのあいたはなを仏ほとけに供ふる也。是そなを夏花これ げばなを摘むといふ。

[100 オ④～ウ①・②]

とあって、標記語「供花」の語をもって収載し、その語注記は「九旬供花旬八十日也。爰こゝに四月十五日より七月十六日まで九十日さを指す。又一夏いちげ なづと名く。其間花そのあいたはなを仏ほとけに供ふる也。是これ げばなを摘むといふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「供花」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

くう-げ〔名〕【供花】佛前に、花そなを供ふる儀。五月、九月の、兩度に行はれしと云ふ。増鏡、第十二、老波「九月の供花クウゲには、新院さへわたりものしたまへば」
[0513-2]

とあって、標記語「くう-げ〔名〕【供花】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「くう-げ〔名〕【供花】」「くげ（供花）①」に同じ*塵芥（1510-50頃）「供花 クウケ」と「く-げ【供花】〔名〕①死者や仏前に、花をそなえて供養すること。または、そなえる花。くうげ。②「くげえ（供花会）」の略」とが収載されていて、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

依將軍家之仰、神宮寺始結一夏九旬安居是當寺供華最初也鶴岳供僧等、奉仕之。《訓み下し》將軍家ノ仰セニ依テ、神宮寺ニ始メテ一夏九旬ノ安居ヲ結ブ。是レ當寺供花ノ最初ナリ。鶴岡ノ供僧等、之ヲ奉仕ス。《『吾妻鏡』承元三年四月十四日の条》

0909-085 「一夏（イチゲ）」（538-2004.06.16）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「伊」部に、

一夏^ゲ。〔元龜二年本 19 ①〕〔静嘉堂本 14 ⑤〕〔西來寺本（天正十五年） 29 ①〕
一夏^ケ。〔天正十七年本上 8 ウ二〕

とあって、標記語「一夏」の語を収載する。訓みを「(イチ) ゲ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

称名^{セウ}念佛。九旬^{シユン}ノ供華^{クウケ}花。一夏^{チケ}持齋^{チサイ}。禪律斗敷^{センリツトソウ}ノ行人等。接待^{セツタイ}千僧^{ソウ}
供養^{クヤウ}。非人^{ヒニン}施行^セ等也〔文明十四年本〕※斗敷^{トソウ}ヤフ。稱名^{セウミヤウ}。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は、「一夏」と記載し、訓みは文明十四年本に「(イ) チケ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「一夏」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』・易林本『節用集』には、標記語「一夏」の語は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては『運步色葉集』に標記語「一夏」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「一夏」〔謙堂文庫藏五一左②〕の語を収載し、語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

九旬^{シユン}ノ供花^{クケ}一夏^ケ持齋^{チサイ}禪律^{センリツ}九旬ノ供花ト云事ハ一夏ノ中身ヲイマシムル時也。四月十五日ヨリ七月十五日マデ道ニ入り勤行ヲ定ルナリ。是ハ九十日十日ヲ一旬ト云ナリ。爰ヲ以テ九旬ト云也。抑^{ソモヘ} 积尊^{リヤウシユセン}靈鷲^ヲ山ニ御座セシ時^{ヲボン} 御母^{マヤフニン} 摩耶夫人ノ御^{タメ}爲^{タウリ}ニ切利天^{マヤ}ニノ摩耶^{トキ}經ヲ説給フ也。是ヲ安居^{ミノリ}ノ御法ト申也。四月十四日ニ^{モロヘ} 諸^{タリ} 大ラカンヲ引具^{イダ}ノ切利天ニ上ラセ給フ也。七月十六日ノ朝^{アシタ} 下界ヘクダリ給フ也。サテコソ十六日六トテ開夏僧ハ立去リ此夏中ヲ持齋ト云フナリ。〔下 28 オ③～⑦〕

とあって、この標記語「一夏」とし、語注記は「九旬の供花と云ふ事は、一夏の中身をいましむる時なり。四月十五日より七月十五日まで道に入り勤行を定るなり。是は、九十日、十日を一旬と云ふなり。爰を以て九旬と云ふなり。抑^{ソモヘ} 积尊^{リヤウシユセン}靈鷲山に

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

御座せし時^{ヲワ} 御^{ヲホン} 母^{マヤ} 摩^{フニン} 耶^{タメ} 夫人^{タウリ} の御^{マヤ} 爲^{トキ} に切^{ミノリ} 利^{モロ} 天^{タリ} にして摩^{タリ} 耶^{イダ} 經^{イダ} を説^{イダ} 給^{イダ} ふなり。是^{イダ} を安^{イダ} 居^{イダ} の御^{イダ} 法^{イダ} と申^{イダ} すなり。四^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 四^{イダ} 日^{イダ} に 諸^{イダ} 大^{イダ} らか^{イダ} んを引^{イダ} 具^{イダ} して切^{イダ} 利^{イダ} 天^{イダ} に上^{イダ} らせ給^{イダ} ふなり。七^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 六^{イダ} 日^{イダ} の朝^{イダ} 下^{イダ} 界^{イダ} へくだり給^{イダ} ふなり。さてこそ、十^{イダ} 六^{イダ} 日^{イダ} 六^{イダ} とて開^{イダ} 夏^{イダ} 僧^{イダ} は、立^{イダ} ち去^{イダ} り此^{イダ} の夏^{イダ} 中^{イダ} を持^{イダ} 齋^{イダ} と云^{イダ} ふなり」と記載^{イダ} する。時代^{イダ} は降^{イダ} って、江^{イダ} 戸^{イダ} 時代^{イダ} の訂^{イダ} 誤^{イダ} 『庭^{イダ} 訓^{イダ} 往^{イダ} 來^{イダ} 捷^{イダ} 注^{イダ} 』（寛^{イダ} 政^{イダ} 十^{イダ} 二^{イダ} 年^{イダ} 版^{イダ} ）に、

一^{イダ} 夏^{イダ} の持^{イダ} 齋^{イダ} / 一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ} 一^{イダ} 夏^{イダ} といえるも上^{イダ} の句^{イダ} に九^{イダ} 句^{イダ} といえると同^{イダ} じ。四^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 五^{イダ} 日^{イダ} より七^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 五^{イダ} 日^{イダ} 迄^{イダ} の間^{イダ} 秋^{イダ} の日^{イダ} 十^{イダ} 五^{イダ} 日^{イダ} あれとも夏^{イダ} の日^{イダ} 数^{イダ} 多^{イダ} くしてしかも一^{イダ} 季^{イダ} 三^{イダ} 月^{イダ} の日^{イダ} 数^{イダ} なれば一^{イダ} 夏^{イダ} とはいふなり。持^{イダ} 齋^{イダ} とハ身^{イダ} をいましめつゝしみ心^{イダ} を清^{イダ} 淨^{イダ} にして勤^{イダ} 行^{イダ} するをいふ也。〔76 ウ④～⑥〕

とあつて、この標^{イダ} 記^{イダ} 語^{イダ} 「一^{イダ} 夏^{イダ}」の語^{イダ} をもつて収^{イダ} 載^{イダ} し、語^{イダ} 注^{イダ} 記^{イダ} も上^{イダ} 記^{イダ} の如^{イダ} く記^{イダ} 載^{イダ} する。

これを頭^{イダ} 書^{イダ} 訓^{イダ} 読^{イダ} 『庭^{イダ} 訓^{イダ} 往^{イダ} 來^{イダ} 精^{イダ} 注^{イダ} 鈔^{イダ} 』『庭^{イダ} 訓^{イダ} 往^{イダ} 來^{イダ} 講^{イダ} 積^{イダ} 』には、

稱^{イダ} 名^{イダ} 念^{イダ} 佛^{イダ} 九^{イダ} 句^{イダ} 供^{イダ} 花^{イダ} 一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ} 禪^{イダ} 律^{イダ} 斗^{イダ} 藪^{イダ} 乃^{イダ} 行^{イダ} 人^{イダ} 等^{イダ} 攝^{イダ} 持^{イダ} 千^{イダ} 僧^{イダ} 供^{イダ} 養^{イダ} 非^{イダ} 人^{イダ} 施^{イダ} 行^{イダ} 等^{イダ} なり / 稱^{イダ} 名^{イダ} 念^{イダ} 佛^{イダ}。九^{イダ} 句^{イダ} 供^{イダ} 花^{イダ}。一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ}。禪^{イダ} 律^{イダ}。斗^{イダ} 藪^{イダ} 行^{イダ} 人^{イダ} 等^{イダ}。接^{イダ} 待^{イダ} 千^{イダ} 僧^{イダ} 供^{イダ} 養^{イダ}。非^{イダ} 人^{イダ} 施^{イダ} 行^{イダ} 等^{イダ}也▲一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ} 一^{イダ} 夏^{イダ} 九^{イダ} 十^{イダ} 日^{イダ} の間^{イダ} 齋^{イダ} を持^{イダ} ちて不^{イダ} 淨^{イダ} にふれざるをいふ。俗^{イダ} に夏^{イダ} 断^{イダ} といふも 即^{イダ} 是^{イダ} 也。夏^{イダ} を修^{イダ} すること日本^{イダ} にてハ人^{イダ} 皇^{イダ} 卅^{イダ} 四^{イダ} 代^{イダ} 推^{イダ} 古^{イダ} 天^{イダ} 皇^{イダ} 十^{イダ} 四^{イダ} 年^{イダ} 初^{イダ} て四^{イダ} 月^{イダ} 八^{イダ} 日^{イダ} より七^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 五^{イダ} 日^{イダ} まで寺^{イダ} こと^{イダ} に齋^{イダ} を設^{イダ} く。是^{イダ} 其^{イダ} 始^{イダ} 也。

〔55 オ①～ 56 オ②・③〕

稱^{イダ} 名^{イダ} 念^{イダ} 佛^{イダ} 九^{イダ} 句^{イダ} 供^{イダ} 花^{イダ} 一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ} 禪^{イダ} 律^{イダ} 斗^{イダ} 藪^{イダ} の行^{イダ} 人^{イダ} 等^{イダ} 接^{イダ} 待^{イダ} 千^{イダ} 僧^{イダ} 供^{イダ} 養^{イダ} 非^{イダ} 人^{イダ} 施^{イダ} 行^{イダ} 等^{イダ} 也▲一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ} 一^{イダ} 夏^{イダ} 九^{イダ} 十^{イダ} 日^{イダ} の間^{イダ} 齋^{イダ} を持^{イダ} ちて不^{イダ} 淨^{イダ} にふれざるをいふ。俗^{イダ} に夏^{イダ} 断^{イダ} といふも 即^{イダ} 是^{イダ} 也。夏^{イダ} を修^{イダ} すること日本^{イダ} にてハ人^{イダ} 皇^{イダ} 卅^{イダ} 四^{イダ} 代^{イダ} 推^{イダ} 古^{イダ} 天^{イダ} 皇^{イダ} 十^{イダ} 四^{イダ} 年^{イダ} 初^{イダ} て四^{イダ} 月^{イダ} 八^{イダ} 日^{イダ} より七^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 五^{イダ} 日^{イダ} まで寺^{イダ} こと^{イダ} に齋^{イダ} を設^{イダ} く。是^{イダ} 其^{イダ} 始^{イダ} 也。

〔100 オ④～ウ①・②〕

とあつて、標^{イダ} 記^{イダ} 語^{イダ} 「一^{イダ} 夏^{イダ}」の語^{イダ} をもつて収^{イダ} 載^{イダ} し、その語^{イダ} 注^{イダ} 記^{イダ} は「一^{イダ} 夏^{イダ} 持^{イダ} 齋^{イダ} は、一^{イダ} 夏^{イダ} 九^{イダ} 十^{イダ} 日^{イダ} の間^{イダ} 齋^{イダ} を持^{イダ} ちて不^{イダ} 淨^{イダ} にふれざるをいふ。俗^{イダ} に夏^{イダ} 断^{イダ} といふも 即^{イダ} 是^{イダ} なり。夏^{イダ} を修^{イダ} すること日本^{イダ} にては、人^{イダ} 皇^{イダ} 卅^{イダ} 四^{イダ} 代^{イダ} 推^{イダ} 古^{イダ} 天^{イダ} 皇^{イダ} 十^{イダ} 四^{イダ} 年^{イダ} 初^{イダ} て四^{イダ} 月^{イダ} 八^{イダ} 日^{イダ} より七^{イダ} 月^{イダ} 十^{イダ} 五^{イダ} 日^{イダ} まで寺^{イダ} こと^{イダ} に齋^{イダ} を設^{イダ} く。是^{イダ} れ其^{イダ} の始^{イダ} めなり」と記載^{イダ} する。

当代^{イダ} の『日^{イダ} 葡^{イダ} 辞^{イダ} 書^{イダ} 』（1603-04 年^{イダ} 成^{イダ} 立^{イダ} ）に、

Ichigue. イチゲ（一^{イダ} 夏^{イダ}） Fito natçu. （一^{イダ} 夏^{イダ}） 一^{イダ} 夏^{イダ}. * 原文^{イダ} は verão, ou estio. [Natçu の注] [邦^{イダ} 訳^{イダ} 325]

† Ichigue. イチゲ(一夏)あるゼンチヨ(gentios 異教徒)が、救霊を得るためにいろいろな善徳の行をする、〔陰曆〕四月八日から七月八日に至る期間。例、Ichigueuocuru。(一夏を送る)上述のような行をしなが、この期間を過ごす。〔邦訳 325〕

とあって、標記語「一夏」の語の意味は「あるゼンチヨ(gentios 異教徒)が、救霊を得るためにいろいろな善徳の行をする、〔陰曆〕四月八日から七月八日に至る期間」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いちげ-あんご〔名〕【一夏安居】〔出典の盛衰記に、一夏安居とあり、是れ成語にて、他の異稱は、皆略語ならむ、けは、夏の呉音、(上下、ジャウゲ)一夏とは、^{なつヂユウ}夏中の意(一年中)こは、居の呉音、(去年、過去、御寝、御覽)天竺にて、夏期は、霖雨多く、旅行に適せざるのみならず、地に無数の蟲類あり、^{いたむ}踏み傷ることあれば、釋迦、其徒弟をして蟄居、修道せしめたるなりと云ふ、^{ほんやく}翻譯名義集、四、安居の條に「無事游行、妨修出業、損傷物命、違慈寔深」とあり、安居とは、安隱、靜居の意、一處に定住して、道心を修養するなり、^{ヨンザダウ}隱坐道などとも云ふ〕佛道に云ふ語。又、夏安居、^{グアンゴ}夏籠、^{ゲゴモリ}夏行などとも云ひ、下略して、一夏、又、夏とのみも云ふ。僧の、四月十六日(陰曆の)より七月十五日まで、外出せず、講經、修道して居ることにて、即ち、太陰曆の全夏期なり。四月に始むるを、^{ケチゲ}結夏と云ひ、七月に解散するを、^{ゲゲ}解夏、又、^{ゲあけ}夏明と云ひ、七月十六日、自由となるを、^{ジシ}自恣と云ふ。(行事抄、上、尚、自恣の條を見よ)安居に參ずる者を、^{グシユウ}夏衆と云ひ、^{グアラフ}參會の回数^{グアラフ}の多きを、長老とし、夏牘と云ひ、此間、^{ゲギヤウ}經文を讀誦するを、^{ゲギヤウ}夏經と云ひ、^{ゲがき}供養のために、^{ゲがき}經文を寫すを、^{ゲがき}夏書と云ふ。精進の意、通常には、佛像に向ひて、定時に回向する誦經、禱拜、燒香、等の儀式を云ふ。天武紀、下、十二年七月「是夏、始請僧尼、安居于宮中」此後、奈良朝、平安朝に亘りて、十五大寺、其他に於て、安居の事ありしこと、玄蕃寮式等に、屢見ゆ。源平盛衰記、十八、文覺清水狀天神金事「如何に殿原、自今以後は、知るべし、一夏、精進の在俗よりは、無智無行の比丘は勝りたり」禪宗にては、^{ゴウコズ}安居を、^{ゴウコズ}江湖會と云ひ、又、別に、十月十六日より、一月十六日まで安居するを、^{ユキアンゴ}雪安居と云ふ。源平盛衰記、九、山門堂塔事「堂衆と申すは、云云、座主覺尋僧正、御治山の時より、三塔に結審して、夏衆と號して、佛に花奉りし輩也」同、十六、三井寺燒失事「佛

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

闇、一字も残らず焼けにけり、云云、一夏安居の佛前も無ければ、供花の薫も絶えにけり」
義經記、三、書寫山炎上事「このげと申すは、諸國の修行者、充滿して、餘念もなく勤
めける」謡曲、通小町「是れは、八瀬の山里に、一夏イダを送る僧にて候」心中天網島（享保、
近松作）下、名残の橋づくし「一夏三部、夏書げがきせし、大悲大悲の普門品」〔0168-2〕

とあって、標記語「いち-げ〔名〕【一夏】」の語でなく、いちげ-あんご〔名〕【一夏安居】
の悟を以て収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「いち-げ【一
夏】〔名〕（一夏九句の略）いちげくじゆん 仏語。あんご 安居を行なう、四月十六日から七月十五日までの夏
の九十日間。また、安居のこと。ひとなつ。①努力して仏道修行すること。②仏前で
時を定めて読経、礼拝、焼香などをする儀式をいう。おつとめ」とあって、『庭訓往來』
のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

四月七日神吾当来導師弥勒尊乎欲崇布、遷立伽藍奉安慈尊利、一夏九句乃間毎日奉拝
慈尊牟、文、始自五月十五日移来足禅院ヲ、建立ス宮ノ之西ニ、《『石清水文書・田中』
承和十一年六月十七日の条 403・2/83〕

0909-086 「持齋（ヂサイ）」（539-2004.06.17）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「知」部に、

サイ
持齋。〔元龜二年本 63 ⑨〕

サイ
持齋。〔静嘉堂本 74 ②〕

チ
持齋。〔天正十七年本上 37 オ⑧〕

セイ
持齋。〔西來寺本（天正十五年）114 ④〕

とあって、標記語「持齋」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

稱名念仏。九句サイ供花トソウ一夏セツタイ持齋禪律斗トソウ敷サイ行人等接待千僧供養非人施
行等也〔山田俊雄藏本〕

稱名ノ念仏九句ノ供華一夏之持齋禪律斗敷行人等接待千僧ノ供養非
人ノ施行等也〔經覺筆本〕

稱名ノ念佛。九句ノ供華シユン。一夏クウケ持齋チケ。禪律斗敷チサイ行人等。接待千僧センリツトソウ。供養非人セツタイソウ

クヤウ ヒニン セ
供養。非人施行等也〔文明十四年本〕 ※斗トソウ藪ヤツ。稱名。
セウミヤウ

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「持齋」と記載し、訓みは山田俊雄藏本に「(チ)サイ」、経覺筆本・文明十四年本に「チサイ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

イタスモノイミヲ
致齋 神社部／チサイ／イミサスヲ云也。〔黒川本・疊字門上 55 オ⑤〕

持戒 〃佛。〃經。〃節。〃齋。〃病。〃律。〃疑。〔卷二・疊字門 474 ②〕

とあって、標記語「持齋」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「持齋」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

チサイ
持齋モツ、モノイミ〔平・平〕。〔態藝門 174 ④〕

とあって、標記語「持齋」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

チサイ
持齋。〔弘・言語進退門 52 ⑥〕

チサイ チリツ ヒヤウ モツ ギ サン
持齋 一律。一病。一物。一疑。一參。〔永・言語門 53 ③〕

持齋 一律。一病。一物。一疑。一參。〔堯・言語門 48 ④〕

チサイ
持齋 一律。一病。一物。〔両・言語門 57 ③〕

とあって、標記語「持齋」の語を収載する。また、易林本『節用集』は標記語「持齋」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「持齋」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

539 一夏ノ之持齋 往来ノ者ニ施_ニ-行食_一、又齋形ヲ護持スルヲ云也云々。〔謙堂文庫藏五一左②〕

とあって、標記語「持齋」の語を収載し、語注記は「往来の者に食を施行し、又齋形を護持するを云ふなり云々」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

シユン クケ ケ チサイセンリツ
 九旬ノ供花一夏ノ持齋禪律九旬ノ供花ト云事ハ一夏ノ中身ヲイマシムル時
 也。四月十五日ヨリ七月十五日マデ道ニ入り勤行ヲ定ルナリ。是ハ九十日十日
 ヲ一旬ト云ナリ。爰ヲ以テ九旬ト云也。抑 積尊靈鷲山ニ御座セシ時 御 母
 マヤフニン タメ タウリ マヤ トキ
 摩耶夫人ノ御爲ニ切利天ニ摩耶經ヲ説給フ也。是ヲ安居ノ御法ト申也。四月
 十四日ニ 諸 大ラカンヲ引具メノ切利天ニ上ラセ給フ也。七月十六日ノ 朝 下界
 モロヘ タリ アシタ
 ヘクダリ給フ也。サテコソ十六日六トテ開夏僧ハ立去リ此夏中ヲ持齋ト云フナ
 リ。〔下 28 オ③～⑦〕

とあって、この標記語「持齋」とし、語注記は「九旬の供花と云ふ事は、一夏の中身
 をいましむる時なり。四月十五日より七月十五日まで道に入り勤行を定るなり。是は、
 九十日、十日を一句と云ふなり。爰を以て九旬と云ふなり。抑 積尊靈鷲山に
 シユン ソモヘ リヤウシユセン ヲワ ヲホン
 御座せし時 御 母摩耶夫人の御爲に切利天にして摩耶經を説給ふなり。是を安居の
 マヤフニン タメ タウリ マヤ トキ
 御法と申すなり。四月十四日に 諸 大らかんを引具して切利天に上らせ給ふなり。七
 ミノリ
 月十六日の 朝 下界へくだり給ふなり。さてこそ、十六日六とて開夏僧は、立ち去り
 アシタ イダ
 此の夏中を持齋と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷
 注』(寛政十二年版)に、

いちけ じさい
 一夏の持齋ノ一夏ノ持齋 一夏といえるも上の句に九旬といえると同じ。四月
 十五日より七月十五日迄の間秋の日十五日あれとも夏の日数多くしてしかも
 一季三月の日数なれば一夏とはいふなり。持齋とハ身をいましめつゝしみ心を
 しやうへん
 清浄にして勤行するをいふ也。〔76 ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「持齋」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちけ ぢさいぜんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとう
 稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪乃行人等攝待千僧供養非人施行等
 なり
 也ノ稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗藪行人等。接待千僧供
 養。非人施行等也▲一夏持齋ハ一夏九十日の間 齋を持ちて不浄にふれざ
 ものいミ たも ふじやう
 るをいふ。俗に夏断といふも 即 是也。夏を修すること日本にてハ人皇卅四代
 そく げたち すなハチ
 推古天皇十四年初て四月八日より七月十五日まで寺ことに齋を設く。是其始也。

〔55 オ①～ 56 オ②・③〕

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちけ ぢさいぜんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにん
 稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪の行人等接待千僧供養非人

せぎやうとうなり
施行等也▲一夏持齋ハ一夏九十日の間 齋ものいミ たもを持ちて不淨ふじやうにふれざるをいふ。
 ぞく げだち すなハちこれ しゆ すいこてんわう
 俗に夏断といふも 即 是也。夏を修しゆすること日本にてハ人皇卅四代推古天皇
 十四年初て四月八日より七月十五日まで寺ことに齋まうを設く。是其始也。

〔100 オ④～ウ①・②〕

とあって、標記語「持齋」の語をもって収載し、その語注記は「一夏持齋は、一夏九十日の間 齋ものいミ たもを持ちて不淨ふじやうにふれざるをいふ。俗に夏断といふも 即 是なり。夏しゆを修しゆすること日本にては、人皇卅四代推古天皇十四年初て四月八日より七月十五日まで寺ごとに齋まうを設く。是れ其の始めなり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「持齋」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大概文彦編『大言海』には、標記語「ぢ-さい〔名〕【持齋】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「じ-さい【持齋】〔名〕①仏語。仏門にはいった人が、午後、食事をしないこと。すなわち非時食戒をたもつこと。在家では六齋日にこれをまもる。②他との交りを断って、もっぱら自分の後生のために戒律を守る生活をする事。また、その人」とあって、『庭訓往来』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

亦、日夜ニ阿弥陀ノ念佛ヲ唱フ、亦、常ニ持齋ス。《『今昔物語集』第十七、紀用方、仕地藏菩薩蒙利益語第二》

0909-087「禪律（ゼンリツ）」（540-2004.06.18）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「知」部に、

×。〔元亀二年本〕

禪律リツ。〔静嘉堂本 426 ⑥〕

とあって、標記語「禪律」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、

称名セウノ念佛シユン。九句クウケケノ供華花チケ。一夏チサイノ持齋センリツ。禪律斗藪トソウノ行人等セツタイ。接待セウミヤウノ供養トソウ。非人施行等也セウミヤウ〔文明十四年本〕 ※斗藪トソウヤフ。稱名。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覚筆本・文明十四年本の古写本は「禪律」と記載し、訓みは文明十四年本に「ゼンリツ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「禪律」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

カヅキアンダウアンジャチンケウ
喝食行堂行者聽叫 以上ノ四種ハ禪律ノ之使令ナリ也。〔人倫門 40 ⑥〕

とあって、標記語「喝食行堂行者聽叫」の語注記に「禪律」の語を収載する。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』に、標記語「禪律」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

ゼンジ ナフ ソウ リツ カク シウ モン
禪師 一衲。一僧。一律。一客。一宗。一門。〔人倫門 233 ⑦〕

とあって、標記語「禪師」の熟語群として「禪律」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては『運歩色葉集』や易林本『節用集』に「禪律」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

540 禪律斗ス斗スノ行人等 頭陀之行人。不期明日也。〔謙堂文庫藏五一左③〕

とあって、標記語「禪律」の語を収載し、語注記は「頭陀の行人。明日を期せずなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

シユン クケ ケ チサイセンリツ
九旬ノ供花一夏ノ持齋禪律九旬ノ供花ト云事ハ一夏ノ中身ヲイマシムル時也。四月十五日ヨリ七月十五日マデ道ニ入り勤行ヲ定ルナリ。是ハ九十日十日ヲ一旬ト云ナリ。爰ヲ以テ九旬ト云也。抑 釈尊靈鷲山ニ御座セシ時 御母マヤフニンノ御爲ニ切利天ニモ摩耶經ヲ説給フ也。是ヲ安居ノ御法ト申也。四月十四日ニ 諸 大ラカンヲ引具メ切利天ニ上ラセ給フ也。七月十六日ノ朝 下界ヘクダリ給フ也。サテコソ十六日六トテ開夏僧ハ立去リ此夏中ヲ持齋ト云フナリ。〔下 28 オ③～⑦〕

とあって、この標記語「禪律」とし、語注記は「九旬の供花と云ふ事は、一夏の中身をいましむる時なり。四月十五日より七月十五日まで道に入り勤行を定るなり。是は、九十日、十日を一句と云ふなり。爰を以て九旬と云ふなり。抑 釈尊靈鷲山に御座せし時 御母摩耶夫人の御爲に切利天にして摩耶經を説給ふなり。是を安居の御法と申すなり。四月十四日に 諸 大らかんを引具して切利天に上らせ給ふなり。七

月十六日の朝アシタ下界へくだり給ふなり。さてこそ、十六日六とて開夏僧イゲは、立ち去り此の夏中を持齋と云ふなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

禪律ぜんりつ／禪律 禪宗律宗の僧なり。上の盤水を轉讀し經王を讀誦しと云より下の三十三字を此二字にかけて見るべし。言こゝろハ読経を誦し勤行をしとけたる禪律兩宗の僧といふ事なり。〔76 ウ④～⑥〕

とあって、この標記語「禪律」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖擻乃行人等攝待千僧供養非人施行等しやうみやうねんぶつくしゆんくげいちげちさいぜんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとうなり
也／稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。抖擻行人等。接待千僧供養。

非人施行等也▲禪律ハ四月の進状に見ゆ。〔55 才①～56 才③〕

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人しやうみやうねんぶつくしゆんくげいちげちさいぜんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとうなり
施行等也▲禪律ハ四月の進状にミゆ。〔100 才④～ウ①・②〕

とあって、標記語「禪律」の語をもって収載し、その語注記は「禪律は、四月の進状に見ゆ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「禪律」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぜん-りつ〔名〕【禪律】（一）佛教の語、禪宗にての戒律。（出典を見よ）出家大綱「護齋戒法、有二門、一者衣食、二者行儀、初、衣食者、衣謂覆身、食謂資身、次行儀者、行謂戒行、儀調律儀、衣有二、俗衣、法衣、食有二、請食、乞食、戒有二、比丘戒、菩薩戒、律有二、俗律、道律」元亨釋書、七、淨禪「釋辨圓、云云、大相國（道家）於光明峯別墅、云云、受禪門大戒律兼秘密灌頂、正嘉元年寛元上皇（後嵯峨）於龜山宮、受禪門菩薩戒」（二）禪宗と、律宗と。太平記、一、後醍醐天皇御治世事「凡、諸道の廢れたるを興し、一事の善をも賞せられしかば、寺社、禪律の繁昌、爰に時を得、顯密、儒道の碩才も、皆望を達せり」〔1134-1〕

とあって、標記語「ぜん-りつ〔名〕【禪律】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ぜん-りつ【禪律】〔名〕禪と律。坐禅思索と戒行の研究」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

すべて諸道の廢れたるを興し、一事の善をも賞せられしかば、寺社禪律の繁昌、ここに時を得、頭密儒道の碩才も皆望みを達せり。《土井本『太平記』卷一・後醍醐天皇御治世の事付けたり武家繁昌の事》

一宝殿院権僧正御門跡連々御参次、被仰出趣、近日関東静謐御礼、諸門跡并禪律寺庵悉成申間、東寺へ可成申由及度々被仰出間、令披露間為御門跡如此被仰出上者、作事皆々已下等可有治定旨、去月十一日評儀時治定畢、仍去月廿六日、為御門跡と被伺申、御成日次、八月廿日御治定云々《『東寺百合文書』ち、永享十一年八月一日・13-52・4/123》

0909-088 「**抖藪** {斗藪} (トソウ)」(540-2004.06.19)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「登」部に、標記語「斗藪」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

稱名念仏。九句^{サイ}供花^{トソウ}一夏^{セツタイ}持齋禪律斗藪^{セツタイ}行人等接待千僧供養非人施行等也〔山田俊雄藏本〕

稱名^{チサイ}念仏^{トソウ}九句^{セツタイ}供華^{セツタイ}一夏^{セツタイ}之持齋禪律斗藪^{セツタイ}行人等接待千僧^{セツタイ}供養非人^{セツタイ}施行等也〔経覺筆本〕

稱名^{セウ}念佛^{シユン}。九句^{クウケケ}供華^{チケ}花^{チサイ}。一夏^{センリツトソウ}持齋^{トソウ}禪律斗藪^{トソウ}行人等^{セウミヤウ}。接待千僧^{セウミヤウ}供養^{トソウ}。非人施行等也〔文明十四年本〕 ※斗藪^{セウミヤウ}ヤフ。稱名。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「斗藪」、山田俊雄藏本は「抖藪」と記載し、訓みは山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本に「トソウ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

^ト斗藪 同(僧俗分)。トウソウ。〔前田本・疊字門上 49ウ⑤〕

^{トソウ}斗藪 ウチハラフ。〃笏。〃拘星。〃升。〃酒。〃儲馬。

〔十卷本卷二・疊字門 428①〕

とあって、標記語「斗藪」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

^{トソウ}斗擻 頭陀也。〔態藝門 77 ④〕

とあって、標記語「斗擻」の語を収載し語注記に「頭陀なり」と記載する。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

^{トソウ}斗擻〇、アグル〔去・上〕^{ヤクニハツタ}頭陀新譯^{フンギニシユヂト}杜多。此——。大般若経音訓云^ニ修治^ト。

〔態藝門 138 ②〕

とあって、標記語「斗擻」の語を収載し、訓みは「トスウ」とし、語注記に『頭陀新譯』には、杜多。此斗擻。『大般若経音訓』に修治と云ふ」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

^{トソウ}斗擻。〔永・言語門 45 ③〕^{トソウ}斗擻 頭陀也。新譯^{ニハ}杜多。此^{ニハ}——。大般若経音義云。修治。〔永・言語門 47 ⑥〕

^{トサウ}斗擻 一桶。一概。〔堯・言語門 41 ⑧〕^{トソウ}斗擻 頭陀也。新譯^ニ杜多。此^{ニハ}——。

大般若経音義云。〔堯・言語門 43 ①〕

^{トソウ}斗擻 頭陀也。新譯杜多。此^{ニハ}——。〔両・言語門 51 ②〕

とあって、標記語「斗擻」「斗擻」の語を以て収載する。訓みは「トサウ」と「トスウ」。また、易林本『節用集』に、

^{トソウ}斗擻。斗擻。〔言辞門 46 ②〕

とあって、標記語「斗擻」「斗擻」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「斗擻」「斗擻」の語を収載していて、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

540 禪律^{ニス}斗擻ノ行人等 頭陀之行人。不期明日也。〔謙堂文庫藏五一左③〕

とあって、標記語「斗擻」の語を収載し語注記は「頭陀の行人。明日を期せずなり」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

^{トソウ}斗擻ノ行人等^{ナン}トハ難行也。山ノ嶺^{ミネ}ニ上リ^{ヒトリスミ}獨住^グ樹下石上ニテ身ヲ凝ス。是ヲ斗擻ト云也。又アラ行者トモ云ヘリ。〔下 28 オ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「斗擻」とし語注記は「難行なり。山の嶺に上り獨住樹下石上にて身を凝す。是れを斗擻と云ふなり。また、あら行者とも云へり」と記載する。

時代は降って、江戸時代の訂訳『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

抖藪とそうの行人等きやうにんとうの接待せつたい／抖藪トソウ／行人等トソウ／接待 山に登り峯に入り樹下に宿し、石上に坐して身をこらして行をする者を抖藪乃行人といふ。抖ハはらふと訓し、藪ハ草木などの生繁りたる所を云。草木の生ひ繁りて道なきをはらひのけて難所を渡るといふ義なるにや。接待ハあしらふ事也。禅律の僧行者の人へハ飲食など施す事を云なり。〔76 ウ⑧～77 オ③〕

とあって、この標記語「抖藪」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖藪乃行人等攝待千僧供養非人施行等しやうみやうねんぶつくしゆんくげいちけちさいせんりつとさうきやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせきやうとうなり也／稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗藪行人等。接待千僧供養。非人施行等也▲抖藪ハ世事貯へなきの義。その行人とハ樹下石上に身をこらして難行苦行を修する人をいふ。〔55 オ①～56 オ③・④〕
稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖藪の行人等接待千僧供養非人施行等也▲抖藪ハ世事貯へなきの義。その行人とハ樹下石上に身をこらして難行苦行を修する人をいふ。〔100 オ④～ウ①・②〕

とあって、標記語「抖藪」の語をもって収載し、その語注記は「抖藪ハ世事貯へなきの義。その行人とハ樹下石上に身をこらして難行苦行を修する人をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Tosô. トソウ (抖擻) Tosu. (抖擻) と言う方がまさる. すなわち, Anguiano bôzu. (行脚の坊主) 遍歴する坊主 (Bonzo). [邦訳 670 l]

とあって、標記語「抖藪」の語の意味は「Tosu. (抖擻) と言う方がまさる. すなわち, Anguiano bôzu. (行脚の坊主) 遍歴する坊主 (Bonzo)」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

と-そう〔名〕【抖擻】〔梵語、Dhūta. (頭陀、又は、杜多)の譯語。法苑珠林(唐、釋道世)一百「西云-頭陀-、此云-抖擻-、能行-此法-、即能抖-擻煩惱-、去-離貪著-、如-抖擻能去-塵垢-是故從-臂爲-名」即ち、諸の煩惱を拂ひ捨つる意〕(一) 佛教の語。頭陀の條を見よ。衣食住をも心に懸けず、拂ひ捨つること。又、貪、嘔、癡の三慾を拂ひ去ること。字類抄「抖擻、トソウ、ウチハラフ」謡曲、安達原「夫

て捨身抖擻の行體は、山伏修行の便りなり」同、朝長「出家の身をも許さねば、抖擻行脚に身をやつし、忍びて下向仕り候」（二）轉じて、僧侶、又は、行脚。源平盛衰記、十八、文覺勸_レ頼朝謀反_レ事「座禪繩床の室の内には、本尊持經の外は物なし、角て抖擻修行の後、再び高雄の邊に居住して」〔1407-1〕

とあって、標記語「と-そう〔名〕【抖擻】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「と-そう【抖擻・斗藪】〔名〕（梵 Dhūta. 頭陀の訳）仏語。

①身心を修練して衣食住に対する欲望をはらいのけること。また、その修行。これに一二種を数える。とすう。ずだ（頭陀）。②ふりはらうこと。特に、雑念をうちはらって心をつにすること。一つのこと集中して他のことを思わないこと」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

禪門諸国抖擻終はりて、鎌倉に帰り給ふと等しく、この位牌を召し出だし、横領せし地頭が所帯を没収して、尼公が本領の上に添へてぞ、これを給ひたりける。《土井本『太平記』卷第卅五・北野通夜物語の事》*『祖庭事苑』卷一「抖擻」注記。

斗
擻
當
作
抖
擻
音
斗
叟
鑿
索
物
也

0909-089「行人（ギヤウニン）」（540-2004.06.20）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「幾_ニ部」に、
行人。〔元龜二年本 284 ①〕〔静嘉堂本 325 ④〕

とあって、標記語「行人」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「行人」と記載し、訓みは未記載にする。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「行人」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「行人」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

行人_{ギヤウニン}ヲコノウノカウ・ユク・ツラナル、ジン・ヒト〔平・平〕。〔熊藝門 852 ⑤〕

とあって、標記語「行人」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・

堯空本・兩足院本『節用集』は、標記語「行人」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

^{ギヤウジヤ}行者。一人。〔幾部人名門 186 ①〕

とあって、標記語「行者」の熟語群として「行人」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、広本『節用集』・『運歩色葉集』・易林本『節用集』に「行人」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

540 禪律斗藪ノ行人等 頭陀之行人。不期明日也。〔謙堂文庫藏五一左③〕

とあって、標記語「行人」の語を収載し、語注記は「頭陀の行人。明日を期せずなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

^{トソウ}斗藪ノ^{ナン}行人等トハ難行也。山ノ^{ミネ}嶺ニ上リ^{ヒトリスミ}獨住^ゲ樹下石上ニテ身ヲ凝ス。是ヲ斗藪ト云也。又アラ行者トモ云ヘリ。〔下 28 オ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「行人」とし、語注記は「難行なり。山の嶺に上り 獨住 樹下石上にて身を凝す。是れを斗藪と云ふなり。また、あら行者とも云へり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{トソウ}斗藪ノ^{トソウ}行人等ノ^{トソウ}接待 山に登り峯に入り樹下に宿し石上に坐して身をこらして行をする者を斗藪乃行人といふ。斗ハはらふと訓し藪ハ草木などの生繁りたる所を云。草木の生ひ繁りて道なきをはらひのけて難所を渡るといふ義なるにや。接待ハあしらふ事也。禪律の僧行者の人へへ飲食など施す事を云なり。〔76 ウ⑧～77 オ③〕

とあって、この標記語「行人」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{シヤウミヤウネン}稱名念佛^ク九句^イ供花^チ一夏^セ持齋^{セン}禪律斗藪^ノ行人^等攝待千僧^ノ供養^ノ非人^ノ施行^等なり也ノ^ニ稱名念佛^ノ。九句^ノ供花^ノ。一夏^ノ持齋^ノ。禪律^ノ。斗藪^ノ行人^等。接待^ノ千僧^ノ供養^ノ。非人^ノ施行^等也▲斗藪ハ^セ世事^ノ貯^ヘななきの義。その行人とハ樹下石上に身をこらして難行苦行を修する人をいふ。〔55 オ①～56 オ③・④〕

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげ ちさいぜんりつとさう ぎやうにんとうせつたいせんそうくやう ひにん
稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人
 せぎやうとうなり せじたくハ じゆかせきじやう ミ
施行等也▲抖擻ハ世事貯へなきの義。その行人とハ樹下石上に身をこらし
 なんぎやうくぎやう しゆ
 て難行苦行を修する人をいふ。〔100オ④～ウ①・②〕

とあって、標記語「行人」の語をもって収載し、その語注記は「その行人とハ樹下石上に身をこらして難行苦行を修する人をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Guiõnin. ギャウニン（行人） **Voconõ fito.**（行ふ人）. すなわち、**Guiõtaiuo suru fito.**（行体をする人）苦行をする人、または、善徳の行ないや修行をする人。
 [邦訳 301 r]

とあって、標記語「行人」の語の意味は「**Voconõ fito.**（行ふ人）. すなわち、**Guiõtaiuo suru fito.**（行体をする人）苦行をする人、または、善徳の行ないや修行をする人」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ぎやう-にん〔名〕【行人】（一）僧の修行人。行者。古事談、六、亭宅諸道「晴明者乍俗、那智千日之行人也」（二）高野山の僧衆の稱。學侶の（三）の條を見よ。（三）乞食僧。寛文二年九月、町觸「出家、山伏、行人、願人、町屋に宿借り候はば、本寺より、弟子に無紛段、證文を取り、其上、請人を立て、裏店に差置可申候」（嬉遊笑覽、十一）「千日詣の行人」〔0494-5〕

とあって、標記語「ぎやう-にん〔名〕【行人】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ぎよう-にん【行人】〔名〕①修行者。②特に、比叡山延曆寺の堂衆。③高野山の僧で、密教修学のかたわら、大峰、葛城などの山々を修練、行法する者。また広義には、行人方をいう。④乞食僧。⑤富士詣でをする人」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

佛像經論、化煙炎、而昇天、學徒行人、溺涕淚、而投地《訓み下し》仏像經論、煙炎ニ化シテ、天ニ昇リ、學徒行人、涕淚ニ溺レテ、地ニ投ズ。《『吾妻鏡』元暦元年十一月二十三日の条》

0909-090「接待（セツタイ）」（540-2004.06.21）

室町時代の古辞書である『運步色葉集』（1548年）の「勢」部に、

^{セツタイ}
接待。〔元龜二年本 352 ⑥〕〔静嘉堂本 424 ⑤〕

とあって、標記語「接待」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

稱名念仏。九旬^{サイ}供花一夏^{トソウ}持齋禪律斗敷^{セツタイ}行人等接待千僧供養非人施行等也〔山田俊雄藏本〕

稱名^{チサイ}念仏九旬^{トソウ}供華一夏^{セツタイ}持齋禪律斗敷^{セツタイ}行人等接待千僧^{セツタイ}供養非人^{ソウ}施行等也〔経覺筆本〕

稱名^{セウ}念佛^{シユン}九旬^{クウケケ}供華^{チケ}花^{チサイ}。一夏^{センリツトソウ}持齋^{トソウ}禪律斗敷^{セツタイ}行人等^{ソウ}接待千僧^{セツタイ}供養^{クヤウ}非人^{ヒニン}施行等也〔文明十四年本〕※斗敷^{トソウ}ヤフ。稱名^{セウミヤウ}。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「行人」と記載し、訓みは、山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本に「セツタイ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「接待」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

^{セツタイ}
接待。〔態藝門 93 ⑤〕

とあって、標記語「接待」の語を収載する。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

^{セツタイ}
接待マヅワルハ、マツ〔入・上〕自_二優填王_一始ル。日本ハ自_二嵯峨天皇_一始ル也。施_二茶_一ヲ於旅人_二之義也。〔態藝門 1095 ⑤〕

とあって、標記語「接待」の語を収載し、『下學集』には語注記は無く、その語注記は「優填王より始る。日本は、嵯峨天皇より始るなり。旅人に茶を施すの義なり」と記載し、下記真字本の語注記に前半部が共通する。後半部は所謂増補か。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』にも、

^{セツタイ}
接待 施茶於旅人。〔弘・言語進退門 266 ⑤〕

^{セツタイ}
接待 施_二茶_一於旅人_一。〔永・言語門 227 ③〕

^{セツタイ}
接待 施_二茶_一於旅人_一也。〔堯・言語門 213 ⑨〕

とあって、標記語「接待」の語を収載し、語注記は「旅人に茶を施す(なり)」と広本『節用集』の語注記後半部を継承するため、下記真字本の語注記とは合致しない。また、

易林本『節用集』に、

^{セツタイ}接待。〔勢部・言辞門 237 ②〕

とあって、標記語「接待」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「接待」の語を収載していて、特に広本『節用集』の語注記が下記真字本『庭訓往来註』に共通する語となっていることを茲に指摘しておく。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

541 ^{セツタイ}接待千僧供養非 - 人施 - 行等也。優填王始也。日本ニハ嵯峨天王始。〔謙堂文庫藏五一左③〕

とあって、標記語「接待」の語を収載し、語注記は「優填王始るなり。日本には、嵯峨天王始る」と記載する。

古版『庭訓往来註』では、

^{セツタイ}攝待トハ宿ヲ定テ往来ノ僧衆ヲ一宿ヅハサスル也。攝待トハ待テスクフト書也。
〔下 28 オ⑧〕

とあって、この標記語「攝待」とし、語注記は「宿を定めて往来の僧衆を一宿ずつさするなり。攝待とは、待ちてすくふ書くなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

^{とそう}抖藪の^{きやうにんとう}行人等の^{せつたい}接待／^{トソウ}抖藪、^{トソウ}行人等、接待 山に登り峯に入り樹下に宿し石上に坐して身をこらして行をする者を抖藪乃行人といふ。抖ハはらふと訓し藪ハ草木などの生繁りたる所を云。草木の生ひ繁りて道なきをはらひのけて難所を渡るといふ義なるにや。接待ハあしらふ事也。禅律の僧行者の人へへ飲食など施す事を云なり。〔76 ウ⑧～77 オ③〕

とあって、この標記語「接待」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

^{しやうみやうねんぶつくしゆんくげいちけちさいせんりつとさう}稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖藪乃行人等^{きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとう}攝待千僧供養非人施行等
なり也／稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗藪行人等。接待千僧供養。非人施行等也▲攝待ハ^{せもつ}施物を^{おさ}撮めて^{ゆき}往来の人を^{まちうく}待請るの義なるべし。

〔55 オ①～56 オ④〕

しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげ ちさい ぜんりつとさう ぎやうにんとうせつたいせんそうくやう ひにん
稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律抖擻の行人等接待千僧供養非人
せぎやうとうなり せもつ をさ ゆきゝ まちうく
施行等也▲攝待ハ施物を撮めて往来の人を待請るの義なるべし。

[100 オ④～ウ⑤・⑥]

とあって、標記語「接待」の語をもって収載し、その語注記は「攝待は、施物を撮め
て往来の人を待請るの義なるべし」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Xettai. セツタイ（接待） 巡礼や貧者などを招いて、茶（Cha）のもてなしを
すること. § Xettaiuo tatçuru. (接待を立つる) それらの巡礼の茶（Cha）を飲
む場所、あるいは、家をしつらえる。〔邦訳 756 r〕

とあって、標記語「接待」の語の意味は「巡礼や貧者などを招いて、茶（Cha）のも
てなしをすること」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、
せつ-たい〔名〕【接待】〔施待の音便か急呼か〕（一）客を、あつかひ、待遇すこと。
あへしらひ。あしらひ。接伴。應接。晉書、胡奮傳「奮少好-武事-、宣帝之伐-遼
東-也、以-白衣-侍-從左右-、甚見-接待-」（二）ふるまひ。ほどこし。施與。佛祖
統記「鑿-義井於城南樂社-、云云、以飲-行者-、云云、施-湯茗-、無-問-道俗-、結-屋
敷楹-、創爲-接待-」太平記、廿、結城入道墮-地獄-事「留るべき宿を尋ぬる處に、山
伏一人、出來て、いざさせ給へ、此邊に、接待所の候ぞ、其處へ連れ進らせんと云ひけ
る間」後撰夷曲集（寛文、生白堂行風）八、雜、上「攝待に、たてる煎じ茶、焙じても、
ほうじ難きは、父母の恩」（報じに、焙じを言ひかく、攝は、接に通ず）謡曲、攝待「佐
藤の館に於て、山伏攝待の事は、我等が望む所なれども、佐藤の館が憚りにて候ふ程に」
〔1113-1〕

とあって、標記語「せつ-たい〔名〕【接待】」の語を収載する。これを現代の『日本
国語大辞典』第二版に、標記語「せつ-たい【接待】■〔名〕①客をあしらいもて
なすこと。もてなし。接遇。②行脚僧、旅僧を布施する法の一つ。門前・往来に、清
水または湯茶を出しておいて、通行の修行僧にふるまったり、宿泊させたりすること。
また、寺で貧しい人や参詣人に無料で食物を与えること。門茶。かどちや③一般に、湯茶、酒、
食事などをふるまうこと。■（摂待）謡曲。四番目物。観世・宝生・金剛・喜多流。
みやます宮増作。奥州の佐藤継信の館に山伏姿の義経主従が立ち寄る。母の老尼と継信の遺児
鶴若が一行のそれぞれの名を言い当てたので、弁慶は身分を明かし、老尼の求めに応

じて継信・忠信兄弟の八島合戦における活躍を語る。幸若舞の「八島」と同じ題材」とあって、『庭訓往来』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

田左衛門太郎給分之事、為副田湯接待料足可寄進也、限永代、右、此条〃、為後日所定如件《『入来院家文書』建徳二年十月十五日の条 88・1/47》

「^{セツタイ}接待佛祖統記ニ法師宗曉鑿ツ義井ヲ於城南樂社ニ曰法華泉ト以テ飲シム行者ニ作亭ヲ其上ニ施ス湯茗ヲ無レ問道俗ヲ結フ屋數楹ヲ創テ爲接待ヲ」《『常語藪』(寛政六年刊)巻下 42 才四》

0909-091 「千僧供養(センゾウクヤウ)」(541-2000.01.01)

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「勢部」に、

^{ソウクヤウ}千僧供養天竺ニテハ優項王始之。於日本ハ嵯峨天皇始之。〈元亀本 357 ⑥〉

千僧供養天竺ニテ優項王始之。於日本ハ嵯峨天皇始之。〈静嘉堂本 434 ⑦〉

とある。標記語「千僧供養」に語注記は「天竺にては優項王、之を始む。日本においては嵯峨天皇、之を始む」という。この仏事の法会が天竺と日本にあって、いつから始まったのかを記すことに終始している。この上を行う記録はわからないが、ことばとしては、「万僧供養」がある。また、『運歩色葉集』のこの注記内容を裏づける資料として、『庭訓往来註』(室町時代末写)に、

接待千僧供養非人施行等也。優填王始也。日本ハ嵯峨天王始。〈51 才③〉

とある。所謂『庭訓往来』の古註からの引用ということが尤も有力かと考えられるのである。今後の課題は、その共通する語注記を確認することでもある。『下學集』『節用集』類には未収載にある。

ことばの実際は、『庭訓往来』九月状往に、

接待、^{せんぞう}千僧の^{くよう}供養、^{せぎやうとう}非人の^{せぎやうとう}施行等なり。〔東洋文庫 231 ⑩〕

とあり、室町物語集『高野物語』に、

その頃しも、京の父の第三年の仏事のために、^{せんぞうくやう}千僧供養の^{せんたい}接待をし、^{むゑん}無縁の^{そう}僧には、^あいさゝか^{まい}一會を^{そう}参らせしかば、一日に僧の廿人三十人出で入事まことなり。〔新大系 336 ①〕

とあって、千人の僧侶を招聘し、齋を設け仏事供養を行う法会をいう。

古版『庭訓往來註』では、

千僧供養クヤウハ人数ヲ千人定テ攝スルナリ。其内羅漢ラカンヲ一人供養センガ爲ナリ。

[下 28 才⑧～ウ①]

とあって、この標記語「千僧供養」とし、語注記は「人数を千人定めて攝するなり。其の内羅漢ラカンを一人供養せんが爲なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

千僧供養せんそうくやう／千僧供養 千僧とハ僧千人也。[77 才③]

とあって、この標記語「千僧供養」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪しやうみやうねんぶつくしゆん く げ いちげ ちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやう ひにんせぎやうとう乃行人等攝待千僧供養非人施行等なり也／稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗藪行人等。接待千僧供養。

非人施行等也▲千僧ハ千人の僧衆也。[55 才①～ 56 才④]

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪しやうみやうねんぶつくしゆん く げ いちげ ちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんそうくやう ひにんの行人等接待千僧供養非人せぎやうとうなり施行等也▲千僧ハ千人の僧衆也。[100 才④～ウ⑥]

とあって、標記語「千僧供養」の語をもって収載し、その語注記は「千僧は、千人の僧衆そうしゆなり」と記載する。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、「千僧御讀經」の語を収載するが、標記語「せんそう - くやう [名]【千僧供養】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「せんそう - くやう【千僧供養】[名] (「せんぞうくやう」とも) ①「せんそうえ (千僧会)」に同じ。② (供養の功德が著しい意から) すぐに成ること。たやすくできること」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

迎舊院御一廻忌辰、被修御佛事千僧供養也ソウクヤウ《訓み下し》旧院御一廻ノ忌辰ヲ迎エ、御仏事ヲ修セラル。千僧供養ソウクヤウナリ。《『吾妻鏡』建久四年三月十三日の条》

0909-092「非人 (ヒニン)」(541-2004.06.22)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「飛」部に、

非人^{ニン}。〔元龜二年本 341 ⑧〕〔静嘉堂本 409 ⑥〕

とあって、標記語「非人」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往来』九月十三日の状に、

称名^{セウ}念佛^{シユン}。九旬^{クウケツ}ノ供華^ケ花。一夏^{チケ}ノ持齋^{チサイ}。禪律斗敷^{センリツトソウ}ノ行人等^{セツタイ}。接待^{ソウ}千僧^{タイ}。
 供養^{クヤウ}。非人^{ヒニン}施行^セ等也〔文明十四年本〕※斗敷^{トソウ}ヤフ。稱名^{セウミヤウ}。

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は「非人」と記載し、訓みは文明十四年本に「ヒニン」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「非人」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「非人」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

非人^{ヒニン}アラズ、シン・ヒト〔〇・平〕乞食。〔態藝門 1039 ④〕

とあって、標記語「非人」の語を収載し、語注記に「乞食」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

非人^{ヒニン}。〔弘・人倫門 252 ②〕〔永・人倫門 215 ⑤〕〔堯・人倫門 200 ⑨〕

とあって、標記語「非人」の語を収載する。また、易林本『節用集』に、

非人^{ヒニン}。〔人倫門 222 ⑥〕

とあって、標記語「非人」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「非人」の語を収載していて、このうち広本『節用集』だけに短い注記「乞食」が記載されている。そして古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語だが、この語注記は記載を見ないものとなっている。いわば、広本『節用集』特有の注記語句となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「非人」〔謙堂文庫藏五一左③〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載する。

古版『庭訓往来註』では、

非人^セ施行^セ等也但^シ佛^{フツ}ノ布施^{フセ}并^ニ非人^{ヒニン}ニ施行^セスト云ハ。毎日アラザル者ノ門乞^{カトコイ}ヲソラサズ物ヲ引是也。布施ト書テ布ヲ施ストヨメリ。是ハ苑殊^{ノンジュ}ト云者仕始タル事也。是ニ子細多シ。〔下 28 オ⑧～ウ②〕

とあって、この標記語「非人」とし、語注記は「非人に施行すと云ふは、毎日あらざ

る者の門乞カトコイをそらさず物を引く是れなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の誤誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

非人ひにん施行せきやうとう等也／非人ひにん施行せきやうとう等也 施行ハほとこしおこなふと讀。物をほとこし恵む事也。般若を轉讀しといふよりこゝ迄ハ非人乞食へ米錢の施行をし名僧九僧へ飲食の供養するをいふ。〔76 ウ⑧～77 オ③～⑤〕

とあって、この標記語「非人」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪乃行人等攝待千僧供養非人施行等しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとうなり也／稱名念佛。九旬供花。一夏持齋。禪律。斗藪行人等。接待千僧供養。非人施行等也▲非人施行ハ窮民乞兒きうみんこつじ べいせんに米錢ほどこなどを施やし行るをいふ。

〔55 オ①～56 オ④・⑤〕

稱名念佛九旬供花一夏持齋禪律斗藪の行人等接待千僧供養非人しやうみやうねんぶつくしゆん くげ いちげちさいせんりつとさう きやうにんとうせつたいせんぞうくやうひにんせぎやうとうなり施行等也▲非人施行ハ窮民乞兒きうみんこつじ べいせんに米錢ほどこなどを施やし行るをいふ。

〔100 オ④～ウ①・②〕

とあって、標記語「非人」の語をもって収載し、その語注記は「非人施行は、窮民きうみん乞兒こつじ べいせんに米錢ほどこなどを施やし行るをいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Finin. ヒニン（貧人） Madoxi fito.（貧しい人）貧乏な人。※訓注によれば“貧人”である。原本での配列位置から見ても、また、別条に Finho（貧女）があるのを考え合わせても Finin 誤植とは見られない。別条の Finin（貧人）と並んで Finin（貧人）の形も存した。別条の Finin（貧人）の形も存した。ぎやどぺかどるの字集に、“貧人”に“ひにん”のよみがつけてある。→ Finin. Cocuhinin. [邦訳 234]

とあって、標記語「非人」の語の意味は「Madoxi fito.（貧しい人）貧乏な人」として、この意味とは異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ひ-にん〔名〕【非人】〔元と貧人と書けり。非人とは、悪行ありて人間にあらぬ者の名なり。和訓栞に「梵書に、如人行悪、名曰非人。」とあり〕（一）佛教の語。人に非ざるもの。即ち、天龍八部、夜叉、悪鬼などの稱。法華經、提婆品「天龍八部、人與非人」藥師經「無有非人奪其精氣」（二）身體の不完全なるもの。かたは。左傳、昭公七年「孟、非人也」杜注、「足跛非全人」（三）罪人、

又は、罪人の遺種の稱。今昔物語集、一「此獄門を踏破りて、入り給ひて利房を取りて奪ひ給ひぬ、云云、多くの非人、斯の如き獄の破れぬる時に、皆心のままに方方に逃げ去りぬ」續日本後紀、十二、承和九年七月「罪人橘逸勢、除_二本姓_一、賜_二非人姓_一」（四）乞食の稱。十訓抄、下、第十、五十條「壬生忠岑は舍人なれども、古今の撰者につらなり、山田法師は非人にして、同じく集をけがす」（五）賤民の一種。罪人を送致し、刑屍を埋葬するなどの賤業に従事するもの。江戸時代、平民の零落して袖乞うなどするものは、非人の羣に入り、非人頭の支配を受くるものとす。若し縁者より引上げた旨、非人頭へ言出で、それよりゑたの長吏に證文を出せば、平民に復することを得しとぞ。（江戸の非人頭は、松右衛門、善七と云ひき）心中天網島（享保、近松作）上「私一人を頼の母様、南邊に賃仕事して裏屋住、死んだ跡では袖乞非人の飢死もなされうかと是のみ悲さ、私とても命は一つ」〔1686-2〕

とあって、標記語「ひ-にん〔名〕【非人】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ひ-にん【非人】〔名〕①仏語。人間でないの意で、鬼神などが、かりに人に姿を変えたもの。また、鬼神・阿修羅とも、天龍八部・夜叉。悪鬼などもする。②つみびと。ざいにん。③世捨人。また、法師。僧。④非常に貧しい人。生活困窮者。乞食。⑤中世および近世における賤民身分の称。中世では社会的に賤視された人々の総称として用いられた。近世、江戸時代には幕藩体制の民衆支配の一環として、えた（穢多）とともに土農工商より下位の身分に位置づけられ過酷な差別を受けた階層。生産的労働に従事することは許されず、遊芸や物貰いなどで生活し、牢獄や処刑場での雑役などの役務に従事した。非人頭の支配に属し、主として非人小屋に居住した。明治四年（1871）太政官布告によって、法制上は身分、呼称とも廃止されたが、現在に至るも不当な差別は根絶されていない→穢多・部落解放運動」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

無縁非人、不及御制於親類者、一期之程、雖進退、不可及子孫相傳《訓み下し》無縁ノ非人^ニハ、御制ニ及バズ。親類ニ於テハ、一期ノ程、進退スト雖モ、子孫相伝ニ及ベカラズ。《『吾妻鏡』寛元二年二月十六日の条》

0909-093 「**施行**（セギヤウ）」（541-2002.09.12）→拙稿『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その七 六月十一日状、語注解—0611-21「**施行**」（341:2002.09.12）88頁～90頁を参照。

0909-094 「**布施**（フセ）」（542-2004.06.23）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「勢」部に、

布施 ^せ。〔元龜二年本 223 ⑤〕

布施 ^{フセ}。〔静嘉堂本 255 ⑥〕〔天正十七年本中 57 オ②〕

とあって、標記語「**布施**」の語を収載する。語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

但シ**佛布施**。并**被物**。祿物等ニ**用意輕賤也**〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四年本の古写本は、「**布施**」と記載し、訓みは文明十四年本に「フセ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

布施 フセ。〔黒川本・暁字門中 107 ①〕

布施 〃薩。〃演。〔卷第七・暁字門 86 ②〕

とあって、標記語「**布施**」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「**布施**」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

布施 ^{フセ}ヌノ、シ・ホドコス〔去・平去〕又云ニ**覓金**ト一**范叔**始レ之。**金剛經**註云。**布施**ハ是レ争行ナリ。盖シ**施**ニ有二三種。資生施。無畏施。法施也。資生施トハ者。施スニ以ス財寶ヲ。資ニ他ノ生ヲ也。無畏者。持戒ヲ不レ惱無冤ヲ忍辱ハ不レ報有冤。法施者精進ヲ不レ倦説法。一説ニ布者普也。施者捨也。菩薩ノ所レ修六度梵行ハ以ニ**布施**ニ爲ニ初度ト。又云。布者普也。施者散也。能ク普ク散ニ盡心中ノ妄念習氣ノ煩惱ヲ。四相泯絶ノ无レ所ニ蘊積スル。是レ真ノ**布施**也。又説ニ。布施者由不ルニ住ニ六塵ノ境界ニ。又不メレ住ニ有漏ノ分別ニ。惟當下返ニ飯ヲ清淨ニ。了中万法ノ空寂ナルヲ上。若シ不レハレ了ニ此意。惟増ニ諸業ヲ。故須下内ニ除テニ貪愛ヲ。外ニ行中**布施**ヲ上内外相應スル獲ルヲレ福ヲ無量ナリ。〔態藝門 623 ②〕

とあって、標記語「布施」の語を収載し、詳細な語注記を記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

布施セ。〔弘・言語進退門 183 ③〕

布施フセ。〔永・言語門 149 ⑨〕〔堯・人名門 137 ⑦・言語門 139 ⑧〕

とあって、標記語「布施」の語を収載する。また、易林本『節用集』に、

布施フセ。〔名字門 150 ①〕

とあって、名字門にだけ標記語「布施」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「布施」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本に見えている語となっている。とりわけ、広本『節用集』の注記内容は特異なほど詳細な記述となっていて、これは他の資料からの引用と見なければ成るまい。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

542 但佛布施并被物 灌頂之時、兒之黃作ノ太刀ニ素絹ヲ添テ持出也。絹布之類トモ云也云々。〔謙堂文庫藏五一左④〕

とあって、標記語「布施」の語を収載し、この語についての語注記は「灌頂の時、兒の黃作の太刀に素絹を添て持出すなり。絹布の類とも云ふなり云々」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

非人セ施行等也但シ佛ノ布施并ニ非人ニ施行スト云ハ。毎日アラザル者ノ門カトコイノソラサズ物ヲ引是也。布施ト書テ布ヲ施ストヨメリ。是ハ苑殊ト云者仕始タル事也。是ニ子細多シ。〔下 28 オ⑧～ウ②〕

とあって、この標記語「布施」とし、語注記は「布施と書いて布を施すとよめり。是は、苑ノンジュ殊と云ふ者仕始たる事なり。是に子細多し」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

但たとしシ佛ぶつ布施ふせ／但シ佛布施 仏事の布施なり。布施ハしきほとこすと讀。物を人にほとこす事なり。〔77 オ⑤・⑥〕

とあって、この標記語「布施」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

但たとしシ佛ぶつ布施ふせ并ニ被物録物等用意輕賤也只御助成に擬して之を執行せら被可る。御讚嘆之に儀に非ずと雖 啓白許を以一磬を鳴らさ被可る候べふ

なり かつかふ ごあいれん あふ きやうくほうけいはく
 也。一向に御哀憐を仰ぐ 恐惶 敬白 / 但、佛布施。并=被物。録物等=用
 意軽賤也。只擬シテ御助成ニ。可シレ被レ執ニ行セラ之ヲ。雖レ非ズト御
 讚嘆之儀ニ。以ニ啓白許ヲ。可レ被レ鳴ラサニ一磬ヲ候フ也。一向ニ仰グニ
 御哀憐ヲ。恐惶敬白▲仏布施ハ仏事ニ布ク施物也。〔56 オ⑤～⑧〕
 たゞしぶつ ふせ ならび ひもつろくもつとうよういけいせんなりたゞぎして ごじよせい べし る しゆ ぎやうせ
 但 佛布施 并 に 被物録物等用意軽賤也 只擬 御助成 に 可 被 執 行
 これを いへども あら ごさんたんの ぎにもつて けいびやくほかりをへく ならさ いつけい さふらなり
 之 雖 レ非ズと 御讚嘆之儀 以ニ 啓白 許可 被レ 鳴ニ一磬を 候也
 いつかうにあふく ごあいれんを きやうくほうけいはく ぶつじ せもつ
 一向 仰ニ 御哀憐 恐惶 敬白▲仏布施ハ仏事ニ布ク施物也。

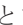
〔100 ウ⑥～101 オ⑤〕

とあって、標記語「布施」の語をもって収載し、その語注記は「仏布施は、仏事に布く施物なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Fuxe. フセ（布施）何かのお勤めや法事などに対して、坊主（Bōzos）に与える寄付。『Fuxeuo suru.（布施をする）上のような寄付をする。→ Fuxemot; Rocufaramit. 〔邦訳 287 〕

とあって、標記語「布施」の語の意味は「何かのお勤めや法事などに対して、坊主（Bōzos）に与える寄付」とする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、ふ-せ〔名〕【布施】〔梵語、Dāna.（檀那）の譯語。又、布襯捨施の略と。襯、襯、襯皆同じ。増一阿含經「唵、梵語、此云檀施-」〕佛、及、僧に施し與ふるもの。品物を以て施すことを財施と云ひ、教法を以て施すことを法施と云ふ。法界次第「檀那、秦言布施-」大乘義章、十一「言布施-者、以ニ己財事-、分布ニ與他-、名レ之爲レ布、名憊レ己惠レ人、目レ之爲レ施」大智度論、三「以ニ財寶ニ布施、是名ニ下布施-、以レ身布施、是名ニ中布施-、種種施中心不レ著者、是名ニ上布施-」持統紀、八年五月、金光明經を讀めとありて「其布施以當國官物充之」萬葉集、五 40「布施置きて、吾は乞ひ禱む、欺かず、ただに率行きて、天道知らしめ」源氏物語、三十七、鈴蟲 6「御誦經のふせなど、いと所せきまで、俄になんことひろごりける」源平盛衰記、三、院女院嚴嶋御幸事「以ニ此財施法施之功-、能仰ニ彼權化實化之納受-」〔1751-3〕

とあって、標記語「ふ-せ〔名〕【布施】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ふ-せ【布施】〔名〕（梵 dāna. の訳語。施とも訳す。また、檀那と音訳し、檀とも略す）六波羅蜜の一つ。施しをすること。㊦仏や僧・貧

者などに、衣服、食物などの品物や金銭などを施し与えること。また、その財物。財施。□教法を説くこと。僧が説法によって財施に報いること。法施。△仏菩薩が一切の衆生から種々の恐怖を取り去って救うこと。無畏施。■大阪府東大阪市西部の地域名。江戸時代からの河内木綿の産地で、鉄びん・鋳物の生産でも知られた。現在は金属・機械・繊維・化学工業が盛ん。昭和一二年（一九三七）市制。同四二年河内・枚岡の両市と合併して東大阪市となる」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

至門外之程、更召返之、世上無爲之時、於蛭嶋者、爲今月^{フセ}布施之由、仰覺淵頗有喜悅之氣、退去〈云云〉《訓み下し》門外ニ至ルノ程ニ、更ニ之ヲ召シ返シ、世上無為ノ時、蛭島ニ於テハ、今日ノ^{フセ}布施*タルノ（*タルベキノ）ノ由、覺淵ニ仰セラル。頗ニ喜悅ノ氣有テ、退去スト〈云云〉。《『吾妻鏡』治承四年七月五日の条》

0909-095 「被物（ヒモツ）」（542-2004.06.24）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「飛」部に、

^{フツ}被物。〔元龜二年本 342 ④〕
^{ヒフツ}被物。〔静嘉堂本 410 ⑤〕

とあって、標記語「被物」の語を収載し、訓みは「ヒフツ」とし語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

但^{フツフセ}佛布施。并^{ヒフツ}被物。祿物等^{ヨウイキヤウセン}=用意輕賤也〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・文明十四年本・山田俊雄藏本・経覺筆本の古写本は「被物」と記載し、訓みは文明十四年本に「ヒフツ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「被物」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））・広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』には、標記語「被物」の語は未収載にする。また、易林本『節用集』に、

^{ヒモツロクモツ}被物祿物。〔言辞門 227 ①〕

とあって、標記語「被物祿物」の語を収載し、訓みは「ヒモツ」とする。

このように、上記当代の古辞書においては『運歩色葉集』と易林本『節用集』に標記語「被物」の語を収載して、各訓みが異なっている。これが古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。そして、この訓み方が注目されてくるのである。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

542 但佛布施并被物 灌頂之時、兒之黄作ノ太刀ニ素絹ヲ添テ持出也。絹布之類トモ云也云々。〔謙堂文庫藏五一左④〕※「被物一絹布ノ類也」左貫注庭訓（国会図書館蔵）書込。

とあって、標記語「被物」の語を収載し、訓は未記載にする。この語についての語注記は「灌頂の時、兒の黄作の太刀に素絹を添て持出すなり。絹布の類とも云ふなり云々」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

被物ト云ハ。カフムル物ト書リ。俗儀ナラバカケ物ト云ヘシ。譬へハ。兒ナンドヲ出スニコシラ^{レウラキンシウ}ヒ綾羅錦繡ノ類ヒ衣裳小袖ノ部類ヲ^{カヒツクロフ}刷^テ此兒ニ持セテヤル也。是ハ導師好士ノ引物ナリ。〔下 28 ウ②～④〕

とあって、この標記語「被物」とし、語注記は「かふむる物と書り。俗儀ならばかけ物と云べし。譬へば。兒などを出すにこしらひ綾羅錦繡の類ひ衣裳小袖の部類を^{カヒツクロフ}刷^テて此の兒に持せてやるなり。是は、導師好士の引物なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂^訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

并^{ならび}に被物録物等用意軽賤也^{ひもつろくもつとうようぬけいせんなり}并^り被物。録物等^{てかる}用意軽賤也^{すくなき} 被物禄物ハ何れも導師衆僧への引物なり。軽賤とハ手軽にして少^{すく}を云也。〔77 オ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「被物」の語をもって収載し、訓みは「ヒモツ」で語注記も上記の如く記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

但^{たゞし}し佛布施并^{ぶつ せ ならび}に被物録物等用意軽賤也^{ひもつろくもつとうようぬけいせんなり}只御助成に擬して之を執行せらる^ぎべ^{これ}被可^{しゆぎやう}可^る。御讚嘆之儀に非ずと雖^{いへども}啓白^{いび}許^{やく}を以^{もつて}一^{いつ}聲^{せい}を鳴^ならさ^ら被^る可^べく候^{さふら}ふ也。一向に御哀憐を仰ぐ^{なり}恐^{いつかふ}惶^{ごあいれん}敬白^{あふ}ノ但^{きやうくはうけいはく}し佛布施。并^り被物。録物等^{けんぶ}用意軽賤也。只擬^しシテ^る御助成^いニ^る。可^{けんぶ}被^る執^る行^いセラ^る之^いヲ^る。雖^{けんぶ}非^るズト^いニ^る御讚嘆之儀^いニ^る。以^{けんぶ}啓白^る許^いヲ^る。可^{けんぶ}被^る鳴^いラサ^るニ^い一^い聲^いヲ^い候^いフ也。一向^いニ^い仰^いグ^い御哀憐^いヲ^い。恐^い惶^い敬白^い▲被物ハ絹布ノ類。録物ハ金錢ノ類。共に僧衆への

ひきもの
引物也。〔56 才⑤～⑧〕
 たゞしぶつ ふせ ならび ひもつろくもつとうよういけいせんなりたゞぎして ごじよせい べし りる しゅ ぎやうせ
 但佛布施并に被物録物等用意軽賤也只擬御助成に可被執行
 これを いへども あら ごさんたんの ぎにもつて けいびやくほかりをへく る ならさ いつけい さふらなり
 之 雖レ非ずと御讃嘆之儀以啓白許可被鳴一磬を候也
 いつかうにあふく ごあいれん きやうくほうけいはく けんふ るみ きんせん
 一向仰御哀憐恐惶敬白▲被物ハ絹布の類。録物ハ金錢の類。共に
 そうしゆ ひきもの
 僧衆へ引物也。〔100 ウ六～101 才⑤・⑥〕

とあって、標記語「被物」の語をもって収載し、その語注記は「被物は、絹布の類。録物は、金錢の類。共に僧衆への引物なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Caburimooo. ヒモツ（被物） 頭にかぶる物。〔邦訳 71 r〕

とあって、標記語「被物」の語の意味は「頭にかぶる物」とし、訓みと意味を異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「ひ-ぶつ〔名〕【被物】」「ひ-もつ【被物】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「ひ-ぶつ【被物】〔名〕」「ひもつ（被物）」に同じ。*運歩色葉集（1548）「被物ヒブツ」*志不可起（1727）「かづけもの」と云も其賜を頂（いただく）を以也。今は是を被物と云」標記語「ひ-もつ【被物】〔名〕 労をねぎらい、功を賞して与える衣服類など。かづけもの。ひぶつ。*吾妻鑑-文治四年（1188）正月八日「心経会也。〈略〉事訖賜御布施。導師分被物二重。馬一疋」*庭訓往來註（室町中-後）「被物灌頂時。児黄作大刀素絹添持出也」」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にし、真字本『庭訓往來註』を「ひもつ」の用例に引く。

〔ことばの実際〕

次請僧分、口別、色々被物三十重、絹五十疋、染絹五十端、白布百端、馬三疋（一匹置鞍、）也《訓み下し》次ニ請僧ノ分、口別ニ、色々ノ被物三十重、絹五十疋、染絹五十端、白布百端、馬三疋（一匹鞍ヲ置ク、）ナリ。《『吾妻鏡』文治元年十月二十四日の条》

0909-096 「禄物（ロクモツ）」（543-2004.06.25）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548 年）の「路」部に、

ロクフツ
禄物。〔元龜二年本 22 ⑥〕

フツ
禄物。〔静嘉堂本 19 ⑦〕

ロクモツ
禄物。〔天正十七年本上 10 ウ⑥〕〔西來寺本（天正十五年） 37 ⑥〕

とあって、標記語「禄物」の語を収載し、訓みは「ロクブツ」〔元・静〕と「ロクモツ」〔天・西〕と諸本において二分する。そして、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

但^{キヤウセン}弘布施并ニ被物録物等ノ用意輕賤也〔経覺筆本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「禄物」と記載し、経覺筆本だけが「録物」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

禄物 ロクモツ。〔黒川本・雑物門上 14 ウ④〕

禄物。〔卷第一・雑物門 125 ⑤〕

とあって、標記語「禄物」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には標記語「禄物」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

禄物^{ロクモツ}タマモノ、一〔入・入〕。〔熊藝門 47 ④〕

とあって、標記語「禄物」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

禄物^{ロクモツ}猿楽取之。〔弘・財宝門 15 ⑧〕

とあって、弘治二年本だけに標記語「禄物」の語を収載し、語注記に「猿楽之を取る」と記載する。また、易林本『節用集』に、

禄物^{ロクモツ}^{ヒモツ}被物。一衫。〔衣食門 11 ⑦〕

とあって、標記語「禄物」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「禄物」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

543 録 - 物 - 等ノ用意輕賤也 錢也。又棒録引出物等歟。

〔謙堂文庫藏五一左⑤〕

※天理図書館蔵『庭訓往來註』は「禄物」、語注記「捧禄」と記載する。

※国会図書館蔵『左貫注庭訓』は「録物」とし、書込に「禄」と表記あり。

※東大図書館蔵『庭訓往來古註』は上記謙堂文庫に同じ表記。

とあって、標記語「録物」の語を収載し、この語についての語注記は「錢なり。又捧録引出物等か」と記載する。この標記語だが、諸本に上記の如き異同が見受けられる。

古版『庭訓往来註』では、

録物等用意輕賤也只擬^{キシ}御助成ニ可^レ被^ル執^レ行^フ之ヲ。雖^レ非^ト御讚嘆之儀ニ以^テ録物ハ僧衆ノ引物ナリ。定ル禄ナリ。〔下 28 ウ④～⑤〕

とあって、この標記語「録物」とし、語注記は「録物は、僧衆の引物なり。定る禄なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

并ニ被物録物等用意輕賤也^{ナラビ}并ニ被物。録物等^{ヒモつろくもつとうようぬけいせんなり}用意輕賤也 被物録物ハ何れも導師衆僧への引物なり。輕賤とハ手輕^{てかる}にして少^{すくなき}を云也。〔77 オ⑥・⑦〕

とあって、この標記語「録物」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

但^{たゞし}佛布施并^{ぶつ せ ならび}に被物録物等用意輕賤也只御助成に擬して之を執行せらる^るべ^ぎ 御讚嘆之儀に非^ざると雖^レ啓白許^を以^テ一聲^を鳴^らさ^レ被^レ可^ク候^{なり}ふ也。一向^{いつかう}に御哀憐^{ごあいれん}を仰^{あふ}ぐ^{きやうくほうけいはく} 恐惶敬白^{けんぶ るい}ノ但^{たゞし}佛布施。并^びニ被物。録物等^{ひきもの}用意輕賤也。只擬^{シテ}御助成ニ。可^シ被^レ執^レ行^セラ^レ之^ヲ。雖^レ非^ズト御讚嘆之儀ニ。以^テ啓白許^ヲ。可^レ被^レ鳴^ラサ^ニ一^聲ヲ^候フ也。一向^{そうしゆ}ニ仰^{ひきもの}グ^{ひきもの}御哀憐^{ひきもの}ヲ。恐惶敬白▲被物ハ絹布の類。録物ハ金錢の類。共に僧衆への引物也。〔56 オ⑤～⑧〕

但^{たゞし}佛布施并^{ぶつ せ ならび}に被物録物等用意輕賤也只擬^{シテ}御助成に可^シ被^レ執^レ行^フ之^ヲ。雖^レ非^ズと御讚嘆之儀以^テ啓白許^ヲ可^レ被^レ鳴^ニ一^聲を^候也。一向^{いつかう}に仰^{あふ}ぐ^{きやうくほうけいはく} 御哀憐^{ごあいれん}を 恐惶敬白▲被物ハ絹布の類。録物ハ金錢の類。共に僧衆への引物也。〔100 ウ⑥～ 101 オ⑤・⑥〕

とあって、標記語「録物」の語をもって収載し、その語注記は「被物は、絹布の類。録物は、金錢の類。共に僧衆への引物なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、標記語「録物」の語は未収載にする。

明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

ろく-もつ〔名〕【録物】禄として賜ふ物。又、當座の賜物。特に布施の錢。庭訓往来、九月「佛布施、并被物、録物等用意、輕賤也」〔2153-3〕

とあって、標記語「ろく-もつ〔名〕【録物】」の語を収載する。これを現代の『日本

『国語大辞典』第二版に、標記語「ろく-もつ【禄物】〔名〕禄として賜う物。特に、^{ふはく}布帛または金銭をさす。禄。かずけもの。ろくもの」とあって、『大言海』が引用する『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

鹿嶋社神主、中臣親廣、親盛等、依召參上今日參營中、賜金銀^{ロクモツ}禄物、剩當社、御寄進之地、永停止地頭非法、一向可令神主管領之旨、被仰含《訓み下し》鹿島ノ社ノ神主、中臣ノ親広、親盛等、召シニ依テ參上ス。今日當中ニ參ズ。金銀^{ロクモツ}禄物ヲ賜ハル。剩へ当社、御寄進ノ地、永ク地頭ノ非法ヲ停止シ、一向ニ神主管領セシムベキノ旨、仰セ含メラル。《『吾妻鏡』元暦元年十二月二十五日の条》

0909-097「用意（ヨウイ）」（543-2002.10.03）→二月廿四日の状 079 を参照。

0909-098「輕賤（ケイセン）」（543-2003.04.02）→『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その九 七月日状、語注解—0700-75「輕賤（キヤウセン・ケイセン）」（07-2003.04.02）13 頁～16 頁参照。

0909-099「擬（なぞらふ）」（543-2004.06.26）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「奈」部に、

^{ナゾラウ} 同 同
准 定 準擬。〔元龜二年本 169 ③〕

^{ナゾラウ} 同 同
准 定 準擬定。〔静嘉堂本 188 ⑧〕

^{ナゾラウ} 同 同
准 定 準擬。〔天正十七年本中 24 オ⑥〕

とあって、標記語「擬」の語を収載し、訓みは「ナゾラウ」〔元・静〕と「ナソラウ」〔天〕と記載する。そして、語注記は、静嘉堂本「定〔定家仮名遣い〕」の冠字を記載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

^{ナソラヘ} 只 擬^テニ 御助成ニ 可^レ被^レ執^レ行^レ之^ヲ 雖^レ非^レ 御讚嘆之儀ニ 以^レ啓白許^リ
^{ナラサ} 可^レ被^レ鳴^ニ一^ハ聲^ヲ 候也〔山田俊雄藏本〕

^タ 只 擬^ニニ 御助成ニ 可^レ被^レ執^レ行^レ之^ヲ 雖^レ非^レ 御讚嘆之儀ニ 以^レ啓白^テ許^リ
^{ケイハク} 啓白^ハ許^レ 可^レ被^レ鳴^ニ一^ハ聲^ヲ 候也〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四

年本の古写本は、「擬」と記載する。訓みは山田俊雄藏本に「ナソラヘテ」、文明十四年本に「ナソラヘナソラエテ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「擬」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

^{ケイバ}競馬 五月五日ノ事 ^{ナソラフ}擬 ^{ケイト}ニ支那ノ競渡ニ。〔神祇門 38 ②〕

とあって、標記語「競馬」の語注記に「擬」の語を収載する。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

^{アテガウ}同 儀 ^擬一、キ・ナソラウ〔〇・上〕。〔態藝門 770 ②〕

とあって、標記語「擬」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・兩足院本『節用集』も、

^{ナソラウ}同 同 准 ^擬同 ^準同。〔弘・言語進退門 140 ③〕

とあって、弘治二年本だけに標記語「擬」の語を収載し、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

^{ナソラフ}同 準 ^擬。〔言辞門 111 ⑧〕

とあって、標記語「擬」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「擬」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、標記語「擬」〔謙堂文庫藏五一左⑥〕の語を収載し、訓みを「ナソラヘ／キシテ」と記述し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

禄物等用意輕賤也只^{キシ}擬^ニ御助成^ニ可^レ被^ル執^ニ行之ヲ^ニ。雖^レ非^ト御
^{サンタン}讚嘆之儀^ニ以^テ禄物ハ僧衆ノ引物ナリ。定ル禄ナリ。〔下 28 ウ④～⑤〕

とあって、この標記語「擬」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』(寛政十二年版)に、

^{たごじよせい}只御助成を^ぎ擬して之を^{これ}執行せら^{しゆぎやう}被可／只^擬ニ御助成^ニ可^レ被^ル執^ニ行之ヲ^ニ
擬ハこひねかふ意なり。助成の注ハ前に見へたり。こゝにいふこゝろハ布施なとの手當も至て少きゆへ一己の力にてハ及ひかたし。^{かうりよく}合力して玉ハらハ思ひ

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

立たる法会も執り行ふ事なるへしと也。〔77 オ⑧～77 ウ①〕

とあって、この標記語「擬」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「擬」〔56 オ⑤～⑧〕〔100 ウ⑥～101 オ⑤・⑥〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「擬」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

なぞら・ふ〔他動詞、下二〕【準・准・擬】比ぶ。たぐふる。なずらふ。なぞふ。よそふ。易林本節用集（慶長）上、言辭門「準、擬、ナゾラフ」源氏物語、廿五、螢「彼の監が憂かりしさまには、なぞらふべきけはひならねど」〔1457-4〕

とあって、標記語「なぞら・ふ〔他動詞、下二〕【準・准・擬】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「なぞら・う【擬】〔他ア下一（ハ下一）〕□なぞら・ふ〔他ハ下二〕①あるものをもって、本来のもの、あるいは上位のものに擬する。一般に、あるものを、他のものに匹敵するものと見なす。なずらえる。②ならい従う。似せる。まねる。それらしく見せる。なずらえる。③ある事を口実にする。かこつける。なずらえる〔語誌〕」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

如和田小太郎義盛、猶潜擬歸參鎌倉、何況於其外族乎《訓み下し》和田ノ小太郎義盛ガ如キモ、猶潜カニ鎌倉ニ帰参セント擬ス、何ゾ況其ノ外ノ族ニ於テヲヤ。《『吾妻鏡』元暦二年正月十二日の条》

0909-100「助成（ジョセイ）」（544-2002.02.07）→拙稿『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その4 五月九日状 0509-23「助成」^{ジョジャウ}（284:2002.02.07）134頁～137頁参照。

0909-101「執行（シツギヤウ）」（544-2003.08.09）→拙稿『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について—その十一 八月七日の状、語注解—0807-018「執行（シユギヤウ）」（452-2003.08.09）54頁～55頁参照。

0909-102 「讃嘆（サンタン・サンダン）」（544-2004.06.27）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「佐」部に、

^{サンタン}讃嘆。〔元亀二年本 270 ⑧〕

^{サンダン}讃嘆。〔静嘉堂本 308 ⑦〕

とあって、標記語「讃嘆」の語を収載し、訓みは「サンタン」〔元〕と「サンダン」〔静〕と二分する。そして、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

只擬^{ナソラヘ}テ御助成ニ可^{ナラサ}レ被^{ケイ}レ執^{ナラサ}レ行^{ケイ}之ヲ雖^{ナラサ}レ非^{ケイ}レ御^{サンタン}讃嘆之儀ニ以^{ナラサ}レ啓白許^{ケイ}リ
ヲ可^{ナラサ}レ被^{ケイ}レ鳴^{ナラサ}レ一^{ケイ}聲^{ナラサ}候也〔山田俊雄藏本〕

且擬^{ナソラヘ}御助成ニ可^{ナラサ}レ被^{ケイ}レ執^{ナラサ}レ行^{ケイ}之ヲ。雖^{ナラサ}レ非^{ケイ}レ御^{サンタン}讃嘆ノ之儀ニ。以^{ナラサ}レ啓白
計^{ハカリ}ヲ。可^{ナラサ}レ被^{ケイ}レ鳴^{ナラサ}レ一^{ケイ}聲^{ナラサ}候也。〔経覚筆本〕

只擬^{ナソラヘ}ニ御助成ニ可^{ナラサ}レ被^{ケイ}レ執^{ナラサ}レ行^{ケイ}之ヲ雖^{ナラサ}レ非^{ケイ}レ御^{サンタン}讃嘆之儀ニ以^{ナラサ}レテ
啓白^{ケイハク}許^{ハカリ}ヲ可^{ナラサ}レ被^{ケイ}レ鳴^{ナラサ}レ一^{ケイ}聲^{ナラサ}候^{ナラサ}也〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「讃嘆」と記載し、訓みは山田俊雄藏本・経覚筆本・文明十四年本に「サンタン」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

讃嘆 ^{サンタン}。〔黒川本・壘字門下 41 ウ⑦〕

讃歎 〃頌。〃論。〃衆。〔卷第八・壘字門 447 ②〕

とあって、標記語「讃嘆」（三卷本）と「讃歎」（十卷本）の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「讃嘆」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{サンタン}讃歎 ^{ホムル}、^{ナゲク}〔去・平去〕。〔態藝門 790 ⑧〕

とあって、標記語「讃歎」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

^{サンダン}讃歎。〔弘・言語進退門 214 ⑧〕

とあって、弘治二年本だけに標記語「讃歎」の語を収載し、訓みを「サンダン」と記載する。また、易林本『節用集』に、

『庭訓往来註』にみる室町時代古辞書について

サンダン 讚歎 フツセウ 嘆同。一佛乘。〔言辞門 180 ⑥〕

とあって、標記語「讚歎」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては、標記語「讚嘆」と「讚歎」の両語表記が見られ、前者の表記は三卷本『色葉字類抄』『運歩色葉集』が収載していて、古写本『庭訓往来』及び、下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「^{ヲサンタン}御讚嘆」〔謙堂文庫藏五一左⑥〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では標記語「^{サンタン}御讚嘆」〔下 28 ウ④～⑤〕とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

ごさんたんの ぎ あら けいはく
御讚嘆之に儀に非すと啓白す／雖レ非スト御讚嘆之儀ニ以テ啓白ス
讚嘆ハ称美する事也。啓白ハ申入るゝといふ事也。〔77 ウ①・②〕

とあって、この標記語「讚嘆」の語をもって収載し語注記も上記の如く記載する。これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

たゞし ぶつ せ ならび ひもつろくもつとうようあけいせんなりたゞごよせい ぎ これ しゆぎやう べし 佛布施 并に被物録物等用意軽賤也只御助成に擬して之を執行せら被
ごさんたんの ぎ あら いへどもけいびやくばかり もつていつけい な る べ さふら
可し。御讚嘆之に儀に非すと 雖 啓白 許を以 一 聲を鳴らさ被可く候ふ
なり いかふ ごあいれん あふ きやうくほうけいはく
也。一向に御哀憐を仰ぐ 恐 惶 敬白／但レ佛布施。并ニ被物。録物等ニ用
意軽賤也。只擬シテ御助成ニ。可シレ被レ執レ行セラ之ヲ。雖レ非ズト御
讚嘆之儀ニ。以ニ啓白許ヲ。可レ被レ鳴ラサニ一 聲ヲ候フ也。一向ニ仰グ
御哀憐ヲ。恐惶敬白▲讚嘆ハ法義の 惑 をいふ。〔56 ウ①〕
たゞしぶつ ぶ せ ならび ひもつろくもつとうようあけいせんなりたゞごよせい べし る しゆ ぎやうせ
但 佛布施 并に被物録物等用意軽賤也只擬 御助成に可被 執 行
これを いへども あら ごさんたんの ぎにもつて けいびやくばかりをへく ならさ いかい さふらなり
之 雖レ非ズと御讚嘆之儀以ニ啓白 許可レ被レ鳴ニ一 聲を 候也
いつかうにあふく ごあいれんを きやうくほうけいはく ほうぎ よろこび
一向 仰 御哀憐 恐 惶 敬白▲讚嘆ハ法義の 惑 をいふ。

〔100 ウ⑥～ 101 オ⑥〕

とあって、標記語「讚嘆」の語をもって収載し、その語注記は「讚嘆ハ法義の 惑 をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04 年成立）に、

Sandan. サンダン（讚談・讚歎） Fome cataru.（讚め談る）ある事を褒めて話すこと、あるいは、讚辞をもって論ずること。ただし、一般にはある事を話したり、論じたりする意に用いられる。〔邦訳 554 〕

とあって、標記語「讃談・讃歎」の語の意味は「ある事を褒めて話すこと、あるいは、讃辞をもって論ずること。ただし、一般にはある事を話したり、論じたりする意に用いられる」とし、訓みと意味を異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

さん-たん〔名〕【讃嘆】感じ、ほむること。ほめ、そやすこと。〔0846-1〕

さん-だん〔名〕【讃歎・讃嘆】佛教に云ふ語。^{ダジュ}偈頌を以て、佛徳を稱揚すること。大智度論、三十、讃歎「美_レ其功德_ニ爲_レ讃、謂_レ之不足、則又稱_レ揚之、故曰_レ歎」往生論註、下「讃、讃揚也、歎、歌歎也」古き和讃。魚山^{ワサン}夷介集、法華讃嘆「法花經を、我が得しことは、^{タキゴ}薪伐り、菜摘み、水汲み、事へてぞ得し、事へてぞ得し」（法華經、提婆品に、採_レ薪及菓_ニ、隨_レ時恭敬^{シテ}與_レフトアリ、此讃嘆は、行基菩薩^{キヨサン}の作、魚山は、山城國、大原村の來迎院なり）源氏物語、三十九、御法_五「薪伐るほど、さんだんの聲も、そこら群集^{つど}ひたるひびき、おどろおどろしきを」（法華八講の五卷に日の、薪の行道^{キヤウダウ}に、行基の歌を^{シヤウミヤウ}聲明にして、行道するを云へるなり）」源平盛衰記、三十二、福原管絃講事「安養世界の玉の橋には、如來讃嘆の曲を奏し、云云、苦空無我の音、妙にして、更に妙なれば」〔0846-2〕

とあって、標記語「さん-たん〔名〕【讃嘆】」と「さん-だん〔名〕【讃嘆】」の両語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「さん-たん【賛嘆・讃嘆・讃歎】〔名〕①（一する）感心してほめること。感嘆して称賛すること。②（「さんだん」と濁る）仏語。㊦（一する）偈を唱えて仏徳をほめたたえること。㊧平安初期から行われた、国語による仏教讃歌。法華讃歎、百石讃歎、舍利讃歎など。前二者は和歌の体」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

十五日壬午。於御所御持仏堂。被讃嘆孟蘭盆經。信濃法印道禪為導師。佐房。広時等取布施云云。《訓み下し》十五日壬午。御所ノ御持仏堂ニ於テ、孟蘭盆ノ經ヲ讃嘆セラル。信濃ノ法印道禪導師タリ。佐房、広時等布施ヲ取ルト云云。《吾妻鏡》延応元年七月十五日の条》

于時遂夏艾安之時金商肅條之仲月、酌東漸之法水、凝南謨之匪石、奉書寫金光明經百部四百卷便屈紫衣綱維之禪徒、令^{サンダン}讃歎金色光明之妙典《訓み下し》時ニ遂夏艾安ノ明時。金商肅條ノ仲月ニ、東漸ノ法水ヲ酌ミ、南謨ノ匪石ヲ凝ラシ、金光明經百部四百

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

卷ヲ書写シ奉ル。便チ紫衣綱維ノ禪徒ヲ屈シ、金色光明ノ妙典ヲ讚歎^{サンタン}セシム。《『吾妻鏡』延応元年八月十日の条》

0909-103 「啓白（ケイヒヤク・ケイハク）」（544-2004.06.28）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、

^{ケイヒヤク}啓白。〔元亀二年本 215 ①〕〔天正十七年本中 51 ウ⑦〕

^{ヒヤク}啓白。〔静嘉堂本 244 ⑦〕

とあって、標記語「啓白」の語を収載し、訓みは「ケイヒヤク」と記載し語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

只^タ擬^{ハナソラヘナソラエテ}御助成ニ^{トリ}可^{シレ}被^レ執^ニ行^ニ之^ヲ雖^レ非^ト御讚嘆^{サンタン}之儀ニ^テ以^テ
啓白^{ケイハク}許^{ハカリ}可^{ナラサレ}被^{ケイ}鳴^ニ一^{ヒヤク}啓^ヲ候^フ也〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「啓白」と記載し、訓みは文明十四年本に「ケイハク」、左訓に「(ケイ) ヒヤク」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、

啓白 ケイヒヤク。〔黒川本・疊字門中 100 オ⑧〕

啓白 〃 達タツ／ヒラキタツス。〔卷第七・疊字門 25 ①〕

とあって、標記語「啓白」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「啓白」の語は未収載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{ケイハク}啓白ヒラク、シロシ・マウス〔上・入〕^{ケウケ}教家ニ所^レ言。〔態藝門 599 ⑧〕

とあって、標記語「啓白」の語を収載し、訓みを「ケイハク」とし、語注記に「^{ケウケ}教家に言ふ所」と記載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

^{ケイビヤク}啓白一^{サツ}筭。〔永・言語門 145 ⑦〕

^{ケイハク}啓白一^{サツ}筭。〔堯・言語進退門 135 ③〕

とあって、標記語「啓白」の語を収載し、訓みを永祿二年本は「ケイビヤク」、堯空本は「ケ

イハク」と記載する。また、易林本『節用集』に、

^{ケイタツ}啓達^{シヤウ}一上。一^{ビヤク}白。〔言辞門 147 ①〕

とあって、標記語「啓達」の熟語群に「啓白」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「啓白」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。但し、広本『節用集』にのみ語注記が見えているのだが、下記真字本の語注記とは異なっている。そして、『庭訓往來註』がどちらの訓みを用いたのかだが国会図書館蔵左貫注に「啓^{ビヤク}白」とあって、此所では「ケイビヤク」と訓ずるものと云うことになる。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

544 且擬（ナソラヘノキシテ）御助成ニ可_レ被_レル執_一行ハ之ヲ雖_レ非ト_一御讚嘆（ヲサンタン）ノ之儀ニ以_一啓_一白_一斗ヲ_一啓白ハロ斗始コト也。

〔謙堂文庫蔵五一左⑥〕

※——ハロバカリ始メヨト云心也。——トハ禪家ノ禪家ノ啓建ト同意也。〔国会図書館蔵『左貫注庭訓』書込〕

※啓白トハ禪家ノ啓建ト同意也。又啓白ハ仏ニ白スト云心也。〔天理図書館蔵『庭訓往來註』書込〕

とあって、標記語「啓白」の語を収載し、この語についての語注記は「啓白は口ばかり始ることなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

^{ケイ}啓白計ヲ。可_レ被_レル^{ナラ}鳴^{ケイ}ヲサ_一一^{ケイ}磬^也ヲ_一也。一向ニ仰^{アイレン}クニ御哀憐^ヲ一^一磬ヲ鳴ス事ハ。上天下界ヲカス心ナリ。啓白ハ。始メ^{ケツ}結願ハ終ナリ。〔下 28 ウ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「啓白」とし、語注記は「啓白は、始め、結願は、終りなり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

^{ごさんたんの}御讚嘆^の之^ぎに^{あら}儀^{いへともけいはく}に非すと雖_レ啓白すノ雖_レ非スト_一御讚嘆之儀ニ以テ_一啓_一白_一ス 讚嘆ハ称美する事也。啓白ハ申入るゝといふ事也。〔77 ウ①・②〕

とあって、この標記語「啓白」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

^{たゞし}但し^{ぶつふせならび}佛布施^{ひもつろくもつとうようあけいせんなりたゞごじよせい}并^ぎに^{これ}被物録物等用意^{しゆぎやう}輕賤也^る只御助成に擬して之を執行せら被可_レし。御讚嘆之に儀に非すと雖_レ啓白^{ごさんたんの}許^ぎを以^{あら}一^{いへともけいはく}磬^{もつていつけい}を鳴らさ^な被^る可^べく^さ候^さふ

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

なり いくつか ぐあいれん あふ きやうくほうけいはく
 也。一向に御哀憐を仰ぐ 恐惶 敬白／但佛布施。并=被物。録物等=用
 意軽賤也。只擬シテ御助成ニ。可シレ被レ執ニ行セラ之ヲ。雖レ非ズト御
 讚嘆之儀ニ。以ニ啓白許ヲ。可レ被レ鳴ラサニ一撃ヲ候フ也。一向ニ仰グニ
 御哀憐ヲ。恐惶敬白▲啓白ハ始也。經の發端をいふ。〔56オ①〕
 たゞしぶつ ふせ ならび ひもつろくもつとうよういけいせんなりたまざして ごじよせい べし る しゆ ぎやうせ
 但佛布施并に被物録物等用意軽賤也只擬ニ御助成に可レ被レ執ニ行
 これを いへども あら ごさんたんの ぎにもつて けいびやくほかりをへく ならさ いつけい さふらなり
 之ニ雖レ非ズと御讚嘆之儀以ニ啓白許可レ被レ鳴ニ一撃を候也
 いつかうにあふく ごあいれんを きやうくほうけいはく はじめ きやう ほつたん
 一向仰ニ御哀憐恐惶敬白▲啓白ハ始也。經の發端をいふ。

〔100ウ⑥～101オ⑥〕

とあって、標記語「啓白」の語をもって収載し、その語注記は「啓白ハ始也。經の發端をいふ」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、標記語「啓白」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

けい-はく〔名〕【啓白】けいびやくの條を見よ。〔0600-2〕

けい-びやく〔名〕【啓白】（一）物申すこと。申し上ぐること。（神佛に對してなどに云ふ）吾妻鑑、一、治承四年七月五日「供ニ香花於佛前、啓白其旨趣」源平盛衰記、三、澄憲祈雨事「啓白に言を盡し、龍神に理を責めて、雨を祈り乞ひたまひけり」（二）又、經文の小口のみを讀むを云ふと云ふ。庭訓往來、九月「雖雖レ非ニ御讚嘆之儀。以ニ啓白許ニ。可レ被レ鳴ニ一撃ニ候也」和訓栞、けいびやく「啓白と書けり、經文の小口ばかりを讀む義也と云へり」〔0600-3〕

とあって、標記語「けい-はく〔名〕【啓白】」→「けい-びやく〔名〕【啓白】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「けい-はく【啓白】〔名〕「けいびやく（啓白）」に同じ」と標記語「けい-びやく【啓白】〔名〕（「けいひやく」とも）①うやまって申しあげること。特に、神仏に願いを申し述べること。法会や修法会などのおり、趣旨や願意を仏前で述べることにいう。また、その文書やことば。表白。けいはく。②→けいはく（啓白）。③經文の一部分だけを読むこと。〔補注〕「白」は漢音「ハク」呉音「ビヤク」だが、「啓白」は、多く呉音で「けいびやく」と読まれたと考えられる」とあって、『庭訓往來』のこの語用例を③の意味用例として記載する。

〔ことばの実際〕

仍轉讀分八百部、故欲啓白佛^{ケイビヤク}陀、如何者覺淵申云、雖不滿一千部、被啓白^{ケイビヤク}條、不

可背冥慮者則供香花於佛前、^{ケイビヤク}啓白其旨趣《訓み下し》仍テ転読分八百部、故ニ仏陀ニ^{ケイビヤク}啓白セント欲ス、如何、テイレバ覺淵申シテ云ク、一千部ニ満タズト雖モ、^{ケイヒヤク}啓白セラレンノ条、冥慮ニ背クベカラズ、テイレバ、則チ香花ヲ仏前ニ供ケ、其ノ旨趣ヲ^{ケイビヤク}啓白ス。《『吾妻鏡』治承四年七月五日の条》

0909-104 「一磬（イツケイ）」（544-2004.06.29）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、

^{ケイ}磬。〔元龜二年本 220 ⑩〕

^{ケイ}磬 鳴物。〔静嘉堂本 251 ⑦〕

^{ケイ}磬 鳴物也。〔天正十七年本中 55 ウ⑥〕

とあって、標記語「一磬」の語を収載し、語注記は静嘉堂本と天正十七年本に「鳴物（なり）」と記載する。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

只^{ナソラヘ}擬^テ御助成ニ^{ケイ}可^{ナラサ}被^{ケイ}執^{ナラサレ}行^{ケイ}之^{ケイ}ヲ^{ケイ}雖^{ケイ}非^{ケイ}御讚嘆之儀ニ^{サンタン}以^{ケイ}啓白許^{ケイ}リ
ヲ^{ケイ}可^{ナラサ}被^{ケイ}鳴^{ナラサレ}ニ^{ケイ}一^{ケイ}磬^{ケイ}ヲ^{ケイ}候^{ケイ}也〔山田俊雄藏本〕

只^{ナソラヘ}擬^テ御助成ニ^{ケイ}可^{ナラサ}被^{ケイ}執^{ナラサレ}行^{ケイ}之^{ケイ}ヲ^{ケイ}雖^{ケイ}非^{ケイ}御讚嘆之儀ニ^{サンタン}以^{ケイ}テ^{ケイ}
啓白^{ケイ}ハク^{ハカリ}許^{ナラサレ}ヲ^{ケイ}可^{ナラサレ}被^{ケイ}鳴^{ケイ}ニ^{ケイ}一^{ケイ}磬^{ケイ}ヲ^{ケイ}候^{ケイ}フ也〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は、「一磬」と記載し、訓みは文明十四年本・山田俊雄藏本に「（イツ）ケイ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「一磬」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、

^{ケイ}磬。〔器財門 112 ③〕

とあって、標記語「磬」の語を収載する。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{ケイ}磬—〔去〕。〔器財門 593 ③〕

とあって、標記語「磬」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・寛空本・両足院本『節用集』も、

ケイ
磬^{キン}。〔弘・財宝門 174 ⑤〕

キン
磬^{ケイ}。〔永・財宝門 143 ⑥〕

ケイ
磬。〔堯・財宝門 133 ④〕

とあって、標記語「磬」の語を収載し語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

ケイ
磬。〔器財門 145 ③〕

とあって、標記語「磬」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「磬」の語を以て収載して、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本に見えている語となっている。ここで、『運歩色葉集』の静嘉堂本と天正十七年本の語注記「鳴物（也）」が真字註には見られないなっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「一磬」〔謙堂文庫藏五一左⑦〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

ケイ
啓^レ白^ヲ計^ル。可^レ被^ルナラ^ナ鳴^ラサ^ハ一^ノ磬^ヲ也。一向^ニ仰^ク御^{アイレン}哀^レ憐^ヲ一^ノ磬^ヲ鳴^ス事^ハ。上^レ天^下界^ヲ驚^カス心^ナリ。啓^レ白^ハ。始^メ結^ツ願^ハ終^ナリ。〔下 28 ウ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「一磬」とし、語注記は「録物^{ロク}は、僧衆の引物なり。定る禄なり」と記載する。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

ゆる
許^サハ一^ノ磬^ヲを鳴^ラ被^レテ候^也／許^サハ一^ノ可^レ被^レ鳴^ラ一^ノ磬^ヲ候^也 此許も承知する事なり。磬ハもと石にて作りしか今ハ銅にて作る。其形等ハ圖説にくわし。こゝに言こゝろハ今度思ひ立たる事御称美あるへき事にハあらねとも先申入るゝ也。もし承知し玉ハ磬を一声打鳴らし玉へとなり。惣じて僧読ハ鳴物を以て相圖とするゆへ磬の音を聞て承知ありし事を知らんか為かくいひし也。畢音は早下の詞なり。〔77 ウ③～⑥〕

とあって、この標記語「一磬」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

たどし
但^シ佛^{ブツ}布^フ施^セ并^ニ被^レ物^{ベツ}録^{ロク}物^{モノ}等^ト用^イ意^イ輕^ケ賤^{セン}也^ニ只^{シテ}御^ミ助^ス成^ニに擬^シて之^ヲを執^シ行^スせら^ル被^レ可^ク候^フなり
可^シ。御^ミ讚^{サン}嘆^{タン}之^ノに儀^ニに非^ズと雖^モ啓^レ白^ハ許^ヲを以^テ一^ノ磬^ヲを鳴^ラさ^ル被^レ可^ク候^フなり
也。一向^ニ御^ミ哀^レ憐^ヲを仰^グ恐^ク惶^ク敬^シ白^ス／但^シ佛^{ブツ}布^フ施^セ并^ニ被^レ物^{ベツ}。録^{ロク}物^{モノ}等^ト用^イ意^イ輕^ケ賤^{セン}也。只^{シテ}擬^シテ御^ミ助^ス成^ニ。可^{シレ}被^レ執^シ行^スセ^ラ之^ヲ。雖^モ非^ズト御

讚嘆之儀_ニ。以_レ啓白許_ヲ。可_レ被_レ鳴_ラサ_ニ一_聲ヲ_候也。一向_ニ仰_グニ
御哀憐_ヲ。恐惶敬白▲磬ハ讀經の始と終とに打ならず物也。

[56 オ⑤～ウ①]

但佛布施并に被物録物等用意輕賤也只擬_ニ御助成_ニ可_レ被_レ執_ニ行_ウせ
たゞしづつ ふせ ならび ひもつろくもつとうよういけいせんなりたゞぎして ごじよせい べし る しゆ ぎやうせ
これを いへども あら ござんたん のぎにもつて けいびやくばかりをへく なるさ いつけい さふらなり
之_一雖_レ非_ズと御讚嘆之儀以_レ啓白許可_レ被_レ鳴_ニ一_聲を_一候也
いつかうにあふく ごあいれんを きやうくほうけいはく どくきやう はじめ をハリ うち
一向仰_ニ御哀憐_ニ恐惶敬白▲磬ハ讀經の始と終とハ打ならず物也。

[100 ウ⑥～101 ウ①]

とあって、標記語「一磬」の語をもって収載し、その語注記は「磬は、^{どくきやう}讀經の始^{はじめ}と^{をハリ}終^{うち}とに打ならず物なり」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

† **Qei.** ケイ（磬） 坊主 (Bonzos) がきまった時刻に行なう勤めの際に打ち鳴らすもので、銅製の四角形のもの。 † **Qeiuo narasu.**（磬を鳴らす）この道具を打ち鳴らす。〔邦訳 481 r〕

とあって、標記語「磬」の語の意味は「坊主 (Bonzos) がきまった時刻に行なう勤めの際に打ち鳴らすもので、銅製の四角形のもの」と記載する。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

けい〔名〕【磬】〔釋名「磬、磬也、聲堅、磬磬然」〕樂器、一種の、甚だ堅き石を用ゐ、架に掛けて撃つ、清く高き響きをなす。今は多く、銅にて作る、銅磬と云ひ、略して、専ら、磬とも云ふ。キン。ウチイシ。白虎通「磬者、夷則氣象、萬物之成」宇津保物語、祭使 17「男君たち、笛ども吹きあはせ、琵琶、御こと、磬うたせ、こかの聲にあはせて」〔0594-1〕

とあって、標記語「けい〔名〕【磬】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「けい【磬】〔名〕古代中国の打樂器^{わく}。枠の中に石板をつり下げて、角製の槌^{つち}で打ち鳴らすもの。太古に起こって殷代の代表樂器となり、周代以来雅樂の樂器として使用。日本では奈良時代以後、仏具として用いられ、仏前の礼盤の右側に置き、導師^{ごんぎよう}が勤行の時などに打ち鳴らした。うちならし。うちなし。→磬」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

天平十八年 口径二尺五寸、厚一寸、合磬式口（一口銅、径一尺七寸、一、禽獸形、

無漏王、円方王、鍾、磬、錫杖 通分鉄壺拾参口（一径二尺六寸 深三尺六《『奈良古文書』2/565》

0909-105「一向（イツカウ）」（544-2004.06.30）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「伊」部に、

一向^{カウ}。〔元亀二年本 18 ①〕〔天正十七年本上 7 ウ③〕

〔西來寺本（天正十五年）26 ②〕

一向^{カフ}。〔静嘉堂本 12 ④〕

とあって、標記語「一向」の語を収載し語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

一向仰御哀憐恐惶敬白〔至徳三年本〕

一向仰御哀憐恐惶敬白〔宝徳三年本〕〔建部傳内本〕

一向仰^{レン}御哀憐^ヲ恐惶敬白〔山田俊雄藏本〕

一向^{アヲク}仰^{アイレン}御哀憐^ヲ恐惶謹言〔経覺筆本〕

一向^{アフク}仰^{アイレン}御哀憐^ヲ恐惶敬白〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「一向」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「一向」の語は未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には標記語「一向」の語は未記載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

一向^{イツカウ}ヒトツ、キヤウ・ムカウ〔入・去〕。〔態藝門 36 ⑥〕

とあって、標記語「一向」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

一向^{カウ}。〔弘・言語進退門 8 ②〕〔永・言語門 5 ⑥〕

一位 一種。〈畧〉。一六。一向。一行。〈畧〉一笑。〔堯・言語門 5 ⑥〕

一位 一種^{シユ}。〈畧〉。一六。一向^{カウ}。一行^{カウ}。〈畧〉。一落索木黒畫在之。〔両・言語門 6 ⑥〕

とあって、弘治二年本と永祿二年本に標記語「一向」の語を収載し、他本は標記語「一位」の熟語群として記載し、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』には標

記語「一向」の語は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「一向」の語を収載して、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「一向」〔謙堂文庫藏五一左⑦〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

啓白計^{ケイ}ヲ。可^レ被^{ナラ}鳴^{ケイ}ラサニ一^{ケイ}磬^ヲ也。一向=仰^ケ御^{アイレン}哀^ヲ憐^ヲ一^ケ磬^ヲ鳴ス
事ハ。上天下界^ヲ驚^ヲカス心ナリ。啓白ハ。始メ結願ハ終ナリ。〔下28ウ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「一向」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』（寛政十二年版）に、

一向^{いつかう}御^ご哀^{あい}憐^{れん}を仰^{あを}く／一向=仰^ケ御^{ケツ}哀^ヲ憐^ヲ一^ケ磬^ヲ鳴ス。一向ハ一と動にと云事なり。哀憐ハ皆あわれむと讀。今度の法会合力あれハ執行^{とりおこな}ハれ合力なけれハ執行ハれすして志至されハ憐て合力あれと也。〔77ウ③～⑥〕

とあって、この標記語「一向」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。

これを^{頭書}訓読『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、標記語「一向」〔56オ五～八〕「一向」〔100ウ六～101オ⑤・⑥〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Iccō. イッカウ（一向） Fitomuqi. （一向き）なんとしても。例、Iccōni tanomi zonzuru. （一向に頼み存ずる）どうしてもあなたにお願いします、あるいは、是非ともあなたにお願いいたします。¶Iccō naranu. （一向ならぬ）どんな場合であっても、決してあり得ない。→Ixxin（一心）；Namaxijini；Sacague. 〔邦訳 323 r〕とあって、標記語「一向」の語の意味は「Fitomuqi. （一向き）なんとしても」とし、訓みと意味を異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

いっ-かう〔副〕【一向】〔ひとむきにの意、剪燈新話、註「一向、猶一偏」〕語燈録「一向者、正一直向也」（一）ひたすら。一意に。程子遺書「至_レ於_レ書札_一、於_レ儒者_一事、最近然、一向好_レ著、亦自喪_レ志」（支那、宋の碩儒、程顥、程頤）三代實録、十七、貞觀十二年二月「穀倉院地子交易物、云云、置_レ專當_一還致_レ物煩_一、望請、從_レ停止_一、府司一向交易奉_レ進、詔並從_レ之」職源抄、上、太政官「官中事、一向、左大臣統_レ領之_一」運歩色葉集（天文）「一向、イッカウ」（二）俗に、意を轉じて、さらさらに。

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

イツサイ
一切。「一向、存じませぬ」佛教の語。餘事を思はず、唯、一事にのみ心を向くるさま。六十華嚴、十四「一向専求_レ無上菩提_レ」無量壽經、下「一向専念_レ無量壽佛_レ」
法苑珠林「一向唯樂_レ無_レ苦」〔0180-5〕

いっ-かう〔副〕【一向】〔前條の語と同一義なれど、佛經語として、別に説く〕
佛教の語。餘事を思はず、唯、一事にのみ心を向くるさま。六十華嚴、十四「一向専求_レ無上菩提_レ」無量壽經、下「一向専念_レ無量壽佛_レ」法苑珠林「一向唯樂_レ無_レ苦」
〔0180-5〕

とあって、標記語「いっ-かう〔副〕【一向】」の語を収載する。これを現代の『日本語大辞典』第二版に、標記語「いっ-こう【一向】 〔副〕（「に」「の」を伴うことが多い）①一つのことがらに他を考えない意を表わす。動作性の語にかかりやすい。ひたすら。いちずに。いこう。②物事が完全に一つの傾向にある意を表わす。形状性の語にかかりやすい。すべて。全部。もっぱら。たいそう。むやみに。③下に打消の語を伴って、程度の完全なことを強める意を表わす。まるで。ちっとも。さっぱり。まったく。④一つの方面。⑤一つのことがらを選び取る意を表わす。いっそ。むしろ。 〔形動〕否定的な意味を含めていう。全くひどい。まるでだめだ。→一向なもの。〔語誌〕(1) 平安時代のかたかな文学には「いかう」が多く、鎌倉時代以後は「一向」が多い。(2) 平安時代には下に肯定表現を伴うことが多い。仏典では肯定表現を伴う用法の他、「而彼一向不受如是種種苦惱」〔唯識論〕のように否定表現を伴う用法もあるが、一般には鎌倉時代に入ってから、否定表現を伴う例が多くなる」とあって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

〔ことばの実際〕

志太三郎先生義廣、濫惡掠領常陸國鹿嶋社領之由、依聞食之、一向可爲御物忌沙汰之由、被仰下《訓み下し》志太ノ三郎先生義広、濫惡ニシテ常陸ノ国鹿島ノ社領ヲ掠領スルノ由、之ヲ聞シ食スニ依テ、一向ニ御物忌ノ沙汰タルベキノ由、仰セ下サル。《『吾妻鏡』治承五年二月二十八日の条》

0909-106「哀憐（アイレン）」（545-2004.07.01）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「阿」部に、

^{レン}
哀憐。〔元龜二年本 259 ⑦〕
^{アイレン}
哀憐。〔静嘉堂本 293 ⑦〕

とあつて、標記語「哀憐」の語を収載し、語注記は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

一向仰_ニ御^{レン}哀憐^ヲ恐惶敬白〔山田俊雄藏本〕

一向^{アツク}仰_ニ御^{アイレン}哀憐^ヲ。恐惶謹言〔経覺筆本〕

一向^{アツク}仰_レ御^{アイレン}哀憐^ヲ恐惶敬白〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は、「哀憐」と記載し、訓みは、経覺筆本・文明十四年本に「アイレン」、山田俊雄藏本に「(アイ)レン」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

哀憐 慈悲分/アイレン。〔黒川本・疊字門下 32 ウ①〕

哀憐 〃樂。〃勸。〃傷シヤウ。〃歎。〃愍。〃吟。〔卷第八・疊字門 355 ③〕

とあつて、標記語「哀憐」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、標記語「哀憐」の語は未収載にする。次に広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)に、

哀憐^{アイレン} (ノカナシム、アワレム)[平・平]。〔態藝門 757 ②〕

とあつて、標記語「哀憐」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

哀憐^{アイレン}。〔弘・言語進退門 206 ⑥〕

哀憐^{アイレン} 一傷^{シヤウ}。一愍^{ミン}。〔永・言語門 170 ⑤〕

哀憐^{アイレン} 一傷。一愍。〔堯・言語門 159 ⑧〕

とあつて、弘治二年本だけに標記語「哀憐」の語を収載し、語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

哀慟^{アイトウ} 一憐^{セイ}。一情^{セキ}。一戚^{ミン}。一愍^{サツ}。一察。〔言辞門 172 ②〕

とあつて、標記語「哀慟」の熟語群として「哀憐」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「哀憐」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「哀憐」〔謙堂文庫藏五一左⑦〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

啓^{ケイ}白^{ハク}計^{ケイ}ヲ。可^ケ被^レ鳴^{ナラ}ラサニ一^{ケイ}啓^{ケイ}也。一向^ケ仰^ケ御^{アイレン}哀^{アイ}憐^{レン}ヲ一^ケ啓^{ケイ}ヲ鳴^{ナラ}ス事ハ。上天下界ヲ驚^{サト}カス心ナリ。啓白ハ。始メ結願ハ終ナリ。〔下28ウ⑤～⑦〕

とあって、この標記語「哀憐」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

一向^{いつかう}御^ご哀^{あい}憐^{れん}を仰^{あを}く／一向^ケ仰^ケ御^ケ哀^ケ憐^ケヲ。一向ハ一と動にと云事なり。哀憐ハ皆あわれむと讀。今度の法会合力あれハ執^{とり}行^{おこな}ハれ合力なけれハ執行ハれずして志至されハ憐て合力あれと也。〔77ウ③～⑥〕

とあって、この標記語「哀憐」の語をもって収載し、語注記も上記の如く記載する。これを頭書訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、標記語「御^ご哀^{あい}憐^{れん}」〔56オ⑤～⑧〕〔100ウ⑥～101オ⑤・⑥〕の語をもって収載し、その語注記は未記載にする。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Airon.(ママ) アイレン(哀憐) Auaremi.(憐れみ) 慈悲心, 寛大. ¶Airenuo taruru, l, cuuayuru.(哀憐を垂るる, または, 加ゆる) あわれむ, または, 同情する.

※ Airen の誤植。補遺に Airen を収めたのは、この訂正であろう。一次条。〔邦訳 18r〕

とあって、標記語「哀憐」の語の意味は「Auaremi.(憐れみ) 慈悲心, 寛大」とし、訓みと意味を異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

あい-れん〔名〕【愛憐】いつくしみ、あはれむこと。いとほしむこと。〔0003-4〕

とあって、標記語「あい-れん〔名〕【愛憐】」の語を収載するのみである。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「あい-れん【哀憐】〔名〕かなしみ、あわれむこと。神仏の衆生に対する、君主の人民に対する、または人間の他の動物に対するあわれみの気持をいう場合が多いが、「愛憐」とほぼ同義にも用いられる。＊将門記(940頃か)「堺外の士女は声を挙げて哀憐す」＊今昔物語集(1120頃か)二十六・十二「国に返り住むと云ければ、守、『糸よき事也』と云て、物など取^{とら}せて哀憐しければ」＊平家物語(13c前)二・教訓状「民のためにはますます撫育の哀憐をいたさせ給はば」＊上司家文書-建治三年(1277)七月・賀陽資成申状案(鎌倉遺文一七・一二七八九)「書生職無足之条、何不^レ浴^レ御哀憐^ニ哉」＊日葡辞書(1603-04)「Airenuo(アイレンヲ)タルル」＊布令必用新撰字引(1869)く松田成己>「哀憐 アイレン フビンガル」＊史記-刺客伝「丹終不^レ以^レ迫^レ於強秦^ニ、而棄^下所^ニ哀憐^ニ之^上置^乙之^乙匈奴^甲」」とあって、『大言海』が引用する『庭訓往來』のこの

語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

法之衰弊、處之陵遲、見者掩面、行者反袖若無^{アイレン}哀憐者、爭企住侍乎《訓み下し》法ノ衰弊、処ノ陵遲、見ル者面ヲ掩ヒ、行ク者袖ヲ反ス。若シ^{アイレン}哀憐無クンバ、争カ*住侍ヲ企テンヤ（*住持ヲ企テンヤ）。《『吾妻鏡』元暦元年十一月二十三日の条》

0909-107「敬白（ケイハク）」（545-2004.07.02）

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「氣」部に、標記語「敬白」の語は未記載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

一向^{アツク}ニ^{アイレン}仰^{アツク}ニ^{アイレン}御哀憐ヲ。恐惶謹言〔経覺筆本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は、「敬白」と記載し、経覺筆本だけが「謹言」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』（1177-81年）と十卷本『伊呂波字類抄』には、標記語「敬白」の語を未記載にする。

室町時代の古写本『下學集』（1444年成立・元和本（1617年））には、標記語「敬白」の語は未記載にする。次に広本『節用集』（1476（文明六）年頃成立）に、

^{ケイハク}敬白ウヤマウ、マウス〔去・入〕。〔態藝門 603 ④〕

とあって、標記語「敬白」の語を収載する。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』は、標記語「敬白」の語は未記載にする。

このように、上記当代の古辞書においては、広本『節用集』にだけ標記語「敬白」の語を収載していて、古写本『庭訓往來』及び、下記真字本には見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には標記語「敬白」〔謙堂文庫藏五一左⑦〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往來註』では、

恐々謹言 九月十二日 沙弥／進上 侍者御中〔下28ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「謹言」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

いつかうごあいれん あを
一向御哀憐を仰く／恐惶謹言／九月十三日 沙弥／進上 侍者御中

[77 ウ⑦～ 78 オ②]

とあって、この標記語「謹言」の語をもって収載し、語注記未記載にする。これを頭書

訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

たゞし ぶつ ふせ ならび ひもつろくもつとうあけいせんなりたゞごじよせい ぎ これ しゆぎやう する
但し佛布施并に被物録物等用意軽賤也只御助成に擬して之を執行せら被
べ ござんたんの ぎ あら いへどもけいびやくばかり もつていつけい な る べ きふら
可し。御讚嘆之に儀に非ずと 雖 啓白 許を以 一 磬を鳴らさ被可く候ふ
なり いつかふ ごあいれん あふ きやうくほうけいはく
也。一向に御哀憐を仰ぐ 恐 惶 敬白／但し佛布施。并=被物。録物等=用
意軽賤也。只擬シテ御助成ニ。可シレ被レ執レ行セラ之ヲ。雖レ非ズトニ御
讚嘆之儀ニ。以ニ啓白許ヲ。可レ被レ鳴ラサニ一磬ヲ候フ也。一向ニ仰グニ

御哀憐ヲ。恐惶敬白▲敬白ハうやまつてまうすと訓ず。[56 オ⑤～ウ②]
たゞし ぶつ ふせ ならび ひもつろくもつとうあけいせんなりたゞごじよせい べし る しゆぎやうせ
但し佛布施并に被物録物等用意軽賤也只擬ニ御助成に可レ被レ執レ行
これを いへども あら ござんたんの ぎにもつて けいびやくばかりをへく なる ならさ いつけい きふらなり
之ニ 雖レ非ズと 御讚嘆之儀以ニ啓白 許可レ被レ鳴ニ一磬を候也
いつかうにあふく ごあいれんを きやうくほうけいはく
一向 仰ニ御哀憐ニ 恐 惶 敬白▲敬白ハうやまつてまうすと訓ず。

[100 ウ⑥～ 101 ウ①]

とあって、標記語「敬白」の語をもって収載し、その語注記は「敬白は、うやまつて
まうすとくんと訓ず」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Qeifacu. ケイヒヤク（敬白） Vyamate mōsu.（敬つて白す）尊敬の念をこめ
て申すこと。例, Qeifacu suru.（敬白する）文書語。 ※ 敬白けいひやく。うやまつて、
まうす（落葉集）。[邦訳 482]

とあって、標記語「敬白」の語の意味は「Vyamate mōsu.（敬つて白す）尊敬の念を
こめて申すこと」とし、訓みと意味を異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦
編『大言海』には、

けい-はく〔句〕【敬白】けいびやくの條を見よ。庭訓往來、九月「佛布施、并被物、
敬白等敬白、軽賤也」〔0600-2〕

けい-びやく〔句〕【敬白】うやまひて、まうす。願文。書翰文。などに記す
敬語なり。朝野群載、二、獻ニ供物於ニ北野廟ニ「敬白、献上御幣、上紙百帖、云云、繪
馬二匹」庭訓往來、九月「一向仰ニ御哀憐ニ、恐惶敬白」〔0600-3〕

とあって、標記語「けい-はく〔名〕【敬白】」の語を収載する。これを現代の『日本

『国語大辞典』第二版に、標記語「けい-はく【敬白】〔名〕①うやまって申し上げること。つつしんで申し上げること。けいびやく。②願文や手紙などの末尾に用いる^{あいさつ}挨拶のことば。敬具。謹白。けいびやく。〔語誌〕②は「書札作法抄」（一三四二年以降）に「敬白の字、在家より出家の方へ書也。又、出家と出家とは申に不_レ及」とあるように、僧侶の書簡や僧侶宛の書簡に用いる書留語であり、一種の位相語といえる。これは、仏教儀礼の法会などに宣読される表白文の書留語が書簡に及んだものか」とあって、『大言海』が引用する『庭訓往来』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

武州、召陰陽助忠尚朝臣、密々被仰云、四品事、朝恩之至、雖令自愛、無勞功、忽受此位、天運猶危、頗似不量己早可奉敬白事、由到泰山府君〈云々〉《訓み下し》武州、陰陽ノ助忠尚ノ朝臣ヲ召シ、密密ニ仰セラレテ云ク、四品ノ事ハ、朝恩ノ至、自愛セシムト雖モ、勞功無フシテ、忽此ノ位ヲ受ルコト、天運猶危シ。頗ル己ヲ量ラザルニ似タリ。早ク事ノ由ヲ泰山府君ニ敬白^{ケイビヤク}シ奉ルベシト〈云云〉。《『吾妻鏡』嘉禎二年三月十三日の条》

0909-108「重陽（チャウヤウ）」（546-2001.03.05）

室町時代の古辞書『運歩色葉集』の「天」部に、

^{テウヤウ}重陽 九月九日也。月与日俱應陽数也。^{テウヤウ}重陽 九月九日也。月与日俱應陽數也。^{テウキウツナン}重九（同）。〔元龜本 246 ④〕
^{テウヤウ}重陽 九月九日也。月与日俱應陽數也。^{テウキウツナン}重九 同。〔静嘉堂本 284 ⑥〕

とある。標記語「重陽」の語注記は「九月九日なり。月と日と俱に應陽の数なり」という。『庭訓往来』に見え、『下學集』に、

^{テウヤウ}重陽 九月九日ナリ也。月令ニ云ク、九月九日ハ月ト日ト俱ニ應ス陽数ニ。故ニ云ニ重陽ト。此ノ日採テ菊^{ケン}ヲ献スルニ觀音ニ則ハ壽命長遠ナリ也。起ルニ於^{ホウソ}彭祖カ古事ニ也。〔時節 30 ③〕

とあって、その語注記は、「九月九日なり。『月令』に云く、九月九日は月と日と俱に陽数に應ず。故に重陽と云ふ。此の日菊を採りて観音に献ずる則は壽命長遠なり。彭祖が古事に起こるなり」という。広本『節用集』には、

^{テウヤウ}重陽 ヲモシノシゲシ・カサナル、ミナミ 又云ニ重九ニ。云ニ拵九八ニ。周易曰、天ノ数モ九ツ。秋ノ数モ九ト相應ス。仍曰ニ重陽ニ。月令曰、重陽日菊ニ有ニ黄花ニ。事林

廣記云、九月九日、爲_レ重陽ト_一。魏ノ文帝ノ書云、歲^{ユキ}往月來、忽復九月九日。九ヲ爲_レ陽ノト_一。其日與_レ月並^{ソレヒ ナラヒ}應ス。故ニ曰_レ重陽_一。續齋諧記云。汝南ノ桓景隨_レ費長房ニ_一游学ス。謂曰九月九日。汝家當_レ有_レ災異_一。急令家人。縫_レ綵囊ヲ_一。盛^{モリ}茱萸ヲ_一繫_レ臂上_一。登高飲_レ菊花酒ヲ_一。此禍乃銷景從_レ其言ニ_一。舉家登山。各還而鷄犬一時ニ暴死ス。仙書云、茱萸ハ爲_レ辟邪翁_一。菊花ヲ爲_レ延壽客ト_一。故ニ假_レ此物ヲ_一。以消_レ陽九之厄_一。尔晋ノ陽秋曰、陶潛九月九日遂於_レ盈^{ミチ}宅邊ニ_一。採_レ菊花_一。盈^{ミチ}テ把_レ望^{ハ ノソミ}見。白衣ノ人至。乃王弘送_レ酒。飲醉而歸ル。晋ノ孟嘉傳云、嘉爲_レ桓温參軍ト_一。重九之日、遊_レ龍山ニ_一行察佐畢集嘉醉有風吹落嘉帽ヲ_一。而不_レ覺。夢臺録云、重都ト賞菊酒花縛成洞戸。〔時節門 156 ③〕

とあって、収載部門も「知」部とし、語注記は、『下學集』の『月令』による語注記より大幅に増補され、典拠も『周易』『事林廣記』『魏ノ文帝ノ書』『續齋諧記』『仙書』晋『陽秋』晋『孟嘉傳』『夢臺録』とあって多彩な説明内容の記載となっている。ただし、この語注記のうち、『事林廣記』以下の説明は、『事林廣記』の「重九」「登高」「白衣酒」「龍山」に依拠する。これに対し、印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本『節用集』には、

重陽^{チウヤウ} 節名。九月九日。〔弘・時節 196 ④〕
 重陽^{チウヤウ} 節名。九月九日。月令、九月九日月与_レ日俱應_レ陽数。故ニ云_レ——_一也。
 此日採_レ菊獻ス_レ觀音ニ。則壽命長遠ナリ也。起_レ於彭祖事_一。〔永・時節 162 ②〕
 重陽^{チウヤウ} 九月九日。月令、九月九日月与_レ日俱應陽数。故云_レ——_一也。此日採菊獻觀音。則壽命遠也。起於彭祖事_一。〔永・時節 151 ⑥〕

とあって、弘治二年本は語注記を簡略化し、他二本は『下學集』を継承する。これを『庭訓往来註』九月九日の状に、

真字本『庭訓往来註』九月九日の状には、

546 九月九日 佩茱萸食餌飲菊酒。令長壽、又採茱萸、即万吉、又長生也。尺素曰、菊花ノ辺ノ赤飯ハ九日ノ興味也。〔謙堂文庫藏五一左⑩〕

とあって、古辞書『下學集』・『節用集』・『運歩色葉集』とは異なる文献資料からの収載となっている。当代の『日葡辞書』には、

Chôyô. チョウヤウ（重陽） Cuguatno coconocano coto.（九月九日のこと）〔陰曆九月の九日。〔邦訳 129 1〕

とある。

[ことばの実際]

重陽 東坡云嶺南氣候不常菊開時節——十月宴賞号小——(歳時雜記)菊花何太苦遭此兩——(李詩)。『韻府群玉』二陽韻・174 右⑥]

佩ヒ_二茱萸ヲ_一 西京雜記云、漢ノ武帝ノ宮ノ人買_一佩_一蘭佩テ_二茱萸ヲ_一食餌シ飲ム_二菊酒ヲ_一云令ト_二人ヲ_一長壽ナラ_一。『事林廣記』歳華紀麗卷三 14 右③]

0909-109 「沙弥(シヤミ)」(547-2004.07.03)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』(1548年)の「志」部に、

沙弥^ミ 驅鳥——自十歳至十五歳。應法——自十六歳至^テ十九歳^ニ。名字——廿歳也。〔元龜二年本 312 ②〕

沙弥^{シヤミ} 馳鳥——自十歳至十五才。應法——十六歳至十九。名字——廿歳也。〔静嘉堂本 365 ③・④〕

とあって、標記語「沙弥」の語を収載し、訓みは「(シヤ)ミ」〔元〕と「シヤミ」〔静〕と記載する。そして、語注記は「驅鳥沙弥、十歳より十五歳に至って。應法沙弥、十六より歳十九歳に至って。名字沙弥、廿歳なり」とあって、下記に示す真字註の語注記の前半部と合致し、これを継承していることが明らかとなっている。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

九月十三日 沙弥／進上 侍者御中〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕

九月十二日 沙弥／進上 侍者御中〔建部傳内本〕

九月十三日 沙弥／進上 侍者御中〔山田俊雄藏本〕〔経覺筆本〕

九月十三日 沙弥^{シヤミ}沙弥／進上 侍者御中〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・文明十四年本の古写本は「沙弥」と記載し、訓みは文明十四年本に「シヤミ」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には、

沙弥 シヤミ。〔黒川本・人倫門下 70 オ④〕〔卷第九・人倫門 140 ②〕

とあって、標記語「沙弥」の語を収載する。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))には、

シヤミ
沙彌 小僧又賤使。〔人倫門 40 ⑤〕

とあって標記語「沙彌」の語を収載し、語注記は「小僧、または、賤使」と記載する。

次に広本『節用集』（1476(文明六)年頃成立)に、

シヤミ
沙彌 イサゴ、イヨ人〔平・平〕此始^テ落髮^{ハツ}ノ之稱謂也。言此人出_二煩惱_一求_二涅槃_一故也云々。此云_二息慈_一。又云_二勸策_一。寄^{〔典〕}飯傳授十戒已為求宗最下七歳至年十三者。此日名烏沙彌。若年十四至十九名應法若年二十已上。号_二名字沙彌_一也。

〔官位門 919 ⑦・⑧〕

とあって、標記語「沙彌」の語を収載し、この語注記は『下學集』の語注記を継承せず、寧ろ真字註の語注記に類似する内容であることが知られる。印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』も、

シヤミ
沙彌 。〔弘・官名門 238 ①〕〔永・官名門 200 ⑧〕〔堯・官名門 190 ⑧〕

とあって、標記語「沙彌」の語を収載し語注記は未記載にする。また、易林本『節用集』に、

シヤミ
沙彌 。〔人倫門 203 ⑦〕

とあって、標記語「沙彌」の語を収載する。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「沙彌」の語を収載して、古写本『庭訓往來』及び下記真字本に見えている語となっている。なかでも、『運歩色葉集』が語注記を同じくし、継承関係が見られ、更に、広本『節用集』（1476(文明六)年頃成立)にも類似する内容が見えている。

さて、真字本『庭訓往來註』九月九日の状には、

548 沙彌 驅烏沙彌自_二十歳_一至_二十五_一。應法々自_二十六_一。至_二十九名字沙彌_一ハ至_二廿歳_一。六位上司ハ當_二五位_一也。〔謙堂文庫蔵五二右①〕

とあって、標記語「沙彌」の語を収載し、この語についての語注記は「驅烏沙彌、十歳より十五に至る。應法沙彌十六より十九に至る。名字沙彌ハ廿歳に至る。六位上司は、五位に當るなり」と記載する。

古版『庭訓往來註』では、

恐々謹言 九月十二日 沙彌／進上 侍者御中〔下 28 ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「謹言」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往來捷注』（寛政十二年版）に、

九月十三日 しやミ沙弥／進上 ししやおんなか侍者御中／九月十三日 しやミ沙弥／進上 侍者御中 [77 ウ⑦～78 オ②]

とあって、この標記語「謹言」の語をもって収載し、語注記未記載にする。これを頭書

訓読『庭訓往來精注鈔』『庭訓往來講釈』には、

くぐわつじふさんにち しやミ沙弥 しんじやう進上 じしやおんなか侍者御中／九月十三日 しやミ沙弥／進上 侍者御中▲沙弥ハ十月の進状中しるす。[56 オ⑤～⑧]
くぐわつじふさんにち しやミ沙弥 しんじやう進上 じしやおんなか侍者御中▲沙弥ハ十月の進状中しるす。

[102 オ①・③]

とあって、標記語「沙弥」の語をもって収載し、その語注記は「沙弥ハ十月の進状中しるす」と記載する。

当代の『日葡辞書』（1603-04年成立）に、

Xami. シャミ（沙弥） 修道院の食糧室係のように、家事をつとめる寺（Te ra）の坊主（Bōzos）. [邦訳 742 r]

とあって、標記語「沙弥」の語の意味は「修道院の食糧室係のように、家事をつとめる寺（Te ra）の坊主（Bōzos）」とし、訓みと意味を異にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、

しゃ-み [名] 【沙彌】シラマネエラ〔梵語、Śramaṇera.（室羅末尼羅）の略、求寂、又、息慈と譯す、息惡行慈の意〕又、サミ。始めて佛門に入り、神を剃りし男子の稱。即ち、得度式のみ終はりたるもの。女なるを、沙彌尼と云ふ。魏書、釋老志「爲沙門者、初修十誡、曰沙彌」源平盛衰記、十六、仁寛流罪事「今年は、十二歳にぞ成らせ給ふ、かかる亂れの世なりければ、御受戒なく、唯、沙彌にてぞ、オハシマ坐しける」 [0983-1]

とあって、標記語「しゃ-み [名] 【沙彌】」の語を収載する。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「しゃ-み 【沙彌】 [名]（梵語、Śramaṇera の音訳。俗情をやすめて慈悲の心を起こす意で息慈と訳し、正式の比丘になろうと努める者の意で勤策男と訳す）仏語。①仏門にはいり、剃髪して十戒を受けた男子。仏法に未熟な僧。年齢により驅烏沙彌（七～一三歳）、応法沙彌（一四～一九歳）、名字沙彌（二〇歳以上）の三種に分ける。②日本では特に、剃髪していても妻子のある、在家の生活を行なう者をいう。[語誌] (1) これに類する類似した語の「沙門」は、桑門ともいい、出家者

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

の総称で、比丘、僧と同義に用いられる。沙門は漢語訳において勤勞、功勞、静志、息止などとされ、沙彌は勤策、功勞、息慈、勞之少者などとされており、両語が原語において近い関係にあることが伺われる。(2) 梵語 Śramaṇa (沙門) は努力する等の動詞 Śram から派生した名詞で、努力する人、即ち修行者一般を指す。Śramaṇera (沙彌) はそれから更に派生した語で、沙門の子の意で、仏弟子の最初の段階の者を指す」とあって、『庭訓往來』のこの語用例、そして、①の意味内容に関わる真字註の用例は未記載にする。

[ことばの実際]

寅刻、於最明寺、相州令落飭給〈年卅、〉依日來素懷也御法名、覺了房道崇〈云云〉御戒師、宋朝道隆禪師也依此事、名家兄弟三流、既爲沙彌^{シヤミ}、希代珍事也《訓み下し》寅ノ刻ニ、最明寺ニ於テ、相州飾ヲ落トサシメ給フ〈年三十〉。日來ノ素懷ニ依テナリ。御法名ハ、覺了房道崇ト〈云云〉。御戒師ハ、宋朝ノ道隆禪師ナリ。此ノ事ニ依テ、名家ノ兄弟三流、既ニ沙彌^{シヤミ}トスル、希代ノ珍事ナリ。《『吾妻鏡』康元元年十一月二十三日の条》

0909-110「謹上（キンジャウ）」→正月五日の状「謹上（キンジャウ）」(021-2006.03.15)を参照。

909-111「侍者（ジシヤ）」(548)→0909-024「侍者（ジシヤ）」(511-2004.04.30)を参照。

909-112「御中（をんなか）」(548-2004.07.04)

室町時代の古辞書である『運歩色葉集』（1548年）の「於」部に、「御座^{ハシマス}。御衣^{ヲソ}。御伴友^{トモ}。御供主^{ヨナリ}。御成^{ハレ}。御晴^チ。御乳^{アシ}。御足錢^{ツホ}名。御坪」の九語を収載し、標記語「御中」の語は未収載にする。

古写本『庭訓往來』九月十三日の状に、

九月十三日 沙彌／進上 侍者御中〔至徳三年本〕〔宝徳三年本〕

九月十二日 沙彌／進上 侍者御中〔建部傳内本〕

九月十三日 沙彌／進上 侍者御中〔山田俊雄藏本〕〔経覺筆本〕

九月十三日 沙彌^{シヤミ}／進上 侍者御中〔文明十四年本〕

と見え、至徳三年本・宝徳三年本・建部傳内本・山田俊雄藏本・経覺筆本・文明十四

年本の古写本は「御中」と記載する。

古辞書では、鎌倉時代の三卷本『色葉字類抄』(1177-81年)と十卷本『伊呂波字類抄』には標記語「御中」の語は未収載にする。

室町時代の古写本『下學集』(1444年成立・元和本(1617年))・広本『節用集』(1476(文明六)年頃成立)・印度本系統の弘治二年本・永祿二年本・堯空本・両足院本『節用集』・易林本『節用集』は標記語「御中」の語は未収載にする。

このように、上記当代の古辞書においては標記語「御中」の語を未収載にあって、古写本『庭訓往来』及び下記真字本に見えている語となっている。

さて、真字本『庭訓往来註』九月九日の状には標記語「御中」〔謙堂文庫蔵五二右①〕の語を収載し、この語についての語注記は未記載にする。

古版『庭訓往来註』では、

恐々謹言 九月十二日 沙弥／進上 侍者御中〔下28ウ⑦～⑧〕

とあって、この標記語「謹言」とし語注記は未記載にする。時代は降って、江戸時代の訂誤『庭訓往来捷注』(寛政十二年版)に、

九月十三日 沙弥／進上 侍者御中／九月十三日 沙弥／進上 侍者御中〔77ウ⑦～78オ②〕

とあって、この標記語「謹言」の語をもって収載し語注記未記載にする。これを^{頭書訓読}『庭訓往来精注鈔』『庭訓往来講釈』には、

くぐわつじふさんにち しやミ しんじやう じしやおんなか
九月十三日 沙弥／進上 侍者御中／九月十三日 沙弥／進上 侍者御中▲沙弥ハ十月の進状中しるす。〔56オ⑤～⑧〕
くぐわつじふさんにち しやミ しんじやう じしやおんなか
九月十三日 沙弥／進上 侍者御中▲沙弥ハ十月の進状中しるす。

〔102オ①・③〕

とあって、標記語「御中」の語をもって収載し、その語注記は「沙弥ハ十月の進状中しるす」と記載する。

当代の『日葡辞書』(1603-04年成立)に、標記語「御中」の語は未収載にする。明治から大正・昭和時代の大槻文彦編『大言海』には、標記語「おん-ちゅう〔名〕【御中】」「おん-なか〔名〕【御中】」の語は未収載にする。これを現代の『日本国語大辞典』第二版に、標記語「おん-ちゅう【御中】〔名〕個人でない官庁、会社、団体などへの手紙で、あて名の下に書き添える脇付の語。おんなか。*英和商業新辞彙(1904)く田中・

『庭訓往來註』にみる室町時代古辞書について

中川・伊丹>「Messieurs (Messrs.) 御中、諸氏、各位、書信に用ゐる語」*類句作例書翰大辞典
(1913)「^{オンチウ}御中(集団隊宛)」[語誌] 明治期以前、脇付に用いられていた「人々^{ひとびと}御中^{おんなか}の「人々」
の省略形「^{おんなか}御中を音読したのか。明治後期から大正期にかけて、音読した形で脇付語として
定着したと考えられる」「おん-なか〔名〕【御中】「おんちゅう(御中)」に同じ」と
あって、『庭訓往來』のこの語用例は未記載にする。

[ことばの実際]

天喜三年十月九日伊賀守小野守経状進上 御房、行事供奉達 御中(題籤 第一面)
「天喜三以後」《『東大寺文書<図書館未成卷文書>』天喜三年十月九日の条 360-4・
12/119》